

2025年度

令和7年度

障がい者福祉のあらし

●相談窓口●

大森地域庁舎 〒143-0015 大森西1-12-1

【大森西・入新井・馬込・池上・新井宿特別出張所管内の方】

2階	地域福祉課	身体障害者支援	☎ 03-5764-0657	Fax 03-5764-0659
		知的障害者支援	☎ 03-5764-0710	
		精神障害者支援・難病医療費助成 (こころの健康相談)	☎ 03-6436-8750	
		(医療費助成)	☎ 03-5764-0696	

調布地域庁舎 〒145-0067 雪谷大塚町4-6

【嶺町・田園調布・鵜の木・雪谷・久が原・千束特別出張所管内の方】

3階	地域福祉課	身体障害者支援	☎ 03-3726-2181	Fax 03-3726-5070
		知的障害者支援	☎ 03-3726-6032	
		精神障害者支援・難病医療費助成 (こころの健康相談)	☎ 03-6425-7555	
		(医療費助成)	☎ 03-3726-4139	

蒲田地域庁舎 〒144-0053 蒲田本町2-1-1

【六郷・矢口・蒲田西・蒲田東特別出張所管内の方】

3階	地域福祉課	身体障害者支援	☎ 03-5713-1504	Fax 03-5713-1509
		知的障害者支援	☎ 03-5713-1507	
		精神障害者支援・難病医療費助成 (こころの健康相談)	☎ 03-6424-5040	
		(医療費助成)	☎ 03-5713-1383	

糀谷・羽田地域庁舎 〒144-0033 東糀谷1-21-15

【大森東・糀谷・羽田特別出張所管内の方】

2階	地域福祉課	身体障害者支援	☎ 03-3743-4281	Fax 03-6423-8838
		知的障害者支援	☎ 03-3741-6526	
		精神障害者支援・難病医療費助成 (こころの健康相談)	☎ 03-6423-8892	
		(医療費助成)	☎ 03-3741-6682	

障がい者総合サポートセンター 〒143-0024 中央4-30-11

相談支援部門	☎ 03-5728-9433	Fax 03-5728-9437
学齢期の発達障がい支援部門	☎ 03-6429-8524	Fax 03-6429-8545

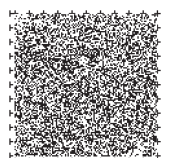
大田区役所 〒144-8621 蒲田5-13-14

1階	障害福祉課	障害者支援 障害事業 認定・給付 (児童)	☎ 03-5744-1251 ☎ 03-5744-1591 ☎ 03-5744-1316	Fax 03-5744-1555
		計画 施設	☎ 03-5744-1700 ☎ 03-5744-1639	

※各地域庁舎の受け持ち区域は、
P30に記載しています。

大田区

各ページの角の位置に印刷された模様は視覚に障がいのある人などのための音声コードです。専用の読み上げ装置、スマートフォン専用アプリなどで読み取ると音声で内容を聞くことができます。



この“あらまし”は、大田区内にお住まいの障がい者(児)とその家族の方々が利用できる制度や福祉サービスについて、その概要や利用の仕方を紹介しています。

原則として、令和7年4月1日現在の内容をもとに作成しています。

制度改正などにより、掲載内容に変更が生じる場合がありますので、最新の情報については、大田区のホームページをご確認いただくか、各問合せ先までお問い合わせください。

本文中は、法令に定められた名称、国や都の制度名、その他施設名などの固有名詞を除いて、ひらがな表記の「障がい」を使用しています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」については、「障害者総合支援法」と記載しています。

“あらまし”は、大田区のホームページでPDF版を公開しています。以下のURLまたは二次元コードからご確認ください。

<https://www.city.ota.tokyo.jp/>



“あらまし”の使い方

巻頭の目次、障がい程度別該当事業一覧表(P8)、巻末のさくいんから、必要なサービスの掲載ページを探してください。

本文中で使用するマークについて

- 障害福祉サービスに該当する事業には、**障サ**マークがついています。
- 地域生活支援事業には、**地**マークがついています。

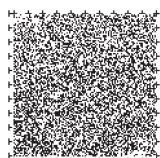
障害福祉サービス、地域生活支援事業については、P15をご覧ください。

各ページの下部にある

コード

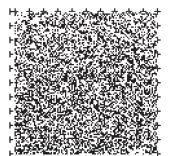
のマークは、音声コード(Uni-Voice)です。

専用の読上装置またはスマートフォンの専用アプリで読み取ると、掲載内容を音声で聞くことができます。



目次／INDEX

		障がい程度別該当事業一覧表	7～14
		障がい程度別該当事業一覧表、マイナンバー提供のお願い	
		福祉サービスのしくみ	15～26
1		相談窓口	27～40
		障がい者総合サポートセンター・地域庁舎・大田区役所 等	
2		手帳・手当	41～54
		身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・大田区心身障害者福祉手当 等	
3		年金	55～58
		障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金 等	
4		医療	59～64
		心身障害者（児）医療費の助成・自立支援医療・ひとり親家庭医療費助成 等	
5		生活のお手伝い	65～79
		補装具費の支給・日常生活用具の給付・点字図書の給付 等	
6		介護・デイサービス	80～91
		居宅介護（ホームヘルプ）・短期入所（ショートステイ） 等	
7		生活圏をひろげる	92～106
		福祉タクシー・自動車燃料費・各種交通運賃の割引 等	
8		保育・教育	107～111
		保育園・児童館・教育センター・特別な支援を必要とするこどもたちのための学校 等	
9		はたらく・しごと	112～116
		障害者就労支援事業・公共職業安定所（ハローワーク）・東京障害者職業センター 等	
10		障がい者サービス	117～123
		区立図書館の障がい者サービス・「おおた区報」・「区議会だより」音声版の貸出し 等	
11		余暇・学習	124～128
		講座・講習会・障がい者スポーツ教室・障害者休養ホーム 等	
12		ボランティア・福祉職場をこころざす方のために	129～133
		手話通訳者等の養成・要約筆記者の養成・点訳・音訳奉仕員指導者等養成 等	
13		住まい	134～139
		都営住宅申込の優遇・住宅改造相談・住宅確保支援 等	
14		税金の軽減	140～145
		障害者控除（所得税・住民税）・ストマ用装具の医療費控除・住民税の非課税 等	
15		各種料金の減免	146～149
		郵便料金の減免・粗大ごみ処理手数料の免除・NHK受信料の減免 等	
16		施設ガイド	150～161
		大田区内の障がい者（児）福祉施設・区内指定特定相談支援事業所 等	
17		公共機関のダイヤル一覧	162～166
		休日・夜間診療・区内の救急医療機関・公共機関 等	



目次



しょう てい ど べつ がい とう し ぎょう いち らん ひょう 障がい程度別該当事業一覧表

7
14

障がい程度別該当事業一覧表……………	7
個人番号（マイナンバー）提供のお願い……………	14



ふく し 福祉サービスのしくみ

15
26

障害者総合支援法による福祉サービスのしくみ ……	15
障害福祉サービス・地域相談支援……………	16
児童福祉法による通所サービス……………	24
介護保険制度……………	26



そう だん まど ぐち 1 相談窓口

27
40

障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ……………	27
地域庁舎（保健福祉窓口）大田区役所（障害福祉課）…	28
各地域庁舎・大田区役所本庁舎案内図……………	29
各地域庁舎の受け持ち区域（お住まいの地域）…	30
大田区障害者虐待防止センター……………	31
障がい者差別に関する相談……………	31
大田区社会福祉協議会……………	32
福祉法律相談……………	33
地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）…	33
成年後見制度……………	33
身体障害者相談員・知的障害者相談員・ 精神障害者相談員……………	34
東京都心身障害者福祉センター……………	35
東京都品川児童相談所……………	36
東京都児童相談センター……………	36
手をつなぐ あんしん相談（青年期相談室）…	36
東京都立中部総合精神保健福祉センター……………	36
東京都障害者福祉会館（福祉相談）……………	37
東京聴覚障害者支援事業所（聴）……………	37
聴力障害者情報文化センター（聴）……………	37

東京都発達障害者支援センター（こどもトスカ）…	38
東京都発達障害者支援センター（おとなトスカ）…	38
精神障がい者家族等電話相談……………	38
精神障がい者相談支援……………	39
東京都盲ろう者支援センター……………	39
IT利用相談支援事業……………	40
高次脳機能障がい者相談……………	40



て ちよう て あて 2 手帳・手当

41
54

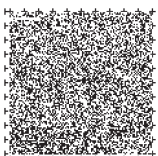
身体障害者手帳（身体障害者障害程度等級表） ……	41
愛の手帳……………	44
精神障害者保健福祉手帳……………	45
大田区心身障害者福祉手当（区制度）……………	45
東京都重度心身障害者手当（都制度）……………	49
特別障害者手当（国制度）……………	50
障害児福祉手当（国制度）……………	50
経過措置の福祉手当（国制度）……………	51
特別児童扶養手当（国制度）……………	51
障害手当（児童育成手当・区制度）……………	52
児童扶養手当（国制度）……………	52
育成手当（児童育成手当・区制度）……………	53
原子爆弾被爆者見舞金……………	54
自動車事故による重度後遺障害者への介護料支給……………	54



ねん きん 3 年 金

55
58

障害基礎年金—国民年金……………	55
障害年金生活者支援給付金……………	55
特別障害給付金—国民年金……………	56
障害厚生年金・障害手当金—厚生年金……………	56
障害年金の加算対象となる配偶者・子……………	56
傷病（補償）年金・障害（補償）給付・介護（補償）給付・ 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険）…	57
旧優生保護法による優生手術等を受けた方への補償金等 ……	57
心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）…	58





4 い りょう 療

59
〜
64

心身障害者（児）医療費の助成（障 受給者証）	59
後期高齢者医療制度への加入申請	60
難病医療費の助成	60
自立支援医療	
・自立支援医療（精神通院）	61
・自立支援医療（更生医療）－18歳以上－	61
・自立支援医療（育成医療）－18歳未満－	62
ひとり親家庭医療費助成	62
在宅高齢者等訪問相談事業	63
産科医療補償制度	63
障がい者（児）歯科相談・診療	64
・障がい者歯科相談（無料）	64
・東京都立荏原病院（歯科・口腔外科）	64
・心身障害者口腔保健センター	64



5 せい かつ て つだ い 生活のお手伝い

65
〜
79

補装具費の支給	65
〔地〕日常生活用具の給付	66
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	72
中等度難聴児発達支援事業（補聴器の購入費補助）	72
点字図書の給付（視）	72
ごみの戸別訪問収集	73
粗大ごみの運び出し収集	73
紙おむつ支給事業	73
福祉電話	
・福祉電話	74
・福祉電話機器	74
電話使用料の補助	75
〔地〕訪問入浴サービス	75
寝具水洗い・乾燥	75
出張理髪サービス	75
救急代理通報システム	76

〔障サ〕障害福祉サービス該当事業です。〔地〕地域生活支援事業です。

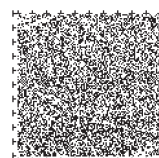
緊急通報サービス紹介事業	76
感震ブレーカー支給取付事業	76
家具転倒防止器具の支給取付	77
視覚障害者日常生活情報点訳等サービス（視）	77
避難行動要支援者名簿の登録	77
ヘルプカード（たすけてねカード）	78
緊急ネット通報	78
119番ファクシミリ通報	79
電話リレーサービスを介した119番通報	79



6 かい ご ・デ イ サ ー ビ ス 介護・デイサービス

80
〜
91

〔障サ〕居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護等	80
〔障サ〕同行援護	80
〔障サ〕行動援護	81
〔障サ〕療養介護	81
〔障サ〕生活介護	81
〔障サ〕短期入所（ショートステイ）	82
〔障サ〕共同生活援助（グループホーム）	82
〔障サ〕施設入所支援	83
〔障サ〕自立訓練 （機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）	83
〔障サ〕就労移行支援・就労継続支援・ 就労定着支援・就労選択支援	84
〔障サ〕自立生活援助	84
地域移行支援	84
地域定着支援	85
計画相談支援・障害児相談支援	85
障害児通所支援	85
・児童発達支援	86
・居宅訪問型児童発達支援	86
・保育所等訪問支援	86
・放課後等デイサービス	86
〔地〕地域活動支援センター	87
〔地〕日中一時支援	87



目次

〔地〕重度障害者の大学等修学支援事業	87
緊急一時保護	88
・家庭委託	88
・特別介護人派遣	88
大田区重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業	89
難病患者在宅レスパイト事業	89
重度脳性まひ者介護事業	90
在宅重症心身障害児（者）訪問看護（都制度）	90
在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業（都制度）	90
在宅難病患者一時入院事業	91
裁判員制度に関する助成	91



7 生活圏をひろげる

92
106

〔地〕移動支援	92
福祉タクシー・自動車燃料費（移送サービス利用券）	92
福祉有償運送	93
〔地〕自動車運転免許取得費の助成	94
〔地〕自動車改造費の助成	94
重度身体障害者ガイドヘルパー派遣	95
ガイドセンター（視）	95
車いすの貸出し	95
〔地〕意思疎通支援事業（聴）	
・大田区登録手話通訳者・奉仕員の派遣	96
・東京手話通訳等派遣センター登録 手話通訳者の派遣	96
・要約筆記者の派遣	96
聴覚障がい者コミュニケーション機器の 貸出し（聴）	97
盲ろう者向け 通訳・介助者派遣事業（視）（聴）	97
電話リレーサービス	97
ヨメテル（文字表示電話サービス）	97
補助犬の給付	98

各種の交通運賃の割引

・ＪＲ・私鉄運賃の割引	98
・都営交通の無料乗車券と割引	99
・精神障害者都営交通乗車証（無料）	100
・民営バスの割引	100
・有料道路通行料金の割引	101
・タクシー運賃の割引	102
・航空運賃の割引	102
・フェリー運賃の割引	102
駐車禁止規制の除外	103
高齢運転者等専用駐車区間制度	104
自転車等駐車場の定期利用	105



8 保育・教育

107
111

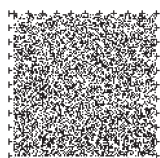
保育園	107
児童館	107
教育センター	107
特別な支援を必要とするこどもたちのための学校	108
特別支援学級等・特別支援教室（サポートルーム）	110
乳幼児の発達支援	111
学齢期の発達支援	111



9 はたらく・しごと

112
116

障害者就労支援事業	112
公共職業安定所（ハローワーク）	112
失業給付（雇用保険）	113
東京障害者職業センター	113
東京障害者職業能力開発校	114
（公財）東京しごと財団	114
国立職業リハビリテーションセンター	115
日本視覚障害者職能開発センター（視）	115
施術者講習会	116
盲人ホーム（視）	116
生活福祉資金の貸付	116
製造たばこ小売販売業の許可の特例	116





10 障がい者サービス

117
123

区立図書館の障がい者サービス	117
「おおた区報」・「区議会だより」音声版の貸出し	118
「広報東京都」・「都議会だより」	118
点字即時情報ネットワーク事業	118
(点字J.B.ニュース)	118
点字録音刊行物作成配布事業	118
視覚障がい者用図書・雑誌の製作・貸出し等	119
デジ録音図書ダウンロードサービス	119
専門対面リーディングサービス	119
視覚障がい者用図書レファレンスサービス	120
磁気ループの貸出し	120
16ミリ字幕付映画フィルムの貸出し	120
字幕入り手話入りビデオテープ・DVDの製作・貸出し	120
聴覚障がい関係図書等の貸出し・閲覧	121
区議会傍聴者への手話通訳者配置	121
区議会傍聴者への	
補聴援助システムの貸出し	121
音声認識文字変換ソフトウェア	
(UDトーク)の導入	122
選挙に関する障がい者サービス	122
郵便等投票(郵便等による不在者投票)	123
都税に関する点字でのお知らせ	123
水道局からの点字又は音声コードでのお知らせ	123



11 余暇・学習

124
128

若草青年学級	124
点字講習会	124
教養講座	124
視覚障がい者のための講習会・訓練	125
視覚障がい者のためのスマホ・パソコン教室	125
IT技術者在宅養成講座	125
文化教養講座	126
読話講習会	126

実践読話講習会	126
大田区中途失聴・難聴者向け手話講習会	127
中途失聴・難聴者のための講習会	127
障がい者スポーツ教室	127
中途失聴・難聴者のコミュニケーション講座	128
障害者休養ホーム	128



12 ボランティア・福祉職場を こころざす方のために

129
133

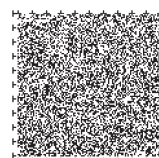
東京都手話通訳者等養成講習会	129
手話指導者養成クラス	
(中途失聴・難聴者向け手話指導)	129
要約筆記者の養成	130
要約筆記啓発講座	130
点訳・音訳奉仕員指導者等養成	130
音訳者養成講座(初級・中級)	131
点訳者養成講座(初級・中級)	131
聴覚障がい者理解啓発講座	131
手話講習会(初級・中級・上級)	132
手話講習会 通訳養成課程	132
手話通訳者選考試験	133
同行援護従業者養成研修(一般課程・応用課程)	133
東京都福祉人材センター 人材情報室	133



13 住 ま い

134
139

都営住宅申込の優遇	
・家族向住宅(抽せん方式)	134
・家族向住宅(ポイント方式)	134
・車いす使用者世帯向住宅	135
・単身者向住宅	135
・単身者用車いす使用者向住宅	135
区営住宅申込の優遇	136
都営住宅・区営住宅使用料の減額・減免	136
UR都市機構の優遇制度等	136



目次

住宅改造相談・助成	137
木造住宅耐震改修工事助成への障がい者等加算制度	138
住宅リフォーム助成	138
住宅確保支援事業	139
転居一時金助成	139



14 税金の軽減

140
145

障害者控除（所得税・住民税）	140
ストマ用装具に係る費用の医療費控除 （所得税・住民税）	140
おむつに係る費用の医療費控除（所得税・住民税）	141
在宅医療に係る介護費用の医療費控除（所得税・住民税）	141
住民税の非課税	141
贈与税の非課税	142
相続税の軽減	142
バリアフリー改修工事等に係る所得税の税額控除	143
バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額	143
自動車税（環境性能割・種別割）・ 軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免	143
マル優制度	145
個人事業税の軽減	145
関税の免除	145



15 各種料金の減免

146
149

郵便料金の減免	146
郵便はがきの無料配布	146
プール使用料の割引	146
粗大ごみ処理手数料の免除	147
NHK受信料の減免	147
都立公園駐車場の無料利用	148
都立公園等の入場料の免除	148
池上梅園入園料の無料	148
電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）	149
携帯電話の料金割引等	149



16 施設ガイド

150
161

区内障害福祉サービス事業所一覧	150
区内地域生活支援事業事業所一覧	153
区内障害児通所支援事業所一覧	154
・区内にあるグループホーム	157
・区内にある精神障がい者グループホーム	160
・区内指定特定相談支援事業所・ 指定障害児相談支援事業所一覧	161



17 公共機関のダイヤル一覧

162
166

休日・夜間診療	162
区内の救急医療機関	163
特別出張所	163
公共機関	164
障がい者福祉機関	165
在宅医療についての相談	165
区内の主な障がい者団体	166
都内の主な重症心身障がい児（者）施設	166

大田区福祉オンブズマン制度	29
とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ）	160
福祉サービス第三者評価を活用しましょう	166
福祉のまちづくり	167
各種手当の給付額と所得制限基準額	168
さくいん	169

●巻末付録

・大田区避難行動要支援者名簿

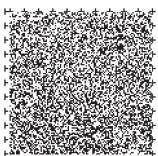
※詳細は P77 をご確認ください。

・ヘルプカード（たすけてねカード）

障がいのある方が、災害時や日常の外出先での緊急時などの困ったときに、手助けを求めるものです。

切り取ってカードを作成できます。

※詳細は P78 をご確認ください。





この一覧表は“あらまし”に掲載した事業（サービス）のうち主なものを載せています。
本文とあわせてご利用ください。

- 障がいの種類と手帳の級又は度数を示しています。



◆は各地域庁舎の地域

障がいの種別	級・度	ページ	手					当			年金		心身障害者医療費の助成		後期高齢者医療制度への加入		精神通		
			福祉手当	大田区心身障害者手当	東京都重度心身障害者手当	国特別障害者手当	制特別障害者手当	度障害児特別児童扶養手当	(児童育成手当)	障害手当	児童扶養手当	育成手当	(国民年金)	障害基礎年金	扶養共済制度	心身障害者	医療費の助成	後期高齢者医療制度への加入	(自立支援医療)
視覚		窓		◆	◇									◆	◇				
	1	○	△			○	○	△	○	△	○	△	○						
	2	○	△			△	○	○	△	○	△	△	○						
	3	○										△	○						
	4																		
聴覚又は音声言語機能は	2	○	△			△	○	○	△										
	3	○					○												
	4																		
	5																		
	6																		
(上・下肢・体幹)肢体不自由	1	○	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	△	△	△	△	△	○	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○
	3	○					△		△		△	△	○	○	○	○	○	○	○
	4											△							
	5																		
知的	1	○	△	△	△	△	○	○	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	△	△	△	△	○	○	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○
	3	○					△	○	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○
	4	○					△	△	△		△	△	○	○	○	○	○	○	○
精神的	1	○		△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
	2					△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
	3					△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
難病		△																	
所得制限		(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)
年齢制限		(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)
自己負担																			

事業の説明
いるページ
しています

問合先です。
◆は各地域福祉課
▲は各地域健康課
◇は障害福祉課を
表しています。

○がつ
利用で

△がつい
は利用で
あります

所得制限

所得制限、年齢制限、
自己負担の有無を
表示しています。

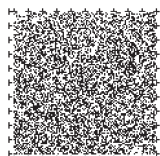




障がい程度別該当事業一覧表

◆は各地域庁舎の地域福祉課、▲は各地域庁舎の地域健康課、◇は区役所障害福祉課が窓口です。詳しくは各ページをご覧ください。

障がいの種類・程度	制度	手				当				年 金		医 療			
		大田区心身障害者福祉手当	東京都重度心身障害者手当	国制特別障害者手当	制 度 障 害 福 祉 手 当 児	特別児童扶養手当	障 害 手 当 (児童育成手当)	児 童 扶 養 手 当	育 成 手 当 (児童育成手当)	障害基礎年金 (国民年金)	扶養共済制度	心身障害者医療費の助成	心身障害者(児)医療費の助成	後期高齢者医療制度への加入申請	精 神 通 院 (自立支援医療)
ページ		45	49	50	50	51	52	52	53	55	58	59	60	61	
窓 口		◆ ◇									◆◇	◆◇		◆	
視 覚	1	○	△		○	○	○	△	○	△	○	○	○		
	2	○	△		△	○	○	△	○	△	○	○	○		
	3	○				○				△	○		○		
	4														
	5														
	6														
平聴 衡 覚 機 能 又 能 は	2	○	△		△	○	○	△	○	△	○	○	○		
	3	○				○				△	○		○		
	4														
	5														
言 音 語 声	3	○				○				△	○		○		
	4									△			○		
(上・下 肢・体 不 自 由)	1	○	△	△	○	○	○	△	○	△	○	○	○		
	2	○	△	△	△	○	○	△	△	△	○	○	○		
	3	○				○				△	○		○		
	4									△			△		
	5														
	6														
内 部	1	○	△	△	△	△	○	△	○	△	○	○	○		
	2	○	△	△	△	△	○	△	○	△	○	○	○		
	3	○				△		△		△	○	○	○		
	4														
知 的	1	○	△	△	△	○	○	△		△	○	○	○		
	2	○	△	△	△	○	○	△		△	○	○	○		
	3	○				△	○	△		△	○				
	4	○				△				△	○				
精 神	1	○		△	△	△		△	△	△	○	○	○	○	
	2					△		△	△	△	○		○	○	
	3					△		△	△	△	△			○	
難 病		△													
所得制限		有	有	有	有	有	有	有	有	有		有		有	
年齢制限		有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有		
自己負担												有	有	有	

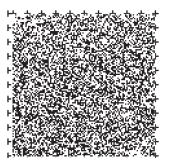


○は対象 △は一部対象

※所得制限、年齢制限によっては対象となりません。

障がいの種別	制度 級・度	医 療			生 活 の お 手 伝 い									
		更生医療 （自立支援医療）	育成医療 （自立支援医療）	ひとり親家庭 医療費助成	補装具費の支給	日常生活用具 の給付	点字図書の給付	紙おむつ支給事業	福祉電話	福祉電話機器	電話使用料の補助	訪問入浴サービス	寝具水洗い・乾燥	出張理髪サービス
ページ		61	62	62	65	66	72	73	74	74	75	75	75	75
窓 口		◆	▲			◆					◆			
視 覚	1	○	○	○	△	△	○	東京都重度心身障害者手当・特別障害者手当 （20歳以上・障害児福祉手当（20歳未満）のいずれかを受給している方（本文参照）	○		○	△		
	2	○	○	△	△	△	○		○		○	△		
	3	○	○		△	△	○					△		
	4	○	○		△	△	○							
	5	○	○		△	△	○							
	6	○	○		△	△	○							
平聴 衡 覚 機 又 能 は	2	○	○	○	△	△			○	○	○	△		
	3	○	○		△	△			△	△	△	△		
	4	○	○		△	△								
	5	○	○		△	△								
言 音 語 声	3	○	○	○		△			△	△	△	△		
	4	○	○			△								
（上・下 肢・体 不自由）	1	○	○	○	△	△			○	○	○	△	△	△
	2	○	○	△	△	△			○	○	○	△	△	△
	3	○	○		△	△						△		
	4	○	○		△	△								
	5	○	○		△	△								
	6	○	○		△	△								
内 部	1	○	○	△	△	△			○		○	△	△	△
	2	○	○	△	△	△			○		○	△	△	△
	3	○	○	△	△	△						△		
	4	○	○		△	△								
知 的	1			△		△			○		○		△	△
	2			△		△			○		○		△	△
	3			△										
	4													
精 神	1			△		△								
	2			△		△								
	3			△		△								
難 病				△	△								△	
所得制限		有	有	有	有	有			有	有	有	有		有
年齢制限		有	有	有		有	有		有		有		有	有
自己負担		有	有	有	有	有	有							

◆は各地域庁舎の地域福祉課、▲は各地域庁舎の地域健康課、◇は区役所障害福祉課が窓口です。詳しくは各ページをご覧ください。



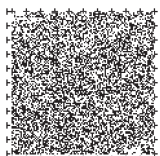


障がい程度別該当事業一覧表

◆は各地域庁舎の地域福祉課、▲は各地域庁舎の地域健康課、◇は区役所障害福祉課が窓口です。詳しくは各ページをご覧ください。

障がいの種類 級・度	制度	生活のお手伝い	介 護			生 活 圏 を ひ ろ げ る										
		通報緊急システム	障害福祉サービス・地域相談支援	障害児通所支援サービス	緊急一時保護	移動支援	福祉タクシー料	自動車燃料費	福祉タクシー料	免許取得費助成	自動車運転転	自動車改造費助成	重度身体障害者ガイドヘルパー派遣	車いすの貸出し	手話通訳者・奉仕員派遣	手話通訳者の派遣
ページ		76	16	24	88	92	92	94	94	95	95	96	96			
窓	□	◆	◆◇		◆	◆▲	◆◇	◆								
視 覚	1	△	支給決定を受けた方			○	△	○					○			
	2	△				○	△	○					○			
	3					○	△						○			
	4					○	△						○			
	5					○	△						○			
	6					○	△						○			
平聴 衡覚 機又 能は	2	△				○				△				○	○	○
	3					○				△				○	○	○
	4					○								○	○	○
	5					○								○		
	6					○								○	○	○
	言語	3					○				△				○	
4						○								○		
(上・下 肢・体 不自由 ・体幹)	1	△				○	△	△	△	△	△	○	○			
	2	△				○	△	△	△	△	△	○	○			
	3					○	△	△	△	△			○			
	4					○			△				○			
	5					○			△				○			
	6					○							○			
内 部	1	△				○			○	△				○		
	2	△				○			○	△				○		
	3		○				△				○					
	4		○				△				○					
知 的	1		○	△	○						○					
	2		○	△	○						○					
	3		○	△							○					
	4		○	△							○					
精 神	1			△							○					
	2			△							○					
	3			△							○					
難 病		△				△					○					
所得制限								有	有							
年齢制限		有	※有	有	有	※有		有	有	※有						
自己負担		有	有	有	有	有				有						

※有：介護保険優先



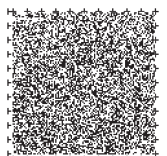
○は対象 △は一部対象

※所得制限、年齢制限によっては対象となりません。

障がいの種別		制度 級・度	生活圏をひろげる										はたらく・しごと
			要約 筆記者の派遣	補助犬の 給付	JR・私鉄 運賃の割引	都営交通 無料乗車券と割引	民営バスの割引	有料道路料金の割引	タクシーの割引	航空運賃の割引	フリーの割引	駐車禁止の除外	生活福祉資金の 貸付
ページ		96	98	98	99	100	101	102	102	102	103	116	
窓 口					◆ ◆			◆ ◆					
視 覚	1		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4			○	○	○	△	○	○	○	△	○	
	5			○	○	○	△	○	○	○		○	
	6			○	○	○	△	○	○	○		○	
平聴 衡覚 機能 又は 能は	2	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	○		○	○	○	△	○	○	○		○	
	5			○	○	○	△	○	○	○		○	
	6	○		○	○	○	△	○	○	○		○	
言語	3			○	○	○	△	○	○	○		○	
	4			○	○	○	△	○	○	○		○	
(上・下 肢・体 不自由 ・体幹)	1		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2		△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	3			○	○	○	△	○	○	○	△	○	
	4			○	○	○	△	○	○	○	△	○	
	5			○	○	○	△	○	○	○		○	
	6			○	○	○	△	○	○	○		○	
内 部	1			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4			○	○	○	△	○	○	○		○	
知 的	1			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3			○	○	○		○	○	○		○	
	4			○	○	○		○	○	○		○	
精 神	1			○	○※	○		△	○	△	○	○	
	2			○	○※	○		△	○	△		○	
	3			○	○※	○		△	○	△		○	
難 病													
所得制限			(有)										
年齢制限			(有)						(有)				
自己負担													

◆は各地域庁舎の地域福祉課、▲は各地域庁舎の地域健康課、◇は区役所障害福祉課が窓口です。詳しくは各ページをご覧ください。

※ 精神障がいの方の窓口は都電、都バス、都営地下鉄の指定された定期券発行所（詳細は P100）

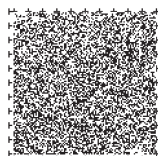




障がい程度別該当事業一覧表

◆は各地域庁舎の地域福祉課、▲は各地域庁舎の地域健康課、◇は区役所障害福祉課が窓口です。詳しくは各ページをご覧ください。

障がいの種別	制度 級・度	余暇・学習				住まい					税金の軽減			
		若草青年学級	教養講座	スポーツ教室	障害者ホーム	都営・区営住宅の優遇	都営・区営住宅使用料の減額・減免	優遇都市機構のUR	住宅改造成造補助	住宅確保支援	(障害者・住民税) 所得税・住民税控除	住民税の非課税	贈与税の非課税	相続税の軽減
ページ		124	124	127	128	136	136	136	137	139	140	141	142	142
窓	口				◆◇				◆					
視覚	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
	2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
	3		○	○	○	○		○		○	○	△		○
	4		○	○	○	○		○		○	○	△		○
	5		○	○	○	△					○	△		○
	6		○	○	○	△					○	△		○
聴覚又は平衡機能	2		○	△	○	○	○	○		○	○	△	○	○
	3		○	△	○	○		○		○	○	△		○
	4		○	△	○	○		○		○	○	△		○
	5			△	○	△					○	△		○
	6		○	△	○	△					○	△		○
	6		○	△	○	△					○	△		○
音声	3			○	○	○		○		○	○	△		○
	4			○	○	○		○		○	○	△		○
(上・下)肢・体幹	1			○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
	2			○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
	3			○	○	○		○	△	○	○	△		○
	4			○	○	○		○		○	○	△		○
	5			○	○	△					○	△		○
	6			○	○	△					○	△		○
内部	1			△	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○
	2			△	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○
	3			○	○	○		○	△	○	○	△		○
	4			○	○	○		○	△	○	○	△		○
知的	1	○		△	○	○	○	○		○	○	△	○	○
	2	○		○	○	○	○			○	○	△	○	○
	3	○		○	○	○	○			○	○	△		○
	4	○		○	○	△					○	△		○
精神	1				○	○	○	○		△	○	△	○	○
	2				○	○	○	○		△	○	△		○
	3				○	△		△		△	○	△		○
難病				△		△	△		△					
所得制限						(有)	(有)	(有)		(有)		(有)		
年齢制限		(有)		(有)					(有)					
自己負担		(有)							(有)					



○は対象 △は一部対象

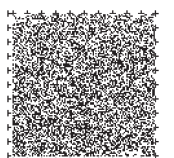
※所得制限、年齢制限によっては対象となりません。

障がい の種別	制 度 級・度	税 金 の 軽 減				各 種 料 金 の 減 免						
		自動車 税(環境 性能制・ 種別)の 減免	マル 優 制 度	個人 事業 税の 軽減	関 税 の 免 除	郵便 料 金 の 減 免	の郵便 料は配 布き	使用料 の割引	粗大ご み 処理 手数料 の免除	減NHK 受信料 の免除	都立公 園等 の入 場料 免除	電話番号 案内の 無料 (ふれあい 案内)
ページ		143	145	145	145	146	146	146	147	147	148	149
窓 口										◆		
視 覚	1	○	○	○		○	○	○		△	○	○
	2	○	○	○		○	○	○		△	○	○
	3	○	○	○		○		○		△	○	○
	4	△	○	○		○		○		△	○	○
	5		○	○		○		○		△	○	○
平 聴 衡 覚 機 又 能 は	2	○	○	○			○	○		△	○	○
	3	○	○	○				○		△	○	○
	4		○	○				○		△	○	○
	5	○	○	○				○		△	○	○
	6		○	○				○		△	○	○
言 音 語 声	3	△	○	○				○		△	○	○
	4		○	○				○		△	○	○
(上・下 肢・体 不自由 ・体幹)	1	○	○	○			○	○		△	○	△
	2	○	○	○			○	○		△	○	△
	3	△	○	○				○		△	○	
	4	△	○	○				○		△	○	
	5	△	○	○				○		△	○	
	6	△	○	○				○		△	○	
内 部	1	○	○	○			○	○		△	○	
	2	○	○	○			○	○		△	○	
	3	○	○	○				○		△	○	
	4	△	○	○				○		△	○	
知 的	1	○	○	○			○	○		△	○	○
	2	○	○	○			○	○		△	○	○
	3	○	○	○				○		△	○	○
	4		○	○				○		△	○	○
精 神	1	△	○	○				○		△	○	○
	2		○	○				○		△	○	○
	3		○	○				○		△	○	○
難 病												
所得制限				有						有		
年齢制限												
自己負担												

◆は各地域庁舎の地域福祉課、▲は各地域庁舎の地域健康課、◇は区役所障害福祉課が窓口です。詳しくは各ページをご覧ください。

児童扶養手当又は特別児童扶養手当等を受けている方(本文参照)

本文参照



個人番号（マイナンバー）提供のお願い

障害福祉サービスや手帳等の申請をされる際には、申請書類に加えて「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人番号（以下「マイナンバー」という。）の提供が必要です。

窓口での申請の際には、マイナンバーを記載いただくとともに、①「マイナンバーの番号確認」及び②「身元（本人）確認」が必要となります。（郵送での申請の際には、必要書類のコピーを同封していただくこととなります。）

また、代理人による申請の場合は、委任状と代理人の身元（本人）確認、本人のマイナンバー確認書類が必要となります。

マイナンバーカードを持っている場合

「マイナンバーの番号確認」と「身元（本人）確認」は、マイナンバーカード1枚で済みます。



マイナンバーカードを持っていない場合

①「マイナンバーの番号確認」ができるものと②「身元（本人）確認」ができるものを持参ください。



①「マイナンバーの番号確認」ができるもの

- マイナンバーが記載された「住民票」もしくは「住民票記載事項証明書」
- 通知カード（通知カードに表示されている住所・氏名等の記載が、申請日時点の住民登録内容と一致している場合のみ）
- ※ 上記「マイナンバーの番号確認」ができる書類等の提示が困難である場合は、事前にご相談ください。

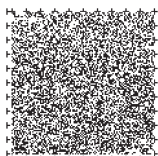
② 身元（本人）確認ができるもの

（A）顔写真付きの書類の場合は1種類、（B）顔写真なしの書類の場合は2種類必要です。

（A） 顔写真付の書類 （1種類）	・ 運転免許証・※運転経歴証明書・パスポート ・ 官公署発行の写真付身分証明書・身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳 他
（B） 顔写真なしの書類 （2種類）	・ 健康保険証・国民年金手帳・介護保険被保険者証 ・ 障害福祉サービス受給者証・通所受給者証・生活保護受給証明書 ・ 印鑑登録証明書・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 ・ 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書 ・ 戸籍の附票の写し・住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・ 源泉徴収票 ・ 年金証書・基礎年金番号通知書 他

※平成24年4月1日以降に発行されたものに限りです。

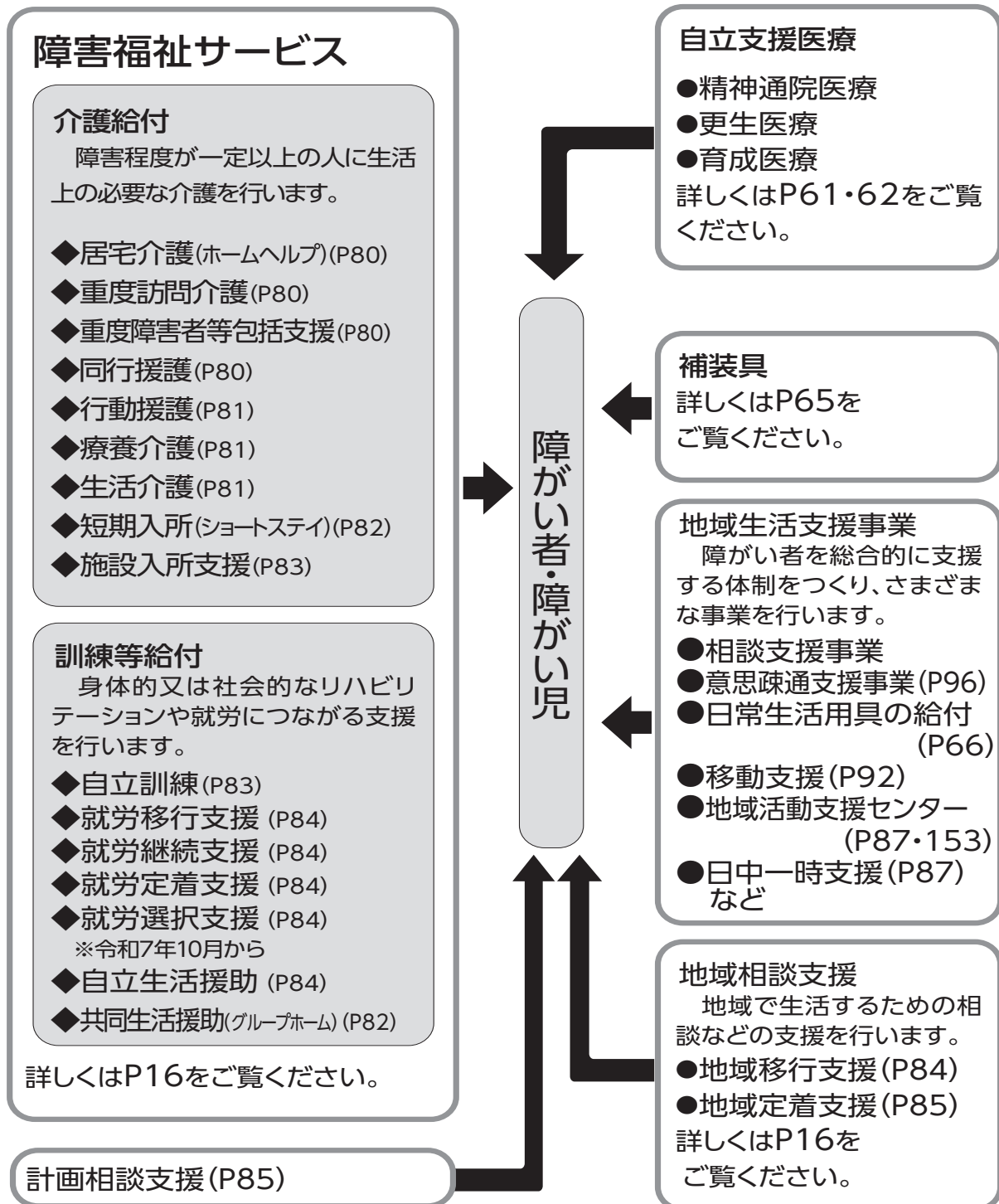
不明な点は、各地域福祉課又は障害福祉課にお問い合わせください。（表紙・P28 参照）



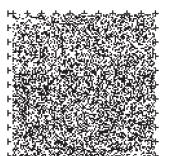


障害者総合支援法による福祉サービスのしくみ

障害者総合支援法のもとでは、障がいの種類や年齢によらない共通の福祉サービスが身近な地域において受けられるようしくみになっています。



※この冊子に掲載した障害福祉サービスに該当する事業には「障サ」マーク、地域生活支援事業には「地」マークを表示しています。





障害福祉サービス・地域相談支援

サービスの内容

障害福祉サービス（介護給付）

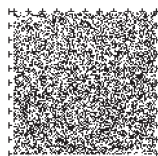
サービスの名称	内 容	関連ページ
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、掃除や洗濯などの家事援助、通院等介助を行います。	80
重度訪問介護	肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な人や、知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な人に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護を行います。	80
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	80
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を行います。	80
行動援護	知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。	81
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。	81
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行うほか、創作活動などの機会を提供します。	81
短期入所（ショートステイ）	自宅において介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。	82
施設入所支援	主として夜間において、施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。	83

障害福祉サービス（訓練等給付）

サービスの名称	内 容	関連ページ
自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。	83
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援などを行います。	84
就労継続支援（A型（雇用型）、B型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。	84
就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う生活課題が生じている人に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	84
就労選択支援（令和7年10月から）	就労移行や就労継続支援の利用希望者及び現に就労移行または就労継続支援を利用している人に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援を行います。	84
自立生活援助	施設を利用していた人が、一人暮らしをはじめたときに、生活や健康などに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。	84
共同生活援助（グループホーム）	主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事などの介護、又は、一人暮らし等への移行を希望する入居者について、一人暮らし等への移行及び移行後の定着に関する相談その他日常生活上の援助を行います。	82

地域相談支援

サービスの名称	内 容	関連ページ
地域移行支援	施設等に入所・入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。	84
地域定着支援	居宅において単身等で生活している人に、常時の連絡体制の確保や緊急の事態等に相談などの支援を行います。	85



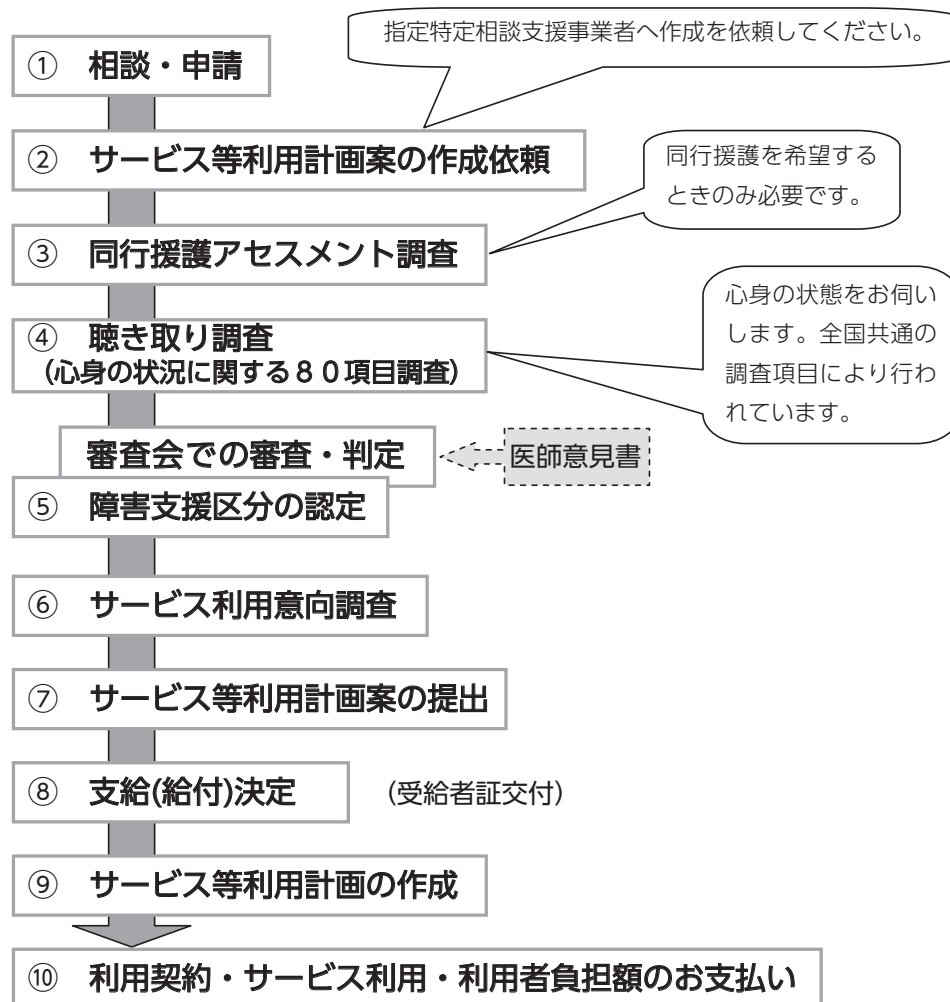


障害福祉サービス・地域相談支援の申請から利用までの流れ

障害福祉サービス又は地域相談支援を希望する場合は、身体、知的及び精神の障がいのある方は地域福祉課で、難病の方（対象の376疾病）は地域健康課で相談をしてください。

なお、介護保険サービスが利用できる場合は、介護保険が優先となります。

詳しくは各障がい担当の相談窓口（P28 参照）へお問い合わせください。



希望するサービスによって、流れは以下のとおりとなります。

・介護給付（同行援護を除く）…①、②、④～⑩

・同行援護…①～③、⑥～⑩

※心身の状況によって④～⑤についても必要な場合があります。

・訓練等給付…①、②、④、⑥～⑩

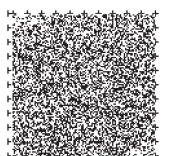
※④については省略可。

※訓練等給付のうち「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」については、2か月以内の暫定支給経過後に、サービスが適正か判断して本支給決定を行います。

・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）…①、②、④、⑥～⑩

④については、心身の状況に関する、簡易な聴き取り調査を行います。

※共同生活援助で、入浴、排せつ又は居宅介護を受けることを希望する場合や日中サービス支援型の共同生活援助を希望する場合は⑤についても行います。





①障害福祉サービスなどの相談・申請

	相談・申請先	申請に必要な証書等	
身体障がい者	【相談・申請とも】 地域福祉課	マイナ バー確 認書 類 ※詳 細に つい ては P14	身体障害者手帳（18歳以上の方は、手帳をお持ちの方が対象です。18歳未満で手帳のない方はご相談ください。）
知的障がい者			愛の手帳、療育手帳（手帳のない方はご相談ください。）
精神障がい者			精神障害者保健福祉手帳等 （手帳等のない方はご相談ください。）
難病の方 （対象の376疾病）	【相談】 地域健康課 【申請】 地域福祉課		難病医療費助成の医療券等 （医療券等のない方はご相談ください。）

相談・申請先の所在地、電話番号等は、P28をご覧ください。
対象となる376疾病については、P19をご覧ください。

区役所から医師に意見書の作成を依頼する場合があります。主治医の氏名並びに医療機関名、所在地及び電話番号がわかるものをお持ちください。主治医がいない場合はご相談ください。

②サービス等利用計画書の提出依頼

サービスの申請をされた利用希望者には、サービス等利用計画書を提出していただきますので、サービス等利用計画書の作成を指定特定相談支援事業者（P161）に依頼してください。

サービス等利用計画書には、サービスの種類、内容、量のほか、利用希望者やその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活上での解決すべき課題、サービスを提供する上での留意事項などが記載されます。

③同行援護アセスメント調査

同行援護を希望される方に対して、視力などについての簡単な聞き取りを行います。

④聴き取り調査

同行援護を除く、サービス利用希望者に対する聴き取り調査です。利用希望者の心身の状態をきめ細かく把握できるよう、全国統一の80項目の調査（認定調査）と、本人及び家族の状況や現在受けているサービス内容、家族からの介護の状況などの調査（概況調査）を行います。このとき、⑥のサービス利用意向調査をあわせて行う場合もあります。

⑤障害支援区分の認定

④の調査結果と医師の意見書をもとに、審査会による審査・判定を経て、障害支援区分を認定します。

障害支援区分は、障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる、標準的な支援の度合を総合的に示すものです。非該当と区分1から区分6に分けられます。

⑥サービス利用意向調査

利用希望者を取り巻く環境や、受けようとしているサービスの内容、利用目的等具体的にどのような意向があるのかを伺います。

⑦サービス等利用計画書の提出

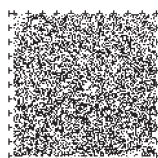
②で依頼したサービス等利用計画書を提出していただきます。この計画書は、サービスの支給（給付）決定時に勘案する資料のひとつになります。

⑧支給（給付）決定（受給者証交付）

①～⑦の結果をふまえて、障害福祉サービスの支給又は地域相談支援の給付の要否を決定します。支給（給付）決定がされると、サービスの種類、支給量、有効期間、負担上限額等が定められ、これらの項目を記載した障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証が交付されます。

⑨サービス等利用計画の作成

支給（給付）決定を受けた利用者は、サービス等利用計画を作成した指定特定相談支援事業者に、サービス等利用計画の作成を依頼してください。サービス等利用計画は、⑦で提出したサービス等利用計画書に当該サービスの利用料、サービスを提供する事業者の担当者を追加したものです。





⑩利用契約・サービス利用・利用者負担額のお支払い

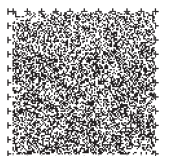
支給（給付）決定を受けた利用者は、⑨のサービス等利用計画により、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者などと利用契約を結び、サービスの利用を開始します。

利用者はサービスの利用後、サービス提供事業者や施設等に、利用者の支払い能力に応じた利用者負担額をお支払いいただきます。利用者負担額については、P22以降をご覧ください。

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376 疾病）

※新たに対象となる疾病（7 疾病） △表記が変更された疾病（2 疾病） ○障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	45	黄斑ジストロフィー	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
2	アイザックス症候群	46	大田原症候群	86	クルーゾン症候群
3	IgA 腎症	47	オクシピタル・ホーン症候群	87	グルコーストランスporter 1 欠損症
4	IgG4 関連疾患	48	オスラー病	88	グルタル酸血症 1 型
5	亜急性硬化性全脳炎	49	カーニー複合	89	グルタル酸血症 2 型
6	アジソン病	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	90	クロウ・深瀬症候群
7	アッシャー症候群	51	潰瘍性大腸炎	91	クローン病
8	アトピー性脊髄炎	52	下垂体前葉機能低下症	92	クロンカイト・カナダ症候群
9	アペール症候群	53	家族性地中海熱	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
10	アミロイドーシス	54	家族性低βリポタンパク血症 1（ホモ接合体）	94	結節性硬化症
11	アラジール症候群	55	家族性良性慢性天疱瘡	95	結節性多発動脈炎
12	アルポート症候群	56	カナバン病	96	血栓性血小板減少性紫斑病
13	アレキサンダー病	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	97	限局性皮膚異形成
14	アンジェルマン症候群	58	歌舞伎症候群	98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
15	アントレー・ビクスラー症候群	59	ガラクトース・1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	99	原発性局所多汗症 ○
16	イソ吉草酸血症	60	カルニチン回路異常症	100	原発性硬化性胆管炎
17	一次性ネフローゼ症候群	61	加齢黄斑変性 ○	101	原発性高脂血症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	62	肝型糖原病	102	原発性側索硬化症
19	1p36 欠失症候群	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	103	原発性胆汁性胆管炎
20	遺伝性自己炎症疾患	64	環状 20 番染色体症候群	104	原発性免疫不全症候群
21	遺伝性ジストニア	65	関節リウマチ	105	顕微鏡の大腸炎 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	66	完全大血管転位症	106	顕微鏡的多発血管炎
23	遺伝性腭炎	67	眼皮膚白皮症	107	高 IgD 症候群
24	遺伝性鉄芽球形貧血	68	偽性副甲状腺機能低下症	108	好酸球性消化管疾患
25	ウィーバー症候群	69	ギャロウェイ・モフト症候群	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
26	ウィリアムズ症候群	70	急性壊死性脳症 ○	110	好酸球性副鼻腔炎
27	ウィルソン病	71	急性網膜壊死 ○	111	抗糸球体基底膜腎炎
28	ウエスト症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	112	後縦靱帯骨化症
29	ウェルナー症候群	73	急速進行性糸球体腎炎	113	甲状腺ホルモン不応症
30	ウォルフラム症候群	74	強直性脊椎炎	114	拘束型心筋症
31	ウルリッヒ病	75	巨細胞性動脈炎	115	高チロシン血症 1 型
32	HTRA1 関連脳小血管病	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	116	高チロシン血症 2 型
33	HTLV-1 関連脊髄症	77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	117	高チロシン血症 3 型
34	ATR-X 症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	118	後天性赤芽球癆
35	ADH 分泌異常症	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	119	広範脊柱管狭窄症
36	エーラス・ダンロス症候群	80	筋萎縮性側索硬化症	120	膠様滴状角膜ジストロフィー
37	エプスタイン症候群	81	筋型糖原病	121	抗リン脂質抗体症候群
38	エプスタイン病	82	筋ジストロフィー	122	極長鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症 ※
39	エマヌエル症候群	83	クッシング病	123	コケイン症候群
40	MECP2 重複症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群	124	コステロ症候群
41	LMNB1 関連大脳白質脳症 ※			125	骨形成不全症
42	遠位型ミオパチー			126	骨髄異形成症候群 ○
43	円錐角膜 ○			127	骨髄線維症 ○
44	黄色靱帯骨化症				



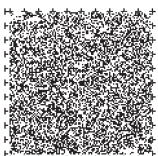


福祉サービスのしくみ

番号	疾病名
128	ゴナドトロピン分泌亢進症
129	5p 欠失症候群
130	コフィン・シリシ症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鰓耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウィルス角膜炎 ○
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	CFC 症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全 ○
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症 ※
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症
170	進行性ミオクロームスてんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
173	睡眠時棘除波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン ○
178	脆弱 X 症候群

番号	疾病名
179	脆弱 X 症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症
183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群 ○
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
217	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群 ○
221	高安静脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○

番号	疾病名
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群 ○
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャーシ症候群
236	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	TRPV4 異常症
240	TSH 分泌亢進症
241	TNF 受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症
250	特発性多中心性キャスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴 ○
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2 欠失症候群
260	乳児発症 STING 関連血管炎 ※
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/ LMX1B 関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳腱黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
277	肺胞低換気症候群





福祉サービスのしくみ

番号	疾病名
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症 ○
282	PCDH19 関連症候群
283	PURA 関連神経発達異常症 ※
284	非ケトosis型高グリシン血症
285	肥厚性皮膚骨膜炎
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎 ○
297	肥満低換気症候群 ○
298	表皮水疱症
299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
300	VATER 症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンconi貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群 ○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	プラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
316	閉塞性細気管支炎
317	β-ケトチオラーゼ欠損症
318	ペーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
321	ヘモクロマトーシス ○
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○

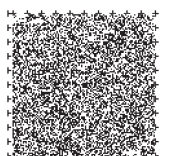
番号	疾病名
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性脾炎 ○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠伸てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリポタンパク血症
344	メーブルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症 △
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウィルソン症候群
353	薬剤性過敏症症候群 ○
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p 欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスムッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症／ゴーハム病
366	リンパ管筋腫症
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）

番号	疾病名
368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群 ※
375	ロスムンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

対象外となった疾病について

※以下の疾病については、障害者総合支援法の対象外ですが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。詳細は、お住まいを管轄する窓口までお問い合わせください。

平成 27 年 1 月 1 日以降対象外	
1	劇症肝炎
2	重症急性脾炎
平成 27 年 7 月 1 日以降対象外	
1	肝外門脈閉塞症
2	肝内結石症
3	偽性低アルドステロン症
4	ギラン・バレー症候群
5	グルココルチコイド抵抗症
6	原発性アルドステロン症
7	硬化性萎縮性苔癬
8	好酸球性筋膜炎
9	視神経症
10	神経性過食症
11	神経性食欲不振症
12	先天性 QT 延長症候群
13	TSH 受容体異常症
14	特発性血栓症
15	フィッシャー症候群
16	メニエール病
令和元年 7 月 1 日以降対象外	
1	正常圧水頭症





障害福祉サービス等の利用者負担と軽減策

①利用者負担額の負担上限月額の設定

利用者負担については、P24の表のとおり所得に応じた負担上限月額が設定されています。ただし、1割負担のほうが高い場合には1割負担の額となります。

また、食費や光熱水費については実費負担となります。

②高額障害福祉サービス等給付費等

- (1) 同じ世帯の中で障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合や同一人が介護保険サービスを利用している場合など、利用者負担額が基準額まで軽減されます。基準額を超えて負担額を支払った場合には、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます。

(基準額は、P24の表にある区分別に、一般＝37,200円、低所得＝0円)

合算の対象とする利用者負担

- ・障害福祉サービス
- ・補装具（ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る）
- ・介護保険サービス（ただし、同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る）
- ・障害児通所支援
- ・障害児入所支援

- (2) 65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

対象となる方

次の①～④を全て満たす方

- ① 65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。
- ② 利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあつては、前年度）において区市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。（申請時も同様。）
- ③ 障害支援区分（障害程度区分）が区分2以上であったこと。
- ④ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

③食費実費負担の軽減

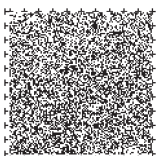
通所施設、短期入所利用者の場合、食費実費負担について、食材料費のみの負担となるように軽減されます。ただし、一般世帯のうち所得割額16万円（障がい児の場合は28万円）以上の方は、対象となりません。

④補足給付

- ・20歳以上の入所施設利用者（生活保護・低所得の方）
一定収入額が手元に残るように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。
- ・20歳未満の入所施設利用者（すべての区分の方が対象です）
地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。
- ・グループホーム利用者（生活保護・低所得の方）
家賃の実費負担が月1万円（家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額）軽減されます。

⑤生活保護への移行防止策

さまざまな負担軽減をしても、生活保護の対象になる場合は、生活保護とならない額まで負担額が引き下げられます。





⑥施設通所サービス利用者負担額軽減（大田区独自の軽減策）

在宅の通所施設等利用者の場合、食費等の実費負担分を除いた利用者負担額に対して、月額5,000円を限度に助成されます。ただし、大田区で支給決定を受けている方が区内の事業所に通所する場合に限ります。対象となる障害福祉サービスは、生活介護・自立訓練・就労移行支援及び就労継続支援です。

⑦就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額の多子軽減

- (1) 児童通所事業利用児童の未就学の兄・姉が、幼稚園等（注1）に通っている、もしくは児童通所支援を利用している場合、保護者が支払う利用者負担額が軽減されます。
- (2) 区市町村民税所得割の合算が77,101円未満の世帯（年収約360万円未満相当世帯。区市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯を除きます）については、未就学児に限らず、生計を一にする（注2）負担額算定基準者（注3）がいる場合に、軽減を受けることができます。

⑧就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額の無償化

- (1) 対象となるサービス
 - 1 児童発達支援
 - 2 居宅訪問型児童発達支援
 - 3 保育所等訪問支援
 - 4 福祉型障害児入所施設
 - 5 医療型障害児入所施設
- (2) 対象となる期間
無償化の対象となる期間は、満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの、3年間です。
- (3) 無償化される費用
児童福祉法に基づく、サービス費用の利用者負担額
（注釈）医療費や食費等の実費負担については無償化の対象外です。

⑨児童発達支援事業所等利用事業（第2子以降の無償化）（東京都の事業）

- (1) 対象となるサービス
 - 1 児童発達支援
 - 2 居宅訪問型児童発達支援
 - 3 保育所等訪問支援
 - 4 福祉型障害児入所施設
 - 5 医療型障害児入所施設
- (2) 対象となる児童
(1) のサービスを利用する0～2歳の第2子以降の児童
- (3) 申請方法
東京都へ申請が必要となります。申請方法等の詳細については、東京都のHPをご覧ください。

注1 「幼稚園等」

幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業をいいます。

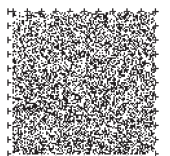
注2 「生計を一にする」

同一の家計の中で生活をしていることを言います。必ずしも同居を要件とするものではなく、余暇にはともに過ごすことを常態としている場合や、常に生活費や療養費を送金している場合も含みます。

注3 「負担額算定基準者」

- 1 通所給付決定保護者（児童通所支援を利用する保護者）の児童
- 2 18歳に到達する前に通所給付決定保護者に監護されていた者
通所給付決定保護者の児童が成長し、18歳になっている場合
通所給付決定保護者の実子や養子である場合のほか、両親を亡くした児童を祖父母やおじ、おばが保護者として監護しており、18歳以上になっている場合なども該当します。
- 3 通所決定保護者又はその配偶者の直系卑属（1、2を除く）
通所給付決定保護者が再婚することにより新たに18歳以上の者を持つに至った場合や、通所給付決定保護者が18歳以上の者を新たに養子を迎えた場合などが該当します。
直系卑属とは、家系図でいう縦のつながりで、子や孫など、自分よりも後の世代を指します（実子、養子を問いません）。

※ 多子軽減措置の適用を受けるためには、多子軽減措置についての申請が必要になります。申請にあたっては、幼稚園等の通園証明書などが必要となる場合があります。





■利用者負担額の負担上限月額表

区分			通所施設・在宅サービス利用時における負担上限月額	入所施設・グループホーム利用時における負担上限月額
生活保護世帯			0円	0円
区市町村民税非課税世帯（低所得）			0円	0円
区市町村民税課税世帯（一般）	障がい者	区市町村民税均等割又は所得割額年16万円未満	9,300円	37,200円
		区市町村民税所得割額年16万円以上	37,200円	37,200円
	障がい児	区市町村民税均等割又は所得割額年28万円未満	4,600円	9,300円
		区市町村民税所得割額年28万円以上	37,200円	37,200円

※ 世帯の範囲

- ・18歳以上の障がい者（施設入所の18・19歳を除く）の場合は、「本人」。配偶者のある方は「本人と配偶者」
- ・障がい児（施設入所の18・19歳を含む）の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯

※ 区市町村民税の所得割額

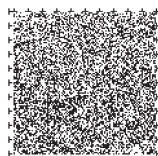
- ・16歳未満の扶養親族及び16歳以上19歳未満の特定扶養親族に関する控除がなされたものとして算定します。
- ・「住宅借入金等特別税額控除」（地方税法附則第5条の4 第6項及び第5条の4の2 第5項）及び「寄附金税額控除」（地方税法第314条の7）による税額控除前の所得割額で判定します。

児童福祉法による通所サービス

1 障害児通所支援のサービス内容

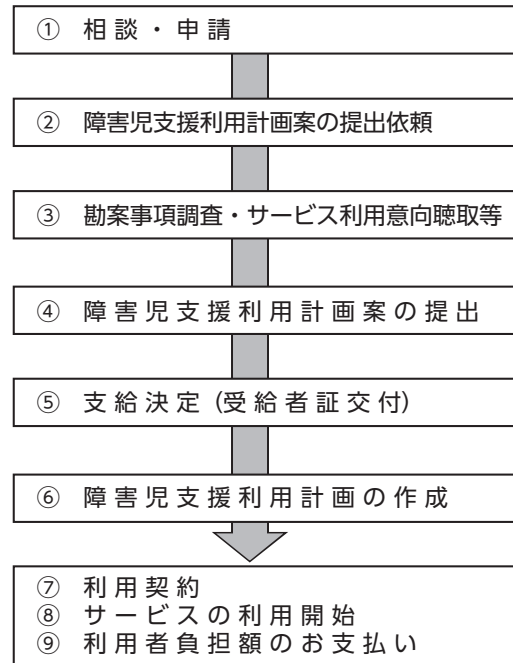
サービスの名称	内 容	関連ページ
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。	86
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進を行います。	86
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児について、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	86
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	86

※18歳未満の障害児入所支援の窓口は、東京都品川児童相談所（P36）です。





2 申請から利用まで



①相談・申請先

障害福祉課障害者支援（認定・給付）

大田区役所 1 階

電話 03 - 5744 - 1316

FAX 03 - 5744 - 1555

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はご持参ください。手帳をお持ちでない場合は、ご相談ください。またマイナンバー確認書類及び身元確認書類をご持参ください。詳細については P14 をご覧いただくか、上記申請先にお問い合わせください。

②障害児支援利用計画案の提出依頼

区は、保護者に対し障害児支援利用計画案の提出を依頼します。

③勘案事項調査・サービス利用意向聴取等

利用者及びその保護者の方と面接をし、心身の状況や利用に関する意向調査等を行います。

④障害児支援利用計画案の提出

②で提出を求められた保護者の方は、指定障害児相談支援事業者（P161）が作成した障害児支援利用計画案を提出していただきます。

障害児支援利用計画案は、指定障害児相談支援事業者以外の方が作成することもできます。

⑤支給決定（受給者証交付）

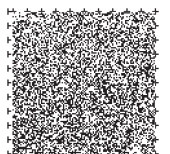
①から④の結果を踏まえて支給の要否を決定します。サービスの種類、支給量、有効期間、負担上限月額等を記載した受給者証を交付します。

⑥障害児支援利用計画の作成

指定障害児相談支援事業者は、指定障害児通所支援事業者と連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。

⑦利用契約、⑧サービスの利用開始、⑨利用者負担額のお支払い

指定障害児通所支援事業者と決定内容に応じた契約を結びます。サービスを利用し、利用者負担額をお支払いいただきます。利用者負担額については、詳しくは P22 以降をご覧ください。





介護保険制度

高齢者などの介護を社会全体で支えることを目的として、要介護状態に応じて必要なサービスを自分で選んで利用する制度です。 ※介護保険制度が優先されます。

■介護保険のサービスを受けられる方

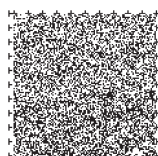
65 歳以上の方 (第 1 号被保険者)	原因を問わず介護が必要であると認定された方
40 歳以上 64 歳以下の医療保険に加入している方 (第 2 号被保険者)	老化が原因とされる病気（特定疾病※）により介護が必要であると認定された方（交通事故など特定疾病以外の原因で介護が必要となった場合は、介護保険の対象となりません）

※特定疾病とは（16 疾病が指定されています）

- ・ 関節リウマチ
- ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ・ 後縦靱帯骨化症
- ・ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ・ 初老期における認知症
- ・ 閉塞性動脈硬化症
- ・ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・ 両側の膝関節又は股関節の著しい変形を伴う変形性関節症
- ・ がん（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- ・ 脊髄小脳変性症
- ・ 脊柱管狭窄症
- ・ 早老症
- ・ 多系統萎縮症
- ・ 脳血管疾患（外傷性を除く）
- ・ 慢性閉塞性肺疾患

■介護認定に関する問合せ先

介護保険課 認定担当 ☎ 03 - 5744 - 1478
 大森地域福祉課 介護保険担当 ☎ 03 - 5764 - 0656
 調布地域福祉課 介護保険担当 ☎ 03 - 3726 - 4136





障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ

■障がいのある方の生活を総合的にサポートし、障がいのある方もない方もともに暮らすことのできる社会の実現をめざしていきます。

〈相談支援〉

大田区の相談支援の中核として、所内の各部門や区内の関係機関と連携します。

- ①障害者相談支援事業（障がいに関する各種相談に幅広く対応します。）
- ②障害児相談支援事業（P85）
- ③一般相談支援事業（P84・85 地域移行支援・地域定着支援）
- ④特定相談支援事業（P85 計画相談支援）
- ⑤基幹相談支援センター事業（特に総合・専門相談、相談支援事業所等との連携づくり、人材育成等に取り組みます。）
- ⑥大田区障害者虐待防止センター（P31）
- ⑦障がい者差別に関する相談（P31）
- ⑧施設の貸出し

〈手話通訳派遣窓口〉

手話通訳者が常駐して、受付・派遣の調整をします。

- ①意思疎通支援事業（P96）
- ②各種手話講習会の実施（P127、132）
- ③大田区役所（障害福祉課・福祉管理課・高齢福祉課・介護保険課）、各地域庁舎とのタブレット端末等による遠隔手話通訳

〈居住支援〉

住み慣れた地域で自分らしく住み続けられるように必要な訓練を行います。

- ①自立訓練事業（機能訓練）（P83）
- ②自立訓練事業（生活訓練）（P83）

〈地域交流支援〉

- ①余暇活動支援事業（障がいのある方もない方も参加できるイベントを実施します。）
- ②理解啓発活動（講座の出前もします。）
- ③声の図書室の運営（障がいなどにより、活字の読書が困難な方のために録音図書・点字図書の製作や貸出し等を行います。P118、119、124、131）
- ④区内事業所の生産活動の支援
- ⑤ボランティア活動室の運営
- ⑥障がい関連情報コーナーの運営

〈就労支援〉

「障がい者就労支援センター」として関係機関と連携し、就労・生活支援に取り組みます。

- ①障害者就労支援事業（P112）
- ②就労移行支援事業（P84）
- ③就労定着支援事業（P84）
- ④就労選択支援事業（令和7年10月から、P84）

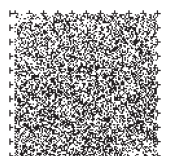
〈短期入所〉

- ①短期入所事業（P82）
- ②若草青年学級の支援（P124）

〈児童発達支援〉

- ①専門相談と療育（P111）
- ②放課後等デイサービス（P86）
- ③障害児相談支援事業（P85）

所在地	棟	部門	電話	FAX
〒143-0024 中央4-30-11 ※P29	A棟	相談支援	03-5728-9433	03-5728-9437
		手話通訳派遣窓口	03-5728-9355	03-6303-7171
		居住支援	03-5728-9435	03-5728-9438
		地域交流支援	03-5728-9434	03-5728-9438
		就労支援	03-5728-9436	03-5728-9439
		施設の貸出し	03-5728-9432	03-5728-9437
	B棟	短期入所	03-6429-8523	03-6429-8545
		児童発達支援	03-6429-8524	03-6429-8545





相談窓口

1

地域庁舎（大森、調布、蒲田、荏谷・羽田）（保健福祉窓口）

■地域福祉課（身体障害者支援、知的障害者支援、精神障害者支援・難病医療費助成）

- ①身体障害者手帳、愛の手帳に関すること
- ②障害福祉サービスに関する相談・申請など
- ③障がい者関係施設への入所に関すること
- ④各種交通機関運賃割引（都営交通・有料道路・民営バス）
- ⑤心身障害者福祉手当、東京都重度心身障害者手当、特別障害者手当の申請
- ⑥補装具、日常生活用具、住宅改造の助成など
- ⑦緊急一時保護
- ⑧訪問入浴サービス、出張理髪サービス、寝

具乾燥、移送サービス利用券等の申請

- ⑨救急代理通報システム、福祉電話設置及び助成の申請
- ⑩自立支援医療（精神通院、更生医療）
- ⑪精神障害者保健福祉手帳の申請
- ⑫難病医療費助成
- ⑬精神保健福祉に関する相談

■地域健康課

- ①母子保健、成人保健、難病に関する相談
- ②自立支援医療（育成医療）

■生活福祉課

生活保護に関する相談

地域庁舎の名称・所在地 特別出張所（お住まいの地域）	地域福祉課			地域健康課	生活福祉課
	相談窓口	電話	FAX	電話・FAX	電話・FAX
大森地域庁舎 〒143-0015 大森西1-12-1 大森西・入新井・馬込・池上・新井宿 特別出張所管内	身体障害者支援 知的障害者支援 精神障害者支援・難病医療費助成 （こころの健康相談） （医療費助成）	03-5764-0657 03-5764-0710 03-6436-8750 03-5764-0696	03-5764-0659	☎03-5764-0662 FAX 03-5764-0659	☎03-5764-0665 FAX 03-5764-0663
調布地域庁舎 〒145-0067 雪谷大塚町4-6 嶺町・田園調布・鵜の木・雪谷・久が原・千束 特別出張所管内	身体障害者支援 知的障害者支援 精神障害者支援・難病医療費助成 （こころの健康相談） （医療費助成）	03-3726-2181 03-3726-6032 03-6425-7555 03-3726-4139	03-3726-5070	☎03-3726-4147 FAX 03-3726-6331	☎03-3726-0791 FAX 03-3726-6655
蒲田地域庁舎 〒144-0053 蒲田本町2-1-1 六郷・矢口・蒲田西・蒲田東 特別出張所管内	身体障害者支援 知的障害者支援 精神障害者支援・難病医療費助成 （こころの健康相談） （医療費助成）	03-5713-1504 03-5713-1507 03-6424-5040 03-5713-1383	03-5713-1509	☎03-5713-1702 FAX 03-5713-0290	☎03-5713-1706 FAX 03-5713-1113
荏谷・羽田地域庁舎 〒144-0033 東荏谷1-21-15 大森東・荏谷・羽田 特別出張所管内	身体障害者支援 知的障害者支援 精神障害者支援・難病医療費助成 （こころの健康相談） （医療費助成）	03-3743-4281 03-3741-6526 03-6423-8892 03-3741-6682	03-6423-8838	☎03-3743-4163 FAX 03-6423-8838	☎03-3741-6521 FAX 03-3741-5188

大田区役所（障害福祉課）

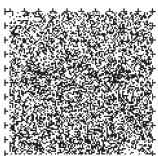
- ①心身障害者福祉手当、特別障害者手当の申請、支給
- ②東京都重度心身障害者手当の申請
- ③各種交通機関運賃割引（都営交通・有料道路・民営バス）
- ④障害者（児）医療費助成に関すること
- ⑤障害福祉サービスにおけるサービス提供事

業者又は施設に関する情報提供

- ⑥障害児通所支援の申請
- ⑦障害児通所支援におけるサービス提供事業者に関する情報提供

※（手話通訳者の配置）月曜 13 時～ 16 時
（遠隔手話通訳）月曜～金曜 9 時～ 17 時

所在地	障害福祉課（1階）		
	相談窓口	電話	FAX
〒144-8621 蒲田5-13-14	障害者支援（障害事業） （認定・給付） （認定・給付（児童））	03-5744-1251 03-5744-1591 03-5744-1316	03-5744-1555

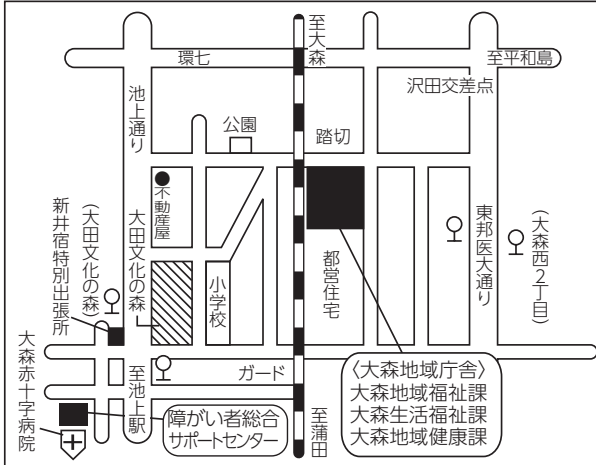




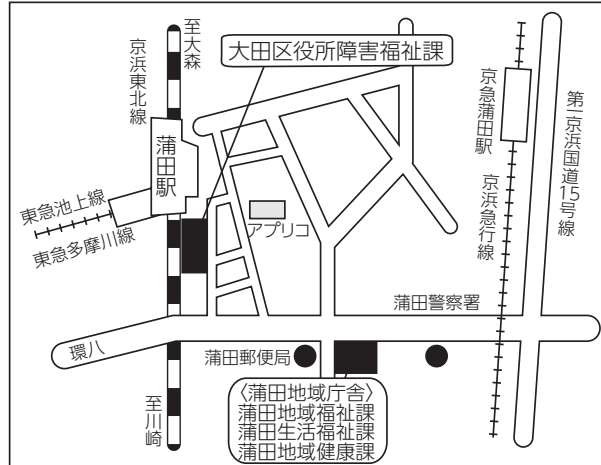
相談窓口

1

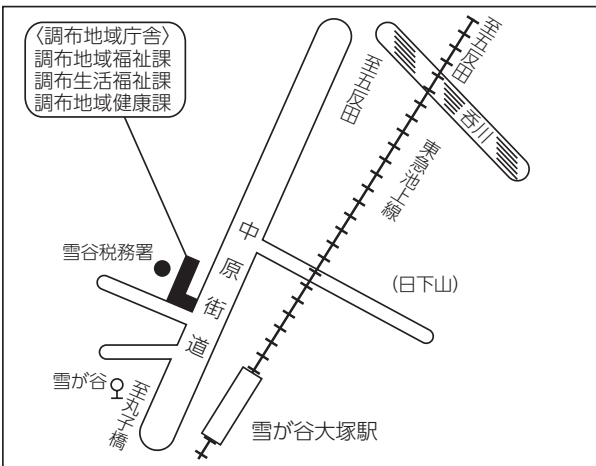
大森地域庁舎（大森西 1-12-1）
障がい者総合サポートセンター（中央 4-30-11）



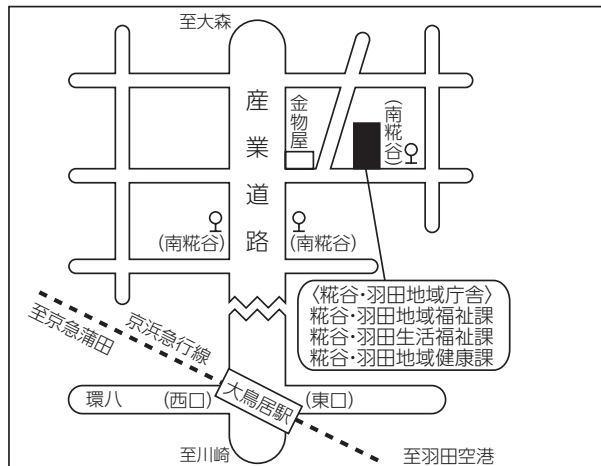
蒲田地域庁舎（蒲田本町 2-1-1）
大田区役所本庁舎（蒲田 5-13-14）



調布地域庁舎（雪谷大塚町 4-6）



梶谷・羽田地域庁舎（東梶谷 1-21-15）



大田区福祉オンブズマン制度

区が行い、又は関与する福祉サービスに関する苦情などを、公正かつ中立な立場で調査することにより福祉の向上を図る制度です。

福祉オンブズマンは4名で、福祉や法律の専門家です。苦情申立書が出されると、福祉オンブズマンが調査し、その結果を通知します。必要な場合は、区に対して福祉サービスの内容を是正するように勧告したり、制度の改善をするように意見表明をすることがあります。

苦情申立てできる方

区の福祉サービスを現在利用していたり、サービスを利用できなくなったり、受けようとしたサービスの申請が認められなかった方などです。

福祉オンブズマンの相談日

毎週火曜日（祝日、休日及び年末年始を除く）の午前9時から正午までです。予約優先です。その他の日時は、担当職員がお話を伺い福祉オンブズマンに引継ぎます。

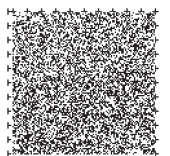
問合せ先

広聴広報課福祉オンブズマン担当

大田区役所本庁舎2階

電話 03-5744-1130

FAX 03-5744-1553



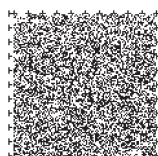


相談窓

1

各地域庁舎の受け持ち区域(お住まいの地域)

大森地域庁舎	調布地域庁舎	蒲田地域庁舎	糀谷・羽田地域庁舎
大森西・入新井・馬込・池上・新井宿特別出張所管内	嶺町・田園調布・鶴の木・雪谷・久が原・千束特別出張所管内	六郷・矢口・蒲田西・蒲田東特別出張所管内	大森東・糀谷・羽田特別出張所管内
池上 1～2丁目 3丁目12番 3丁目13番6～11号 3丁目21番1～27号 3丁目22番～41番 4丁目～8丁目 大森北 1～6丁目 大森中 1丁目1～21番 2丁目1～12番 2丁目19～24番 3丁目1～5番 3丁目9～36番 大森西 1～7丁目 大森東 1～3丁目 大森本町1～2丁目 北馬込 1～2丁目 京浜島 1～3丁目 山王 1～4丁目 城南島 1～7丁目 昭和島 1～2丁目 中央 1～8丁目 東海 1～6丁目 中馬込 1～3丁目 西馬込 1～2丁目 東馬込 1～2丁目 ふるさとの浜辺公園 平和島 1～6丁目 平和の森公園 南馬込 1～6丁目 令和島 1～2丁目	池上 3丁目1～11番 3丁目13番1～5号 3丁目13番12～19号 3丁目14～20番 3丁目21番27号先 石川町 1～2丁目 鶴の木 1～3丁目 上池台 1～5丁目 北千束 1～3丁目 北嶺町 久が原 1～6丁目 千鳥 1丁目1～19番 1丁目20番1～3号 1丁目20番7～10号 1丁目21番4号の一部 1丁目21番5～12号 1丁目22番 1丁目23番5～16号 1丁目24～26番 2丁目1～5番 2丁目6番5～16号 2丁目6番17号の一部 2丁目7～26番 2丁目28～35番 2丁目37番 3丁目3番1～3号 3丁目3番30～33号 3丁目7番6号の一部 3丁目7番7～10号 田園調布1～5丁目 田園調布本町 田園調布南 仲池上 1～2丁目 西嶺町 東嶺町 東雪谷 1～5丁目 南久が原1～2丁目 南千束 1～3丁目 南雪谷 1～5丁目 雪谷大塚町	蒲田 1～5丁目 蒲田本町1～2丁目 下丸子 1～4丁目 新蒲田 1～3丁目 多摩川 1～2丁目 千鳥 1丁目20番4～6号 1丁目21番1～3号 1丁目21番4号の一部 1丁目21番13～20号 1丁目23番1～4号 1丁目23番17～24号 2丁目6番1～4号 2丁目6番17号の一部 2丁目6番18～24号 2丁目27番 2丁目36番 2丁目38～41番 3丁目1～2番 3丁目3番4～29号 3丁目4～6番 3丁目7番1～5号 3丁目7番6号の一部 3丁目7番11～24号 3丁目8～25番 仲六郷 1～4丁目 西蒲田 1～8丁目 西糀谷 1丁目1番5～8号 1丁目1番9号の一部 1丁目1番11号の一部 1丁目1番12号～21号 1丁目1番22号の一部 1丁目12番1～5号 1丁目12番16～26号 1丁目21番1～4号 1丁目21番5号の一部 1丁目21番18号の一部 1丁目21番19～28号 1丁目31番1～6号 1丁目31番15～18号 西六郷 1～4丁目 東蒲田 1～2丁目 東矢口 1～3丁目 東六郷 1～3丁目 南蒲田 1～3丁目 南六郷 1～3丁目 矢口 1～3丁目	大森中 1丁目22番 2丁目13～18番 3丁目6～8番 大森東 4～5丁目 大森南 1～5丁目 北糀谷 1～2丁目 西糀谷 1丁目1番1～4号 1丁目1番9号の一部 1丁目1番10号 1丁目1番11号の一部 1丁目1番22号の一部 1丁目2～11番 1丁目12番6～15号 1丁目13～20番 1丁目21番5号の一部 1丁目21番6～17号 1丁目21番18号の一部 1丁目22～30番 1丁目31番7～14号 2～4丁目 萩中 1～3丁目 羽田 1～6丁目 羽田旭町 羽田空港1～3丁目 東糀谷 1～6丁目 本羽田 1～3丁目





大田区障害者虐待防止センター

障がい者への虐待の早期発見と早期対応は、障がいのある人を虐待から守る第一歩です。

虐待を発見した場合、すべての人に通報が義務付けられました。

虐待防止の知識と理解を深め、障がいのある人の人権を尊重し、障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して暮らせる社会をめざして、障がい者虐待防止に取り組みましょう。

「虐待かな」と思ったらすぐに通報してください。匿名でも通報・届出ができます。

■通報先・相談窓口

大田区障害者虐待防止センター
障害者虐待通報専用ダイヤル

☎ 03 - 6303-8819

FAX 03 - 5728-9437

Eメール kenri9924@city.ota.tokyo.jp

障がい者差別に関する相談

■相談窓口

①障害福祉課

障害者支援（計画）

☎ 03 - 5744-1700

FAX 03 - 5744-1592

障害者支援（障害事業）

☎ 03 - 5744-1251

FAX 03 - 5744-1555

障害者支援（認定・給付）

☎ 03 - 5744-1591

FAX 03 - 5744-1555

②各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

大森地域福祉課

調布地域福祉課

蒲田地域福祉課

糀谷・羽田地域福祉課

③障がい者総合サポートセンター

相談支援部門

☎ 03 - 5728-9433

FAX 03 - 5728-9437

支援調整（相談）

☎ 03 - 5728-9134

FAX 03 - 5728-9136

④東京都障害者権利擁護センター

（広域支援相談員）

☎ 03 - 5320-4223

FAX 03 - 5388-1413

Eメール syougaisyakenriyogo@
section.metro.tokyo.jp

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、行政機関と民間事業者に対し、不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮を行うことを義務付けています。

■事業内容

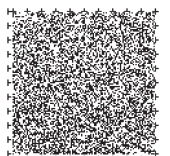
不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供などの障がい者差別に関するご相談を受け付けています。

※不当な差別的取扱いとは

正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯などを制限したり、障がいのない人には付けないような条件を付けたりすることにより、障がい者の権利利益を侵害することです。正当な理由にあたるかどうかは、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益を考慮したうえで、具体的場面や状況に応じて、総合的かつ客観的に判断されることになります。

※合理的配慮とは

障がいのある人や家族などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、お互いの建設的対話により、その実施にあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことです。過重な負担にあたるかどうかは、個別の事案ごとに、費用の程度、人的な制約、物理的な制限などを考慮したうえで、具体的場面や状況に応じて、総合的かつ客観的に判断されることになります。





相談窓

1

大田区社会福祉協議会

社会福祉協議会とは社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられ「中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進すること」を主な役割とする民間の福祉団体です。

区民の皆さん、民生委員児童委員、行政機関などと密接な連携を図りながら、行政とは違った

角度から、さまざまな地域福祉活動事業を行っています。

■所在地

〒144-0051 大田区西蒲田7-49-2

大田区社会福祉センター内

☎03-3736-2021

FAX03-3736-2030

■主な事業

● おおた地域共生ボランティアセンター

① ボランティア活動の相談・助言・連絡調整

ボランティア活動に関する相談・助言、ボランティアに関する情報提供を広報紙「ボランティアコミュニケーション」やホームページで行っています。また、ボランティア保険、行事保険の受付を行っています。

② 絆サポート（日常家事サービス）

障害者手帳のある方への日常の家事支援等を、地域の絆サポーター（ボランティア）が週1～2回程度訪問し、お手伝いします。

▽利用料30分500円

※地域によってはサポーターが見つからず、ご要望に沿えないこともあります。

③ ほほえみ訪問事業

登録制による無料の見守り訪問サービスです。65歳以上の方又は心身に障がいのある方へ、地域の絆サポーターがひと月に2回程度訪問し、玄関先でのあいさつや会話を通して安否確認や地域の情報を提供します。

▽利用料無料

※この訪問は、ご本人の了承を得て行います。

絆サポーターはお部屋の中へはあがりません。

① 問合先

☎03-3736-5555 /

FAX 03-3736-5590

②③ 問合先

☎03-5703-8230 /

FAX 03-3736-5590

● 法人運営センター

① 生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯等に対する貸付制度で、定められた利用目的に該当する場合に貸付を行います。

② 同行援護従業者養成研修の開催

視覚障がい者のガイドヘルパーとして従事する方を養成するための研修を開催しています。（詳細はP133）

① 問合先 生活相談担当

☎03-3736-2026 /

FAX 03-3736-2030

② 問合先 庶務・計画担当

☎03-3736-2023 /

FAX 03-3736-2030

● おおた成年後見センター

（大田区成年後見制度利用促進中核機関）

① 福祉法律相談

専門職による専門相談を開催しています。相談は無料です。（予約制）（詳細はP33）

② 成年後見制度に関すること

⑦ 成年後見制度の周知・啓発

⑧ 成年後見制度に関する相談や申立手続きのご案内

⑨ 親族後見人への支援

⑩ 市民後見人の育成・支援

③ 地域福祉権利擁護事業

軽度の認知症や知的障がい、精神障がい等により福祉サービスの選択や利用が困難な方が、地域で安心して暮らせるようお手伝いをします。（詳細はP33）

④ 老いじたく事業

これからの人生をより豊かにするため、元氣なうちから将来に備えられるよう、パンフレットの配布や相談会を開催しています。

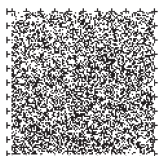
⑤ 精神障がい者等相談事業

精神障害者家族会（つばさ会）と協力して、電話相談所を開設し各種相談に応じています。（詳細はP39）

①～⑤ 問合先

☎03-3736-2022

FAX 03-3736-5590





福祉法律相談

暮らしの中の心配ごと、成年後見制度、遺言や相続のことなど、日常生活の中で起きる法律に関わる問題について、弁護士や公証人、司法書士が相談に応じます。

■対象

区内在住・在学・在勤の方

■費用 無料

■利用方法

予約制です。電話でお申し込みください。

■窓口

大田区社会福祉協議会

おおた成年後見センター

☎03-3736-2022

FAX 03-3736-5590

相談名	日時・相談時間	相談員	相談内容
福祉法律相談	毎週火曜日（第5火曜日は除く） おひとり40分間	弁護士	日常生活上の法律問題全般
成年後見制度 専門相談	第1・2・4木曜日おひとり1時間	司法書士	成年後見制度の利用方法、後見業務の実務に関する相談
公正証書で あんしん生活相談	第3木曜日おひとり30分間	公証人	公正証書を活用した委任契約、遺言、尊厳死宣言等に関する相談

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

軽度の認知症や知的障がい、精神障がい等により福祉サービスの選択や利用が困難な方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いします。

■対象

次のすべてに該当する方

- ① 軽い認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない。
- ② このサービスの契約内容を理解できる。

■費用

月額基本料金1,000円のほか、1回の利用時間が1時間まで1,000円加算。（1時間を超える場合は30分までごとに500円を加算）
書類等預かりサービスは別途月額1,000円

援助内容

- (1) 福祉サービスの利用援助（基本サービス）
 - ① 福祉サービスについての情報提供、助言
 - ② 福祉サービス利用料等の支払い手続き
 - ③ 行政等から届く郵便物の確認及び必要な手続きの支援
- (2) 預貯金払戻しサービス（オプション）
日常生活に必要な預貯金の払戻、支払い等
- (3) 書類等預かりサービス（オプション）
年金証書、銀行の通帳、権利書等大事な書類の預かり

■窓口

大田区社会福祉協議会

おおた成年後見センター

☎03-3736-2022

FAX 03-3736-5590

成年後見制度とは

成年後見制度とは、知的障がい、精神障がい、認知症などによって判断能力が不十分な方の援助者を選び、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

(1) 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。

ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの種類があり、支援できる範囲が異なります。

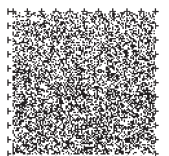
(2) 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

ご本人の判断能力が低下した場合に、申立てにより、家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、任意後見人としての活動が始まります。

成年後見制度の手続きの流れや費用等について知りたい方は、
「成年後見はやわかり 厚労省」<https://guardianship.mhlw.go.jp>





相談窓

1

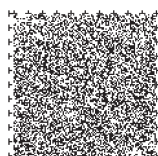
身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員

大田区から委託を受けた民間の相談員です。障がいのある方やその家族からのさまざまな相談をお受けして、問題解決のための助言・相談を行っています。

	氏 名	ふりがな	障害種別又は団体名	住 所
身体障害者相談員	栗田 修平	あわだ しゅうへい	肢体	蒲田
	井桁 利昌	いげた としあき	肢体	東糀谷
	牛久 秀美	うしく ひでみ	肢体	西六郷
	高橋 秀昭	たかはし ひであき	肢体	大森西
	福田 美和	ふくだ みわ	肢体	大森南
	宮澤 勇	みやざわ いさむ	肢体	南久が原
	杉崎 守男	すぎさき もりお	肢体	千鳥
	長村 憲治	おさむら けんじ	視力	南馬込
	杵鞭 勝彦	きねむち かつひこ	視力	蒲田
	山内 京子	やまうち きょうこ	視力	大森西
	一色 隆雄	いっしき たかお	聴覚	南馬込
	小林 美登里	こばやし みどり	聴覚	多摩川
	小池 美津代	こいけ みつよ	聴覚	萩中
	竹内 千代江	たけうち ちよえ	聴覚	蒲田
	関 ひかり	せき ひかり	中途失聴・難聴	西六郷
	濱田 沙耶香	はまだ さやか	心臓病の子どもを守る会	西糀谷
	齋藤 久実子	さいとう くみこ	音声	仲六郷
	蛭子 明子	ひるこ あきこ	肢体不自由児	大森北
	橋本 朋子	はしもと ともこ	肢体不自由児	仲六郷
	竹内 明	たけうち あきら	肢体不自由児	南久が原
	廣瀬 晶子	ひろせ あきこ	肢体不自由児	北千束
	福田 功志	ふくだ のりゆき	肢体不自由児	大森西
	栗城 優子	くりしろ ゆうこ	高次脳	東矢口
知的障害者相談員	加藤 久子	かとう ひさこ	育成会	下丸子
	閑製 久美子	かんせい くみこ	育成会	大森西
	佐々木 桃子	ささき ももこ	育成会	東雪谷
	清水 智子	しみず ともこ	育成会	矢口
	清野 弘子	せいの ひろこ	育成会	中央
	喜多見 直子	きたみ なおこ	育成会	東矢口
	津田 陽子	つだ ようこ	育成会	矢口
	橋本 明子	はしもと あきこ	育成会	南六郷
	藤城 邦子	ふじしろ くにこ	育成会	南馬込
	山根 聖子	やまね しょうこ	育成会	田園調布
	岸野 智子	きしの ともこ	守る会	多摩川
	小松代 菜央	こまつしろ なおう	守る会	中央
	佐々木 弥生	ささき やよい	守る会	中央
	福江 留美子	ふくえ るみこ	守る会	西糀谷
	宮田 千寿子	みやた ちずこ	守る会	大森東
	齋藤 照美	さいとう てるみ	発達	大森中
	岡部 治美	おかべ はるみ	発達	池上
相障精神 相談員者	川崎 洋子	かわさき ようこ	つばさ会（家族会）	西蒲田
	加藤 晴正	かとう はるまさ	精神障害当事者会ポルケ	西馬込
	山田 悠平	やまだ ゆうへい	精神障害当事者会ポルケ	西馬込

■ご相談を希望される方は、問合先にご連絡ください。

■問合先 障がい者総合サポートセンター相談支援部門 ☎03-5728-9433 FAX 03-5728-9437





相談窓
口

1

東京都心身障害者福祉センター

身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、補装具の判定、愛の手帳の判定（18歳以上）、区市町村への専門的支援等を行っています。また、高次脳機能障害者の支援拠点機関として、高次脳機能障害に関する相談・支援等を実施しています。これらに加えて、身体障害者手帳及び愛の手帳の発行等の業務も行っています。

■利用方法

各地域庁舎の地域福祉課を通して申し込んでください。ただし、既に療育手帳をお持ちで、都外から転入される方は、右記窓口に直接申し込んでください。また、愛の手帳（18歳以上）の判定は右記電話番号に直接電話で予約してください。

■窓口時間

月～金曜日 午前9時～午後5時
（正午から午後1時を除く）
祝日・年末年始を除く

■所在地

東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都
飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階

☎03-3235-2946（代表）

FAX 03-3235-2968

・愛の手帳判定予約

☎03-3235-2961

・都外転入者（療育手帳）の受付窓口

☎03-3235-2966

・高次脳機能障害専用電話相談

☎03-3235-2955

午前9時～正午、午後1時～午後4時

※電話での相談が難しい場合は

FAX 03-3235-2957

※補装具費支給判定の一部（車椅子・電動車椅子・姿勢保持装具等）は、別館（秩父屋ビル）で行います。

別館

〒102-0083 千代田区麹町3-7-4

秩父屋ビル1階

※自動車で別館に来庁される場合は予約時にお伝えください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/shinsho>

東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）



交通

◇東京メトロ（有楽町線、南北線、東西線）・都営地下鉄（大江戸線）飯田橋駅B2b出口（セントラルプラザ1階ロビー直結）

※B2b出口にはエレベーターがありません。地上行きエレベーターは、有楽町線・南北線の中央改札付近にあります。

◇JR（総武線）飯田橋駅西口より徒歩2分、東口より徒歩4分

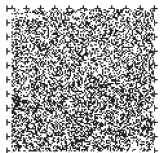
◇都バス「飯田橋駅前」（「飯64」小滝橋車庫前～九段下）「飯田橋」（「飯62」小滝橋車庫前～都営飯田橋駅前）停留所下車徒歩5分

別館（秩父屋ビル）



交通

◇東京メトロ（有楽町線）麹町駅
1番出口より徒歩3分
（半蔵門線）半蔵門駅
1番出口より徒歩4分





相談窓口

1

東京都品川児童相談所

児童（0歳から18歳未満）の様々な問題について相談に応じ、各種の専門的な診断・指導を行うとともに、愛の手帳の交付、児童福祉施設への入所等の相談を受け付けています。

■相談時間

月～金曜日 午前9時～午後5時

■所在地

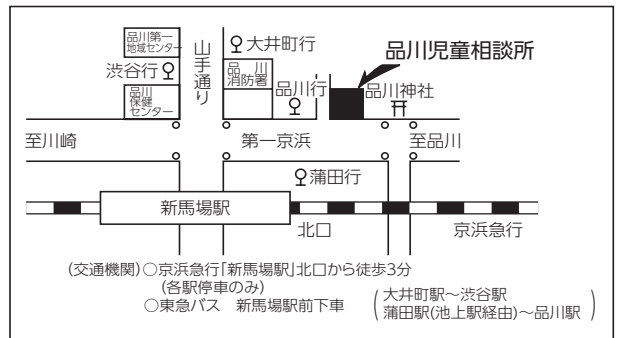
〒140-0001 品川区北品川3-7-21

☎03-3474-5442

FAX 03-3474-5596

ホームページ

http://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/jicen/info/jisou_info/sinagawa.html



東京都児童相談センター

東京都児童相談センターでは、18歳未満のお子さんに関するあらゆる相談を受け付けています。

■相談窓口

4152電話相談

☎03-3366-4152

聴覚言語障害者用FAX 03-3366-6036

■相談時間

月～金曜日 午前9時～午後9時

土・日曜・祝日 午前9時～午後5時
(12月29日～1月3日休)

手をつなぐ あんしん相談（青年期相談室）

知的障がいのある人の日常生活、地域でのくらし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。

■相談時間

月～木曜日 午前10時～午後5時

■利用方法

電話相談及び来所相談

※来所相談の場合は電話で予約が必要です。

■問合先

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

〒160-0023 新宿区西新宿7-8-10

オークラヤビル 2F

☎03-5389-2614

東京都立中部総合精神保健福祉センター

こころの健康に関わる内容の相談のほか、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存問題に関する相談、思春期問題などの専門相談を受付けています。専門相談では、本人プログラムや家族講座なども実施しています。

■精神保健福祉相談

○電話相談 03-3302-7711（通所の問い合わせもこちらで受けています）

○面接相談は、電話相談の上必要に応じて実施（予約制）

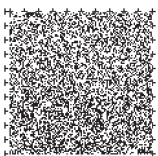
○月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

■所在地

〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7

ホームページ

<http://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/chusou/index.html>





東京都障害者福祉会館（福祉相談）

■対象

障がいのある方とその関係者

■相談内容

- ① 同じ障がいの生活経験を持つ相談員による生活相談。（種別は肢体不自由・視覚・聴覚・言語吃音・喉頭摘出・知的障がい・てんかん・精神障がい（本人・家族）・自閉症・肝臓障がい）
- ② 法律相談

■利用方法

てんかん・精神障がい・自閉症・肝臓障がい及び法律相談は予約制。

■費用 無料

■問合せ先

〒108-0014 港区芝5-18-2
☎03-3455-6321
FAX 03-3453-6550

東京聴覚障害者支援事業所

聴

東京聴覚障害者支援事業所では、以下の事業を実施しています。利用には、各地域庁舎の地域福祉課で手続きが必要です。

（1）RONAプラン（指定特定相談支援事業）

聴覚障がい者（児）の方から相談を受け、日常生活全般に関する相談やサービス利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価を行います。

- 対象：都内及び関東近郊の聴覚障がい者（児）や聴覚障がいを併せ持った重複障がい者（児）
- 相談可能時間：平日 午前9時～午後5時30分
（日曜・祝日・年末年始はお休み）
- 事前に予約が必要です。
- （2）RONAスクール（就労移行支援事業）
一般就労を目指す聴覚障がい者を対象に、就労するためのスキル（パソコン技能、マナー、

コミュニケーション力習得など）の訓練を実施しています。リワークとしての利用も可能です。就職した後も就労定着支援事業RONAサポートで引き続き支援できます。

- 見学又は体験可能ですので、希望者は直接お問い合わせください。

■所在地

東京聴覚障害者自立支援センター
〒150-0011 渋谷区東1-23-3

■連絡先

FAX 03-5464-6059
☎03-5464-6058
Eメール
（相談予約）soudan@ap.wakwak.com

聴力障害者情報文化センター

聴

■対象

聴覚障がい者（児）とご家族、関係者

■内容

聴覚障がい全般への相談、聞こえについての相談、聴覚障がいや手話に関する情報提供を、来所・FAX・Eメール・電話・オンラインで行っています。秘密は厳守します。

■窓口時間

火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時
金曜日 午前10時～午後7時

■費用

無料

■窓口

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
聴覚障害者情報提供施設

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

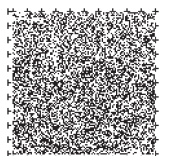
相談専用 FAX 03-6833-5005

（FAXは24時間受付）

☎03-6833-5004

Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp

ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp/>





相談窓

1

東京都発達障害者支援センター（こどもトスカ）

東京都在住の18歳未満の発達障がい（疑い含む）のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障がいに関わる様々な相談をお受けしています。ご利用にあたっては予約が必要です。

必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーションなども行います。

また、発達障がいの理解を深めるための啓発・研修活動も行っています。

■予約受付

月～金曜日 午前9時～午後5時

■相談日時

月・火・木・金曜日 午前9時30分～午後5時

※祝日・年末年始を除く

※コンサルテーションや研修については日程を調整し、随時行います。

■費用 相談は無料

【ご本人が18歳未満の方 通称：こどもトスカ】

委託先：社会福祉法人 嬉泉

〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9

☎03-6413-0231

Eメール tosca@kisenfukushi.com

ホームページ <http://www.tosca-net.com/>

東京都発達障害者支援センター（おとなトスカ）

東京都在住・在勤で18歳以上の発達障がい（疑い含む）のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障がいに関わる様々な相談をお受けしています。

原則電話での相談としています（予約不要）。

必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーションなども行います。

また、発達障がいの理解を深めるための啓発・研修活動も行っています。

■受付・相談

午前9時～午後5時

第1・3週：月～土曜日

第2・4・5週：月・火・木・金曜日

※祝日、年末年始を除く

■費用 相談は無料

【ご本人が18歳以上の方 通称：おとなトスカ】

委託先：公益財団法人 神経研究所

〒162-0851 新宿区弁天町91番地

☎03-5579-8207

ホームページ <http://otona-tosca.org>

精神障がい者家族等電話相談

■対象

精神障がい者の家族の方等

■事業内容

相談は、「大田区精神障害者家族連絡会（つばさ会）」がお受けし、家族による家族のための電話相談を実施します。秘密は厳守します。

■実施日時

毎週土曜日 午後1時～午後4時に直接下記の電話にて相談受付

☎03-5700-0045

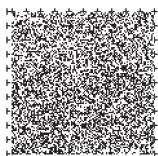
■問合先

大田区社会福祉協議会

おおた成年後見センター

☎03-3736-2022

FAX 03-3736-5590





精神障がい者相談支援

主に精神障がい者の方に、必要な情報の提供や自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援をしています。

■対象
在宅の精神障がい者等

■相談先

名 称	所在地	電 話	相談日時
こうじや生活 支援センター	〒144-0033 東糀谷 1-14-14	03-5705-0738	月・金曜日 正午～午後7時30分 火曜日 午後1時30分～午後5時30分 水曜日 正午～午後5時30分 土曜日 午前10時～午後5時30分 ※祝日の場合はお休み
かまた生活 支援センター	〒144-0051 西蒲田 4-4-1	03-5700-6761	火・木・金曜日 午前11時～午後5時30分 土曜日 午後1時～午後7時30分 ※祝日の場合はお休み
糀谷作業所	〒144-0044 本羽田1-18-21 日興ビル201	03-6319-7458	月～金曜日 午前9時～午後6時 ※電話受付は午前10時～午後5時 土日祝日はお休み
サポート ネット久が原	〒146-0085 久が原3-32-12	03-6410-9405	月～金曜日 午前9時～午後6時 ※電話受付は午前10時～午後5時 土日祝日はお休み
シーエス・アディ	〒146-0084 南久が原2-33-14	03-3757-7817	月～金曜日 午前9時～午後5時
雪谷工房	〒145-0061 石川町2-8-2 田村ビル301	03-3720-2878	月～金曜日 午前9時～午後5時

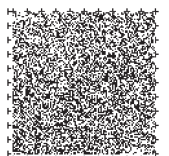
東京都盲ろう者支援センター

盲ろう者（児）の自立と社会参加のために必要とされるサービスを総合的に提供します。

■対象
視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者

■事業内容
○訓練事業（盲ろう者へのコミュニケーション訓練、生活訓練、パソコン訓練）
○総合相談支援事業（盲ろう者、家族、支援関係者への相談支援）
○社会参加促進事業（集団学習会、交流会）
○盲ろう児支援事業（相談、交流広場）など

■窓口
東京都盲ろう者支援センター
〒162-0832 新宿区岩戸町4番地
87ビルディング岩戸町2階
☎03-6228-1282
FAX 03-6228-1283
Eメール tokyo-db@tokyo-db.or.jp
ホームページ <http://www.tokyo-db.or.jp>





相談窓口

1

IT利用相談支援事業

障がいのある方、ご家族の方及び区市町村において障がいのある方のIT利用支援を担当する職員の方等を対象に、電話、FAX、メール、又は来所によるITに関する利用相談や機器の展示を実施。

また、パソコンやタブレットの基本操作体験も無料で行っています。右記窓口へお申し込みください。

※ご相談、体験等は事前予約が必要です。

■対象

都内在住または在勤で障がいのある方

■窓口

東京都障害者IT地域支援センター

〒112-0006 文京区小日向4-1-6

東京都社会福祉保健医療研修センター1階

☎03-6682-6308

FAX 03-6686-1277

開館時間 午前10時～午後5時30分

(土曜日は不定期開館)

※水・日曜日・祝日は閉館

高次脳機能障がい者相談

■対象

高次脳機能障がい者のご家族等

①高次脳機能障がいとは

高次脳機能障がいとは、病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷を受けたために生じるもので、記憶力、注意力、遂行機能などの認知機能や感情又は社会的行動のコントロール機能の障がいをさします。

②主な原因疾患

高次脳機能障がいを呈する疾患の60～70%を脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）が占めています。

次いで、脳外傷、低酸素脳症、脳腫瘍、脳炎などの感染症があります。

③高次脳機能障がいの主な症状

記憶障がい

- ・同じことを何度も聞く
- ・病気以前の事は覚えているが新しい事は覚えられない
- ・昨日のことを覚えていない

注意障がい

- ・とても疲れやすい
- ・気が散りやすい
- ・複数の事を同時にできない
- ・ミスが多い

遂行機能障がい

- ・物事の段取りが苦手
- ・計画が立てられない
- ・うまく修正ができない
- ・手際よく作業ができない

感情と社会的行動の障がい

- ・やる気がでない
- ・引きこもりがち
- ・怒りやすい
- ・衝動的に行動する

■事業内容

高次脳機能障がいに関する相談

■窓口

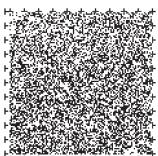
●東京都心身障害者福祉センター

高次脳機能障害専用電話相談（P35）

●各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

●障がい者総合サポートセンター

相談支援部門（P27）





身体障害者手帳

身体障がい者（児）が各種の援助を受けるために必要な手帳です。

身体に障がいのある方が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。各種の福祉サービスを受けるための前提となります。

障がいの程度により1～7級にわかれています。（ただし、肢体不自由の7級だけでは手帳の交付はされません。）

- ① 視覚障がい…………… 1～6級
- ② 聴覚障がい…………… 2・3・4・6級
- ③ 平衡機能障がい…………… 3・5級
- ④ 音声機能・言語機能・
そしゃく機能の障がい… 3・4級
- ⑤ 肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の
非進行性の脳病変による運動機能障がい）
…………… 1～7級
- ⑥ 肢体不自由（体幹）…… 1・2・3・5級
- ⑦ 内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこ
う又は直腸・小腸の機能障がい・ウイルスに
よる免疫機能障がい・肝臓機能障がい）
…………… 1～4級

■手帳新規交付の申請

申請には、次の書類等が必要です。

- ① 身体障害者診断書・意見書（指定医が作成したもの）診断書・意見書は大田区ホームページからダウンロードできます。

- ② 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm・無帽・上半身・真正面・カラー可）

- ③ マイナンバー確認書類

- ④ 身元確認書類

※③④の詳細についてはP14

手帳は、紙様式とカード様式のいずれかから選べます。

申請後1～2か月で交付されます。

■手帳等級変更の申請

- ① 身体障害者診断書・意見書

- ② 写真1枚

- ③ お持ちの身体障害者手帳

- ④ マイナンバー確認書類

■手帳再交付の申請

- ① 写真1枚

- ② マイナンバー確認書類

- ③ 身元確認書類

■住所・氏名変更の手続（※）

- ① 身体障害者手帳

- ② マイナンバー確認書類

■申請窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

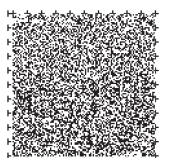
（※）については、上記窓口に加えて障害福祉課でも手続きできます。

身体障害者障害程度等級表（1）

（身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号）

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能 言語機能 又はそ しゃく機能 の障がい	肢 体 不 自 由				
		聴覚障がい	平衡 機能 障がい		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	
								上肢機能	移動機能
1 級	視力の良い方の眼の視力 (万国式視力表によ って測ったものをいい、屈 折異常のある者につい ては、矯正視力につい て測ったものをいう。以 下同じ。)が0.01以下の もの				1 両上肢の機能を 全廃したもの 2 両上肢を手関節 以上で欠くもの	1 両下肢の機能 を全廃したもの 2 両下肢を大腿 の2分の1以上で 欠くもの	体幹の機能障が いにより座って いることができ ないもの	不随意運動・ 失調等により 上肢を使用す る日常生活動 作がほとんど 不可能なもの	不随意運動・ 失調等により 歩行が不可能 なもの
2 級	1 視力の良い方の眼の 視力が0.02以上 0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼 の視力が0.04かつ他 方の眼の視力が手動 弁以下のもの 3 周辺視野角度 (1/4 視標による。以下同 じ)の総和が左右眼そ れぞれ80度以下かつ 両眼中心視野角度 (1/2視標による。以 下同じ。)が28度以下 のもの 4 両眼開放視認点数が 70点以下かつ両眼中 心視野視認点数が20 点以下のもの	両耳の聴力レ ベルがそれぞ れ100デシベ ル以上のもの (両耳全ろう)			1 両上肢の機能の 著しい障がい 2 両上肢のすべ ての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の 2分の1以上で欠 くもの 4 1上肢の機能を 全廃したもの	1 両下肢の機能 の著しい障がい 2 両下肢を下腿 の2分の1以上で 欠くもの	1 体幹の機能 障がいにより 座位又は起立 位を保つこと が困難なもの 2 体幹の機能 障がいにより 立ち上がるこ とが困難なも の	不随意運動・ 失調等により 上肢を使用す る日常生活動 作が極度に制 限されるもの	不随意運動・ 失調等により 歩行が極度に 制限されるも の

■ 枠内は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種です



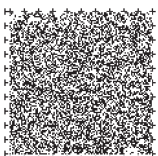


手帳・手当

2

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能 言語機能 又はそし ゃく機能 の障がい	肢 体 不 自 由				
		聴覚障がい	平衡 機能 障がい		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	
								上肢機能	移動機能
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしゅく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 1上肢の機能の著しい障がい 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゅく機能の著しい障がい	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したものの 4 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障がい	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 1下肢の機能の著しい障がい 5 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい		1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障がい 3 1上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障がい	1 1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 1下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 1下肢が健側に比して5センチメートル又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの

■ 枠内は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種です



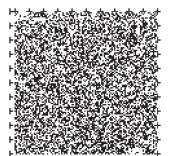


手帳・手当

2

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能 言語機能 又はそ れ以外の機能 の障がい	肢 体 不 自 由				
		聴覚障がい	平衡 機能 障がい		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	
								上肢機能	移動機能
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 1上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1下肢の足関節の機能の著しい障がい		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7 級					1 1上肢の機能の軽度の障がい 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障がい 3 1上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障がい 5 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 1下肢の機能の軽度の障がい 3 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障がい 4 1下肢のすべての指を欠くもの 5 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
備 考	1 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障がいがある場合に特に本表中に指定されているものは、当該級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障がい」とは、中手指関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいを含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。								

■ 枠内は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種です





身体障害者障害程度等級表(2)内部障害

級別	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
1級	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(注)詳しくは臨床検査の結果によります。

■枠内は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種です

愛の手帳

知的障がい者(児)が各種の援助を受けるために必要な手帳です。

知的障がいのある方がいろいろなサービスを受けるために必要な手帳として東京都が独自に設けています。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

障がいの程度を総合判定し、1度～4度に該当すると認められた場合に交付されます。

■判定・問合先

18歳未満 東京都品川児童相談所 (P36)

18歳以上 東京都心身障害者福祉センター (P35)

■再判定

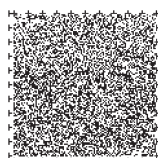
3歳、6歳、12歳、18歳に達したとき、また、知的障がいの程度に著しい変化が認められたときは再判定を受け、手帳を更新する必要があります。上記の窓口で予約をしてください。

■変更届等

手帳をお持ちの方で、次に該当するときは、手帳と本人確認のできるもの（マイナンバーカードなど）を持って各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）で手続きをしてください。

- ①氏名を変更したとき。
- ②住所を変更したとき。
- ③保護者を必要としなくなったとき、又は、保護者を変更したとき。
- ④本人が死亡したとき。
- ⑤手帳を紛失・破損したとき。
- ⑥カード様式の手帳に変更する時

※⑤⑥については、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm・無帽・上半身・真正面・カラー可）が必要です。





精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

障がいの程度により1～3級にわかれています。
※有効期間は2年間です。(継続のためには手続きが必要です。)

■申請書類

- ①申請書
 - ②医師の診断書(手帳用のもの)又は障害年金(精神障がい)の年金証書の写し。
 - ③写真(タテ4cm×ヨコ3cm、上半身脱帽、申請前1年以内に撮影したもので、裏面に氏名と生年月日を必ず記入してください。)
 - ④同意書(年金証書の写しで申請するとき)
 - ⑤マイナンバー確認書類
 - ⑥身元確認書類
- ※⑤⑥の詳細についてはP14

■申請先及び問合先

各地域庁舎の地域福祉課(表紙、P28)

■主なサービス

- ①障害者休養ホームの利用料の助成
- ②都立公園や都立施設等の入場料の免除
(一部有料となる場合があります)
- ③都立公園駐車場の無料利用

(一部有料となる場合があります)

- ④生活保護受給者の障害者加算(1・2級)
- ⑤都営住宅入居の優遇
- ⑥都営・区営住宅使用料の減額
- ⑦NTTの電話番号案内の無料利用
(ふれあい案内)
- ⑧携帯電話の割引利用
- ⑨所得税・住民税の障害者控除
- ⑩東京都精神障害者都営交通乗車証の発行
- ⑪旅客鉄道等運賃の割引(割引内容は各鉄道会社等によって異なる)
- ⑫都内路線バスの運賃半額割引
(都が発行する、写真が貼付された手帳をお持ちのご本人のみ)
- ⑬NHK受信料の減免
- ⑭駐車禁止規制の除外
(1級の手帳をお持ちの方)
- ⑮航空運賃の割引
(一部航空会社の国内線に限る)
- ⑯フェリー運賃の割引(会社によって異なる)
- ⑰タクシー運賃の割引
(写真つき手帳をお持ちの方、都内の一部タクシー会社に限る)

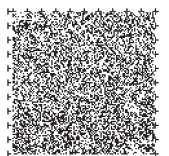
大田区心身障害者福祉手当(区制度)

■新規に申請ができる方

年齢	0歳以上65歳未満の方
障がいの程度など	身体障害者手帳1～3級
	愛の手帳1～4度
	精神障害者保健福祉手帳1級
	脳性まひ・進行性筋萎縮症(進行性筋ジストロフィー) 特殊疾病(難病医療費助成を受けている方等)

■対象・手当額及び支給制限

障がいの程度	年齢	手当月額	支給制限
・身体障害者手帳1～2級 ・愛の手帳1～3度 ・脳性まひ・進行性筋萎縮症(進行性筋ジストロフィー)	20歳以上	17,500円	20歳以上の方 ・受給者本人の所得が所得基準額を超えた場合は支給対象外 ・児童育成(障害)手当を受給している場合、20歳到達月の手当が4,500円となります。
	20歳未満	4,500円	
・特殊疾病(難病医療費助成を受けている方等)	20歳以上	12,000円	20歳未満の方 受給者本人及びその障がい者の生計を主として維持する方の所得が所得基準額を超えた場合は対象外
	20歳未満	4,500円	
・精神障害者保健福祉手帳1級 ・身体障害者手帳3級 ・愛の手帳4度	0歳～	4,500円	





手帳・手当

2

- 障がいの程度等が重複する場合には、支給額の高い方を申請できます。
- 障がいの程度等の変更は、変更届が必要になります。
- 該当する特殊疾病は、P47、48の一覧をご確認ください。また、小児慢性特定疾病医療受給者証が交付された場合、支給対象となる場合もありますのでご相談ください。
- 難病等医療受給者証・精神障害者保健福祉手帳の更新をしないと支給対象外となります。有効期限がくる前に地域福祉課で手続き(P28)を行ってください。
- 対象とならない方
 - (1) 施設に入所している方
 - ア 障害者施設（障害者総合支援法）
 - イ 障害児入所施設（児童福祉法）
 - ウ 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（老人福祉法）
 - エ 救護施設（生活保護法）等
 なお、介護老人保健施設、介護医療院（介護保険法）等は、対象となります。
 - (2) 65歳以降に支給対象に該当した方
 - (3) 65歳に達する前日までに申請しなかった方（ただし、転入など申請できる場合があります。）
 - (4) 所得基準額を超えている方

■所得基準

支給対象者（20歳未満の場合は受給者本人及びその障がい者の生計を主として維持する方）の前年所得額※1（住民税の課税対象となる所得額※2）から下記（表A）の金額を控除した額が（表B）にある所得基準額を超えている場合は、手当が受けられません。

- ※1 1月から7月分までは前々年中の所得、8月から12月分は前年中の所得で判定します。
- ※2 株式譲渡所得など一部対象とならない場合があります。

(表A) 控除の種類と金額			
控除の種類	所得判定の対象		控除額
	本人	保護者	
雑損控除	○	○	相当額
医療費控除	○	○	相当額
社会保険料控除	○	8万円	相当額
小規模企業共済等掛金控除	○	○	相当額
配偶者特別控除	○	○	相当額（上限33万円）
障害者控除（家族）	○	○	一人につき27万円
特別障害者控除（家族）	○	○	一人につき40万円
障害者控除（本人）	×	○	27万円
特別障害者控除（本人）	×	○	40万円
寡婦控除	○	○	27万円
ひとり親控除	○	○	35万円
勤労学生控除	○	○	27万円
長期（短期）譲渡所得の特別控除	○	○	相当額

給与所得又は公的年金等の所得を有する場合は、10万円を控除します。

(表B) 所得基準額

扶養	所得基準額
0人	3,661,000円
1人	4,041,000円
2人	4,421,000円
3人	4,801,000円
4人	5,181,000円
5人	5,561,000円

扶養親族等の中に、老人控除対象配偶者・老人扶養親族がいるときは一人につき10万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）がいるときは1人につき25万円を所得基準額に加算できます。

- 所得基準額を超えていたため支給対象外だった方で、令和6年中の所得が基準内となった方は令和7年8月から申請できます。
- 20歳未満で所得基準額が超過していた方は20歳を迎えてから再度申請いただくことで支給対象となる場合があります。

■支給方法

申請のあった月分から、4月・8月・12月（25日ごろ）に、その前月までの分を銀行口座に振り込みます。

■申請手続

申請には、次の書類等が必要です。

- ①②身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳
- ①身体障害者手帳をお持ちでない脳性まひ、進行性筋萎縮症の方は診断書
- ②特殊疾病（難病等）の方は診断書（臨床調査個人票）の写し又は特殊疾病（難病等）等の医療証
- ②本人の銀行口座（普通・当座のみ）のわかるもの（通帳等）
- ③印かん（スタンプ不可）
- ④本人のマイナンバー確認書類
（20歳未満の場合は、受給者本人及びその障がい者の生計を主として維持する方のマイナンバー確認書類が必要）
- ⑤身元確認書類

※④⑤の詳細についてはP14

※所得をマイナンバーで確認できない場合、所得証明書を提出いただくこととなります。

■所得制限基準額

別表「各種手当の給付額と所得制限基準額」参照（P168）

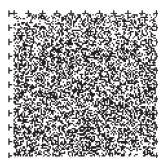
■窓口・問合せ先

障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）



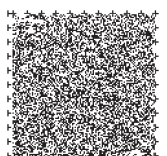


《大田区心身障害者福祉手当の対象となる指定難病（難病・小児慢性特定疾患）等一覧》 令和7年4月1日現在

	疾 病 名
あ	アイカルディ症候群 アイザックス症候群 亜急性硬化性全脳炎 悪性関節リウマチ 悪性高血圧 アジソン病 アッシャー症候群 アトピー性脊髄炎 アペール症候群 アラジール症候群 アルポート症候群 アレキサンダー病 アンジェルマン症候群 アントレー・ビクスラー症候群
い	イソ吉草酸血症 一次性的ネフローゼ症候群 一次性的膜性増殖性糸球体腎炎 遺伝性QT延長症候群 遺伝性自己炎症疾患 遺伝性ジストニア 遺伝性周期性四肢麻痺 遺伝性膀胱炎 遺伝性鉄芽球性貧血
う	ウィーバー症候群 ウィリアムズ症候群 ウィルソン病 ウエスト症候群 ウェルナー症候群 ウォルフラム症候群 ウルリッヒ病
え	エーラス・ダンロス症候群 エプスタイン症候群 エプスタイン病 エマエル症候群 遠位型ミオパチー
お	黄色靱帯骨化症 黄斑ジストロフィー 大田原症候群 オクシパル・ホーン症候群 オスラー病
か	カーニー複合 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん 潰瘍性大腸炎 下垂体性ADH分泌異常症 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 下垂体性TSH分泌亢進症 下垂体性PRL分泌亢進症 下垂体前葉機能低下症 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体） 家族性地中海熱 家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体） 家族性良性慢性天疱瘡 カナバン病 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 歌舞伎症候群 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 カルニチン回路異常症 肝型糖尿病 間質性膀胱炎（ハンナ型） 環状20番染色体症候群 完全大血管転位症

	疾 病 名
	肝内結石症 眼皮膚白皮症
き	偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モフト症候群 球脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変） 巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変） 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変） 筋萎縮性側索硬化症 筋型糖原病 筋ジストロフィー
く	クッシング病 クリオピリン関連周期熱症候群 クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群 クルーゾン症候群 グルコーストランスポート1欠損症 グルタル酸血症1型 グルタル酸血症2型 クロウ・深瀬症候群 クローン病 クロンカイト・カナダ症候群
け	痙攣重積型（二相性）急性脳症 劇症肝炎 結節性硬化症 結節性多発動脈炎 血栓性血小板減少性紫斑病 限局性皮質異形成 原発性肝外門脈閉塞症 原発性高カイロミクロン血症 原発性硬化性胆管炎 原発性抗リン脂質抗体症候群 原発性骨髄線維症 原発性側索硬化症 原発性胆汁性胆管炎 原発性免疫不全症候群 顕微鏡的多発血管炎
こ	高IgD症候群 好酸球性消化管疾患 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 好酸球性副鼻腔炎 抗糸球体基底膜腎炎 後縦靱帯骨化症 甲状腺ホルモン不応症 拘束型心筋症 高チロシン血症1型 高チロシン血症2型 高チロシン血症3型 後天性赤芽球癆 広範脊柱管狭窄症 膠様滴状角膜ジストロフィー コケイン症候群 コステロ症候群 骨形成不全症 古典的特発性好酸酸増多症候群 コフィン・シリズ症候群 コフィン・ローリー症候群 混合性結合組織病
さ	鰓耳腎症候群 再生不良性貧血

	疾 病 名
	再発性多発軟骨炎 左心低形成症候群 サルコイドーシス 三尖弁閉鎖症 三頭酵素欠損症
し	シェーグレン症候群 色素性乾皮症 自己食空胞性ミオパチー 自己免疫性肝炎 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 自己免疫性溶血性貧血 シトステロール血症 シトリン欠損症 紫斑病性腎炎 脂肪萎縮症 若年性特発性関節炎 若年発症型両側性感音難聴 シャルコー・マリー・トゥース病 重症急性膀胱炎 重症筋無力症 修正大血管転位症 出血性線溶異常症 ジュベール症候群関連疾患 シュワルツ・ヤンペル症候群 神経細胞移動異常症 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 神経線維腫症 神経有棘赤血球症 進行性核上性麻痺 進行性骨化性線維異形成症 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 進行性多巣性白質脳症 進行性白質脳症 進行性ミオクロノステんかん 人工透析を必要とする腎不全 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
す	睡眠時相徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 スタージ・ウェーバー症候群 スティーヴンス・ジョンソン症候群 スミス・マギニス症候群 スモン
せ	脆弱X症候群 脆弱X症候群関連疾患 成人発症スチル病 脊髄空洞症 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。） 脊髄髄膜瘤 脊髄性筋萎縮症 セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症 前眼部形成異常 全身性アミロイドーシス 全身性エリテマトーデス 全身性強皮症 先天異常症候群 先天性横隔膜ヘルニア 先天性核上性球麻痺 先天性魚鱗癬 先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症 先天性筋無力症候群 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠乏症





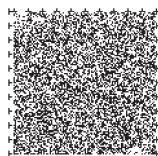
手帳・手当

2

	疾 病 名
	先天性血液凝固因子欠乏症
	先天性三尖弁狭窄症
	先天性腎性尿崩症
	先天性赤血球形成異常性貧血
	先天性僧帽弁狭窄症
	先天性大脳白質形成不全症
	先天性肺静脈狭窄症
	先天性副腎低形成症
	先天性副腎皮質酵素欠損症
	先天性ミオパチー
	先天性無痛無汗症
	先天性葉酸吸収不全
	前頭側頭葉変性症
	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む）
そ	早期ミオクロニー脳症
	総動脈幹遺残症
	総排泄腔外反症
	総排泄腔遺残
	ソトス症候群
た	ダイアモンド・ブラックファン貧血
	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
	大脳皮質基底核変性症
	大理石骨病
	高安動脈炎
	多系統萎縮症
	タナトフォリック骨異形成症
	多発血管炎性肉芽腫症
	多発性硬化症／視神経脊髄炎
	多発性嚢胞腎
	多脾症候群
	タンジール病
	単心室症
	弾性線維性仮性黄色腫
	胆道閉鎖症
ち	遅発性内リンパ水腫
	チャーシ症候群
	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
	中毒性表皮壊死症
	腸管神経節細胞減少症
て	低ホスファターゼ症
	天疱瘡
と	特発性拡張型心筋症
	特発性間質性肺炎
	特発性基底核石灰化症
	特発性血栓症（遺伝性血栓症素因によるものに限る。）
	特発性後天性全身性無汗症
	特発性大腿骨頭壊死症
	特発性多中心性キャスルマン病
	特発性門脈圧亢進症
	ドラベ症候群
な	中條・西村症候群
	那須・ハコラ病
	軟骨無形成症
	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
に	乳幼児肝巨大血管腫
	乳児発症 STING 関連血管炎
	尿素サイクル異常症
ぬ	ヌーナン症候群
ね	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症
	ネフロン癆

	疾 病 名
の	脳クレアチン欠乏症候群
	脳腱黄色腫症
	脳内鉄沈着神経変性症
	脳表ヘモジデリン沈着症
	膿疱性乾癬（汎発型）
	嚢胞性線維症
は	パーキンソン病
	バージャー病
	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
	肺動脈性肺高血圧症
	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
	肺胞低換気症候群
	ハッチンソン・ギルフォード症候群
	バッド・キアリ症候群
	ハンチントン病
ひ	肥厚性皮膚骨膜炎
	非ケトosis型高グリシン血症
	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
	肥大型心筋症
	左肺動脈右肺動脈起始症
	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
	ビッカースタッフ脳幹脳炎
	非典型溶血性尿毒症症候群
	非特異性多発性小腸潰瘍症
	皮膚筋炎／多発性筋炎
	びまん性汎細気管支炎
	表皮水疱症
	ヒルシスブルン病（全結腸型又は小腸型）
ふ	ファイファー症候群
	ファロー四徴症
	ファンコニ貧血
	封入体筋炎
	フェニルケトン尿症
	副甲状腺機能低下症
	複合カルボキシラーゼ欠損症
	副腎白質ジストロフィー
	副腎皮質刺激ホルモン不応症
	ブラウ症候群
	ブラダー・ウィリ症候群
	プリオン病
	プロピオン酸血症
へ	閉塞性細気管支炎
	パーチェット病
	ベスレミアオパチー
	ペリー病
	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
	片側巨脳症
	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
ほ	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
	発作性夜間ヘモグロビン尿症
	ホモシスチン尿症
	母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。）
	ボルフィリン症
ま	マリネスコ・シェーグレン症候群
	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群

	疾 病 名
	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
	慢性血栓性肺高血圧症
	慢性再発性多発性骨髄炎
	慢性特発性偽性腸閉塞症
み	ミオクロニー欠神てんかん
	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
	ミトコンドリア病
む	無虹彩症
	無脾症候群
	無βリポタンパク血症
め	メーブルシロップ尿症
	メチルグルタコン酸尿症
	メチルマロン酸血症
	メビウス症候群
	免疫性血小板減少症
	メンケス病
も	網膜色素変性症
	網膜脈絡膜萎縮症
	もやもや病
	モワット・ウィルソン症候群
や	ヤング・シンプソン症候群
ゆ	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
ら	ライソゾーム病
	ラスマッセン脳炎
	ランドウ・クレフナー症候群
り	リジン尿性蛋白不耐症
	両大血管右室起始症
	リンパ管腫症／ゴーハム病
	リンパ脈管筋腫症
る	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
	ルビンシュタイン・ティビ症候群
れ	レーベル遺伝性視神経症
	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
	レット症候群
	レノックス・ガストー症候群
ろ	ロウ症候群
	ロスモンド・トムソン症候群
	肋骨異常を伴う先天性側弯症
1	1p36 欠失症候群
2	22q11.2 欠失症候群
4	4p 欠失症候群
5	5p 欠失症候群
α	α 1-アンチトリプシン欠乏症
β	β-ケトチオラーゼ欠損症
A	ATR-X 症候群
C	CFC 症候群
H	HTLV-1 関連脊髄症
	HTRA1 関連脳小血管病
I	IgA 腎症
	IgG4 関連疾患
L	LMNB1 関連大脳白質脳症
M	MECP2 重複症候群
P	PCDH19 関連症候群
	PURA 関連神経発達異常症
T	TNF 受容体関連周期性症候群
	TRPV4 異常症
V	VATER 症候群



※小児慢性特定疾病医療費助成制度の医療券が交付された方は、大田区心身障害者福祉手当の対象となる場合がありますのでご相談ください。
 ※該当となる疾病は、年度途中でも追加・廃止されることがあります。
 ※障害福祉サービスの対象となる疾病は、P19～21 をご確認ください。



東京都重度心身障害者手当（都制度）

■対象

心身に次のいずれかの障がいがある方

- ①重度の知的障がい、日常生活において常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状のある方
- ②重度の知的障がいと重度の身体障がいの重複をしている方
- ③重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、かつ、座っていることが困難な障がいのある方

※65歳以上の方は新規の申請はできません。

■障がいの判定

障がいの判定は障がい者手帳の所持とは別に東京都心身障害者福祉センターで行います。

■手当額

月額60,000円（申請のあった月分から支給）

■支給方法

毎月20日ごろ、前月分を銀行口座に振り込みます（本人口座に限る）。

■支給制限

次のいずれかに該当する場合には支給されません。

- ①施設に入所している場合
- ②病院、診療所に継続して3か月を超えて入院している場合
- ③本人又は扶養義務者の所得が基準額を超えた場合（20歳以上の場合は、障がい者本人の所得のみ）

■申請手続

申請には、次の書類が必要です。

- ①身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方はその手帳

- ②印かん

- ③マイナンバー確認書類

- ④身元確認書類

※③④の詳細についてはP14

■所得制限基準額

別表「各種手当の給付額と所得制限基準額」参照（P168）

なお、令和6年11月分～令和7年10月分までは令和5年分所得で、令和7年11月分～令和8年10月分までは令和6年分所得で判定します。

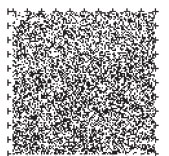
■窓口

障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





手帳・手当

2

特別障害者手当（国制度）

■対象

20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、手当の判定基準に該当する方。（専用の診断書による判定があります）

障害者手帳を所持していなくても、重度の障がい認められれば対象となる場合があります。

■手当額

月額29,590円（令和7年4月現在）

■支給方法

申請した月の翌月分から、2月・5月・8月・11月（10日ごろ）に、その前月分までを、本人の銀行口座に振り込みます。

■支給制限

次に該当する場合には支給されません。

- ①施設に入所しているとき。
- ②病院、診療所に継続して3か月を超えて入院しているとき。

また、本人又は扶養義務者の前年分の所得が基準額を超える時には、支給が停止されます。

■申請手続

申請には、次の書類等が必要です。

- ①所定の診断書
- ②身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳
- ③年金等を受けている方はその証書と支払通知
- ④障がい者本人の銀行口座がわかるもの
- ⑤印かん
- ⑥障がい者本人のマイナンバー確認書類

※配偶者・扶養義務者の住民票が大田区外にある場合は前年の所得を証明する書類の提出が必要になります。なお、令和6年8月分～令和7年7月分までは令和5年分所得で、令和7年8月分～令和8年7月分までは令和6年分所得で判定いたします。

■所得制限基準額

別表「各種手当の給付額と所得制限基準額」参照（P168）

※障がい者本人が公的年金等を受給している場合、所得に算入されます。

■窓口

障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障害児福祉手当（国制度）

■対象

20歳未満で、重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護を必要とする方で、障がいの程度が次のいずれかに該当する方。

- ①身体障害者手帳1級又は2級（一部）程度の方
- ②愛の手帳1度又は2度程度の方
- ③①②と同程度の疾病、精神障がいがある方

※障がいの状況によっては医師の審査により該当しないことがあります。

■手当額

月額16,100円（令和7年4月現在）

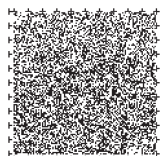
■支給制限

- ①施設に入所しているとき。
- ②障がい児本人が障がいを理由とする公的年金を受けているとき。

■所得制限基準額

別表「各種手当の給付額と所得制限基準額」参照（P168）

■支給方法、申請手続、窓口は上記特別障害者手当を参照



● 経過措置の福祉手当（国制度）

■対象

昭和61年3月31日現在、改正前の福祉手当を受けていた方で、①特別障害者手当 ②障害基礎年金のいずれも支給されない20歳以上の方。

ただし、施設に入所又は、障がいを理由とする公的年金等を受けている場合には支給されません。また、新規の認定はありません。

■手当額

月額16,100円（令和7年4月現在）

■所得制限基準額

別表「各種手当の給付額と所得制限基準額」参照（P168）

■支給方法、支給制限、窓口は特別障害者手当のページを参照

特別児童扶養手当（国制度）

－児童に障がいがあるとき－

■対象

次のいずれかに該当する障がいのある20歳未満の児童を扶養している父母、又は養育者。

- ①身体障害者手帳おおむね1～3級程度（所定の診断書が必要な場合があります）。
- ②愛の手帳おおむね1～3度程度（3度の場合は所定の診断書が必要）。
- ③その他、内部障がい又は精神に障がいがあり、日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとき（所定の診断書が必要）。
- ④複数の障がいがある場合は、個々の障がいの程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

※診断書の障がいの状況によっては東京都の医師の審査により該当しないことがあります。

■支給方法

申請のあった月の翌月分から、毎年4月・8月・12月に、その前月までの分を支払います。なお、12月期の支払いのみ11月に支払います。

■支給制限

次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- ①申請者及び同一世帯にある扶養義務者等の所得が基準額以上のとき。
- ②児童が児童（社会）福祉施設に入所しているとき（母子生活支援施設・保育園・児童発達支援センター等を除く）
- ③児童の障がいを支給理由とする公的年金を受けているとき。

■手当額（令和7年4月1日現在）

1級 月額56,800円

2級 月額37,830円

物価の変動等によって手当額が改正されることがあります。

■申請手続

申請には次の書類等が必要です。

- ①申請者及び児童の戸籍謄本
 - ②障がい児の障がいを明らかにした所定の診断書等
（身体障害者手帳又は愛の手帳を持っている方は、診断書を省略できる場合があります）
 - ③金融機関の通帳又はキャッシュカード（申請者名義の口座）
 - ④マイナンバー確認書類
 - ⑤身元確認書類
- ※④⑤の詳細についてはP14

■所得制限基準額

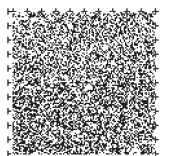
別表「各種手当の給付額と所得制限基準額」参照（P168）

■窓口

子育て支援課子育て支援担当（児童育成）

☎03-5744-1274

FAX 03-5744-1525





手帳・手当

2

障害手当（児童育成手当・区制度）

－児童に障がいがあるとき－

■対象

次のいずれかに該当する障がいのある20歳未満の児童を扶養している父母、又は養育者。

- ①身体障害者手帳1・2級程度
- ②愛の手帳1～3度程度
- ③脳性まひ又は進行性筋萎縮症

（※障がいの状況によっては所定の診断書が必要。所定の医師の審査により該当しないことがあります。）

■支給方法

申請のあった月の翌月分から、毎年2月・6月・10月に、その前月までの分を指定された預金口座に振り込みます。

■支給制限

次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- ①申請者の所得が基準額以上のとき。
- ②児童が、児童（社会）福祉施設等に入所しているとき（母子生活支援施設・保育園・児童発達支援センター等を除く）

■手当額

児童1人につき月額15,500円

物価の変動等によって手当額が改正されることがあります。

■申請手続

申請には次の書類等が必要です。

- ①身体障害者手帳・愛の手帳又は所定の診断書

- ②申請者名義の預金通帳

- ③マイナンバー確認書類

- ④身元確認書類

※③④の詳細についてはP14

■所得制限基準額

別表「各種手当の給付額と所得制限基準額」参照（P168）

■窓口

子育て支援課子育て支援担当（児童育成）

☎03-5744-1274

FAX 03-5744-1525

児童扶養手当（国制度）

－父又は母に障がい等があるとき－

■対象

18歳になった年度末までの児童（ただし、20歳未満で重度の障がいのある児童を含みます。）を養育している父又は母、又は養育者で次のいずれかに該当する状態の方

- ①父又は母が重度の障がい者（おおむね身体障害者手帳1・2級程度、ただし障がいの内容によっては所定の診断書が必要。※診断書の障がいの状況によっては所定の医師の審査により該当しないことがあります）

- ②父母が婚姻を解消

- ③父又は母が死亡

- ④父又は母が生死不明

- ⑤引き続き1年以上父又は母に遺棄されている。

- ⑥引き続き1年以上父又は母が拘禁されている。

- ⑦婚姻によらないで出生

- ⑧父又は母がDV保護命令を受けている。

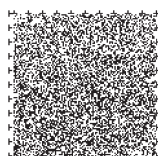
■手当額

所得額及び対象児童数により、手当額が異なります。

（令和7年4月1日現在）

手当区分	全部支給	一部支給
対象児童1人	46,690円	46,680円～11,010円
対象児童2人以上 1人につき	11,030円加算	11,020円～5,520円加算

（物価の変動等によって手当額が改正されることがあります。）





■支給制限

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①申請者及び同居している扶養義務者の所得が基準額以上のとき。
- ②児童が父又は母の死亡に起因する公的年金等を受けているとき。
- ③申請者が障害年金以外の公的な年金等を受けており、その年金額が手当額を超えているとき。
- ④申請者及び児童の住所が日本国内にないとき。
- ⑤児童が児童（社会）福祉施設に入所しているとき（母子生活支援施設・保育園・児童発達支援センター等を除く）

■支給方法

申請のあった月の翌月分から、5月・7月・9月・11月・1月・3月に、その前月までの分を支払います。

■申請手続

申請には次の書類等が必要です。

- ①申請者及び児童の戸籍謄本（日本国籍以外の方は受理証明書等）
 - ②その他、父親又は母親の状態を明らかにした書類
 - ③申請者名義の金融機関の預金通帳
 - ④マイナンバー確認書類
 - ⑤身元確認書類
- ※④⑤の詳細についてはP14
※上記以外にも、別途書類等をご用意いただく場合があります。

■所得制限基準額

別表「各種手当の給付額と所得制限基準額」参照（P168）

■窓口

子育て支援課子育て支援担当（児童育成）

☎03-5744-1274

FAX 03-5744-1525

育成手当（児童育成手当・区制度） — 父又は母に障がい等があるとき —

■対象

次のいずれかの状態にある児童（18歳に達する日の属する年度の末日まで）を扶養している方

- ①父又は母が、重度障がい者（身体障害者手帳1・2級程度）
- ②父母が婚姻を解消
- ③父又は母が、死亡又は生死不明
- ④父又は母が、1年以上拘禁されている。
- ⑤父又は母に、1年以上遺棄されている。
- ⑥婚姻によらないで出生
- ⑦父又は母がDV保護命令を受けている。

■手当額

児童1人につき月額13,500円

■支給方法

申請のあった月の翌月分から毎年2月・6月・10月にその前月までの分を指定された預金口座に振り込みます。

■支給制限

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①申請者の所得が基準額以上のとき。

- ②児童が、児童（社会）福祉施設等に入所しているとき。（母子生活支援施設・保育園・児童発達支援センター等を除く）

■申請手続

申請には次の書類等が必要です。

- ①申請者及び児童の戸籍謄本
 - ②父又は母が重度の障がい者の方は、所定の診断書もしくは身体障害者手帳
 - ③申請者名義の預金通帳
 - ④マイナンバー確認書類
 - ⑤身元確認書類
- ※④⑤の詳細についてはP14
※上記以外にも、別途書類等をご用意いただく場合があります。

■所得制限基準額

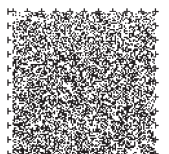
別表「各種手当の給付額と所得制限基準額」参照（P168）

■窓口

子育て支援課子育て支援担当（児童育成）

☎03-5744-1274

FAX 03-5744-1525





原子爆弾被爆者見舞金

■対象

被爆者健康手帳の交付を受けている方
(基準日・7月1日現在区内に居住する方)

■見舞金

12,000 円 (毎年8月支給)

■申請手続

①被爆者健康手帳

②身元確認書類

③被爆者本人の預金通帳

※②の詳細については P14

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課 (表紙、P28)

自動車事故による重度後遺障害者への介護料支給

■対象

自動車事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を
損傷したことにより重度の後遺障害が残り、
常時又は随時の介護が必要な方

■支給方法

その月の介護に要した費用として自己負担し
た額に応じ、受給資格の種別ごとに支給され
ます (月額 36,500 円～ 211,530 円)。

※介護保険、労災保険の介護 (補償) 給付等
との併給不可。

■窓口

独立行政法人自動車事故対策機構 (ナスバ)
東京主管支所

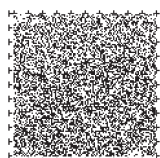
☎ 03 - 3621 - 9941

FAX 03 - 3621 - 9944

ホームページ

<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/>

「ナスバ介護料」で検索





障害基礎年金－国民年金

■受給資格

☆20歳以後に初診日がある方

次の①又は②に該当する方で、㊦の障がいの状態及び㊦の納付要件を満たしているとき

①病気やけがの初診日(障がいの原因となった病気やけがで初めて診療を受けた日をいいます。)に被保険者である(国民年金に加入している)方

②被保険者であった(国民年金に加入していた)方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方

㊦障がいの状態

初診日から1年6か月を経過した日、又は病気やけががなおった日(症状が固定した日)(ともに障害認定日といいます。)において国民年金法の1級又は2級の障がいに該当するとき。

1～2級の等級は、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

㊦納付要件

初診日の前日において次のA、Bいずれかの納付要件を満たしていること。

A. 初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち保険料納付期間と免除の期間を合算した期間が3分の2以上あること

B. 初診日の属する月の前々月までの直近の1年間の被保険者期間が納付済期間又は免除期間であること(未納期間がないこと)

☆20歳前に初診日がある方

初診日が20歳前にある病気やけがで国民年金法の1級又は2級の障がいの状態がある方が20歳になったとき(障害認定日が20歳以後であるときは障害認定日)。ただし、支給額に一定の所得制限があります。

☆他に後で症状が悪化した場合に請求できる事後重症制度や、前にあった障がいに後で生じた障がいを併合して認定する併合認定制度があります。

■年金額

1級 1,039,625円(月額86,635円)

※69歳以上 1,036,625円(月額86,385円)

2級 831,700円(月額69,308円)

※69歳以上 829,300円(月額69,108円)

なお、受給権者に生計を維持されている子が18歳に達する年度末まで(障がいのある場合は20歳未満)1人につき239,300円(3人目から79,800円)が加算されます。

■支給方法

2月・4月・6月・8月・10月・12月に前月分までの2か月分が銀行などを通じて支給されます。

■窓口

国保年金課国民年金係

☎03-5744-1214

FAX 03-5744-1516

障害年金生活者支援給付金

■受給資格

障害基礎年金を受けている方で所得が一定額以下の方に支給されます。

■給付額

1級 月額6,813円

2級 月額5,450円

■支給方法

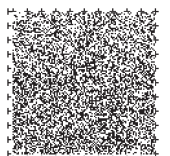
障害基礎年金の支給月に障害基礎年金と同時に支給されます。

■窓口

国保年金課国民年金係

☎03-5744-1214

FAX 03-5744-1516





特別障害給付金－国民年金

特定障害者に対する特別障害給付金

■受給資格

- ①昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者
- ②平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

上記①又は②に該当し、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の受給該当程度の障がい状態にある方。

なお、障害年金などを受給することができない方は対象になりません。

■支給額

- 1級：月額56,850円
- 2級：月額45,480円

支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定され、所得制限があります。

老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その支給額相当は支給されません。

1～2級の等級は、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

支給されることにより、経過的福祉手当の支給制限がされる場合があります。

■窓口

国保年金課国民年金係

☎03-5744-1214

FAX 03-5744-1516

障害厚生年金・障害手当金－厚生年金

■受給要件

次の①か②に該当すること

- ①病気やけがの初診日に厚生年金の被保険者であった方が、障害基礎年金の受給要件を満たしているときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。
- ②障害基礎年金に該当しない程度の軽い障がいの場合は、厚生年金保険の障害等級表に該当すれば、厚生年金保険の独自の年金（3級の障害厚生年金）又は障害手当金（一時金）が支給されます。

※被保険者期間の月数が300月に満たないときは300月とします。

※障害厚生年金3級の最低保障額は

623,800円（69歳以上は、622,000円）、

障害手当金の最低保障額は1,247,600円

（69歳以上は、1,244,000円）になります。

■窓口

請求書提出時に厚生年金加入中の方は、勤めている事業所を管轄する年金事務所、それ以外の方と相談は最寄の年金事務所になります。

日本年金機構 大田年金事務所

〒144-8530 南蒲田2-16-1

テクノポートカマタセンタービル3階

☎03-3733-4141

FAX 03-3734-3649

障害年金の加算対象となる配偶者・子

☆障害基礎年金の子の加算は、受給中に生計を維持する子をもつようになった場合も加算されます。なお、令和3年3月分から児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給することになります。※届け出が必要です。

☆障害厚生年金の配偶者加給年金額は、受給中に生計を維持する配偶者（※）をもつようになった場合も加算されます。なお、配偶者加給年金額は配偶者が65歳になるまで支給され、65歳

からは配偶者自身の老齢基礎年金に振替加算が行われます。すでに65歳以上の配偶者が前述の配偶者加給年金額の条件を満たす場合には、振替加算（相当）がうけられます。

※配偶者については、65歳未満であり一定の年金を受給していない等の諸条件があります。

詳しくは年金事務所へご相談ください。

■窓口

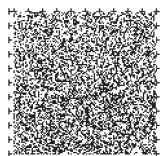
日本年金機構 大田年金事務所

〒144-8530 南蒲田2-16-1

テクノポートカマタセンタービル3階

☎03-3733-4141

FAX 03-3734-3649





年金

3

傷病（補償）年金・障害（補償）給付・介護（補償）給付・社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険）

業務上の事由又は通勤による負傷もしくは疾病に対し次の制度があります。

■傷病（補償）年金

療養の開始後1年6か月を経過しても治癒せず傷病等級に該当するとき支給されます。

■障害（補償）年金又は一時金

治療を受けて治った（症状固定）ときに障害等級表に定める身体障がいが残った場合、年金又は一時金が支給されます。

■介護（補償）給付

障害（補償）年金又は傷病（補償）年金を受けている方で、常時又は随時介護を要する状態にあるときに支給されます。

■社会復帰促進等事業

被災労働者が社会生活への復帰をより容易にするための事業です。主なものは次のとおりです。

- ①治療を受けて治った（症状固定）後、傷病に付随する疾病を予防するため、特定の傷病に対してアフターケアの措置を行う。
- ②外科後処置、義肢等の支給
- ③はり、きゅう施術特別援護措置
- ④学費援護が困難な方に労災就学等援護費の支給
- ⑤年金受給者の生活援護を目的として、援護金の支給、資金の貸付、介護サービス施設、ホームヘルプサービスの利用

■窓口・問合せ先

大田労働基準監督署
〒144-8606 大田区蒲田5-40-3
TT蒲田駅前ビル8・9階
☎03-3732-0173（労災課）
FAX 03-3730-9575

旧優生保護法による優生手術等を受けた方への補償金等

令和7年1月17日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関する法律」が施行されました。対象となる方には、請求により次の①～③の補償金等が支給されます。

①補償金

■対象

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者（死亡している場合はその遺族）※事実婚なども含みます

■支給額

本人1,500万円 配偶者500万円

②優生手術等一時金

■対象

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

■支給額

320万円

③人工妊娠中絶一時金

■対象

旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

■支給額

200万円※優生手術等一時金を受給した場合には支給されません

≪①～③共通≫

■請求期限

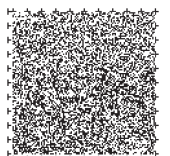
令和12年1月16日

■請求手続

請求書をお住まいの都道府県に提出した後、国の認定審査会を経て、内閣総理大臣が認定

■窓口

東京都旧優生保護法補償金等受付・相談窓口
☎03-5320-4206
（平日 午前9時から午後5時まで）
FAX03-5388-1401





年金

3

心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）

障がい者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいと認められたときは、障がい者に終身一定額の年金が支給されます。

なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される全国共通の制度です。

■加入の要件

保護者（加入者）…次のすべての要件を満たしている方

- ①障がい者の保護者であること
- ②東京都内に住所があること
- ③特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であること
- ④年度当初（4月1日）の年齢が65歳未満であること

障がい者の範囲…次のいずれかに該当する方

- ①知的障がい者 ②身体障がい者（1級～3級） ③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方（脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

※この制度に加入できるのは、障がい者一人に対して一人の保護者のみです。

■掛金（月額）

加入者の加入時年齢	月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※掛金は、改定されることがあります。
その場合は、改定後の金額が適用されます。
（令和7年4月1日現在）

■掛金の減額

加入者が次のいずれかに該当するときは、申請により1口目の掛金の1/2を減額します。

- ①生活保護を受けている場合
- ②住民税が非課税である場合
- ③知事が特に減額を必要と認める場合（罹災）

■年金の支給

支給開始の要件	加入者の死亡又は重度障がい
支給開始	加入者が死亡した又は重度障がいとなった月から
支給期間	障がい者に対し終身支給
支給額（月額）	20,000円（加入1口あたり）

※加入者の死亡又は重度障がい、故意又は重大な過失による場合は、支給されないことがあります。

■税制上の優遇措置

- ①納付した掛金は、所得税及び住民税とも全額が所得控除の対象となります。
- ②給付をうけた年金及び弔慰金は、所得税及び住民税ともに非課税となります。

※申請に必要な書類等については下記窓口へお問い合わせください。

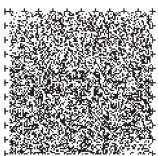
■窓口

障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





心身障害者（児）医療費の助成（障受給者証）

■対象

- ①身体障害者手帳1・2級（内部障がい（P 44）にあつては3級、また内部障がい4級であつても障がいの重複により手帳3級と認定された方も含む）
- ②愛の手帳（東京都発行）1・2度
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

■助成の制限

次のいずれかにあてはまる方は助成が受けられません。

- ①生活保護や中国残留法人等支援給付を受けている方
- ②公費により医療費が賄われている施設に入所している方
- ③65歳以上で新規に該当される方
- ④65歳に達する日の前日までに申請をしなかった方（東京都内に住所がなかった、生活保護を受けていたなどの理由で申請できなかった方は該当する場合がありますのでお問い合わせください。）
- ⑤国民健康保険又は社会保険の加入をしていない方
- ⑥後期高齢者医療被保険者で住民税が課税されている方
- ⑦本人（20歳未満は世帯主等）の令和7年度（令和6年分）所得が次の限度額以上の方

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人以上1人増すごとに
本人所得 (20歳未満は世帯主等)	3,661,000円	4,041,000円	4,421,000円	380,000円加算

■申請窓口及び申請手続に必要な書類

申請窓口	申請内容	申請に必要なもの
障害福祉課障害者支援 (障害事業) 本庁舎1階 ☎03-5744-1251 FAX 03-5744-1555 各地域庁舎 地域福祉課 (表紙、P28)	新規申請 再交付 転居による住所変更 健康保険の変更 その他の変更の申請	①身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳 ②加入している健康保険の被保険者資格情報が分かるもの (下記のいずれか) ・有効期限内の健康保険証 ・資格確認書 ・マイナポータルの「資格情報画面」(印刷したものをお持ちいただくか、画面をご提示ください。) ・資格情報のお知らせ ③マイナンバー確認書類 ④身元確認書類 ※③、④の詳細については、P14

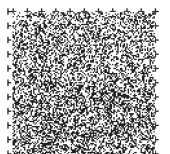
■助成の範囲

国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分からマル障一部負担金（下記参照）を差し引いた額を助成します。助成対象となるのは医療保険の適用となる医療費です。

マル障一部負担金（令和元年8月1日から）

マル障一部負担金		一月あたりの自己負担上限額	
住民税課税者	通院（外来）	1割	18,000円／月 年間上限144,000円／年※1
	入院	1割	57,600円／月 多数回：44,400円／月※2
住民税非課税者	通院（外来）	負担なし	
	入院	入院時食事代（標準負担額）のみ負担	

- ※1 毎年8月1日から翌年7月31日までにおいて、月の外来療養に係るマル障自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、超えた部分を高額医療費として助成します。ただし、加入している健康保険組合等から高額療養費として支給される額については除きます。
- ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり上限額が44,400円に下がります。





医療

4

■助成方法

- ①交付を受けた「**㊦**受給者証」を健康保険証と一緒に取り扱い医療機関の窓口提出してください。
- ②都外の医療機関で診療した場合など、保険診療の自己負担を支払った場合は、下記のものを持参のうえ、払戻しの申請をしてください。

■払戻しに必要な書類

払戻しの申請は本庁舎 1 階障害福祉課のみで受け付けます。また、郵送での申請も可能です。詳細については、障害福祉課障害者支援（障害事業）までお問い合わせください。

- ①**㊦**医療助成費支給申請書…ひと月に対して 1 枚必要です。申請書は、障害福祉課窓口もしくは大田区ホームページからダウンロードできます。（A3サイズでご申請ください。）
- ②**㊦**受給者証
- ③加入している健康保険の被保険者資格情報が分かるもの（下記のいずれか）
 - ・有効期限内の健康保険証
 - ・資格確認書
 - ・マイナポータルの「資格情報画面」（印刷したものをお持ちいただくか、画面をご提示ください。）
 - ・資格情報のお知らせ
- ④本人の銀行口座がわかるもの（通帳等）
- ⑤領収書の原本…（患者氏名・診療期間・保険総点数・領収年月日・医療機関名及び印のあるもの）
領収書は受診月ごとにまとめたうえ、一括して請求してください。
注）自己負担額がある方で、確定申告等で必要な場合はあらかじめコピーを取っていただき、原本と一緒に持ちください。
- ⑥医師の診断書（または意見書）の写し ※補装具の費用申請をされる場合
- ⑦保険者発行の支給決定通知書 ※補装具または施術（はり灸マッサージ等）で全額自己負担した費用を申請される場合

後期高齢者医療制度への加入申請

65歳から74歳で次に掲げる一定の障がいのある方は、後期高齢者医療制度に加入申請することができます。

- ・身体障害者手帳 1 級～3 級（4 級の一部を含む）
- ・愛の手帳（東京都発行）1 度・2 度
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級 など

※加入申請を検討されている方は事前に下記担当へご相談ください。また、身体障害者手帳 4 級の方は加入ができるかどうかについてもご確認ください。

後期高齢者医療制度の問合先 国保年金課後期高齢者医療資格担当

☎03-5744-1608 FAX 03-5744-1677

難病医療費の助成

■対象

大田区に住み票があり、国又は都の指定する難病に罹患している方で、認定基準を満たす方が対象です。※指定難病はP47参照。

■医療費助成の内容

- (1) 指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病を治療するために受ける診療、調剤、居宅における療養上の管理及びその治療に伴う看護などです。
- (2) 各種医療保険を適用した後の自己負担額から、「月額自己負担上限額」を控除した額を助成します。また医療保険の負担割合が3割の方は1割分についても助成します

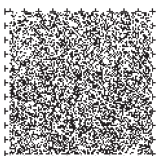
（本人負担は2割になります。）。ただし、入院時の食事代と生活療養標準負担額は含みません。

※「自己負担上限額（月額）」参照

- (3) 介護の給付の内容は、次のサービスに限ります。

- ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション
- ③居宅療養管理指導 ④介護療養施設サービス ⑤介護予防訪問看護 ⑥介護予防訪問リハビリテーション ⑦介護予防居宅療養管理指導 ⑧介護医療院サービス

- (4) 上記の医療費助成は、国疾病の場合都道府県及び政令指定都市の指定を受けた医療





医療

機関（病院、診療所、薬局）又は訪問看護事業者で受診をした場合に限り受けられます。

■窓口 各地域庁舎の地域福祉課
精神障害者支援・難病医療費助成
(表紙、P28)

【自己負担上限額（月額）】

(円)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合 2 割		
			自己負担上限額（外来 + 入院）		
			一般	高額かつ長期 ※	人工呼吸器等 装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	区市町村民税 非課税世帯	本人年収 80 万 9 千円以下	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80 万 9 千円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	区市町村民税 課税世帯	区市町村民税（所得割） 7.1 万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ		区市町村民税（所得割） 7.1 万円以上 25.1 万円未満	20,000	10,000	
上位所得		区市町村民税（所得割） 25.1 万円以上	30,000	20,000	

※高額かつ長期とは、難病の医療助成費を受け始めてから後、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年6回以上ある方です。詳細はお問い合わせください。

自立支援医療

● 自立支援医療（精神通院）

精神障がい者の方が精神科等に通院している場合、その医療費の助成を行います。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて負担上限額が設定されています。（所得によって、対象とならない場合もあります。）一定の要件を満たす方は全額が助成されます。
※有効期間は1年間です。（継続のためには手続きが必要です。）

■対象

精神疾患を理由として通院している方

■問合先

（申請）各地域庁舎の地域福祉課 精神障害者支援・難病医療費助成（表紙、P28）

（制度について）東京都福祉局障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当

☎03-5320-4464

（認定内容について）東京都立中部総合精神保健福祉センター事務室自立支援医療担当

☎03-3302-7871

● 自立支援医療（更生医療）－18歳以上－

身体障がい者の日常生活の便宜を増すため、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付する制度で医療保険の自己負担を公費で負担します。

■対象

身体障害者手帳の交付を受けた方のうち、東京都心身障害者福祉センターの判定等で必要と認められた方

■給付内容

①診察・看護・移送

②薬剤又は治療材料の支給

③医学的処置、手術及びその他の治療ならびに施術

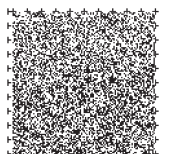
④病院又は診療所への入院

■費用

1割の定率負担。所得により上限があります。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課 身体障害者支援（表紙、P28）





医療

● 自立支援医療（育成医療）－ 18 歳未満－

身体に、現在又は将来において機能障がいを残す可能性があり、治療後に機能回復が見込まれる18歳未満の児童に対し、指定自立支援医療機関において、必要な医療の支給を行う制度で、健康保険の自己負担分の一部を公費で負担します。

■対象

肢体不自由・視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・心臓機能・腎臓機能・小腸機能・肝臓機能・その他の内臓・免疫機能の障がい。
（内科的治療、臓器摘出、悪性新生物、難病医療費助成対象となっている場合等は、支給対象外です。）

■給付内容

- ①診察・看護
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③医学的処置、手術及びその他の治療
- ④病院又は診療所への入院

■費用

1割の定率負担。所得により上限があります。

■窓口

各地域庁舎の地域健康課（表紙、P28）

【自立支援医療費負担上限額】

（円）

区 分 (下記(2)～(6)について、「世帯」とは、国保の場合は、同一加入関係にある方全員、社保等の場合は、同一加入の社保等の被保険者のことです。)	自己負担割合 1 割	
	1 か月の自己負担上限額	
	重度かつ継続に該当しない	重度かつ継続に該当する
(1) 生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯	0	0
(2) 区市町村民税非課税世帯で受診者本人（未成年の場合は保護者それぞれ）の収入が 80 万 9 千円以下	2,500	2,500
(3) 区市町村民税非課税世帯で受診者本人（未成年の場合は保護者いずれか）の収入が 80 万 9 千円を超える	5,000	5,000
(4) 区市町村民税（所得割）3 万 3 千円未満の世帯 ☆	上限なし 育成医療については経過措置（※）で重度かつ継続に該当する場合と同様の上限額があります。	5,000
(5) 区市町村民税（所得割）3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満の世帯 ☆		10,000
(6) 区市町村民税（所得割）23 万 5 千円以上の世帯 ☆	自立支援医療対象外	20,000 ※

※令和9年3月31日までの経過措置です。

☆年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分廃止前の想定区市町村民税（所得割）の額で判定します。

ひとり親家庭医療費助成

－父又は母に障がい等があるとき－

■対象

区内に住所があり健康保険に加入している次の㊦～㊨に該当する家庭の父、母又は養育者に扶養されている児童（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの方及び20歳未満で、重度の障がいのある方を含みます。）

※内部障がいの場合は所定の診断書が必要。
（診断書の障がいの状況によっては所定の医師の審査により該当しないことがあります。）

㊦父又は母が**重度の障がい者**（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）である児童
※障がいの内容、程度によっては所定の診断書が必要。（診断書の障がいの状況によっては所定の医師の審査により該当しないことがあります。）

㊧父母が婚姻を解消した児童

㊨父又は母が、**死亡**又は**生死不明**である児童

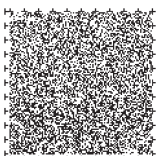
㊩父又は母に、**1年以上遺棄**されている児童

㊪父又は母が、**1年以上拘禁**されている児童

㊫婚姻によらないで出生した児童（父から扶養されている児童を除く）

㊬父母がともに上記の**太字**の状態にある児童

㊭父又は母が、DV保護命令を受けた児童





医療

■助成の制限

次にあてはまる場合は助成が受けられません。

- ①生活保護を受けている方
- ②児童が児童（社会）福祉施設に入所しているとき（母子生活支援施設・保育園・児童発達支援センター等を除く）

③申請者及び同一世帯にある扶養義務者等の所得が下表以上の方

④児童福祉法による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている方

（令和7年4月1日現在）

税法上の扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人以上1人増すごとに
申請者本人	2,080,000円	2,460,000円	2,840,000円	380,000円加算
扶養義務者等	2,360,000円	2,740,000円	3,120,000円	380,000円加算

■助成範囲

保険証を使って病院等で診療、薬剤の支給を受けた場合に窓口で支払う保険診療の自己負担分の一部
（心身障害者（児）医療費の助成（P59）の助成範囲と同じ）

■助成方法

- ①交付を受けた医療証を、保険証と一緒に医療機関の窓口提示すれば医療費が助成されます。
- ②都外やこの制度による診療を取り扱わない医療機関では、一旦自己負担分を支払って所定の項目が記載された領収書等を添付して窓口で請求すると後日医療費が支払われます。

■申請手続

申請には次の書類等が必要です。

- ①保険情報が確認できる書類（公簿確認が難しい方のみ）
 - ②申請者及び児童の戸籍謄本
 - ③児童扶養手当証書（受給者のみ）
 - ④マイナンバー確認書類
 - ⑤身元確認書類
- ※④⑤の詳細についてはP14

■窓口

子育て支援課子育て支援担当（児童育成）

☎03-5744-1274

FAX 03-5744-1525

4

在宅高齢者等訪問相談事業

在宅で心身の虚弱な方及びその介護家族に対し、日常生活上の保健福祉に関する専門的な指導等を行い、これらの方の心身機能の低下防止、健康の保持向上及び福祉の増進を図ります。

■対象

在宅で心身が虚弱状態にある方及びその方を介護している家族

■指導内容

ねたきり予防、リハビリ、食事、栄養、口腔

衛生指導等

■指導担当

保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士

■費用

無料（ただし材料費は自己負担）

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

産科医療補償制度

■制度の概要

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家庭の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

■補償内容

一時金と分割金をあわせ、総額3,000万円が支払われます。

■補償申請期間

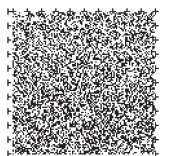
申請できる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は下記窓口にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ（<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>）をご参照ください。

■窓口

公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療補償制度専用コールセンター
☎0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時
（土日祝日・年末年始を除く）





障がい者（児） 歯科相談・診療

● 障がい者歯科相談（無料）

区内在住の心身又は精神に障がいがある方を対象に、歯科の健康相談、健康診査、及び指導を行います（治療は行いません）。利用回数は1人1回です。会場までの交通費は、自己負担になります。

■対象・実施方法

- ①区内の民間障がい者施設に通所している方（一部施設のみ対象）

会場は通所する施設、実施日は歯科医師会と施設が協議して決めます。

- ②区内在住の障がい者施設に通所していない方で、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

会場は歯科医師会指定の歯科診療所、実施期間申し込みについては、区報・ホームページでご案内します。

■申込先

大森歯科医師会

☎03-3755-5400 FAX 03-3755-0307

蒲田歯科医師会

☎03-3735-1004 FAX 03-3737-0378

■問合先

健康づくり課

☎03-5744-1672 FAX 03-5744-1523

● 東京都立荏原病院（歯科・口腔外科）

心身障がい者、ねたきり高齢者、入院歯科治療など一般の歯科病院では対応が難しい方の治療を行っています。一般開業医や病院、施設等からの紹介を原則とし、危険性の高い治療が終わった後は主治医に戻すという方法なども取り入れながら、地域医療機関との連携を推進しています。主治医のいない方には相談のうえ、近隣の歯科開業医を紹介することもできます。

■外来診療日（原則として予約制）

初診：月、火、水、金曜日の午前

再診：月～金曜日の午前・午後

■利用方法

下記へ電話で予約してください。

■問合先

（地独）東京都立病院機構 東京都立荏原病院

〒145-0065 東雪谷4-5-10

☎03-5734-5489（予約専用番号）

痛みなどが重篤で緊急を要する場合は直接歯科・口腔外科へご相談ください。

☎03-5734-8000（代表番号）

FAX 03-5734-8023

● 東京都立心身障害者口腔保健センター

一般の歯科診療所等では十分治療することが困難な障がいのある方を対象として、歯科治療・予防・食べる機能・話す機能などの訓練等を行います。

■診療日時

月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～午後4時30分（日・祝日・年末年始休診）

土曜日、午前9時～正午（治療のみ）

■利用方法

下記へ電話で予約してください。

■問合先

東京都立心身障害者口腔保健センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ事務棟9階

☎03-3267-6480 FAX 03-3269-1213

ホームページ <https://tokyo-ohc.org/>

※上記の他、大田区の各地域健康課では身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方（障がい児を含む）を対象に、歯科相談を行っています。

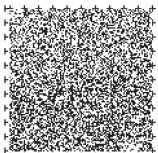
■問合先

大森地域健康課 ☎03-5764-0661

調布地域健康課 ☎03-3726-4145

蒲田地域健康課 ☎03-5713-1701

梶谷・羽田地域健康課 ☎03-3743-4161





補装具費の支給

障がい者（児）の日常生活を容易にするため補装具の交付と修理、及び借受けに要する費用を支給します。

■対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方。難病等患者の方は政令で定める疾病（P19～参照）に該当するかを判断するため、医師の診断書あるいは特定疾患医療受給者証の写しが必要です。ただし、いずれの場合も東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です（一部書類による判定、また児童の場合は身体障害者手帳の指定医師もしくは保健所、又は育成医

療の指定機関の意見書で判定します）。

判定後、各地域庁舎の地域福祉課から補装具費支給決定を受け、補装具製作施設又は製作業者と契約します。

本人又は配偶者に区市町村民税所得割が年額46万円以上の方がいる場合は対象となりません（18歳未満の場合は除く）。

■対象となる品目

視覚障がい者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者（児）	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理に限る）
肢体不自由者（児）	義手、義足、下肢装具、体幹装具、上肢装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、座位保持装置、重度障がい者用意思伝達装置、歩行補助つえ（1本つえを除く）
肢体不自由児用（18歳未満）	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
内部障がい者	車椅子
難病等患者	車椅子、意思伝達装置、靴型装具、電動車椅子、歩行器

（注1）車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえについては、介護保険のサービスを利用できる方は、介護保険が優先されます。

■費用

所得に応じた負担上限月額があります。ただし、1割負担のほうが低い場合には1割負担の額となります。

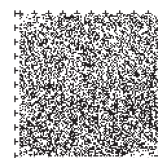
■利用者負担額の負担上限月額表

区分	負担上限月額
生活保護世帯	0円
区市町村民税非課税世帯等（低所得）	0円
区市町村民税課税世帯（一般）で区市町村民税所得割額年46万円未満	37,200円

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

※医師の指示に基づきコルセット等の装具を購入して装具代金の全額を支払った場合は、加入している医療保険の保険者に相談ください。





地 日常生活用具の給付

在宅の障がい者（児）の日常生活を容易にするため、次のような用具を現物で給付します。本人又は配偶者に区市町村民税所得割が年額46万円以上の方がいる場合は対象となりません（18歳未満の場合は除く）。

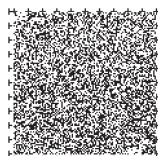
■費用

用具の基準額については、窓口に相談してください。所得に応じた負担上限月額があります。ただし、1割負担のほうが低い場合には1割負担の額となります。（P24利用者負担額の負担上限月額表の在宅サービス欄を参照）。

■窓口

購入する前に各地域庁舎の地域福祉課へご相談ください（表紙、P28）

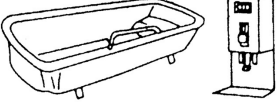
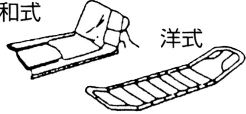
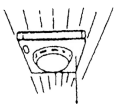
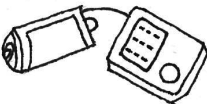
項 目	対 象 者	年 齢	機能（耐用年数）
入浴補助用具	①下肢又は体幹に障がいのある者（児）で入浴介助を必要とする方 ②難病等患者で、入浴に介助を要すると、医師の意見書から必要と認められる方	原則として3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、入水等を補助できるもの（5年）
便 器	①下肢1級・2級又は体幹1級・2級 ②難病等患者で、常時介護を要すると、医師の意見書から必要と認められる方	原則として学齢児以上	手すりのついた腰掛け式のもの（8年）
特 殊 マ ッ ト	①愛の手帳1度・2度 ②下肢1級・2級又は体幹1級・2級 ③難病等患者で、寝たきり状態にあり、医師の意見書から必要と認められる方	3歳以上	ビニール等で加工したマットで、じょうそう又は失禁による汚染、消耗を防止するもの（5年）
特 殊 寝 台	①下肢1級・2級又は体幹1級・2級 ②難病等患者で、寝たきり状態にあり、医師の意見書から必要と認められる方	原則として学齢児以上	頭部・脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの（8年）
体 位 変 換 器	①下肢1級・2級又は体幹1級・2級（下着交換にあたり家族等の介護を必要とされる方） ②難病等患者で、寝たきり状態にあり、医師の意見書から必要と認められる方	原則として学齢児以上	（5年）
特 殊 尿 器	①下肢1級又は体幹1級（常時介護を要する方） ②難病等患者で、自力で排尿できない者で、医師の意見書から必要と認められる方	原則として学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもの（5年）
移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい（家庭内の移動に介助を必要とする方） ②難病等患者で、下肢が不自由であって、医師の意見書から必要と認められる方	原則として3歳以上	転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等（8年）

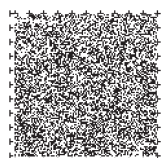




生活のお手伝い

5

項 目	対 象 者	年 齢	機 能（耐用年数）
移動用リフト	 ①下肢１級・２級又は体幹１級・２級 ②難病等患者で、下肢又は体幹機能に障がいのあるもので、医師の意見書から必要と認められる方	原則として３歳以上	身体を一方の機器から他方機器へ移動させるにあたり、介護者が容易に使用できるもの（４年）
浴そう・湯沸器同時給付 (いずれか一つのみの給付可能)	 ①下肢１級・２級又は体幹１級・２級 ②視覚１級・２級	原則として学齢児以上	浴そうは実用水量１５０ℓ以上のもの。湯沸器は水温２５℃上昇させたとき毎分１０ℓ以上給湯できるもの（８年）
▲上記種目は、介護保険法で要支援・要介護の認定を受けた方は、介護保険から優先して、貸与・給付を受けることになります。ただし湯沸器単独給付は日常生活用具による支給となります。			
入 浴 担 架	 下肢１級・２級又は体幹１級・２級 (入浴にあたって、家族等の介助を要する方)	３歳以上	担架に乗せたままリフトで入浴させるもの（５年）
T 字 杖・棒 状 杖	 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい		木製又は軽金属製等で、十分な強度を有するもの（３年）
特 殊 便 器	 ①愛の手帳１度・２度 ②上肢１級・２級 ③難病等患者で、上肢機能に障がいがあり、医師の意見書から必要と認められる方	原則として学齢児以上	温水温風を出せるもの（８年）
訓 練 椅 子	 下肢１級・２級又は体幹１級・２級	３歳以上 １８歳未満	原則として付属のテーブルがついているもの（５年）
火 災 警 報 器	 ①身体障害者手帳 １級・２級 ②愛の手帳 １度・２度 ③精神障害者保健福祉手帳 １級・２級		室内の火災を煙又は熱により感知し音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせうるもの（８年）
自動消火装置	 ④難病等患者 (①②③④いずれも火災発生の感知等が著しく困難な世帯の方)		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火しうるもの（８年）
音声付血圧計	 視覚１級・２級で高血圧治療中で、かつ降圧剤を内服している方（医師の意見書が必要）（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	１８歳以上	（５年）

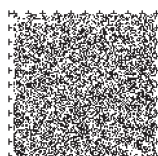




生活のお手伝い

5

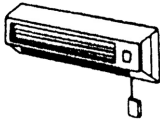
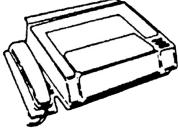
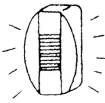
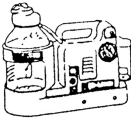
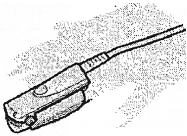
項目	対象者	年齢	機能（耐用年数）
ポータブルレコーダー	視覚1級・2級	原則として学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能で、視覚障がい者が容易に使用できるもの (6年)
時計	視覚1級・2級	原則として学齢児以上	音声式又は触読式のもの (10年)
点字タイプライター	視覚1級・2級 (本人が就労、もしくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている方に限る)	原則として学齢児以上	(5年)
音声式体温計	視覚1級・2級 (視覚障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯に限る)	原則として学齢児以上	(5年)
電磁調理器	①視覚1級・2級 ②下肢又は体幹1級、 上肢1級・2級 ③知的障がい者 (①②③のみの世帯、及びこれに準ずる世帯に限る)	18歳以上	(6年)
屋内信号装置	聴覚2級 (聴覚障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	音や音声を光や触覚で知らせるもの (10年)
情報受信装置	聴覚障がい者でテレビの視聴に必要と認められる方		障害者放送通信機構が聴覚障がい者を対象に放送する文字情報及び手話付きの番組、災害時の緊急情報等を受信できるもの (6年)
音声拡聴器	聴覚4级以上	原則として学齢児以上	(6年)
空気清浄機	呼吸器1級・3級	18歳以上	(6年)

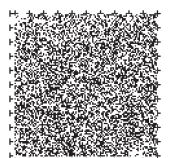




生活のお手伝い

5

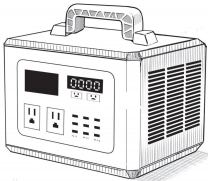
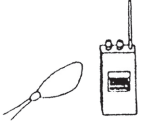
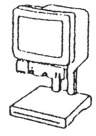
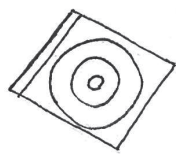
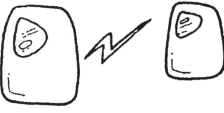
項 目	対 象 者	年 齢	機 能（耐用年数）
ル ー ム ク ー ラ ー	 頸髄損傷等による体温調節機能喪失者 (医師により体温調節機能を喪失したものと認められた方に限る)	18 歳以上	(8 年)
透析液加温器	 じん臓機能障がい者で人工透析を必要とする方（自己連続携帯式腹膜灌流患者に限る）	3 歳以上	透析液を適温に加温かつ保温できるもの (5年)
聴覚障害者用通信装置（ファックス）	 聴覚又は音声・言語機能障がい者で、著しい障がいによりコミュニケーション等の手段として必要と認められる方	原則として学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等による通信が可能なもの（5年）
フラッシュベル	 聴覚 3 級以上又は音声言語 3 級以上	原則として学齢児以上	(10年)
頭部保護帽	 ①知的障がい者（児）、精神保健福祉手帳の交付を受けた方又はこれに準ずる者で、てんかん発作等で頻繁に転倒する方 ②平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの (3年)
ネブライザー（吸入器）	 ①呼吸器機能障がい者 ②音声・言語もしくはそしゃく機能又は肢体不自由に係る障がいがおおむね3級以上で、いずれも常態として薬剤吸入が必要と認められる方（医師の意見書が必要） ③難病等患者で、呼吸機能に障がいのあるもので、医師の意見書から必要と認められる方		(5年)
電気式たん吸引器	 ①呼吸器機能障がい者 ②音声・言語もしくはそしゃく機能又は肢体不自由に係る障がいがおおむね3級以上で、いずれも常態として吸引が必要と認められる方（医師の意見書が必要） ③難病等患者で、呼吸機能に障がいのあるもので、医師の意見書から必要と認められる方		(5年)
動脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）	 ①呼吸器機能障がい者 ②心臓機能障がいの程度が3級以上若しくは同程度の障がいを有する者であって、必要と認められる方（医師の意見書が必要） ③難病等患者で、人工呼吸器の装着が必要なもので、医師の意見書から必要と認められる方		障がい者等が容易に使用できるもの (5年)

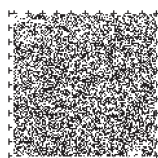




生活のお手伝い

5

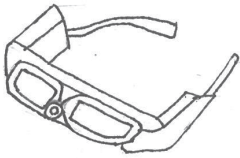
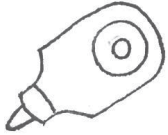
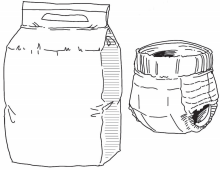
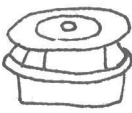
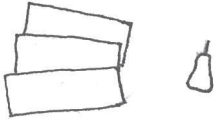
項目	対象者	年齢	機能（耐用年数）
在宅人工呼吸器用蓄電池	 ①身体障害者（児）または難病等患者で、大田区在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を作成する者又は作成済みの者 ②身体障害者手帳の程度が3級以上のもので、医師の診断により人工呼吸器を常時使用する必要があると認められる方（医師の意見書が必要） ③難病等患者で、医師の診断により人工呼吸器を常時使用する必要があると認められる方（医師の意見書が必要）		運搬可能で障害者等又は介護者が容易に使用できるもの（5年）
携帯用会話補助装置	 音声・言語機能障がい者又は肢体不自由者で音声・言語の著しい障がいを有する方	原則として学齢児以上	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの（5年）
音声式体重計	 視覚1級・2級 （視覚障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯に限る）	18歳以上	視覚障がい者が容易に使用できるもの（5年）
歩行時間延長信号機用小型送信機	 視覚1級・2級 ただし2級は送信機のみ	原則として学齢児以上	（10年）
拡大読書器	 拡大文字で読書が可能となる視覚障がい者	原則として学齢児以上	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで簡単に拡大された文字等をモニターに映し出せるもの（8年）
点字ディスプレイ	 ①視覚2級以上かつ聴覚2級以上の重度重複障がい者 ②視覚1級・2級で日常的に点字を使用してる方	原則として学齢児以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字により示すことができるもの（6年）
情報通信支援用具	 視覚1級、2級又は上肢1級 （障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯に限る）	原則として学齢児以上	パーソナルコンピュータ等の使用を補助し、障がい者の特性に配慮された周辺機器及びアプリケーションソフト（5年）
携帯用信号装置	 聴覚3級以上又は音声・言語機能3級以上	原則として学齢児以上	送信機による合図が視覚触覚により知覚できるもの（6年）
活字文書読上げ装置	 視覚1級・2級	原則として学齢児以上	音声により文書等を読み上げることができるもの（6年）

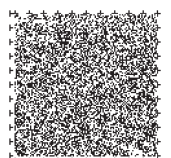




生活のお手伝い

5

項目	対象者	年齢	機能（耐用年数）
暗所視 支援眼鏡	 ①視覚障害を有する方で医師の意見書から区長が認めるもの ②難病等患者で夜盲症又は視野狭窄の診断を受け、医師の意見書から区長が認めるもの	原則として学齢児以上	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された映像等をモニターに映し出せるもの（8年）
ストーマ 装具等	 身体障害者手帳を有し、膀胱直腸機能障がい人工肛門・人工膀胱を造設した方		消化器系ストーマ用装具・尿路系ストーマ用装具（洗腸装具等については、ストーマ装具の装着が困難な方）
紙おむつ等	 ①洗腸装具にあっては、ストーマの著しい変形、皮膚のびらん等によりストーマ用装具が装着できない者 ②身体障害者手帳の交付を受けた者で、二分脊椎等神経系の障がいなどで排尿又は排便機能障がいがあり紙おむつ等の用具類を必要とする方 ③身体障害者手帳の交付を受けた東京都重度心身障害者福祉手当の受給者 ただし「紙おむつ支給事業」（P73）で紙おむつの支給を受けている方は除く		紙おむつ 洗腸装具、サラシ・ガーゼ等衛生用品
収尿器			身体障害者手帳を有し、高度の排尿機能障がい者 男性用普通型又は簡易型 女性用普通型又は簡易型（1年）
人工喉頭	 身体障害者手帳を有し、喉頭摘出した方		音源を口腔内に導き構音化するもの 笛式（4年）又は電動式（5年）
埋込型用 人工鼻	 身体障害者手帳を有し、喉頭摘出した方で、医療保険により用具の給付を受けていない方（常時埋め込み型の人工喉頭を使用する者に限る）		人工鼻用カセット及びベースプレートのみ
点字器	 身体障害者手帳を有し、視覚障がいがある方	原則として学齢児以上	標準型（7年）又は携帯用（5年）で、点筆を付属しているもの
ベビー センサー		18歳以上	聴覚2級 （聴覚障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯） 音や音声を光や触覚で知らせるもの（10年）
ICT 読取装置		原則として学齢児以上	物の名前及び情報の確認を音声で知らせるもので、視覚障がい者が容易に使用できるもの（6年）





小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に、日常生活用具を給付する制度です。

扶養義務者の税額等により、生活保護等の方を除き自己負担額があります。

■対象

次のすべての条件を満たしている方

- ①大田区在住の方
- ②小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方
- ③在宅で日常生活に支障があり、日常生活用具の給付が必要な方（児童福祉法その他制度、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施策で給付を受けられる場合は、まず、その各窓口で相談、申請してください。)

■種類

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻、チューブ型包帯
※用具の価格・給付限度額及び扶養義務者の所得により申請しても給付できない場合もあります。

■窓口

各地域庁舎の地域健康課（表紙、P28）
健康づくり課

☎03-5744-1661

FAX 03-5744-1523

中等度難聴児発達支援事業（補聴器の購入費補助）

身体障害者手帳の交付対象とならない聴力程度にある児童に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

■対象

次のすべての条件を満たしている方

- ①大田区に住所のある0歳～17歳の方
- ②両耳の聴力レベルが概ね30dB以上で、聴覚障害に係る身体障害者手帳を所持していない方
- ③所定の意見書により医師が必要と認めた方

■基準額

原則、片耳1台あたり144,900円。医師が必要と認めた場合は、2台で289,800円となります。

■助成額

基準額と補聴器の購入費用を比較して少ない方の額の9/10（生活保護、区民税非課税世帯は10/10）

■窓口

障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555

点字図書の給付 視

視覚障がい者の情報の入手を容易にするために、一般図書を点訳した点字図書を現物で給付します。

■対象

6歳以上の身体障害者手帳を所持している視覚障がい者

■内容

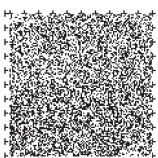
年間6タイトル又は24巻まで給付します。
（月刊・週刊等の雑誌は除く）

■費用

一般図書の購入価格相当額
（点字図書（大活字図書）給付対象出版施設で証明書発行時に記入される価格）

■窓口

点字図書を購入する前に、身体障害者手帳を持って各地域庁舎の地域福祉課へ（表紙、P28）





ごみの戸別訪問収集

次の①～③のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、自ら集積所へごみを持ち出すことが困難であり、他の方の協力を得ることができない世帯のごみを収集します。

- ①要介護2以上に認定されている方
- ②身体障害者障害程度1級及び2級に認定されている方
- ③その他、区長が認める方

■申込方法

事前に審査があります。詳しくは、管轄の清掃事務所にお問い合わせください。

■窓口

大森清掃事務所

☎03-3774-3811

FAX 03-3775-6028

蒲田清掃事務所

(調布地区) ☎03-6459-8201

FAX 03-6459-8597

(蒲田地区) ☎03-6451-9535

FAX 03-6451-9623

粗大ごみの運び出し収集

次の①・②のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、身近な人などの協力が困難で、自ら屋内から運び出すことができない場合は、管轄の清掃事務所にご相談ください。

- ①65歳以上の高齢者
- ②障がい者

■申込方法

長尺物、重量物、出入口から持ち出せない物等処理が困難なものの場合がありますので下見を実施します。その結果、運び出しをお断りする場合もあります。

※運び出しは無料ですが粗大ごみ手数料は有料です。

■窓口

大森清掃事務所

☎03-3774-3811

FAX 03-3775-6028

蒲田清掃事務所

(調布地区) ☎03-6459-8201

FAX 03-6459-8597

(蒲田地区) ☎03-6451-9535

FAX 03-6451-9623

紙おむつ支給事業

重度の障がい者で、常時失禁状態にある3歳から64歳の方に紙おむつを支給します。

■対象

次のすべての条件を満たしている方

- ①大田区内に住所を有する方。
 - ②3歳以上65歳未満の方で、常時失禁のため紙おむつを必要とする方。
 - ③特別障害者手当又は障害児福祉手当(※)、東京都重度心身障害者手当のいずれかを受給している方。
- (※) 所得制限、入院等により手当が支給されていない方は対象外

次のいずれかに該当する方は、紙おむつを受給できません。

- ・生活保護を受給している方。

- ・中国残留邦人等の支援給付を受給している方。
- ・障害者総合支援法による日常生活用具として、または要介護等高齢者紙おむつ等支給事業により、紙おむつを受給している方。
- ・障害者支援施設、障害児入所施設、特別養護老人ホーム等に入所している方

■支給方法

指定のカタログの中から紙おむつを選び区の委託業者へ注文します。

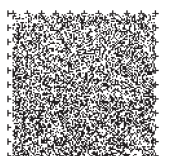
紙おむつは業者が年4回(5、8、11、2月)配送します。

■費用

無料(全額公費負担)

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課(表紙、P28)





福祉電話

● 福祉電話

在宅の重度心身障がい者（児）がいる家庭に電話を貸与します。電話には障がい者の必要に応じて福祉機器をつけることができます。

■対象

次のいずれの要件にも該当する世帯

- ①身体障害者手帳１・２級、又は愛の手帳１・２度の方がいる世帯、もしくは聴覚又は音声言語機能障がいの程度が３級以上の方のみの世帯
- ②生活保護世帯、所得税又は住民税非課税世帯
- ③現に電話を設置していない世帯

■費用

電話架設料、基本料金（ユニバーサルサービス料含む）及び月６００円までのダイヤル通話料、福祉機器の付加使用料を区が負担します。６００円を超える通話料は利用者の負担となります。

■申請手続

手帳を持って下記の窓口まで

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

● 福祉電話機器

■対象

次のいずれの要件にも該当する世帯に障がい者の必要に応じて福祉電話機器をつけることができます。

- ①６歳以上で別表の対象障がい者がいる世帯
- ②生活保護世帯、所得税又は住民税非課税世帯
- ③現に電話を所有している世帯

■費用

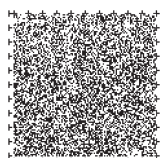
設置に伴う取付料を区が負担します。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

〈別表〉

種 目	対 象 障 が い 者	機 能 概 要
シルバーホン（あんしん）	四肢・体幹又は音声言語機能に障がいがあり、身障手帳１・２級の寝たきりで、一人暮らしの者（児）、かつ、連絡先が指定できる者又はこれに準ずる者（児）	肢体不自由の方、ひとり暮らしの高齢者などで、いざという時にボタン一つで身寄りやヘルパーに急を告げることができる電話器
シルバーホン（めいりょう）	聴覚に係る障がいの程度が身障手帳１～３級の者（児）又はこれに準ずる者（児）	耳が不自由な方のために相手の声を１８倍程度まで大きくすることができる電話器
シルバーホン（ふれあい）	上肢に係る障がいの程度が身障手帳１～３級の者（児）又はこれに準ずる者（児）	上肢の不自由な方が電話を使用する際の各種操作を容易にした電話器
シルバーホン（ひびき）	聴覚に係る障がいの程度が身障手帳１～３級で、骨導聴力のある者（児）又はこれに準ずる者（児）	相手の声を頭部の骨に振動させて聞く骨伝導方式の電話器
フラッシュベル	聴覚に係る障がいの程度が身障手帳１～３級の者（児）又はこれに準ずる者（児）	電話のベルが聞きとりにくい方のためにランプがフラッシュして知らせる着信表示器
シルバーベル	聴覚に係る障がいの程度が身障手帳１～３級の者（児）又は周波数の残聴がある者（児）又はこれに準ずる者（児）	普通のベルでは聞きとりにくいのが低い音なら聞こえるという方に便利なベル





電話使用料の補助

■対象

電話を保有している生活保護世帯で、身体障害者手帳1・2級、又は愛の手帳1・2度の方がいる世帯、もしくは聴覚又は音声言語機能障がいの方が3級以上の方のみの世帯

■補助額

基本料金（ユニバーサルサービス料含む）及び月600円のダイヤル通話料を補助します。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

地 訪問入浴サービス

家庭において入浴することが困難な在宅の重度心身障がい者（児）等の自宅へ巡回入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスを行います。

■対象

区内に住所があり、かつ単独での入浴が困難な、身体障害者手帳1～3級の方で、入浴に際し、常時介護を必要とする方

■内容

年52回以内（原則として週1回以内）区の委託した専門業者が対象者宅に特殊浴そうを持ち込み、安全に入浴のサービスを行います。

■費用

無料（全額公費負担）

ただし、対象者宅の水道・電気を使用します。

■利用できない場合

上記の対象者であっても、次の場合は利用で

きません。

①入浴について医師の了解が得られない方

②伝染性の病気にかかっている方

③入浴の際に家族等が立ち会うことができない方

④㊦医療費助成制度の所得制限（P59）を超える方

⑤障害福祉サービス（介護給付費）において、入浴の介助に相当する給付を受けている方

⑥介護保険法による要介護・要支援と認定された方

■申請手続

手帳・㊦受給者証がある人は㊦受給者証を持って下記の窓口まで

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

寝具水洗い・乾燥

在宅の寝たきり重度心身障がい者（児）で、寝具の乾燥が困難な状態にある方の身の辺の清潔を保つために寝具の水洗い・乾燥をします。（ただし、大田区ねたきり高齢者等寝具乾燥事業の対象者を除く。）

■対象

在宅の寝たきり重度心身障がい者（児）で、以下のいずれかに該当する方。

①身体障害者手帳1・2級

②愛の手帳1・2度

③脳性まひ・進行性筋萎縮症・特殊疾病

■内容

乾燥消毒を年10回、水洗い年2回

■費用

無料（全額公費負担）

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

出張理髪サービス

家族が理髪することが困難な在宅の寝たきり重度心身障がい者に出張サービスを行います。

■対象

東京都重度心身障害者手当受給者のうち、寝たきり状態にあり、店舗での理髪が困難な方。ただし、㊦医療費助成制度（P59）の所得制限（20歳未満の方については加入する医療保険上の被保険者、もしくは世帯主の所得で判定。）を超えている方、高齢者出張理髪サー

ビスを受けている方は対象となりません。

■内容

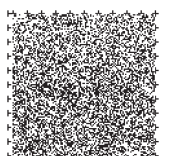
理髪は、普通理髪（調髪・顔そり）とし、年4回理容師が対象者宅へ出張して行います。（理髪の際は、家族等の立ち会いが必要です。）

■費用

無料（全額公費負担）

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





救急代理通報システム

ひとり暮らし等の在宅の重度身体障がい者等が、家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発信機器等を用いて区の受託業者の受信センターに通報することにより、受信センターが救急通報を行い、警備員が自宅に駆けつけます。

加えて、火災に備えて火災警報器を給付し、火災が発生した時に区の受託事業者の受信センターに自動通報され、受信センターが消防庁に火災通報を行い、警備員が自宅に駆けつけるようにすることもできます。

■対象

在宅の重度身体障がい者と難病患者で、日常生活を送る上で常時健康上の注意を要し、緊急時に救護を必要とする18歳以上の一人暮らし等の方（ただし、非課税世帯で区民税の滞納が無いものに限り、かつ対象者の年齢が65歳に達する日の前日までに申請することが必要となります。）

■費用

無料（全額公費負担）

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

緊急通報サービス紹介事業

利用者から体調不良等による緊急の連絡を24時間受けつけているサービス事業者をご紹介します。

■対象

区内に居住している65歳以上の方、又は心身に障がいのある方

■費用

紹介は無料です。

利用料金は有料です。（税込2,750円～）

■窓口

大田区社会福祉協議会
おおた地域共生ボランティアセンター
〒144-0051 西蒲田7-49-2
大田区社会福祉センター（5階）
☎03-5703-8230
FAX 03-3736-5590

感震ブレーカー支給取付事業

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーの電気を自動的に止める器具です。区では、下記の世帯に対し、無料（全額公費負担）で支給取付します。

■対象

次の①又は②に該当する必要あり。

①住民税非課税又は住民税課税所得金額80万円以下の世帯に該当し、かつ、次のいずれかに該当する世帯であること

- ・高齢者（65歳以上）ひとり暮らし
- ・高齢者（65歳以上）のみの世帯
- ・障がい者（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度）の方がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳を交付されている

方がいる世帯

・介護保険の要介護3～5の方がいる世帯

②木造住宅密集地域の木造住宅にお住まいの世帯であること

※上記の地域については、ホームページでご確認ください。

■申込方法（次の①又は②の方法で申込）

①電子申請（詳細はホームページをご確認ください）

②支給申請書、家主の承諾書（借家にお住まいの方のみ）を問合先へ郵送

■問合先

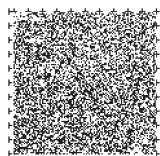
防災危機管理課管理・給付担当

☎03-5744-1235

FAX 03-5744-1519

ホームページ

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/bousai/jyosei/kannsinn.html>





家具転倒防止器具の支給取付

区では、下記の世帯に対し、家具転倒防止器具の無料支給・取り付け（全額公費負担）を行っています。

■対象

※①と②両方の条件に該当する必要あり

①非課税または住民税課税所得金額80万円以下の世帯であること

②次のいずれかに該当する世帯であること

・65歳以上のひとり暮らしか、全員が65歳以上の世帯

・身体障害者手帳1～4級の方、愛の手帳1～3度の方、精神障害者保健福祉手帳を交

付されている方がいる世帯

・介護保険要介護3～5の方がいる世帯

■申込方法

支給申請書、家主の承諾書（借家にお住まいの方のみ）を問合先へ郵送。

■問合先

防災危機管理課管理・給付担当

☎03-5744-1235

FAX 03-5744-1519

ホームページ

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/bousai/jyosei/23kagutensikyuu.html>

視覚障害者日常生活情報点訳等サービス 視

■内容

日常生活上必要とする情報（図書館または点字図書館で取り扱わない郵便物やパンフレット等）の点訳・墨訳、対面朗読（ファックスによる電話朗読も含む）を行います。詳しくはお問合せください。要予約。

■対象

都内在住・在勤で、身体障害者手帳を所持する視覚障がい者

■費用

無料。ただし、作業後のデータ保存をされる場合は、保存用媒体（USBやCD外）をご持参ください。

■問合先

東京都障害者福祉会館

〒108-0014 港区芝5-18-2

☎03-3455-6321

FAX 03-3453-6550

避難行動要支援者名簿の登録

避難行動要支援者名簿は、災害が起こったときの安否確認のために使用されるほか、災害に備えた地域の協力関係づくりなど、要支援者対策において様々なかたちで活用されます。

■対象

区内にお住まいの、身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方等、避難行動に支援が必要な方

※ただし、特別養護老人ホームや障がい者のための施設に入所している方は対象外です。

■内容

本人の同意を得たうえで、住所・氏名・生年月日・性別・身体状況などの情報を一覧にま

とめ、管轄の消防署・警察署をはじめお住まいの地域の自治会・町会や民生委員などの関係機関に配付され、情報の共有を行います。登録する方は、この冊子のさくいんの後ろのページの申請書により申請ください。

■窓口

障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

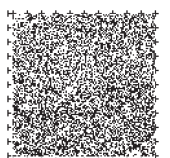
FAX 03-5744-1555

福祉管理課調整（計画）

☎03-5744-1721

FAX 03-5744-1520

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





ヘルプカード（たすけてねカード）

ヘルプカード（たすけてねカード）は、障がいのある方が、災害時や日常の外出先での緊急時など困ったときに、手助けを求めるものです。あらかじめカードに必要な支援の内容などを記入して、携帯してください。

■対象

障がいのある方

■内容

カード（ホルダー付き）は、右記窓口で配布しています。カードは、この冊子の最終ページについているほか、大田区ホームページからダウンロードすることもできます。

■問合せ先・配布窓口

障がい者総合サポートセンター

☎03-5728-9433

FAX 03-5728-9437

■配布窓口

障害福祉課（表紙、P28）

各地域庁舎の地域福祉課・地域健康課（表紙、P28）

各特別出張所（P163）

緊急ネット通報

■対象

東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市および島しょ地区を除く地域）に在住、通勤、通学している聴覚または言語・音声等の機能に障害のある方

■内容

音声（肉声）による119番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を利用して緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。

ご利用には、事前登録が必要です。また、通信料金がかかります。

※詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」－「119番通報」－「緊急ネット通報のご案内」をご覧ください。

■手続

携帯電話やスマートフォンによる事前登録（無料）が必要です。

二次元コードを読み取り後、表示されたメールアドレス（直接入力する場合は、

entry_13000@entry03.web119.info）に空メールを送信し、登録手続きを行ってください。



■問合せ先

東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係
☎03-3212-2111（代表）

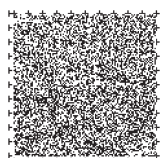
内線4246・4247

FAX 03-3213-1478（防災安全課）

Eメール bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp
ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

消防車・救急車を要請する時は、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」「電話リレーサービスを介した119番通報」をご利用ください。





119番ファクシミリ通報

■内容

119番ファクシミリ通報は、ファックスから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行うものです。事前登録等の必要はなく、電話での119番通報が困難な場合などに利用できます。

あわてずにファクシミリ通報ができるよう、普段から通報用紙等に必要事項（住所、氏名、年齢）をあらかじめ記入し、準備しておくことが大切です。

119番通報専用の通報用紙を消防署や以下のホームページで配布しています。なお、任意の用紙に記載し、通報することも可能です。

※詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」－「119番通報」－「119番通報のしくみ」－「119番ファクシミリ通報ご利用案内」をご覧ください。

■問合せ先

東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係
☎03-3212-2111（代表）

内線4246・4247

FAX 03-3213-1478（防災安全課）

Eメール bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

消防車・救急車を要請する時は、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」「電話リレーサービス」を介した119番通報をご利用ください。

電話リレーサービスを介した119番通報

■内容

電話リレーサービスとは、耳の聞こえない人や発話困難な人など、電話でのやり取りに困難のある人が、通訳オペレータを介して電話をかけることにより、相手方との意思疎通を可能とするサービスです。公共インフラとして制度化され、一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより提供されています。

電話リレーサービスを介して119番通報をすることも可能です。

■手続

ご利用には、事前登録が必要です。

※詳細は、日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。

ホームページ <https://nftrs.or.jp>

■問合せ先

東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係
☎03-3212-2111（代表）

内線4246・4247

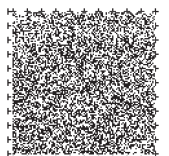
FAX 03-3213-1478（防災安全課）

Eメール bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

消防車・救急車を要請する時は、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」「電話リレーサービス」を介した119番通報をご利用ください。





障サ 居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護等

65歳以上と40～65歳未満の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病の方（P19～21）の身体介護や家事援助を行います。手続き等はP17をご覧ください。

■対象

①居宅介護

障がい者（児）のうち、障害支援区分が区分1以上（身体介護を伴う場合の通院等介助は区分2以上）。身体介護は居宅での入浴、排せつ、食事等の介護と身体介護を伴う通院等介助。家事援助は居宅での掃除、洗濯等と身体介護を伴わない通院等介助。通院等乗降介助は通院するために、ヘルパー自らが運転する自動車への乗車・降車の介助。

②重度訪問介護

障がい者のうち、障害支援区分が区分4以上で、次のいずれかに該当する方

ア 二肢以上にまひがあり、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されている方

イ 常時介護を要し、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の方

③重度障害者等包括支援

障害支援区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する方でかつ次に該当する方

・重度訪問介護の対象であって、四肢すべてにまひがあり、寝たきり状態にある、次のいずれかに該当する方

ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者

イ 最重度知的障がい者

・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の方

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。詳しくはP22～24

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障サ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の必要な援助を行います。

■対象

同行援護アセスメント票による調査項目中「視力障がい」「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障がい」の点数が1点以上の方

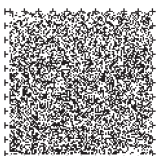
※障害支援区分は不要です。

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。詳しくはP22～24

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





障サ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難を有する方に、外出時において移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。

■対象

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の方。

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。詳しくはP22～24

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障サ 療養介護

病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援を行います。

■対象

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者

①障害支援区分6で気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

②障害支援区分5以上で、重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者の方、及びその他一定の要件を満たす方

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。また、食事については実費負担となります。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障サ 生活介護

65歳以上と40～65歳未満の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます

常時介護を要する障がい者の方に、昼間、障害者支援施設等で入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

■対象

障害支援区分が区分3以上、50歳以上は区分2以上

■費用

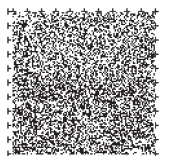
原則、所得に応じた利用者負担があります。また、食事については実費負担となります。詳しくはP22～24

■区内施設

P150をご覧ください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





障サ 短期入所（ショートステイ）

65歳以上と40～65歳未満の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます

介護を行う方の疾病その他の理由により、居宅で介護を受けることが一時的に困難になった場合に、指定の障がい者（児）施設などに短期間入所して必要な支援を受けることができます。

■対象

障害支援区分が区分1以上である障がい者（児）

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。また、食事については実費負担となります。詳しくはP22～24

■利用日数

連続30日までを限度とします。
年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安とします。

■区内施設

P150をご覧ください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）
※裁判員制度に従事するためにご利用の場合は「裁判員制度に関する助成（P91）」をご覧ください。

障サ 共同生活援助（グループホーム）

65歳以上と40～65歳未満の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます

共同生活を営む住居に入居している障がいがある方に、主として夜間において、共同生活を送る住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、就労先その他関係機関との連絡、又は、一人暮らし等への移行を希望する入居者について、一人暮らし等への移行及び移行後の定着に関する相談その他日常生活上の援助を行います。

■対象

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等（P19～21）のある方

※詳しくは、各事業所にお問い合わせください。

■費用

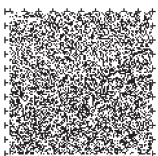
原則、所得に応じた利用者負担があります。詳しくはP22～24

■区内施設

P157～160をご覧ください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





障サ 施設入所支援

65歳以上と40～65歳未満の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます

主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■対象

- ・生活介護を受けている方で、障害支援区分が区分4以上、50歳以上は区分3以上
- ・自立訓練、就労移行支援を受けている方で、入所しながら訓練を行うことが必要かつ効果的であると認められた方など

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。また、食事については実費負担となります。詳しくはP22～24

■区内施設

P150をご覧ください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障サ 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

65歳以上と40～65歳未満の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

機能訓練は、身体機能・生活機能の維持向上を目的とし、生活訓練は、生活能力の向上を目指します。生活訓練には通所型の他に、日中は一般就労や障害福祉サービスを利用し、帰宅後における訓練その他の支援を行う宿泊型自立訓練があります。

■対象

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等（P19～21）のある方

※詳しくは、各事業所にお問い合わせください。

■費用

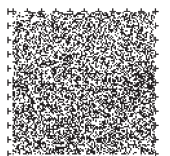
原則、所得に応じた利用者負担があります。また、食事については実費負担となります。詳しくはP22～24

■区内施設

P151をご覧ください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





障サ 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・就労選択支援

《就労移行支援》

就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のため必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。

《就労継続支援》

通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

《就労定着支援》

就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う生活課題が生じている方に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

《就労選択支援》※令和7年10月から

就労移行や就労継続支援の利用希望者及び現に就労移行または就労継続支援を利用している人に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援を行います。

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。また、食事については実費負担となります。詳しくはP22～24

■区内施設

P151～153をご覧ください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障サ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する、知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意志を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■対象

- ・障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある方

・現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な方

・障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な方

■費用

原則、所得に応じた利用者負担があります。詳しくはP22～24

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

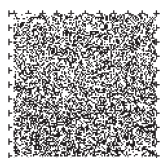
地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する、相談その他の必要な支援を行います。

■対象

以下の方のうち、地域生活への移行のための支援が必要な方

- ・障害者支援施設等や療養介護を行う病院に入所している障がい者
- ・精神科病院に入院している精神障がい者
- ・保護施設や矯正施設等に入所している障がい者



■費用

利用者負担はありません。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）



地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。

■対象

- ・居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない方
- ・居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、家族等の緊急時の支援が見込めない状況にある方

■費用

利用者負担はありません。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービス・地域相談支援、障害児通所支援を利用する際、「サービス等利用計画案」（障害児通所支援利用時は「障害児支援利用計画案」）を提出いただきます。

サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の作成は、指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）が行います。

サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）は、サービスを利用する方やそのご家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活上での解決すべき課題、サービスを提供する上での留意事項などが記載され、支給決定を勧案する資料のひとつとなります。

指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）は、サービス等利用計画案の作成や支給決定後の関係者の連絡調整を行います。

また、一定の期間ごとに定期的なモニタリングを行い、計画の見直しを行います。

■対象

障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援の利用を希望するすべての方

■費用

利用者負担はありません。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

区内指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（P161）

障害児通所支援

障害児通所支援は、次の4つのサービスがあります。費用と窓口はいずれも以下のとおりです。

■費用

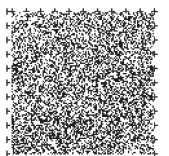
原則、所得に応じた利用者負担があります。
また、食事については実費負担となります。
詳しくはP22～24

■窓口

障害福祉課障害者支援（認定・給付）

☎03-5744-1316

FAX 5744-1555





● 児童発達支援

日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。

■対象

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学の障がい児

■区内施設（令和7年4月1日現在）

P154をご覧ください。

※「医療型児童発達支援（東京都立北療育医療センター城南分園）」は、令和6年4月1日から「児童発達支援センター」になりました。これまで医療型で行ってきた治療（リハビリテーション）は引き続き実施できます。

● 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

■対象

児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児

■区内施設（令和7年4月1日現在）

P156をご覧ください。

● 保育所等訪問支援

保育所などを訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

■対象

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児であって、当該施設を訪問し専門的な支援が必要と認められた障がい児

■区内施設（令和7年4月1日現在）

P156をご覧ください。

● 放課後等デイサービス

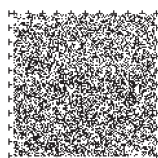
授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

■対象

学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）や専修学校、各種学校に就学・通学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

■区内施設（令和7年4月1日現在）

P155～156をご覧ください。





地 地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。事業の内容等によってⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類があります。活動内容や利用方法については、各施設（P153）へ直接お問い合わせください。

■地域活動支援センターⅠ型
（主な対象者 精神障がい者）
こうじや生活支援センター
かまた生活支援センター

■地域活動支援センターⅡ型
（主な対象者 精神障がい者）
サポートネット久が原
サポートネット糀谷
シーエス・アデイ
雪谷工房
■地域活動支援センターⅢ型
（主な対象者 精神障がい者）
糀谷作業所
（主な対象者 知的障がい者）
スペースC
カフェパーチェ

地 日中一時支援

保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を提供します。

■対象
区内に居住し、一時的に見守り等の支援が必要な知的障がい者（児）又は身体障がい児。学齢児以上が対象となります。

■実施施設
いずみえん

■利用方法
①事前登録が必要です。
②利用時間は午前9時から午後7時までです。
③ひと月24時間を限度とします。

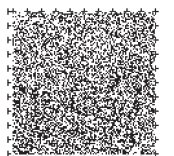
■利用者負担額
利用者負担額は次のとおりです。
①課税世帯…利用費用の10%相当額
②非課税世帯及び生活保護受給世帯…無料
（食事代は自己負担）
世帯の範囲はP24※を参照してください。
■申請手続
身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちのうえ、窓口まで
■窓口
各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

地 重度障害者の大学等修学支援事業

重度の障がいがある方が修学するにあたり、大学等の支援体制が構築されるまでの間において、修学に必要な身体介護等の提供を行います。

■対象
次のすべての条件を満たしている方
①重度訪問介護（P80）について、障害福祉サービス受給者証の交付を受けている、又は受けることができる方
②大学等に在籍する18歳以上の方
③区長が大学等修学支援事業の必要があると認めた方
④区市町村民税が非課税の方
⑤住民税を滞納していない方

■費用
利用者負担はありません。
■窓口
各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





緊急一時保護

保護者や家族等介護者の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者（児）を保護する制度です。

※いずれのサービスも親族による保護は対象外です。

■対象

区内に居住し、日常生活に介護を要する身体障がい者（児）・知的障がい者（児）で次のような要件に該当する方。ただし、他の専門医療機関への入院・治療が必要な方、65歳以上の方及び介護保険のサービスが利用できる方は対象となりません。

- ①保護者や家族が疾病、出産、事故等緊急の事由により、一時的に介護できないとき
- ②保護者や家族が冠婚葬祭により一時的に介護できないとき
- ③保護者や家族が障がい者（児）の兄弟姉妹が通学する学校等で主催する行事等に出席するため一時的に介護できないとき
- ④保護者や家族が休養、旅行等のため一時的に介護できないとき
- ⑤保護者や家族が裁判員制度の手続き、従事のため一時的に介護できないとき

■種別

次のいずれかの方法によって行います。

- ①家庭委託
- ②特別介護人派遣

■利用方法

- ①事前登録が必要です。
- ②保護を必要とする時は、その都度申し込んでください。保護を必要とする事由を確認出来る書類等をお持ちください。

注）派遣希望日の10日前までに申請してください。

※直前の申請には応じられない場合があります。

■申請手続

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちのうえ、窓口まで

※1回の登録手続で、2つの制度をご利用できます。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

● 家庭委託

■介護内容

- ①介護の時間は、1回につき2時間以内、介護の回数は1か月に8回（16時間）以内です。
- ②介護は、登録介護人宅、障がい者宅、上池台障害者福祉会館宿泊訓練室で行います。
- ③1回につき、介護人は1人までです。

■費用

無料（全額公費負担）（諸雑費は自己負担）

● 特別介護人派遣

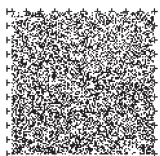
■派遣内容

- ①登録介護人を派遣して宿泊を伴った介護を行います。
 - ②障がい者の状況等に応じて2人まで派遣することができます。（地域福祉課へご相談ください）
- ※介護人は、同時に2人の障がい者を介護することはできません。

- ③登録介護人宅、障がい者宅、上池台障害者福祉会館宿泊訓練室のいずれかに派遣します。
- ④派遣は1回につき1泊2日、派遣回数は1年度に18回以内

■費用

無料（全額公費負担）（食費・諸雑費は自己負担）





大田区重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業

医療ケアがある重症心身障がい児(者)のご家族の一時的な休息や、就労等の支援のため、訪問看護師等がご自宅で介護を行います。

■対象

区内在住で医療的ケアが必要であり、家族等の在宅介護を受けている方で、次の①か②のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1・2級(肢体不自由)と愛の手帳1・2度を持っている(※)
- ②医療的ケア(表1)が必要な18歳未満の障がい児

※手帳を所持していない(未申請等)場合、大島分類の区分1～4に該当することが確認できる書類(診断書等)の提出をもってこれに代えることができます。

■内容

事前登録が必要です。

利用は、1回2～4時間(30分単位)で、年度内288時間を上限とします。(※)

※申請の時期により年度内の上限時間は異なります。

医療的ケア

表1

①	人工呼吸器管理 ※1
②	気管内挿管、気管切開
③	鼻咽喉頭エアウェイ
④	酸素吸入
⑤	6回/日以上頻回吸引
⑥	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用
⑦	中心静脈栄養(IVH)
⑧	経管(経鼻・胃ろう含む)
⑨	腸ろう・腸管栄養
⑩	継続する透析(腹膜灌流を含む)
⑪	定期導尿(3回/日以上) ※2
⑫	人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む。

※2 人工膀胱を含む。

■費用

自己負担はありません(医師指示書の一部、衛生用品などの費用は自己負担)

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課(表紙、P28)

難病患者在宅レスパイト事業

■対象

次のすべての条件を満たしている方

- ①都内在住で難病医療費等助成対象疾病に罹患している方
- ②上記疾病により、在宅で人工呼吸器を使用している方(呼吸器の種類、使用時間は問いません)
- ③介護者の休息等の理由により、在宅での介護を受けることが一時的に困難となった方

■事業内容

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者の在宅生活を支えている家族等の介護者が、自身の病気治療や休息等の理由により、一時的に在宅で介護等ができなくなった場合に、患者の自宅に看護人を派遣します。

■利用時間

利用は1時間単位で、原則として同一の患者につき1月あたり4時間以内。年間(年度内)合計48時間まで利用可能。

■利用方法

東京都難病ポータルサイトに掲載している「利用可能な訪問看護ステーションリスト」から、利用可能なステーションを選び、直接お問い合わせください。

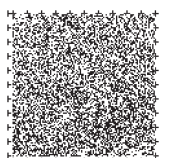
詳細は、東京都難病ポータルサイトをご参照ください。

■費用

無料(衛生用品等実費相当分は自己負担)

■問合先

東京都訪問看護ステーション協会
☎03-5843-5930





重度脳性まひ者介護事業

重度脳性まひにより屋外活動が困難な方の介護を行います。介護人は、障がい者の推薦を受けた家族とします。

- ①障害者総合支援法における障害福祉サービスとの重複利用はできません。(短期入所事業を除く)
- ②地域生活支援事業の移動支援もしくは地域活動支援センター事業との重複利用はできません。
- ③介護保険制度の訪問介護、通所介護との重複利用はできません。

■対象

20歳以上で重度脳性まひによる身体障害者手帳1級の方

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

在宅重症心身障害児（者）訪問看護（都制度）

ご家族が自信を持ってお子様の在宅療育に当たれるよう、看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

■対象

都内に住所を有する在宅の重症心身障がい児（者）（手帳のない方もご相談ください。）

■訪問回数

週に1回程度

■費用

無料

（ただし、訪問看護開始時等に必要な医師の指示書料は自己負担になります。）

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）
（未就学児については、地域健康課（P28）へご相談ください。）

在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業（都制度）

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対して、療養環境の整備、療養実態の把握、訪問看護の方法等に関する研究を行うことを目的として、医療保険で定められた回数を超えて行う部分に対して訪問看護を実施しています。

■対象

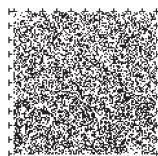
都内にお住まいで、難病医療費の助成対象疾病に罹患し、その疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用し、医師が1日複数回の訪問看護を必要と認めた方。

■費用

無料

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





在宅難病患者一時入院事業

介護者が自身の病気や事故等の理由によって一時的に介護ができなくなった場合、患者が短期間入院できる制度です。利用理由には、介護者の休息、受診・検査、入院、仕事や家庭の事情等での不在等が含まれます。ただし、入退院の送迎はありません。

■対象

都内在住で在宅生活をしている、難病医療費等助成制度対象疾病に罹っている患者で、常時医学的管理の下におく必要のある方。なお、他制度のショートステイを利用できない方が優先となります。

■入院期間

1回の申請で最長1か月間。年間で90日の入院が可能。

■費用負担

医療費や食費などの実費負担等がかかる場合があります。

■予約・受付開始日

①人工呼吸器24時間使用患者 利用開始日の1か月前から

②①以外の患者 利用開始日の3週間前から

■窓口

各地域庁舎の地域健康課（P28）

（令和7年4月現在）

一時入院事業を利用できる病院	
東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22
東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17
日本赤十字社東京都支部 大森赤十字病院	大田区中央4-30-1
医療法人社団松和会 池上総合病院	大田区池上6-1-19
東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1
地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2
東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15
順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20
市立青梅総合医療センター	青梅市東青梅4-16-5
稲城市立病院	稲城市大丸1171
東京都立神経病院	府中市武蔵台2-6-1
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院	小平市小川東町4-1-1
医療法人社団東光会 西東京中央総合病院	西東京市芝久保町2-4-19

裁判員制度に関する助成

保護者や家族等介護者が「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき裁判員となり、保護対象者を一時的に介護できない場合に利用する短期入所の利用者負担等について助成をします。

■対象

障害支援区分が区分1以上の障がい者（児）
※短期入所（P82）をご覧ください

■助成費用

利用者負担額：全額補助

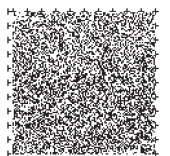
光熱水費・食費等の実費負担額：日額5,000円まで補助

■実施施設

指定短期入所事業所

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





地 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、ヘルパーを派遣して必要となる移動の介助や外出の支援を行います。障がいの状況、介護者の状況や介護できない状況を聞き取り支給決定します。

ただし、障害者総合支援法及び介護保険の外出介護サービスが受けられる方は、各制度が優先されます。

■対象

次の(1)から(5)のいずれかに該当する方で、障がいの状況、介護者の状況等により支給の可否を決定します。

- (1) 視覚障がい者(児)
- (2) 全身性障がい者(児)
- (3) 知的障がい者(児)
- (4) 精神障がい者(児)
- (5) 難病等患者で四肢機能に著しい制限があり、医師の意見書により区長が必要と認めた方

■利用方法

- ① 事前に申請し、支給量及び利用者負担月額の決定を受けます。
- ② 支給量の範囲内で、区指定の事業者と移動支援の契約を結び移動支援計画書を作成します。
- ③ 移動支援計画に基づきサービスを受け、所定の利用者負担額を事業者に支払います。
- ④ 区は、利用者に代わってサービス費用(利用者負担額を除く。)を事業者に支払います。

■利用者負担額

サービス費用の10%を負担いただきます。ただし、利用者の所得に応じてひと月の負担上限月額を設定(P24)されています。サービス費用の10%の額が負担上限月額を超える場合は、負担上限月額として定められた金額をお支払いください。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課(表紙、P28)

福祉タクシー・自動車燃料費(移送サービス利用券)

歩行困難な心身障がい者(児)に、福祉タクシー・自動車燃料費に使用できる移送サービス利用券を交付します。ただし、障害者施設・養護老人ホーム及び軽費老人ホーム等の施設入所者は年度内2か月分を限度として交付します。また、特別養護老人ホームに入所している方は対象になりません。

■対象

- ① 身体障害者手帳下肢・体幹機能障がい1～3級
- ② // 移動機能障がい1～3級
- ③ // 視覚障がい1・2級
- ④ // 内部障がい1・2級
- ⑤ 愛の手帳1・2度

なお、2つ以上障がい重複している場合は、総合等級ではなく個別の障がい要件に該当するかどうかを判断します。

■内容

下表の区分に応じた利用券を申請のあった月から交付します。

対象区分	券種	1月あたりの交付枚数
65歳未満の方	200円	20枚
65歳以上の方		18枚
生活保護を受給されている方		12枚

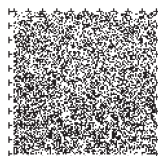
※生活保護を受給されている方は、年齢にかかわらず1月あたり12枚を交付します。

■申請手続

申請には次の書類等が必要です。
身体障害者手帳又は愛の手帳
更新申請の必要はありません。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課(表紙、P28)
障害福祉課障害者支援(障害事業)
☎03-5744-1251
FAX 03-5744-1555





※移送サービス利用券を他人に譲渡・売買することは禁じられています。
 ※利用にあたっては必ず手帳を提示してください。
 ※手帳を提示することで運賃の割引も適用されます。(P102参照)

■大田区内で利用できるタクシー会社・自動車燃料販売店

移送サービス利用券の利用できるタクシー会社・区内の燃料販売店については、窓口へお問い合わせください。また、大田区ホームページでも閲覧できます。

福祉有償運送

国の登録を受けたNPO法人等が実施する移送サービスです。車いすで乗車できる福祉車両と車いす乗車装置のないセダン型車両があります。

■対象

次のいずれかに該当する方で、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方
- ④介護保険法に規定する要介護認定を受けている方
- ⑤介護保険法に規定する要支援認定を受けている方
- ⑥介護保険の基本チェックリストに該当する方
- ⑦①～③以外の肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がいがある方

■費用

運行団体により異なります。また、団体の入会金、年会費が必要です。

※移送サービス利用券（P92）が利用できます。

■申込方法

次の運行団体に直接お問い合わせの上、会員となってください。

■運行団体

（令和7年4月現在）

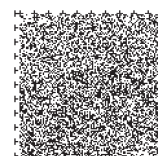
団 体	電話番号 FAX番号	備 考
NPO法人 たすけあい大田はせさんず	☎03-5747-2610 FAX03-5747-2620	福祉車両、 セダン型車両
NPO法人 サポートぱんぷきん	☎03-3761-0582 FAX03-3761-5070	福祉車両、 セダン型車両
NPO法人 もっけだの	☎03-3726-0149 FAX03-3726-0789	福祉車両、 セダン型車両

■窓口

福祉管理課

☎03-5744-1721

FAX 03-5744-1520





地 自動車運転免許取得費の助成

自動車運転免許（第一種普通自動車免許）を取得する身体障がい者に教習費用の一部を助成します。

※原則として教習所で教習を始める前に申請してください。

なお、普通車の限定解除に要する経費の一部についても助成します。

■対象

18歳以上の身体障がい者で、運転免許試験場の適正試験（運動能力）に合格していて次のいずれの要件にも該当する方

- ①身体障害者手帳 1～3 級（内部障がいは 4 級以上で歩行困難な方、下肢、体幹機能障がい 4・5 級で歩行困難な方も含む）
- ②申請をする日の 3 か月前から引き続き大田区内に住所を有すること
- ③本人の前年（申請日の属する月が 1 月から 6 月までの場合にあっては、前々年）の所得税の年額が 40 万円以下
- ④他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていないこと

■認定資格の消滅

- ①死亡したとき
- ②大田区内に住所を有しなくなったとき
- ③免許取得を放棄したとき

■助成額

教習所入所料、技能、学科教習料、教材費に相当する費用のうち最高 144,200 円（所得税非課税の方は 164,800 円）まで。（普通車の限定解除の費用については 20,600 円まで）

■申請手続

申請には次の書類等が必要です。

- ①マイナンバーの確認ができる書類
- ②身体障害者手帳
- ③適正試験（運動能力）の結果を明らかにした書類
- ④前年（申請日の属する月が 1 月から 6 月までの場合にあっては前々年）の所得税額を証明するもの

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

地 自動車改造費の助成

身体障がい者が自動車を取得するとき、その自動車に必要な改造に要する費用を助成します。

※必ず改造する前に申請してください。

■対象

次のいずれの要件にも該当する方

- ①身体障害者手帳 1～3 級の上肢、下肢又は体幹機能障がい者
- ②就労等に伴い自ら運転する自動車を所有する場合（20 歳未満の方は親の所有でも可）
- ③本人の前年（申請日の属する月が 1 月から 6 月までの場合にあっては前々年）の所得税の年額が 40 万円以下
- ④改造の必要性が運転免許証で確認できる方
- ⑤本制度の助成を受けてから 2 年以上経過していること

■補助額

操向装置及び駆動装置等の改造に要した経費で、1 台 133,900 円以内

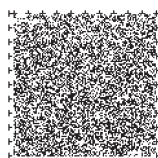
■申請手続

申請には次の書類等が必要です。

- ①マイナンバーの確認ができる書類
- ②身体障害者手帳
- ③改造を行う業者の見積書
- ④運転免許証等
- ⑤前年（申請日の属する月が 1 月から 6 月までの場合にあっては前々年）の所得税額を証明するもの

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）





重度身体障害者ガイドヘルパー派遣

18歳以上の上肢・下肢・体幹のいずれかの障がい程度が1級又は2級の身体障害者手帳をお持ちの方で、自力で移動することが困難な重度の肢体不自由者で、外出時の付き添いが得られない場合にガイドヘルパーを派遣します。

■内容

社会生活上不可欠な外出（通院・通勤は除く）、及び余暇活動等で外出する際の付き添い。ただし、障害者総合支援法のサービス及び介護保険のサービスが利用できる方は、各制度が優先されます。

また、次のいずれかに該当する場合には、対象者から除外されます。

- ①全身性障がい者の方
- ②重度脳性まひ者介護事業を受けている方

- ③施設に入所している方
- ④病院等に入院している方

■利用方法

- ①事前に申請登録が必要です。
- ②ガイドヘルパー名簿により、直接ヘルパーに利用を申し込んでください。

■費用

派遣した時間のうち1か月あたり30時間を超える分については障がい者本人の所得に応じて自己負担（0円～940円／1時間あたり）があります。

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

東京都ガイドセンター 視

視覚に障がいのある方で、都内から他道府県を訪れる場合、ガイドセンターをご紹介します。また、都外にお住まいの方が、都内に来られる場合、ガイドヘルパーをご紹介します。2週間前までにお申し込みください。

■費用

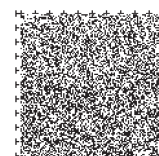
紹介料無料。利用料は1時間930円。各他道府県センターにおける利用料は、その定める基準に従います。

■窓口

東京都ガイドセンター
〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2
日本視覚障害者センター内
☎03-5272-0996
FAX 03-3200-7755
Eメール jigyou@jfb.jp

車いすの貸出し

	区 制 度	社会福祉協議会	都 制 度
対象	区内に在住の心身障がい者（児）	区内在住で短期間又は緊急に必要とする方	都内在住の心身障がい者及びその関係団体等
費用	無料（ただし、運搬は借受人が行うこと）		
貸出期間	3か月	2か月	3か月
窓口	上池台障害者福祉会館 〒145-0064 上池台5-5-1 ☎03-3728-3111 FAX 03-3726-6677	大田区社会福祉協議会 〒144-0051 西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター5階 ☎03-3736-5555 FAX 03-3736-5590 地域の車いす貸出場所（車いすステーション・貸出期間1か月）もあります。	東京都心身障害者福祉センター 障害認定課認定調整担当 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎 セントラルプラザ14階 ☎03-3235-2961 FAX 03-3235-2959





地 意思疎通支援事業 (聴)

● 大田区登録手話通訳者・奉仕員の派遣

■対象

身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者

■内容

聴覚障がい者が手話通訳を必要とする場合、手話通訳者・奉仕員を派遣します。

■費用

無料(全額公費負担)

■利用方法

①事前に登録が必要です。

②手話通訳を必要とする時は、おおむね5日前までに申し込んでください。

■窓口

障がい者総合サポートセンター

手話通訳派遣担当

FAX 03-6303-7171

☎03-5728-9355

Eメール ota@tokyo-shuwacenter.or.jp

● 東京手話通訳等派遣センター登録手話通訳者の派遣

■対象

身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者

■内容

聴覚障がい者が手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。

なお、大田区外への派遣については窓口にご相談ください。

■費用

無料(全額公費負担)

■派遣の申込

東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27

第3ヒカリビル5階

FAX 03-3354-6868

☎03-3352-3335

Eメール haken@tokyo-shuwacenter.or.jp

■その他の問合せ

障がい者総合サポートセンター

手話通訳派遣担当

FAX 03-6303-7171

☎03-5728-9355

Eメール ota@tokyo-shuwacenter.or.jp

● 要約筆記者の派遣

文字での支援が必要な中途失聴者・難聴者のコミュニケーション手段としての要約筆記者を派遣します。

■対象

主に身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者及び聴覚障害者団体

■内容

聴覚障がい者が意思疎通を円滑にするために必要とする場合に、要約筆記者を派遣します。

■費用

無料(全額公費負担)

■派遣の申込

東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27

第3ヒカリビル5階

FAX 03-3354-6868

☎03-3352-3335

Eメール youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp

■その他の問合せ

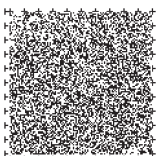
障がい者総合サポートセンター

手話通訳派遣担当

FAX 03-6303-7171

☎03-5728-9355

Eメール ota@tokyo-shuwacenter.or.jp





聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出し

聴

都内在住者で、身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者及びその保護者、聴覚障がい者団体などに対し、聴覚障がい者が聞こえる人との意思疎通、又は社会活動についての知識の習得のために必要な場合、オーバーヘッドプロジェクター（OHP）・磁気ループ（ヒアリングループ）・オーバーヘッドカメラ（OHC）・ビデオプロジェクターを貸し出します。

■費用

無料

■窓口

東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課
〒160-0022 新宿区新宿2-15-27
第3ヒカリビル5階

FAX 03-3354-6868

☎03-3352-3359

Eメール yousei@tokyo-shuwacenter.or.jp

盲ろう者向け 通訳・介助者派遣事業

視 聴

■対象

都内にお住まいで、視覚と聴覚の両方の障がいがある身体障害者手帳に記載されている方（盲ろう者（児））

■事業内容

日常生活等における通訳・介助

■費用

無料。なお、移動時の交通費等は通訳・介助者の分も含めて利用者の負担になります。詳しくは右記窓口までお問い合わせください。

■窓口

東京都盲ろう者支援センター

〒162-0832 新宿区岩戸町4番地
87ビルディング岩戸町2階

FAX 03-6228-1283

☎03-6228-1282

Eメール tokyo-db@tokyo-db.or.jp

URL <http://www.tokyo-db.or.jp>

電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方と聴覚障害者等以外の者との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で即時双方向につなが公共インフラとしてのサービスです。利用登録、利用方法、サービス内容は、問合先へご確認ください。

■問合先

（一財）日本財団電話リレーサービス

☎03-6275-0912

FAX 03-6275-0913

Eメール info@nftrs.or.jp

手話・文字チャット

<https://www.nftrs.or.jp/contact/>

（午前9時30分から午後5時 年末年始除く）

ヨメテル（文字表示電話サービス）

ヨメテルは、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、通話相手の声を文字にする電話アプリです。24時間365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。利用登録、利用方法等は、問合先へご確認ください。

■問合先

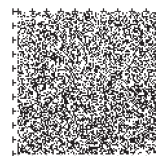
（一財）日本財団電話リレーサービス

☎0120-328-123

文字チャット・Eメール

<https://www.yometel.jp/contact>

（午前9時30分～午後5時 年末年始除く）





補助犬の給付

■対象

18歳以上の身体障がい者で、次のいずれにも該当する方。

- ① ・盲導犬……視覚障がい1級
・介助犬……肢体不自由1・2級
・聴導犬……聴覚障がい2級
- ②都内におおむね1年以上居住していること
- ③所定の宿泊訓練を受け、補助犬の飼育ができること
- ④自宅以外の場合は、補助犬の飼育について家屋の所有者、管理人の承諾が得られること
- ⑤世帯の所得税額が平均月額77,000円未満であること

⑥所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること

⑦社会生活への参加に効果があると認められること

■費用 無償（ただし、飼育費は自己負担）

■委託先

盲導犬については、アイメイト協会
(〒177-0051 練馬区関町北5-8-7
☎03-3920-6162) 及び日本盲導犬協会
(〒223-0056 横浜市港北区新吉田町6001-9
☎045-590-1595) に、育成と視覚障害者の歩行訓練を委託

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

各種の交通運賃の割引

● J R ・ 私鉄運賃の割引

心身障がい者（児）とその介護人が J R 線・連絡会社線を利用する場合運賃が割引になります。連絡会社線とは J R 線と連絡運輸（乗車券の通し発売）等をしている交通機関（私鉄線、一部のバス路線・航路等）です。

■割引率

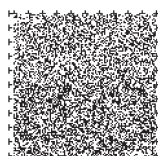
利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第1種心身障害者（児）が介護人付添いで利用する場合	普通乗車券 定期券（小児を除く） 回数券（バスを除く） 急行券（J R 線のみ）	5割 介護人同率	J R 線及び連絡会社線の各駅相互間
12歳未満の第2種心身障害児で介護人付添いの場合	定期券（介護人のみ）		
第1種及び第2種心身障害者（児）が単独で利用する場合	普通乗車券	5割	同上。ただし、片道の営業キロが100キロをこえる区間に限る。 (参考) 蒲田-熱海 90.2km 東京-宇都宮 109.5km

(注1) グリーン料金・特急料金は除かれます。また、12歳未満の心身障がい児については小児運賃の5割引となります。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はありません。

(注2) 私鉄は最低運賃制度をとっているため割引した額が最低運賃を下まわる場合は、最低運賃を支払います。

(注3) 私鉄線については取り扱いが異なる場合がありますので、各私鉄線窓口へお問い合わせください。

(注4) 精神障がい者を対象とした割引を受けるには、同乗者の運賃減額欄に第一種又は第二種の記載が必要です。記載をご希望の方は、東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課（☎03-5320-4464）又は東京都立中部総合精神保健福祉センター（P36）へお問い合わせください。





■その他

- ①障害者ICカード（障がい者用Suica、障がい者用PASMO）

第1種身体障害者または第1種知的障害者の大人の方と介護する任意の方1名を対象に障害者本人及び介護者が同時かつ同一行程で鉄道またはバスに乗車する場合、自動改札機またはバス運賃機にタッチすることで、自動的に割引運賃が適用されます。

※第2種身体障害者及び第2種知的障害者の方、小児の方は対象外です。

※サービスの詳細については各社ホームページ等をご確認ください。

※障がい者用PASMOは、都営交通無料乗車券を搭載することができます。詳細は都営交通お客様センター（☎03-3816-5700）にお問い合わせください。

②戦傷病者の無料扱い

障害の程度により年1枚～12枚の乗車券・急行券引換証を交付します。引換証に必要事項を記入し、JR各駅の出札窓口で乗車券及び急行券と引き換えてください。戦傷病者手帳も持参してください。申請窓口は東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当

☎03-5320-4078

FAX 03-5388-1403

●都営交通の無料乗車券と割引

都内に居住する心身障がい者（児）などに都営交通（都バス・都電・都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券を交付します。

* シルバーパスの所持者は除く。

■対象者及び申請に必要な書類

身体障害者手帳を所持する方	身体障害者手帳
愛の手帳を所持する方	愛の手帳
戦傷病者手帳特別項症～第5款症を所持する方	戦傷病者手帳
原爆被爆者（厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当受給者）	被爆者健康手帳及び厚生労働大臣の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書又は健康管理手当証書

・更新の場合は使用している無料乗車券もお持ちください。

・都営交通無料乗車券を磁気式からPASMOに変更の際は、使用している都営交通無料乗車券及びPASMOを、都営地下鉄定期券販売所に持参の上、お手続きください。

■割引率

- ①無料乗車券所持者は無料
②介護者の扱い

ア 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳（1度～4度）を所持する方の介護者が同乗する場合は、乗車する際に手帳を提示すると5割引になります。

イ 第2種身体障害者手帳を所持する方の介護者が同乗する場合は、乗車する際に手帳を提示すると5割引になります。ただし、都営地下鉄については心身障がい者の方が12歳未満で、かつ定期券を利用している時のみ介護者割引（5割引）を受けられます。

※都バスの定期券は3割引です。

※介護者割引は介護人が、いずれの場合も心身障がい者（児）と一緒に乗車する場合で、かつ各種手帳の提示が必要です。

■有効期間

3年間

新規の方は、誕生日の属する月の月末のため3年より短くなる場合があります。

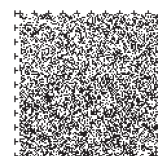
■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555





● 精神障害者都営交通乗車証（無料）

■対象者

都内に住所を有し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※シルバーパス又は他の障害者等の無料乗車券をお持ちの方を除く。

■申請方法

精神障害者保健福祉手帳（別冊を含む）を持参し、窓口で申請してください。

※継続の場合は、使用している乗車証もお持ちください。

■有効期間

発行から2年間です。

有効期限の13日前から継続手続きできます。

■窓口

①PASMO及び磁気券

都営地下鉄又は日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

②紙券

都電又は都バスの定期券発売所

● 民営バスの割引

障がい者（児）とその介護者が民営バスを利用するとき、料金が割引になります。

■対象

身体障害者手帳又は愛の手帳を所持する方（シルバーパスの所持者は除く）とその介護人・精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のもの）を所持する方

■利用路線

東京都内を運行する乗合バス会社の都内路線

■割引率・利用方法

■申請に必要な書類等

身体障害者手帳・愛の手帳

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

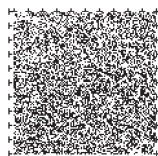
障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555

利用区分	対象者	割引率	利用方法
手帳をお持ちの方が単独で乗車する場合	①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のもの） ①、②又は③をお持ちの方	5割	乗車時に手帳を提示
介護人付き添いで利用する場合	①第1種身体障害者手帳 ②愛の手帳 ①又は②をお持ちの方と介護人	5割 （介護人同率）	上記窓口で発行された「心身障害者民営バス乗車割引証①」を乗車時に提示
定期券を購入する場合	①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ①又は②をお持ちの方と①又は②の介護人	3割 （介護人同率）	上記窓口で発行された「定期券割引購入申込書」を購入時に提示

※バス会社ごとに割引になる条件が異なります。定期券の購入等は、バス会社にお問い合わせいただき、対象になる場合ご申請いただきますようお願いいたします。





● 有料道路通行料金の割引

■対象となる範囲

対象者	自動車を登録する場合		自動車を登録しない場合
	所有者	自動車の種類	保有自動車なし・保有自動車を利用できない場合など
①身体障害者手帳所持者が運転する場合	障がい者 障がい者の家族	乗用車（※2）	乗用車（※2） レンタカー等
②身体障害者手帳第1種（※1）の方が移動するために介護者が運転する場合	障がい者 障がい者の家族		乗用車（※2） レンタカー
③愛の手帳1度、2度の方が移動するために介護者が運転する場合	日常的に介護する方		福祉有償運送車両 タクシー等

※1 P41 - 44 身体障害者障害程度等級表の網掛け部分

※2 乗用車、身体障がい輸送車等、貨物自動車、二輪車（125cc超）で一定の要件があります。

■割引率

約50%

■申請手続

①必要な書類等

自動車を登録する場合	㊦身体障害者手帳又は愛の手帳 ①運転免許証等（本人運転の場合）（※1.2） ㊧自動車検査証原本、軽自動車届出済証原本又は電子車検証（加えて自動車検査証記録事項） ①割賦購入又は長期リースの場合は、契約書
上記に加えETCの利用登録をする場合	㊦ETCカード（原則、障がい者本人名）（※1） ㊧ETC車載器セットアップ申込書、証明書（※1）
自動車を登録しない場合	㊦身体障害者手帳又は愛の手帳 ①運転免許証等（本人運転の場合）（※1.2）

※1 更新時、前回申請時から変更ない場合は不要

※2 マイナ免許証の場合は、マイナポータル等で読み取りの上、免許証の画面を提示ください。

②手帳への記載

- ・自動車登録番号又は自動車登録なし
- ・有効期限
- ・介護者運転割引の対象

■利用方法

①現金支払等（一般レーン等）

手帳を提示して、記載事項の確認を受け所定の通行料金を支払います。

②ETC利用

「ETC利用対象者証明書」を有料道路ETC割引登録係へ郵送後、ETC利用開始通知が届いてからETC専用レーンの割引通行利用ができます。

※登録したETC車載器に登録したETCカードを挿入した場合のみ割引が適用。

※手帳は常時携帯してください。また、ETC利用登録者は、登録していない自動車利用時にも常時ETCカードを携帯してください。

■変更手続

住所変更、自動車買替やETCカードの変更等の場合に必要となります。

■更新手続

有効期限の2か月前から行うことができます。

■オンライン申請

ETC利用の方は、オンラインによる申請ができます。申請方法は、オンライン申請受付サイト又は有料道路ETC割引登録係にご確認ください。

<https://www.expressway-discount.jp>

■問合先

①制度について

NEXCO東日本お客様センター

☎0570-024-024又は

☎03-5308-2424

②登録申請（オンライン申請）等について

有料道路ETC割引登録係

☎045-477-1233

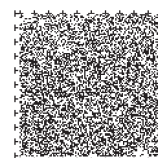
■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555





● タクシー運賃の割引

障がい者（児）がタクシーを利用するときは手帳の写真による本人確認により運賃が割引されます。乗車時に乗務員にお問い合わせください。なお、障がい者（児）が乗車していない区間は、割引の対象外となります。詳しくは、問合先にお問い合わせください。

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方

■割引率

1 割

運賃の 1 割が割り引かれ、精算ユニットに割引後の運賃が表示されます。

（精神障がい者割引につきましては一部未実施の事業者があります）

■問合先

（一社）東京ハイヤー・タクシー協会

☎03-3264-8080

● 航空運賃の割引

心身障がい者（児）が航空機を利用するとき、手帳を提示すると運賃が割引されます。

■対象

身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。

介護者も対象になる場合があります。

■割引

割引運賃の適用範囲や割引率等の詳細は、各航空会社にお問い合わせください。

■取扱区間

日本航空、全日空等の国内線区間

■手続き

航空券の購入及び搭乗手続きの際、割引適用に必要な各手帳を提示。

■問合先

各航空会社

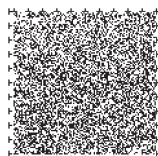
● フェリー運賃の割引

身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持している方は、フェリーを利用するとき運賃が割引になる場合があります。なお、対象となる障がいの種別、介護人の割引、割引率、割引対象船室などについては会社により異なりますので、詳しくは各フェリー会社に直接お問い合わせください。

■問合先 各フェリー会社

（東京、久里浜から出航する会社のみ掲載）

東京湾フェリー	☎046-835-8855
東海汽船	☎03-5472-9999
オーシャン東九フェリー	☎0570-055-048





駐車禁止規制の除外

■対象

都内に住所を有し、下記の障がいの区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方です。

■申請者

申請は原則として本人が行ってください。ただし、申請者が未成年者、知的障がい者又は精神障がい者の場合や、身体的理由により申請することが困難であると認められる場合は、申請者の親権者、配偶者、三親等以内の血族もしくは姻族、又はパートナーシップ関係の相手方を申請代理人として申請することができます。

■駐車の方法

「駐車禁止等除外標章」を前面窓ガラスの見やすい箇所に掲出してください。運転者が、車両を離れ直ちに運転することができない状態で駐車する場合（放置駐車となる時）は、運転者の連絡先又は用務先を分かりやすく記載した書面を警察官等が確認できるよう標章

とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。

■駐車できる場所

①公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分であること。

②時間制限駐車区間（パーキングメーター、パーキングチケット）については、指定された駐車枠（白線）内に限る。

なお、次のような駐車はできません。

㊦駐停車禁止場所の駐車

㊧法定駐車禁止場所の駐車

㊨駐車の方法に従わない駐車

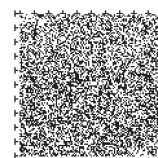
㊩車庫代わり駐車、長時間駐車

㊪身体障がい者等本人が現に使用中と認められない場合

※公安委員会による駐車禁止規制から除外される場所が道府県によって異なる場合があることから、東京都以外において使用の場合は、事前に当該道府県に確認してください。

手帳の種別	障がいの区分		障がいの級別	
身体障害者手帳	視 覚 障 が い		1 級から 3 級までの各級又は 4 級の 1	
	聴 覚 障 が い		2 級又は 3 級	
	平 衡 機 能 障 が い		3 級	
	肢 体 不 自 由	上 肢 機 能 障 が い		1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2 ※
		下 肢 機 能 障 が い		1 級から 4 級までの各級
		体 幹 機 能 障 が い		1 級から 3 級までの各級
		運 動 機 能 障がい	上 肢 機 能	1 級又は 2 級（1 上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
			移 動 機 能	1 級から 4 級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障がい		1 級又は 3 級	
	免 疫 機 能 障 が い、肝 臓 機 能 障 が い		1 級から 3 級までの各級	
（再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方）				
戦 傷 病 者 手 帳	上肢、下肢機能障がい、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障がい、肝臓機能障がい		特別項症から第 3 項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障がい		特別項症から第 4 項症までの各項症	
愛 の 手 帳 （東京都療育手帳）	1 度又は 2 度			
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1 級			
小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 受 給 者 証	色素性乾皮症の支給認定を受けている方			

※肢体不自由の上肢機能障がい「1 級・2 級の 1 又は 2 級の 2」に該当する方とは、両上肢に障がいがある方です。





■申請手続・窓口 都内のいずれかの警察署に次の書類をお持ちください。

①身体障害者手帳等（対象となる手帳等）②住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）
※代理人による申請の場合は、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し等）及び申請代理人本人の確認ができる運転免許証や健康保険証などを持参してください。

大 森 警 察 署	〒143-0014 大森中1-1-16	☎03-3762-0110
田 園 調 布 警 察 署	〒145-0071 田園調布1-1-8	☎03-3722-0110
蒲 田 警 察 署	〒144-0053 蒲田本町2-3-3	☎03-3731-0110
池 上 警 察 署	〒146-0082 池上3-20-10	☎03-3755-0110
東 京 空 港 警 察 署	〒144-0041 羽田空港3-4-1	☎03-5757-0110

（注）申請書は各警察署にあるほか、警視庁のホームページからもダウンロードできます。

■問合先

警視庁駐車対策課 ☎03-3581-4321（代表）

申請に係ること、駐車の方法や駐車できる場所の詳細は、上記窓口又は問合先にお問い合わせください。

高齢運転者等専用駐車区間制度

■対象

都内に住所を有する方で、普通自動車を運転することができる運転免許証を受けている次の方が運転する普通自動車に限られます。

- ①70歳以上の方
- ②聴覚障がい又は肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方
- ③妊娠中又は出産後8週間以内の方

■申請場所

都内のいずれかの警察署

■申請に必要な書類

- ①運転免許証
- ②自動車検査証（写し可）
- ③妊娠中又は出産後8週間以内の方は、母子健康手帳などの書類が必要です。

■駐車できる場所

「標章車専用」と標識が設置されている場所

- ①高齢運転車等専用駐車区間
- ②高齢運転車等専用時間制限駐車区間

「高齢運転者等標章」を前面窓ガラスの見やすい箇所に掲出してください。

なお、②の時間制限駐車区間に駐車するときは、パーキングメーターを作動させ、又はパーキングチケットの発給を受け、決められた時間を守り、時間制限駐車区間における駐車の方法に従って駐車してください。

※駐車禁止等除外標章の交付を受けている方は、高齢運転者等専用駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間においても、駐車禁止等除外標章と運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を掲出すれば駐車することができます。

■申請窓口

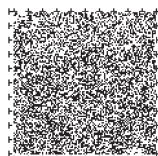
上記「駐車禁止規制の除外」の窓口参照

■問合先

警視庁駐車対策課

☎03-3581-4321（代表）

申請に係ること、駐車の方法や駐車できる場所の詳細は、上記窓口又は問合先にお問い合わせください。





自転車等駐車場の定期利用

区営自転車等駐車場の定期利用（登録制・有料制の一部）については、身体に障がいがあり、日常生活を営むにあたり自転車の利用を欠かすことができない方に対する優先承認を行っています。

■利用申込方法

駐車場名に☆印がついている自転車等駐車場については、毎年12月中旬から1月末にかけて申請を受け付けます。

所定の申請書に必要事項を記入し、身体障害

者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳のコピー又は医師の診断書（医師が自転車等の利用の必要性を欠かすことができないことを明記したもの）を添付して申請してください。（郵送可）

☆印以外の駐車場については、各駐車場の窓口にて申込を受け付けますが、優先承認は行っていません。

■問合先

都市基盤管理課 ☎03-5744-1390

大森地区

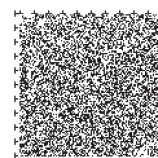
駐車場名		所在地	
大森駅山王小前	☆	山王 1 - 26 先	登録
大森駅東口	※	大森北 1 - 1・12 先	有料
大森駅西口	☆※	山王 2 - 8	有料
大森駅入新井	※	大森北 4 - 27、1 - 39	有料
大森駅入新井公園		大森北 1 - 20 先	有料
平和島駅前国道下	※	大森北 6 - 29 先	有料
馬込駅前	※	東馬込 1 - 32 先	有料
西馬込駅前	☆※	西馬込 2 - 20	有料
池上駅前	※	池上 6 - 8	有料
大森町駅	※	大森西 3 - 21 先	有料
梅屋敷駅	※	大森西 6 - 15 先	有料
西馬込駅前第二	※	西馬込 2 - 18	有料

調布地区

駐車場名		所在地	
北千束駅前	☆	北千束 2 - 15 先	登録
長原駅交番横	☆	上池台 1 - 7 先	登録
長原駅北側	☆	上池台 1 - 4 先	登録
洗足池駅前	☆	東雪谷 1 - 1・27 先 南千束 2 - 1 先	登録
石川台駅一の橋	☆	東雪谷 2 - 11 先	登録
雪が谷大塚駅前	☆	南雪谷 2 - 17 先 雪谷大塚町 8・9 先	登録
鵜の木駅前	☆	鵜の木 2 - 4	登録
鵜の木駅前交番横	☆	鵜の木 1 - 16	登録
沼部駅前	☆	田園調布本町 28	登録
多摩川台公園下	☆	田園調布 1 - 56	登録
多摩川駅前	※	田園調布 1 - 53・55・56 先	有料
田園調布駅南	☆※	田園調布 2 - 62	有料
長原駅前	※	上池台 1 - 18	有料
大岡山駅前地下	☆※	北千束 3 - 27 先	有料
石川台駅前	※	東雪谷 2 - 24	有料
石川台駅線路脇		東雪谷 2 - 4・6 先	有料
久が原駅前第二		東嶺町 34	有料

蒲田、荏谷・羽田地区

駐車場名		所在地	
蒲田呑川右岸	☆	蒲田 5 - 3・4・5・6 先	登録
蒲田あやめ橋	☆	蒲田 5 - 27 先	登録
蓮沼	※	西蒲田 7 - 38 先	有料
蒲田駅西口	☆※	西蒲田 8 - 1 先	有料
蒲田駅東口	☆※	蒲田 5 - 12 先	有料
蒲田交差東口	☆	蒲田 5 - 3 先	有料
日本工学院地下	※	西蒲田 5 - 24	有料
下丸子駅前	※	下丸子 3 - 1 先	有料
アロマ地下	※	蒲田 5 - 37	有料
蒲田駅東口環八横	※	蒲田 5 - 47 先	有料
京急蒲田駅本線高架下	※	蒲田 4 - 48 先	有料
京急蒲田駅空港線高架下	※	南蒲田 1 - 20 先	有料
産業プラザ横	※	南蒲田 1 - 20	有料
蒲田駅西蒲田公園	※	西蒲田 8 - 6	有料
矢口渡駅前	※	多摩川 1 - 19・20 先	有料
蒲田五丁目45番		蒲田 5 - 45	有料
雑色駅西口 (定期新規申込不可)	※	仲六郷 2 - 29	有料
雑色駅高架下	※	仲六郷 2 - 40 先 仲六郷 3 - 7 先	有料
天空橋駅前	※	羽田空港 1 - 1	有料
荏谷駅	※	西荏谷 4 - 12 先	有料
荏谷駅前地下	※	西荏谷 4 - 29 - 16	有料





生活圏をひろげる

7

■費用

登録制では、自転車は年額3,000円、原動機付自転車は年額4,000円の登録手数料が必要です。

有料制では、自転車は月額500～2,000円、原動機付自転車（50cc以下）は月額3,000円の使用料が必要です。

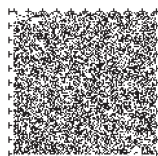
有料制使用料については、都市基盤管理課にお問い合わせください。

また、駐車場名欄に※がついている駐車場では一時利用ができます。

●一時利用のみ可能な自転車駐車場

優先承認は行っていないが、一時利用のできる駐車場があります。

駐車場名	所在地
大森複合施設ビル地下	大森北1-10-14
馬込坂下	西馬込1-19先
大森駅西口臨時	山王2-3先
昭和島駅前	昭和島2-2先
大森海岸駅前臨時	大森北2-18先
流通センター駅前	平和島6-2先
蒲田五丁目44番	蒲田5-44
蒲田駅西口臨時駐輪帯（2時間限定）	西蒲田7-1、2先
蒲田駅東口臨時駐輪帯（2時間限定）	蒲田5-12先
蒲田駅東口陸橋下	蒲田5-13先
区役所本庁舎前	蒲田5-40
蒲田駅西口御園	西蒲田7-70先
蒲田駅西口環八下	新蒲田1-1
蒲田駅西口呑川横	西蒲田5-13先
六郷土手	仲六郷4-31先
千鳥町駅前	千鳥3-7先
南前堀	羽田旭町10先
穴守稻荷駅前	羽田4-11
雪谷大塚町	雪谷大塚町1
久が原駅前	南久が原2-7
久が原駅前第三	南久が原2-1-18
御獄山駅前第一	北嶺町11
御獄山駅前第二	北嶺町37
洗足池公園前	南千束2-33先





保育園

心身に特別な支援を必要とするお子さんが保育を必要とし、かつ集団保育が可能な場合は、保育を行っています。

入園については事前に保育サービス課で面接を行い、医師や他の機関の意見も含めて総合的に判断します。

■窓口

保育サービス課

保育指導担当 ☎03-5744-1643

保育利用支援担当 ☎03-5744-1280

FAX 03-5744-1715

児童館

児童館では、心身に特別な配慮を必要とする小中学生で、集団の中でも1人で活動できる場合は、一般来館による利用ができます。疾病その他の事由により、1人では自他の安全が確保できない場合は、保護者等が付き添っての利用をお願いします。

児童館等で実施する学童保育は、学童保育の利用資格がある場合で、集団での保育が可能な児童が利用申請できます。

■窓口

・各児童館

・子育て支援課子育て支援担当

☎03-5744-1653

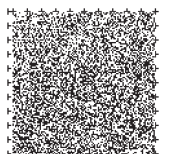
FAX 03-5744-1525

教育センター

お子さんの教育や性格、行動上の悩みについて、心理相談員や教育経験のある相談員が相談をお受けしています。

■窓口 大田区立教育センター 〒146-0082 池上1-32-8 (池上会館4階) FAX 03-5748-1390 (共通)

	教育相談	就学相談
内容	①お子さんの教育や性格、行動上の悩みについての電話・面接による相談 ②お子さんの生活面や学習・進路の悩みについての電話・面接による相談 ③「不登校」についての電話・面接による相談	①障がいのあると思われるお子さんの相談 ②お子さんの障がいに応じて、力をより伸ばす教育環境への就学や転学・通級等の相談
対象者	①大田区在住の小学生から義務教育終了までの児童・生徒及び保護者 ②不登校により「つばさ教室」への通室を希望する児童・生徒及び保護者	①大田区に住所があって、小学校又は中学校に就学するお子さん及び保護者 ②現在小学校、中学校に在籍しており、特別支援学級や特別支援学校への転学及び通級を希望するお子さん及び保護者
電話	☎03-5748-1201 こども電話相談（こども本人からの悩み相談） ☎03-5748-1203	☎03-5748-1202
相談方法	事前に電話で申し込み、来室日を予約する（電話での相談は随時応じています）	事前に電話で申し込み、来室日を予約する（電話での相談は随時応じています）就学該当児については、年度当初に実施する説明会で受付ができます
相談受付	月曜～金曜 午前9時～午後7時 土曜・日曜 午前9時～午後5時 （年末年始、祝日を除く）	月曜～金曜 午前9時～午後5時 （年末年始、祝日を除く）
所在地	池上1-32-8（池上会館4階）	





特別な支援を必要とするこどもたちのための学校

目・耳・肢体に障がいのあるこども及び知的障がいのあるこどものために幼稚部（盲・ろうのみ）、小学部、中学部、高等部があり、障がいの状態や程度に応じた教育を実施しています。事情によって教育費補助があります。

■入学対象

保護者・本人とも都内に住所を有し、次のような障がいのあるこどもたち

■修学年限

小学部、中学部、高等部はそれぞれ小学校、中学校、高等学校の課程と同じ

■就学相談

小学部、中学部は、大田区立教育センターへ翌年4月に入学を希望する方に対して、4月下旬から就学相談を行っています（病弱特別支援学校への入学相談は随時）。

■窓口

大田区立教育センター 就学相談

☎03-5748-1202

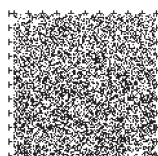
FAX 03-5748-1390

幼稚部、高等部は直接該当校へ。

詳細は東京都特別支援教育推進室

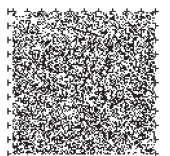
☎03-5228-3433

種 別	障がいの程度	学 校 名
特別支援学校 (視覚)	両眼の視力がおおむね0.3未満又は視力以外の視機能障がいが高く、高度のものうち、拡大鏡等を使用しても通常の文字や図形を認識することが不可能又は著しく困難な児童・生徒	①幼稚部・小学部・中学部 東京都立久我山青光学園 〒157-0061 世田谷区北烏山4-37-1 ☎03-3300-6235 FAX 03-3300-7136 ②高等部 東京都立文京盲学校 〒112-0004 文京区後楽1-7-6 ☎03-3811-5714 FAX 03-3812-3446
特別支援学校 (聴覚)	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器を使用しても通常の声を理解することが不可能又は著しく困難な児童・生徒	①幼稚部・小学部 東京都立大塚ろう学校 〒170-0002 豊島区巣鴨4-20-8 ☎03-3918-3347 FAX 03-3915-9844 ②中学部・高等部 東京都立中央ろう学校 〒168-0073 杉並区下高井戸2-22-10 ☎03-5301-3034 FAX 03-5301-3035





種 別	障 がい の 程 度	学 校 名
特別支援学校 (知的障がい)	①知的発達の遅れによって他人とのコミュニケーションが困難で、日常生活上の行為に頻繁に援助を必要とする児童・生徒 ②①の程度に達しないが社会生活への適応が著しく困難な児童・生徒	①小学部・中学部 東京都立矢口特別支援学校 〒146-0093 矢口1-26-10 ☎03-3759-6715 FAX 03-3759-2763 東京都立品川特別支援学校 〒140-0004 品川区南品川6-15-20 ☎03-5460-1160 FAX 03-5460-1166 ②高等部 東京都立田園調布特別支援学校 〒145-0071 田園調布5-43-6 ☎03-3721-6861 FAX 03-3722-5169 東京都立港特別支援学校 〒108-0075 港区港南3-9-45 ☎03-3471-9191 FAX 03-3471-9195
特別支援学校 (肢体不自由)	①補装具を用いても歩行、筆記等日常生活の基本動作が不可能又は困難な肢体不自由児童・生徒 ②①の程度に達しないが、常時医学的観察指導を必要とする児童・生徒	小学部・中学部・高等部 東京都立城南特別支援学校 〒144-0046 東六郷2-18-19 ☎03-3734-6308 FAX 03-3734-6310
特別支援学校 (病弱)	①慢性の呼吸器・腎臓・神経疾患・悪性新生物その他の疾患の状態にあり、継続して医療又は生活規制を必要とする児童・生徒 ②身体虚弱の状態にあり、継続して生活規制を必要とする児童・生徒	小学部・中学部・高等部 東京都立光明学園 〒156-0043 世田谷区松原6-38-27 ☎03-3323-8421 FAX 03-3327-8428





特別支援学級等・特別支援教室（サポートルーム）

1 特別支援学級

次の区立小・中学校に特別支援学級（固定学級）・通級指導学級が併設されています。

固定学級は知的障がい、自閉症・情緒障がい、通級指導学級は難聴、弱視、言語障がいが対象となります。

希望により教育費補助制度（就学奨励費）があります。

■窓口

①就学相談

大田区立教育センター
〒146-0082 池上1-32-8
池上会館 4階

☎03-5748-1202

FAX 03-5748-1390

②教育費補助制度（就学奨励費）

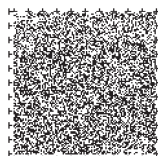
学務課学事係

☎03-5744-1429

FAX 03-5744-1536

小 学 校						
学 校 名	所 在 地	固 定		通 級		
		知 的	自・情	難 聴	弱 視	言 語
大 森 第 五	大森本町1-10-5	○				
大 森 東	大森東1-29-1		○			
入新井第一	大森北4-6-7	○		○		○
馬 込 第 二	南馬込3-10-1	○				
池 上	池上1-33-8	○				
池 上 第 二	中央8-9-1	○				
東調布第一	田園調布南28-7	○				
東調布第三	南久が原2-17-1				○	○
嶺 町	田園調布南6-10		○			
雪 谷	南雪谷3-9-23	○				
洗 足 池	南千束3-35-2	○				
東 糀 谷	東糀谷5-18-23	○				
北 糀 谷	北糀谷2-2-5			○		○
出 雲	本羽田1-2-4	○				
六 郷	東六郷3-7-1	○				
西 六 郷	西六郷2-3-1	○				
志 茂 田	西六郷1-4-2					○
矢 口 西	下丸子1-7-1	○				
矢 口 東	東矢口3-9-20	○				
蒲 田	蒲田1-30-1	○				
南 蒲	南蒲田1-12-11	○				

中 学 校						
学 校 名	所 在 地	固 定		通 級		
		知 的	自・情	難 聴	弱 視	言 語
大 森 東	大森東4-1-1	○				
大 森 第 八	大森西2-21-1	○				
馬 込	西馬込2-35-6	○				
東 調 布	田園調布南29-15	○				
石 川 台	石川町2-23-1	○				
羽 田	東糀谷6-10-12	○				
六 郷	仲六郷3-11-11	○				
志 茂 田	西六郷1-4-10	○				
矢 口	下丸子2-23-1	○				
御 園	西蒲田8-5-1					○
蓮 沼	西蒲田2-3-1	○				
蒲 田	蒲田1-12-5		○			





2 特別支援教室（サポートルーム）

全ての区立小中学校に設置しています。

通常の学級に在籍する発達障がい（高機能自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、LD等）のある、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、在籍校に設置されたサポートルームで、それぞれの状態に応じて、学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための指導を行います。

サポートルームの利用を希望される場合は、在籍校にご相談ください。

■制度・手続きについてのお問い合わせ

学務課特別支援教育担当

☎03-5744-1440

FAX 03-5744-1536

乳幼児の発達支援

心身に発達の遅れや偏り、またその疑いのある就学前の乳幼児を対象に、基本的な自立や社会性を育むことを目的として、心理・言語聴覚士・作業療法士等による個別支援やグループ支援を行います。

■窓口

こども発達センターわかばの家

☎03-3757-7761

FAX 03-3757-7763

学齢期の発達支援

発達の遅れや偏り、またその疑いのある学齢期のお子さん（おおむね6～18歳）に関する専門相談等を行います。

学齢期の発達障がい支援事業では、専門医による診察や発達評価を行い、お子さんに合った療育等を提供します。

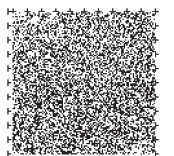
■窓口

障がい者総合サポートセンター

児童発達支援

☎03-6429-8524

FAX 03-6429-8545





障害者就労支援事業

大田区では、障がい者就労支援センター（障がい者総合サポートセンター内）を中核として、ハローワーク、特別支援学校、障がい者施設等、関係機関と連携して就労支援に取り組みます。障がい者就労支援センターでは、一般企業への就労を希望する障がいのある方の相談や職業訓練の充実に取り組むとともに、安心して仕事を続けられるよう、職場訪問や就労後の相談など職場定着にも力を注いでいます。

■事業内容

①相談事業

障がいのある方の就労に関する総合相談（本人・家族・関係機関等）や情報提供を行います。

②就労促進支援事業

一般企業へ就労を希望する障がいのある方に障がい特性に応じて、関係機関と連携しながら就職に向けた支援、就労後の支援を行います。

③就労定着支援事業

安心して長く働けるよう、会社訪問や就労・生活相談などを行い、職場や生活面の悩みを一緒に解決していきます。

【たまりば事業】

就労している障がいのある方の仲間作りや自主的な余暇活動を支援する場を設けています。

④ネットワーク事業

大田区内外や就労支援関係機関とのネットワーク会議や、当事者・支援者・企業向けなど各種イベントの開催、職場体験実習、障がい者就労に関する調査、企業開拓（雇用相談）や就労情報の提供等を行うことで、就労支援ネットワークの構築を図り、関係機関と連携を取りながら支援を行います。

※障害福祉サービスの「就労移行支援」「就労定着支援」「就労選択支援（令和7年10月から）」を利用する際はP84をご覧ください。

■窓口

障がい者総合サポートセンター

①②③については

就労支援部門

☎03-5728-9436

FAX 03-5728-9439

④については

支援調整担当（就労）

☎03-5728-9135

FAX 03-5728-9136

公共職業安定所（ハローワーク）

職業の相談と紹介、職業能力開発校への入学あっせん、雇用保険の業務を行います。障がい者のために専門の相談窓口が設けられ、手話通訳相談日も設けられています。

■窓口時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分。
手話通訳相談日は月に3～4回、木曜日（午前9時～11時まで）※実施しない週もありますので必ず事前にホームページ等でご確認ください。

■所在地

大森公共職業安定所（ハローワーク大森）

〒143-8588

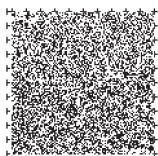
大森北4-16-7 3階33番窓口

☎03-5493-8609（44#）

FAX 03-3762-5050

ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/>





失業給付（雇用保険）

雇用保険の失業給付は、雇用保険被保険者が離職したとき、要件を満たす被保険者期間があり「積極的に就職しようとする意志といつでも就職できる能力」があり、「積極的に求職活動を行っているにもかかわらず職業に就くことができない状態」にある方が受給できます。失業給付には失業中の生活を心配しないで求職活動をしていただくために支給する基本手当と、早期に再就職したときに支給する再就職手当や就業手当などがあります。その他に障がい者などの就職が困難な方には次のような優遇措置・支給があります。

■基本手当

所定給付日数は、就職困難者としての日数が適用されます。

■常用就職支度手当

要件を満たして再就職したとき、基本手当日額の一定額が支給されます。

■問合先

大森公共職業安定所 雇用保険給付課

☎03-5493-8609 (11#)

FAX 03-3762-5050

ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/>

東京障害者職業センター

公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携しながら、障がい者、事業主、就労支援機関に対して次のような職業リハビリテーションサービスを提供しています。

■事業内容

①障がい者へのサービス

- 職業相談・職業評価を行い、就職や職場定着、職場復帰に向けた支援を実施しています。
- 就職や職場復帰・職場定着に向け、準備を整えるための職業準備支援を実施しています。

②障がい者と事業主双方へのサービス

- 職場に適応できるよう、ジョブコーチが計画的に一定期間職場を訪問し、支援を実施します。

- 休職中の精神障がい者を対象に職場復帰に向けた支援(リワーク支援)を実施しています。

③事業主へのサービス

- 障がい者の雇用計画や雇用管理に関する相談・支援を実施しています。
- 障がい者雇用に関する理解を深めていただくための雇用管理サポート講習会を実施しています。

④関係機関へのサービス

- 各支援機関の効果的な職業リハビリテーションサービス実施のための助言・援助を行っています。
- 効果的な職業リハビリテーションサービスに必要な知識・技術の習得のための各種研修、セミナーを行っています。

■受付時間

平日 午前8時45分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休み)

※具体的な利用方法については、事前に関電話等でお問い合わせください。

■窓口・問合先

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
東京支部 東京障害者職業センター
〒110-0015

台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階

☎03-6673-3938

FAX 03-6673-3948

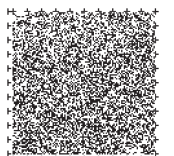
Eメール tokyo-ctr@jeed.go.jp

○リワークセンター東京（リワーク支援のみ）
〒111-0041

台東区元浅草3-18-10 上野NSビル7階

☎03-5246-4881

FAX 03-5246-4882





東京障害者職業能力開発校

障がい者の能力に適合した訓練を行い、技術・技能等の修得を目指します。公共職業安定所（ハローワーク）と連携して就職の相談・支援をします。

■対象

職業的自立が見込まれ、1日6～8時間の訓練を受けられる身体障がい者・精神障がい者・発達障がい者・知的障がい者

■訓練科目

- ①身体障がい者・精神障がい者・発達障がい者向：ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィックDTP科、ものづくり技術科、建築CAD科、製パン科、オフィスワーク科、調理・清掃サービス科、就業支援科
- ②知的障がい者向：実務作業科
- ③重度視覚障がい者向：OA実務科（社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センターへ委託）
- ④精神障がい者・発達障がい者向：職域開発科

■訓練期間

1年（オフィスワーク科、職域開発科及び調理・清掃サービス科は6か月・就業支援科は3か月）

■費用

無料（ただし作業服代等は自己負担。なお、公共職業安定所長の指示により訓練手当が支給される場合があります。）

■申込方法

公共職業安定所（ハローワーク）で受付。募集時期など詳細は、東京障害者職業能力開発校までお問い合わせください。

■所在地

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1
☎042-341-1427
FAX 042-341-1451

■窓口

大森公共職業安定所（ハローワーク大森）
☎03-5493-8609
FAX 03-3762-5050

（公財）東京しごと財団

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

■障害者雇用就業サポートデスク

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談（飯田橋のみ）を行っています。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です。）

月～金曜 午前9時～午後5時

☎03-5211-5462（飯田橋・多摩共通）

■障害者委託訓練事業

ハローワークと連携し、障がいのある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

○知識・技能習得訓練コース

○障がい者向け日本版デュアルシステム

○実践能力取得訓練コース

○eラーニングコース

○在職者訓練コース

受講料：無料（交通費、食事代等は訓練生負担）

※訓練実施場所は、コースにより異なります。

■窓口

公益財団法人東京しごと財団

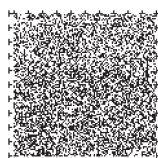
総合支援部 障害者就業支援課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3
東京しごとセンター 8階

☎03-5211-2681

ホームページ

<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>





国立職業リハビリテーションセンター

障害のある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。

■対象

- ①身体障がい、高次脳機能障がい又は難病のある方（遠隔地で通所が困難な方が近接する国立障害者リハビリテーションセンターの施設入所支援（宿舎）を利用される場合は、別途手続きが必要です）
- ②通所が可能な、発達障がいのある方、精神障がいのある方、知的障がいのある方

■訓練科目

メカトロ系（機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科）、建築系（建築設計科）、情報系（DTP・Web技術科、OAシステム科）、ビジネス系（経理事務科、OA事務科、オフィスワーク科）、物流系（物流・資材管理科）、職域開発系（アシスタントワーク科）の6系11科

■費用

受講料は無料（ただし、参考書・作業衣・安全靴等を必要とする科については自己負担があります）

■申込方法

居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録を行い、公共職業安定所（ハローワーク）を通じて国立職業リハビリテーションセンターに入所を申請していただきます。入所機会は年間10回あります。

■窓口

国立職業リハビリテーションセンター
〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2
☎04-2995-1201
ホームページ
<https://www.nvr.cd.jeed.go.jp/>

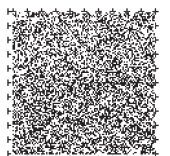
日本視覚障害者職能開発センター

（視）

テープ起こし作業を中心とした就労継続支援B型（定員24名）、就労移行支援（定員30名）、就労定着支援及び自立訓練（生活訓練）（定員6名）「東京ワークショップ」を設置して、視覚障がい者の職場を提供するとともに、職業訓練等を行っています。また、職業・生活・教育・パソコンを中心とする情報機器などについての相談や支援・訓練を行っています。

■所在地

〒160-0003 新宿区四谷本塩町2-5
☎03-3341-0900
FAX 03-3341-0967
ホームページ <https://jvdc.jp>
Eメール shokunou@jvdc.jp





施術者講習会

■対象

都内居住又は勤務のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許をお持ちの施術者

■事業内容

施術者の知識と技術向上を目的として医学知識・基礎理論と応用技術・安全対策や接遇に関すること、その他施術者として必要な知識の実技指導を行う（講習会）

■期間

年6回 都内各地域の会場

■費用

無料

■問合先

（公社）東京都盲人福祉協会

☎03-3208-9001

FAX 03-3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp

盲人ホーム ③視

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許を有する視覚障がい者で、自営したり雇用されることが困難な方に、施設設備の利用とともに、必要な技術指導を行います。

■実施施設名（都内4か所）

杉並視覚障害者会館、盲人自立センター陽光園、光の家鍼灸マッサージホーム、杉光園

■窓口

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

生活福祉資金の貸付

所得の少ない世帯等に対する貸付制度です。定められた利用目的に該当する場合に貸付をおこないます。原則として未払い、未契約の費用が貸付対象です。

資金の種別や貸付条件等については社会福祉協議会にお問い合わせください。

■窓口

大田区社会福祉協議会 生活相談担当

〒144-0051 西蒲田7-49-2

大田区社会福祉センター6階

☎03-3736-2026

FAX 03-3736-2030

製造たばこ小売販売業の許可の特例

製造たばこ小売販売業の許可申請にあたり身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者の方は、許可基準のうち距離及び取扱高について、基準の8割に緩和する特例があります。

なお、この場合病気その他正当な理由がある場合のほかは、申請者自らたばこ販売業に従事する必要があります。

■対象

身体障害者手帳を持っている方

■問合先

財務省 関東財務局 理財部理財第三課

〒330-9716

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館 15階

☎048-600-1121

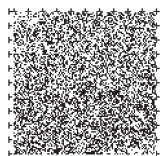
■窓口（申請書類提出先）

日本たばこ産業株式会社東京支社 許可担当

〒130-8603 墨田区横川1-17-7

☎03-6703-7704

FAX 03-3624-6120





区立図書館の障がい者サービス

障がいのある方に図書館を利用していただけるよう、次のサービスを行っています。

■サービスの種類

①対面朗読サービス

区内在住、在勤及び在学の視覚障がいのある方等を対象に、ご希望の図書等をお読みします。あらかじめご連絡ください。

②録音図書の貸出し・製作

区内在住、在勤及び在学の視覚障がいのある方等を対象に、録音図書の貸出し及び製作を行います。

③宅配サービス

区内在住の身体障がいのある方等で、図書館に来館することが困難な方に、図書、CD、カセットテープをご自宅までお届けします。

④郵送サービス

区内在住、在勤及び在学の視覚障がいのある方を対象に、郵送により図書館の録音資料をお届けします。

⑤拡大写本サービス

区内在住の視覚障がいのある方を対象に、小さな活字の図書を読みやすいようにご希望の大きさの字にします。(教科書のみ)

⑥大型活字本の貸出し

大きな活字の図書の貸出しを行います。

⑦拡大読書器

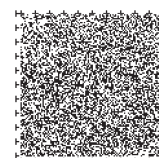
拡大読書器を8館に設置しています。手元の資料を拡大してモニターに写すことができます。

■利用方法

以上のサービスは無料で利用できます。次の実施図書館へ直接お申し出ください。

図書館名	所在地	電話	FAX	対面朗読サービス	録音図書の貸出し・製作	宅配サービス	郵送サービス	拡大写本サービス	大型活字本の貸出し	拡大読書器
大 田	〒145-0076 田園調布南25-1	03(3758)3051	03(3758)3625	○	○	○	○		○	○
大 森 南	〒143-0013 大森南1-17-7	03(3744)8411	03(3744)8421	○	△	○	○		○	○
大 森 東	〒143-0012 大森東1-31-3-104	03(3763)9681	03(3298)6021	○	○	○	○		○	○
大 森 西	〒143-0015 大森西5-2-13	03(3763)1191	03(3298)6022	○	△	○	○		○	○
入 新 井	〒143-0016 大森北1-10-14 4階	03(3763)3633	03(3763)3781	○		○			○	○
馬 込	〒143-0027 中馬込2-26-10	03(3775)5401	03(3775)5841	○	○	○	○		○	
池 上	〒146-0082 池上6-3-10 4階	03(3752)3341	03(3752)9749	○		○			○	
久 が 原	〒146-0085 久が原2-28-4	03(3753)3343	03(3753)5642	○		○			○	
洗 足 池	〒145-0063 南千束2-2-10	03(3726)0401	03(3726)3268	○		○			○	
浜 竹	〒144-0034 西糀谷3-32-7	03(3741)1185	03(3741)6220	○		○			○	○
羽 田	〒144-0043 羽田1-11-1	03(3745)3221	03(3745)3229	○		○			○	
六 郷	〒144-0045 南六郷3-10-3	03(3732)4445	03(3736)2854	○		○			○	
下 丸 子	〒146-0092 下丸子2-18-11	03(3759)2454	03(3759)2604	○	○	○	○	○	○	○
多 摩 川	〒146-0095 多摩川2-24-63	03(3756)1251	03(3756)1745	○		○			○	
蒲 田	〒144-0031 東蒲田1-19-22	03(3738)2459	03(3736)9782	○		○			○	
蒲田駅前	〒144-0052 蒲田5-13-26-301	03(3736)0131	03(3736)1094	○	○	○	○		○	○

△は録音図書の貸出しのみ





障がい者サービス

「おおた区報」・「区議会だより」音声版の貸出し

視覚障がいのある方や障がいなどにより活字の読書が困難な方に「おおた区報」及び「区議会だより」音声版をCDで貸出します。また、「おおた区報」は大田区ホームページの「おおた区報」音声版のページでも音声を聞くことができます。

■種類 ①声の区報 ②声の区議会だより

■貸出し期間

30日間、声の図書室に登録が必要

■費用 無料

■貸出窓口

障がい者総合サポートセンター声の図書室

〒143-0024 中央4-30-11

☎03-5728-9434

FAX 03-5728-9438

■内容問合

①各記事担当問合先へ

②大田区議会事務局（大田区役所10階）

〒144-8621 蒲田5-13-14

☎03-5744-1474

FAX 03-5744-1541

「広報東京都」・「都議会だより」視

■対象 都内在住の視覚障がい者

■種類 点字版・テープ版・デージー版

■内容 「広報東京都」は月1回、「都議会だより」は年4回発行。ご希望の方にお送りしています。また、東京都公式ホームページの「WEB広報東京都」のページ、都議会ホームページの「都議会だより」のページでも音声を聞くことができます。

【WEB広報東京都】

<https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>

【都議会ホームページ】

<https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>

■費用 無料

■窓口

「広報東京都」：東京都政策企画局戦略広報部戦略広報課

☎03-5388-3093

FAX 03-5388-1329

「都議会だより」：東京都議会議会局管理部広報課

☎03-5320-7126

FAX 03-5388-1779

10

点字即時情報ネットワーク事業 視（点字J.B.ニュース）

月曜から金曜の間（祝日は除く）、新聞等から福祉関係の記事を抜粋し点字化して、希望者に配布しています。メール版・電話ナビゲーションサービスによる音声での提供もしています。

■対象

都内在住の視覚障がい者

■費用

電話ナビゲーションサービスは通話料がかかります。

■窓口

（公社）東京都盲人福祉協会

〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23

☎03-3208-9001

FAX 03-3208-9005

☎0570-021802（電話ナビゲーションサービス専用）

Eメール info@tomoukyo.or.jp

点字録音刊行物作成配布事業 視

■対象

原則として都内居住の18歳以上の身体障害者手帳を持つ視覚障がい者

■事業内容

原則、都政刊行物のうち特に視覚障がい者に必要な情報を点字本又はカセットテープ又はデージーで作成配布。（毎月いずれか1点）

■費用 無料

■窓口

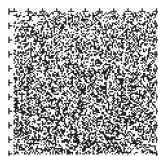
（公社）東京都盲人福祉協会

〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23

☎03-3208-9001

FAX 03-3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp





視覚障がい者用図書・雑誌の製作・貸出し等 (視)

障がい者総合サポートセンター声の図書室

■対象

区内在住の視覚障がいのある方、障がいなどにより活字の読書が困難な方

■事業内容

- ①録音図書等製作と貸出し
- ②点字図書等製作と貸出し
- ③希望録音図書（資料）製作
- ④希望点字図書（資料）製作
- ⑤対面朗読
- ⑥録音図書再生機等貸出し
- ※③④⑤の原本は利用者にてご準備ください。

■費用

無料（ただし、③④に必要なCD、点字用紙類は自己負担）

■窓口

障がい者総合サポートセンター声の図書室

☎03-5728-9434

FAX 03-5728-9438

日本点字図書館

■対象

視覚障がい者等
視覚障害者施設又は関係機関（貸出しのみ）

■事業内容

- ①点字図書製作と貸出し ②録音図書製作と貸出し
- ③希望点字図書製作 ④希望録音図書製作
- ⑤点字・録音図書や雑誌の配信
- ⑥視覚障がい者のための用具販売
- ⑦中途視覚障がい者の自立訓練
- ※③・④は都内在住・在勤・在学の視覚障がい者

■費用

無料（ただし、③・④の図書製作に必要な原本・点字用紙、製本費用、CD代などの費用は自己負担）。⑦に関しては一回利用で1,000円程度の自己負担あり。

■窓口

日本点字図書館

〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4

☎03-3209-0241

FAX 03-3204-5641

ホームページ <https://www.nittento.or.jp/>

デジ録音図書ダウンロードサービス (視)

■対象

視覚障がい者等の個人

■事業内容

ご自分でサピエ図書館への接続やデジ録音図書のダウンロードができず、SDカード等に対応したデジ録音再生機をお持ちの方であれば、職員が代行してダウンロードを行ない、提供するサービスです。なお、SDカード等は利用者にてご用意していただきます。

■費用

無料（ただし、SDカード等は利用者が用意）

■窓口

日本点字図書館 図書情報課

〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4

☎03-3209-2442

FAX 03-3209-2431

専門対面リーディングサービス (視)

■対象

日本点字図書館に来館できる視覚障がい者

■事業内容

視覚障がい者が持参した資料や専門書を、専門知識のあるボランティアが対面で朗読します。利用時間：午前9時30分～午後4時30分（日・月曜日、祝日等の休館日を除く）1.5～2時間単位、休館日を除く3日前までに予約

■費用

無料

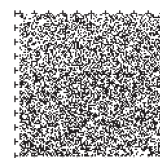
■申込先

日本点字図書館

〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4

☎03-3209-0241

FAX 03-3209-2431





視覚障がい者用図書レファレンスサービス (視)

■対象

視覚障がい者等

■事業内容

- ①視覚障がい者用図書に関する情報提供
- ②視覚障がい関係の施設・団体の紹介

■費用

無料

■窓口

日本点字図書館

〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4

☎03-3209-2442

FAX 03-3209-2431

Eメール reference@nittento.or.jp

(送信・受信ともファイルの添付はできません。)

磁気ループの貸出し (聴)

会議室において、難聴者の方の聴こえを支援する携帯型磁気ループアンテナシステム機器(磁気ループ)を貸出します。

■貸出対象者

会議等を主催する区民、区民活動団体、区内事業者

■費用

無料(ただし、運搬等は、借受者が行う)

■窓口・問合せ先

障害福祉課障害者支援(障害事業)

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555

16ミリ字幕付映画フィルムの貸出し (聴)

■貸出対象

どなたでも貸出しできます。ただし、視聴対象が聴覚障がい者であることなど条件があります。詳細はホームページをご覧ください。

※映写担当者は16ミリ映写機操作講習会の修了者に限る。

■貸出し内容

字幕入りの日本映画

■貸出し期間

上映日翌日には返送

■費用

無料(ただし、フィルムの往復送料は自己負担)

■窓口

(福)聴力障害者情報文化センター

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

FAX 03-6833-5005 ☎03-6833-5004

Eメール video@jyoubun-center.or.jp

ホームページ

<https://www.jyoubun-center.or.jp/>

字幕入り手話入りビデオテープ・DVDの製作・貸出し (聴)

聴覚障がい者等に対し、映画及びテレビ番組等に字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ・DVDを制作し、登録者に貸出します。個人視聴の他、グループ視聴や上映会で使用できるものもあります。

詳しくはお問い合わせください。

■貸出し期間等

14日間(郵送の場合は郵送期間は含まない)

1回につき6本

■費用

無料(ただし、郵送の場合の送料は自己負担)

■窓口

(福)聴力障害者情報文化センター

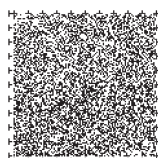
〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

FAX 03-6833-5005 ☎03-6833-5004

Eメール video@jyoubun-center.or.jp

ホームページ

<https://www.jyoubun-center.or.jp/>





聴覚障がい関係図書等の貸出し・閲覧

■対象

都内に在住・在勤・在学で聴覚障がいに関心を持つ方や手話学習者など

■内容

聴覚障がいや手話に関する図書や資料を収集し、どなたにもご利用いただけるように、ライブラリーに設置しています。一部の資料を除き、一人3冊まで2週間貸出し可能です。利用は火・水・木・土曜日の午前10時～午後5時、金曜日の午前10時～午後7時。その他、ライブラリーではビデオの視聴やパソコンのご利用ができます。

■窓口

(福) 聴力障害者情報文化センター
〒153-0053 目黒区五本木1-8-3
☎03-6833-5004
FAX 03-6833-5005
Eメール video@jyoubun-center.or.jp
ホームページ
<https://www.jyoubun-center.or.jp/>

区議会傍聴者への手話通訳者配置 (聴)

■対象

聴覚に障がいのある方

■内容

区議会本会議及び委員会の傍聴の際に、手話通訳者を配置します。

■利用方法

傍聴希望日の7日前までに議会事務局へ申し込み

■費用

無料

■窓口

大田区議会事務局 (大田区役所10階)
〒144-8621 蒲田5-13-14
FAX 03-5744-1541
☎03-5744-1472

区議会傍聴者への補聴援助システムの貸出し (聴)

■対象

聴覚に障がいのある方

■内容

区議会本会議及び委員会の傍聴の際に、FM電波で送信した音声を聞くことができるFM補聴援助システム受信機を貸出します。

■利用方法

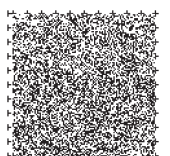
議会事務局へ申し込み

■費用

無料

■窓口

大田区議会事務局 (大田区役所10階)
〒144-8621 蒲田5-13-14
FAX 03-5744-1541
☎03-5744-1472





音声認識文字変換ソフトウェア（UDトーク）の導入 聴

■対象

聴覚に障がいのある方

■内容

区議会本会議の傍聴の際に、発言内容を議場傍聴席に設置したモニターにリアルタイムで文字表示を行うシステムを導入しています。

■利用方法

事前予約は不要です。議場傍聴席（11階）へお越しください。

■費用

無料

■窓口

大田区議会事務局（大田区役所10階）

〒144-8621 蒲田5-13-14

FAX 03-5744-1541

☎03-5744-1472

選挙に関する障がい者サービス

障がい者の方がより投票しやすいように、次の制度やサービスをご利用いただけます。ご不安なことやお困りのことがありましたら、事前にご相談ください。

■制度やサービスの種類

①候補者の情報について、点字版・音声CD版でのお知らせを作成しています。事前にお問い合わせください。

②投票所入場整理券には音声コードがついています。選挙である旨の点字シールを貼ることもできますので、希望する場合はご連絡ください。

③投票所内に、介助者・盲導犬・介護犬を同伴できます。車いすの用意もあります。投票中は投票所の職員が補助しますが、申し出ていただければ選挙人の近くにいることができます。

④期日前投票所は、駐車場やエレベーターなど利用しやすい施設をご案内できます。

⑤代理投票

介助者の方が本人に代わって投票の記載をすることはできません。自書できない方は、投票所の職員が代わって記載することができますのでお声がけください。

⑥点字投票

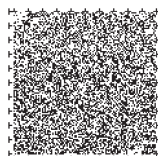
点字による投票ができます。投票所内に点字器や点字版の候補者氏名一覧もご用意していますので、投票所の職員にお声がけください。

■窓口・問合せ先

大田区選挙管理委員会事務局（大田区役所9階）

☎03-5744-1464

FAX 03-5744-1540





郵便等投票（郵便等による不在者投票）

身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことが困難な方が、投票日より前に自宅などで投票できる制度です。この制度を利用するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。

■対象

次の①から③の手帳等をお持ちで自書できる方。対象であるか不明の場合はお問い合わせください。

①身体障害者手帳

㊦両下肢、体幹、移動機能の障がい1級又は2級

㊧心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい1級又は3級

㊨免疫、肝臓の障がい1級から3級のいずれかに該当

②戦傷病者手帳

㊦両下肢、体幹の障がい1級又は2級

㊧心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい1級又は2級

㊨心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい3級

③介護保険被保険者証

要介護状態区分が要介護5

■代理記載制度

郵便等投票の対象の方で、かつ、次の手帳をお持ちの方は、代理記載人による代理記載制度があります。対象であるか不明の場合は、お問い合わせください。

①身体障害者手帳

上肢又は視覚の障がい1級

②戦傷病者手帳

上肢又は視覚の障がい1級又は2級

■窓口・問合せ先

大田区選挙管理委員会事務局（大田区役所9階）

☎03-5744-1464

FAX 03-5744-1540

都税に関する点字でのお知らせ 視

視覚障がい者のために、東京都主税局では、個人事業税、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税（23区内）の納税通知書を送付する時に、税額等を点字刻印したお知らせを同封します。また、封筒にも「〇〇税納税通知書在中」と点字で表示されたシールを貼ります。詳細は右記までお問い合わせください。

なお、令和8年2月末までにお申し込みいただければ、令和8年度分から点字のお知らせを同封します。

■申込・問合せ先

東京都主税局相談広報班

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第一本庁舎

☎03-5388-2925

水道局からの点字又は音声コードでのお知らせ 視

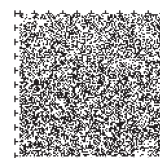
視覚障がい者のために、東京都水道局では、水道・下水道料金について、給水契約者で希望する方に、水道ご使用量等のお知らせや請求書等の内容について点字又は音声コード付き文書で案内するサービスを行っています。

■申込先

水道局お客さまセンター

☎0570-091-100（ナビダイヤル）又は

☎03-5326-1101





若草青年学級

■対象

知的障がいのある18歳から29歳までの青年（高校生除く）（ひとりで通え、身辺自立している方）

毎年1月頃募集。（年度途中での参加はできません。）

■内容

趣味講座やレクリエーションなどの活動を通じて、社会生活に必要な知識や生活技術を学ぶ場、また仲間づくりの場を提供します。

■窓口

社会福祉法人大田幸陽会

〒143-0013 大森南2-15-1

☎03-3745-0808

FAX03-3745-0923

点字講習会 視

点字の学習の機会がなかった中途失明の方に点字指導を行います。

■対象

区内在住の視覚障がい者等（身体障害者手帳の有無は問いません。年齢制限はありません。）

■内容

週1回、前期・後期各20回程度で点字の基礎的な読み書きを学びます。

■定員

若干名

■窓口

障がい者総合サポートセンター声の図書室

〒143-0024 中央4-30-11

☎03-5728-9434

FAX 03-5728-9438

教養講座 視 聴

■内容

①視覚障害者教養講座

社会の動向や日常生活に役立つ知識・技術を学習します。

対象は都内の視覚障害者等

②視覚障害者音楽教室

合唱、楽器の練習・鑑賞等

対象は都内の視覚障害者

③聴覚障害者社会教養講座

社会の動向や日常生活に役立つ知識・技術を学習します。

対象は都内の聴覚障害者等

④聴覚障害者文章教室

文章表現に関する知識・技術を学習します。

対象は都内の聴覚障害者

⑤聴覚障害者コミュニケーション教室

コミュニケーション方法や社会参加について学習します。

対象は都内の聴覚障害者等

■費用

原則無料

■窓口

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課

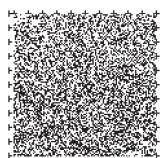
FAX 03-5388-1734

視覚：☎03-5320-6859

聴覚：☎03-5320-6859

視覚・聴覚障害者のための講座等案内（東京都教育委員会ホームページ）：

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/lifelong/learning/seminor_guide.html





視覚障がい者のための講習会・訓練 (視)

■対象

原則として18歳以上の身体障害者手帳を持つ
都内在住 (①のみ在宅) の視覚障がい者

■内容

- ①家庭生活訓練－日常生活能力の改善と家庭生活の向上を目的とし調理・生花・手芸などの科目について講習を行う
- ②中途失明者緊急生活訓練事業－訪問による点字・歩行訓練・日常生活訓練の指導及び相談を行う

- ③盲青年等社会生活教室－視覚障がいの青年及び高齢者を対象に社会生活に必要な知識習得のための講習等を行う

■費用

無料 (教材費負担の場合あり)

■窓口 (公社) 東京都盲人福祉協会

〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23

☎03-3208-9001

FAX 03-3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp

視覚障がい者のためのスマホ・パソコン教室 (視)

■対象

都内在住の18歳以上の身体障害者手帳を持つ
視覚障がい者

■内容

マンツーマンによる指導でスマートフォン・パソコンの基礎を学習します。

■費用

無料 (教材費負担の場合あり)

■窓口

(公社) 東京都盲人福祉協会内 パソコン教室

〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23

☎03-3208-9070

Eメール info@tomoukyo.or.jp

(受付日時) 月・水・金 午前10時～午後5時

IT技術者在宅養成講座

■対象

都内在住の身体障害者手帳1～3級の方で、
おおそ高校卒業程度の学力があり、週20～
30時間程度の学習が可能な方

■内容

就労に必要な情報処理技術や資格取得につい
て、オンラインと訪問指導により効率よく在
宅で学習します。

■講習期間

4月から2年間

■費用

無料

■申込・問合せ先

(社福) 東京コロニー 職能開発室

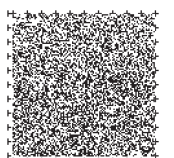
〒164-0001 中野区中野5-3-32

☎03-6914-0859

FAX 03-6914-0869

ホームページ

<https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>





文化教養講座 (聴)

■対象

都内在住・在勤・在学の聴覚障がい者（身体障害者手帳の有無問わない）

一部のプログラムは聞こえる方も参加できます。

■内容

絵画、英語、ヨガ、日本語字幕付映画上映、教養講座や、交流サロンなど。開催時期や回数などは講座により異なります。詳細はお問い合わせください。また、当センターのホームページでもご覧いただけます。

■募集

講座によって①一括申込 ②開催ごと申込があります。詳しくはお問い合わせください。

■費用

原則無料（内容によって材料費、道具代などが必要）

■窓口

（福）聴力障害者情報文化センター

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

FAX 03-6833-5005

☎03-6833-5004

Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp

ホームページ

<https://www.jyoubun-center.or.jp/>

読話講習会 (聴)

■対象

都内在住で、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の中途失聴・難聴者（ろう学校在学、卒業者は除く）

■内容

講習は、おおむね次の内容について行います。

①口唇の読み取り

②会話の練習

③類似語の練習

■費用

無料（教材費は実費）

■窓口

東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27

第3ヒカリビル5階

FAX 03-3354-6868

☎03-3352-3359

実践読話講習会 (聴)

■対象

中途失聴・難聴者及びその家族（身体障害者手帳がない方も受講できます）

■内容

基本口形の学習、読話を使った会話練習、講演会など。

6月から11月の水曜日に月3回実施。午後6時30分～午後8時30分。

会場は東京都障害者福祉会館

■申込期間

例年4月～5月に次の窓口にて申し込みを受け付けています。

■費用

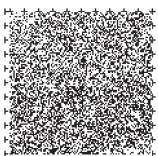
10,000円（会の会員は無料、教材費は自己負担）

■窓口

NPO法人東京都中途失聴・難聴者協会

FAX 03-5919-2563

☎03-5919-2421





大田区中途失聴・難聴者向け手話講習会 聴

■対象

大田区在住・在勤・在学の中途失聴者・難聴者とその家族

■内容

手話で簡単な会話ができるようになることを目標とします。

■日程

4月から2月まで 全20回

毎月第2・4木曜日

初級：午前10時から正午

中級：午後1時30分から午後3時30分

■費用

無料（テキスト代のみ自己負担）

■窓口

障がい者総合サポートセンター

手話通訳派遣担当

FAX 03-6303-7171

☎03-5728-9355

Eメール ota@tokyo-shuwacenter.or.jp

中途失聴・難聴者のための講習会 聴

東京都中途失聴者・難聴者手話講習会

■対象

都内在住・在勤の中途失聴者・難聴者

■内容

入門（要約筆記つき）・初級・中級・上級クラス

■費用

無料（テキスト代のみ自己負担）

■窓口

東京都福祉局障害者施策推進部企画課

☎03-5320-4147

FAX 03-5388-1413

高齢難聴者生きがい講座

■対象

高齢になってから中途失聴・難聴になった方、都内在住、55歳以上（原則）、手話や読話をほとんど学んだ経験のない方

■内容

コミュニケーション学習（手話・読話）、交流会、レクリエーション

■窓口

NPO法人東京都中途失聴・難聴者協会

FAX 03-5919-2563

☎03-5919-2421

障がい者スポーツ教室

■対象

次のすべてに該当する方です。

- ①区内在住の小学生以上で心身に障がいがあり、着替えを自分でできる方もしくは、付き添い者を同伴できる方
- ②排せつの意思表示ができる方

■会場

大森スポーツセンター 競技場（アリーナ）

■内容

5月から12月までに年12回実施します。

障がいの程度や体力に関わらず参加できるストリートダンスやボールを使ったニュースポーツ等を種目として実施します。

参加者の募集は4月下旬から開始します。申

し込みは随時受付をしますので、途中の回からの参加も可能です。詳細は区報やホームページでお知らせします。

■定員

50名

■費用

無料

■窓口

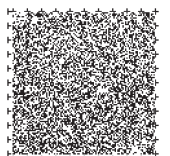
（公財）大田区スポーツ協会

☎03-5748-5400

FAX 03-6410-6955

ホームページ

<https://www.sportsota.or.jp/>





中途失聴・難聴者のコミュニケーション講座 聴

■対象

大田区在住・在勤・在学の中途失聴・難聴者
とその家族・関係者

■内容

聞こえない、聞こえにくくなったと感じた方に、日常生活を豊かにする情報や、多様なコミュニケーション方法をお伝えします。

■日程

年2回開催予定

■費用

無料

■募集

区報等掲載

■窓口

障がい者総合サポートセンター

手話通訳派遣担当

FAX 03-6303-7171

☎03-5728-9355

Eメール ota@tokyo-shuwacenter.or.jp

障害者休養ホーム

障がいのある方の保養等を目的として、宿泊施設を利用した方の宿泊料を下記のとおり助成します。

対象の施設一覧は、パンフレットか右記ホームページからご覧ください。

■対象

- ①都内に居住する身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者
- ②障がい者（児）と障がい者（児）の介護を行うために同行する付添の方（ただし、障がい者（児）1人につき1人）

■予約申込みの流れ

注意…必ず「助成受付締切」までに予約をしてください。

- ①利用したい施設へ直接申し込みます。
- ②利用施設からの助成利用可否が連絡されます。
- ③施設から「助成金利用可」の連絡後すぐに、日本チャリティ協会に予約内容を連絡します。
- ④連絡後、所定の申込書と切手を貼った返信用封筒を日本チャリティ協会あてに郵送します。
- ⑤利用券が郵送されます。
- ⑥利用当日、利用券と手帳を施設に提示します。
- ⑦料金は、宿泊料金から助成金を差し引いた金額を施設でお支払いください。

■助成内容

1人年度2泊まで、1泊につき大人6,490円、小人5,770円まで助成されます。ただし、付添の方は、障がい者が助成される場合にのみ、3,250円まで助成されます。

※本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用の状況によって利用助成を制限することがあります。

※ニュー・グリーンピア津南は、大田区指定保養施設のため、障害者休養ホームと合わせて助成金が利用できます。

■申込用紙の配布先

- ・障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555

- ・各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）
- ・東京都福祉局ホームページからもパンフレット、利用申込書がダウンロード可能です。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/kyuyo_home

■助成受付締切

個人…利用日の2週間前

団体…利用日の3週間前

■窓口・問合先

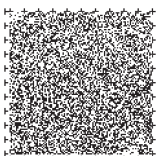
（公財）日本チャリティ協会

〒160-0022 新宿区新宿1-18-12

柳田ビル3階

☎03-3353-5942

FAX 03-3359-7964（聴覚障がい者専用）





東京都手話通訳者等養成講習会

■対象

- ①都内に住所を有するか、又は都内に日常生活の場を有する方（都内在勤・在学）で、手話に関する知識と経験を有する方
- ②令和7年4月1日現在18歳以上の方
- ③以下各コースの応募資格を有する方で、修了後都内で手話通訳等の活動ができる方（詳細はお問い合わせください。）
 - 地域手話通訳者クラス
 - 手話通訳者実践クラス
 - 手話通訳士実践クラス
 - 専門分野実践クラス
 - 手話指導者Ⅰ（奉仕員養成）クラス
 - 手話指導者Ⅱ（通訳者養成）クラス

■内容

概ね次の内容について講習を行います。

- ①聴覚障がい者に接する心構え
- ②聴覚障がい者に関する諸問題

③ことばの仕組み（手話）

- ④手話通訳論
- ⑤手話指導法
- ⑥通訳実習・指導実習

■日程

5月から3月まで

■募集

毎年2月頃、東京都のHPに掲載します。詳しくは下記申込・問合せ先へお問い合わせください。

■費用

無料（教材費等は実費）

■申込・問合せ先

東京手話通訳等派遣センター
〒160-0022 新宿区新宿2-15-27
第3ヒカリビル5階

☎03-3352-3359

FAX 03-3354-6868

手話指導者養成クラス（中途失聴・難聴者向け手話指導）

■対象

- ①②は上記東京都手話通訳者等養成講習会と同じ
- ③次の応募資格を有する方で、修了後都内で手話指導等の活動ができる方（詳細はお問い合わせください）
 - ・都内の区市町村の手話講習会・地域手話サークルの指導者及びその予定者で、すでに手話を習得・獲得している健聴者及び聴覚障がい者
 - ・健聴者においては令和5年度末（HP確認）においてすでに都内の地域登録手話通訳者として登録し現在も活動中の方

■内容

概ね次の内容について講習を行います。

- ①要約筆記を使つての指導
- ②中途失聴・難聴者の手話について
- ③指導計画案作成上の具体的視点
- ④指導実習
- ⑤対人援助について

■日程

5月から3月まで

■募集

毎年2月頃、東京都のHPに掲載します。詳しくは下記申込・問合せ先へお問い合わせください。

■費用

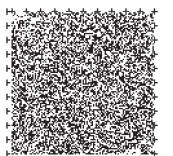
無料（教材費等は実費）

■申込・問合せ先

東京手話通訳等派遣センター
〒160-0022 新宿区新宿2-15-27
第3ヒカリビル5階

☎03-3352-3359

FAX 03-3354-6868





要約筆記者の養成

■対象

聴覚障がい者の福祉に理解と熱意があり、次の要件を備えている方

- ① 東京都内に住所を有するか、又は東京都内に日常生活の場を有する方（都内在勤・在学）
- ② 東京都の要約筆記者養成講習会受講経験のない方
- ③ 令和7年4月1日現在18歳以上の方
- ④ 要約筆記者養成クラス各コース（手書きコース・パソコンコース）の応募資格を有する方で、この養成課程を修了後に登録試験に合格し、都内で要約筆記の活動ができる方（詳細はお問い合わせください。）

■内容

概ね次の内容について講習を行います。

- ① 聴覚生理と聴覚障害
- ② 聴覚障がい者に接する心構え

③ 日本語の基礎知識

④ 社会福祉等の知識

⑤ 要約筆記の方法と技術

⑥ 実技実習

■日程

4月から2月まで

■募集

毎年2月頃、東京都のHPに掲載します。詳しくは下記申込・問合せ先へお問い合わせください。

■費用

無料（教材費は実費）

■申込・問合せ先

東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課
〒160-0022 新宿区新宿2-15-27
第3ヒカリビル5F

☎03-3352-3359

FAX 03-3354-6868

要約筆記啓発講座

■対象

聴覚障がい者の福祉に関心のある、区内在住・在勤者又は、区在住・在勤・在学の中途失聴・難聴者とその家族・関係者

■内容

- ① 中途失聴者・難聴者の理解
- ② 要約筆記の目的・方法

■日程

毎年2月頃を予定

■費用

無料

■募集

区報等掲載

■窓口

障がい者総合サポートセンター
手話通訳派遣担当

☎03-5728-9355

FAX 03-6303-7171

点訳・音訳奉仕員指導者等養成

■対象

視覚障がい者福祉に理解と熱意があり、点訳又は音訳に関する知識と経験がある方
講習終了後、都内にて指導活動又は奉仕活動に参加できる方

■内容

- ① 視覚障がい者福祉の概要
- ② 専門図書の点訳・音訳技術など
 - ㊦ 点訳・音訳奉仕員指導者養成コース
 - ㊧ 専門点訳奉仕員養成コース

■費用

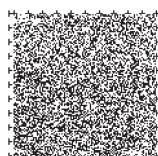
無料（教材費は実費）

■申込

日本視覚障害者団体連合点字図書館
〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2

☎03-3200-6160

FAX 03-3200-7755





音訳者養成講座（初級・中級）

■対象

講座修了後に障がい者総合サポートセンター
声の図書室で定期的なボランティア活動ので
きる方

■内容

- ①視覚障がい者福祉の概要
- ②図書等の音訳技術など

■講習日及び期間

2年間（各講座修了後に選考試験有り）

■費用

無料（教材費は自己負担）

■募集

区報等掲載

■窓口

障がい者総合サポートセンター声の図書室

☎03-5728-9434

FAX 03-5728-9438

水曜日 午後1時30分～3時30分

1年目 初級講座（10月～12月頃）6回

2年目 中級講座（1月～10月頃）20回程度

※初級講座のみ隔年で募集

点訳者養成講座（初級・中級）

■対象

大田区内在住・在勤者で、講座修了後点訳グ
ループに所属し、障がい者総合サポートセン
ター声の図書室で定期的なボランティア活動
のできる方

■講習日及び期間

2年間

■内容

- ①視覚障がい者福祉の概要
- ②図書等の点訳技術など

■費用

無料（教材費は自己負担）

木曜日 午前10時～正午

1年目 初級 20回程度

2年目 中級 10回程度

■募集

区報等掲載

■窓口

障がい者総合サポートセンター声の図書室

☎03-5728-9434

FAX 03-5728-9438

聴覚障がい者理解啓発講座

■対象

区在住・在勤・在学者

■内容

- ①聴覚障がい者の理解
- ②中途失聴・難聴者の理解
- ③こども（おやこ）手話教室

■講座の開催日等

- ・①②年2回開催（春、秋）
- ・③ 年2回開催（夏休み・春休み）

■費用

無料

■募集

区報等掲載

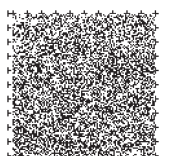
■窓口

障がい者総合サポートセンター

手話通訳派遣担当

☎03-5728-9355

FAX 03-6303-7171





手話講習会（初級・中級・上級）

■対象

聴覚障がい者の福祉に理解と熱意をもち、講習修了後地域生活の中で手話を活用できる区内在住・在勤・在学の高校生以上で、聴覚に障がいのない方

■内容

- ①聴覚障がい者等に接する心構え
- ②手話の理論
- ③実地訓練、コースは初級・中級・上級の3コース

■実施場所

障がい者総合サポートセンター

■講習日及び期間

初 級	昼コース	金曜日	午前9時45分～11時45分	4月開講3月修了（1年間）（全40回）
	夜コース	木曜日	午後7時～9時	
中 級	昼コース	月曜日	午後1時30分～3時30分	
	夜コース	月曜日	午後7時～9時	
上 級	昼コース	火曜日	午後1時30分～3時30分	
	夜コース	火曜日	午後7時～9時	

■費用

無料（教材費は自己負担。また、通信料等関連費がかかる場合があります。）

■募集

区報等掲載

■窓口

障がい者総合サポートセンター
手話通訳派遣担当

☎03-5728-9355

FAX 03-6303-7171

手話講習会 通訳養成課程

大田区で手話通訳者を目指す方の講座です。

■対象

手話講習会上級修了者及び同等の技術を有する方で、手話通訳者を目指す方（選考試験（年1回、3月に実施）に合格した方が受講できます。）

■内容

通訳者養成のための理論と実技指導

■講習日及び期間

4月から12月の全30回

【昼コース】

月曜日 午後1時30分～午後3時30分

【夜コース】

月曜日 午後7時～午後9時

■費用

無料（教材費は自己負担。また、通信料等関連費がかかる場合があります。）

■募集

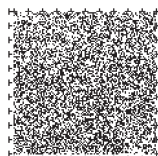
区報等掲載

■窓口

障がい者総合サポートセンター
手話通訳派遣担当

☎03-5728-9355

FAX 03-6303-7171





手話通訳者選考試験

大田区手話通訳者等派遣事業における手話通訳者の登録のための選考試験です。

■応募資格

次のいずれかに該当し、区内で手話通訳活動ができる18歳以上の方

- ①区主催の手話講習会上級課程を修了した方（受講中の方は除く）
- ②①と同等の講習会を修了した方、修了と同等の技術があると認められる方

■選考内容

筆記、読みとり、表現、面接

■選考回数

年1回実施（1月）

■募集

区報等掲載

■窓口

障がい者総合サポートセンター
支援調整担当（相談）

☎03-5728-9134

FAX 03-5728-9136

同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）

■対象

区内在住、在勤又は在学で、通学可能な方

■内容

視覚障がい者の外出に同行し、外出先で必要な情報支援と代筆・代読や介助のための知識及び技術を習得する。

■費用

一般課程 15,000円

応用課程 5,000円

■募集

区報等掲載

■窓口

大田区社会福祉協議会
庶務・計画担当

☎03-3736-2023

FAX 03-3736-2030

東京都福祉人材センター 人材情報室

福祉分野への就職相談をはじめ、仕事の紹介・あっせん、面接会や就職支援講座等を行っています。

■開所時間

飯田橋 平日 午前9時～午後6時

※水曜のみ午後8時まで開所

第2・4土曜 午前9時～午後5時

多摩支所 月～金曜 午前9時～午後5時

※日曜・祝日・年末年始（12 / 29～1 / 3）

はお休みとなります。

■所在地

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3
東京しごとセンター

☎03-5211-2860（代）

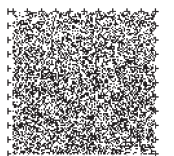
FAX 03-5211-1494

（多摩支所）

〒190-0012 立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル

☎042-595-8422

FAX 042-595-8432





都営住宅申込の優遇

● 家族向住宅（抽せん方式）

抽せんで当せんされた方を入居資格審査対象者とし、さらに入居資格審査に合格した方が使用予定者となります。当せん確率が高くなる優遇抽せんが受けられます。

■ 対象

申込者又は同居親族が次のいずれかに該当するとき。

- ① 身体障害者手帳又は原爆被爆者健康手帳を持っている方
- ② 愛の手帳 1～4 度又は精神障害者保健福祉手帳 1～3 級を持っている方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）
- ③ 戦傷病者手帳を持っている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の方

- ④ 東京都難病患者等に係る医療費の助成を受けている又は対象となる疾病の患者であることが診断書で確認できる方（詳細については、問合先で確認してください）

⑤ 公害病認定患者

■ 申込資格

所得による制限などがありますので、募集時の募集案内で確認してください。

■ 申込方法

募集期間中に限り区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで募集案内をもらい、申込書受付期間中（必着）に同封の申込書を郵送又はオンラインによりお申込みください。

■ 問合先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

☎03-3498-8894

テレホンサービス ☎03-6418-5571

（音声アナウンスによるご案内）

● 家族向住宅（ポイント方式）

住宅状況申告書に記載された項目（現在住んでいる住宅の広さ、家賃、設備等）により住宅困窮度を判定し、その困窮度の高い方から順に申込地区の募集戸数分の方を入居資格審査対象者とし、さらに入居資格審査に合格した方が、使用予定者となります。（都内に継続して 3 年以上居住している方に限ります。）

■ 対象

申込者又は同居親族が、都営住宅入居資格のある方で、次のいずれかに該当するとき。

- ① 身体障害者手帳 1～4 級の方
- ② 愛の手帳 1～3 度の方
- ③ 戦傷病者手帳を持っている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同

程度と判定された方を含む。）

■ 申込資格

所得による制限などがありますので、募集時の募集案内で確認してください。

■ 申込方法

募集期間中に区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで募集案内をもらい、申込書受付期間中（必着）に同封の申込書を郵送又はオンラインによりお申込みください。

■ 問合先

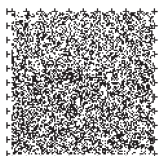
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

☎03-3498-8894

テレホンサービス ☎03-6418-5571

（音声アナウンスによるご案内）

※区営住宅申込の優遇については P136 を参照してください。





● 車いす使用者世帯向住宅

ポイント方式

■対象

都営住宅申込資格があり、申込者又は同居親族に車いすを使用している方がいて、下記のすべてにあてはまる方。

- ①身体障害者手帳1・2級の方または戦傷病者手帳を持っている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方。
- ②住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いすの使用を証明する書類を提出できる方、または入居資格審査のときに車いす使用者本人が来社することで車いす使用を証明できる方。

※ただし、車いす使用者は満6歳以上で都内居住者に限ります。

■申込方法

募集期間中に区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで用紙をもらい、申込書受付期間中（必着）に同封の申込書を郵送又はオンラインによりお申込みください。

■問合先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎03-3498-8894
テレホンサービス ☎03-6418-5571
（音声アナウンスによるご案内）

● 単身者向住宅

抽せん方式

■対象

都内に継続して3年以上居住し、次のいずれかに該当するとき。他にも所得制限等があります。

- ①身体障害者手帳1～4級の方
- ②精神障害者保健福祉手帳1～3級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）
- ③愛の手帳1～4度の方

■申込方法

募集期間中に限り区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで用紙をもらい、申込書受付期間中（必着）に同封の申込書を郵送又はオンラインによりお申込みください。

■問合先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎03-3498-8894
テレホンサービス ☎03-6418-5571
（音声アナウンスによるご案内）

● 単身者用車いす使用者向住宅

抽せん方式

■対象

都内に継続して3年以上居住している車いす使用者で、次のすべてにあてはまる方。他にも所得制限等があります。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級・2級の方または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方
- ②住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いすの使用を証明する書類を提出できる方、または入居資格審査のときに本人が来社することで車いす使用を証明できる方。

■申込方法

募集期間中に限り区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所・都庁・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・大井町窓口センターで用紙をもらい、申込書受付期間中（必着）に同封の申込書を郵送又はオンラインによりお申込みください。

■問合先

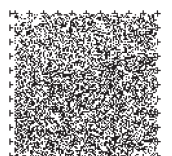
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
☎03-3498-8894
テレホンサービス ☎03-6418-5571
（音声アナウンスによるご案内）

※ 都営住宅の募集地区の中には、バリアフリー仕様の住宅があります。住居内の移動に車いすを使用しない方等は、バリアフリー仕様の住宅へのお申込みをご検討いただくなど、申込みされる方の身体状況に合わせて、選んでお申込みをしてください。

募集期間中は、オンラインでもお申込みができます。

●都営住宅入居者募集サイトポータルページ

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/index.html





区営住宅申込の優遇

次の優遇資格に該当する方は、当せん率が「一般」の3倍になります。(ただし、生活保護受給世帯を除く。)

■対象

申込者本人又は同居親族のうち1人が、次のいずれかに当てはまること。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者
- ②知的障がい者（愛の手帳の場合、総合判定で1度～3度）
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～2級の障がい者（障害年金の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）

④戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者

⑤原爆被爆者健康手帳の交付を受けている原爆被爆者

■申込資格

収入による制限などがありますので、募集時の申込みのしおりで確認してください。

■申込方法

募集期間中に限り区役所・大田区住宅管理センター・特別出張所で用紙をもらい、同封の申込書を郵送してください。

■問合先

大田区住宅管理センター

☎03-3730-7325

FAX 03-3736-5900

都営住宅・区営住宅使用料の減額・減免

障がい者及び一定の難病患者がいる世帯等で、世帯の所得が一定以下の場合、家賃が減額される場合があります。詳細は各窓口にお問い合わせください。

■窓口

①都営住宅

東京都住宅供給公社 お客さまセンター

☎0570-03-0071

左記番号がご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方は

☎03-6279-2652

②区営住宅

大田区住宅管理センター

☎03-3730-7325

FAX 03-3736-5900

UR都市機構の優遇制度等

①UR都市機構「新築UR賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇

身体・知的障がい者の方がいる世帯が抽選を伴う新築UR賃貸住宅に申し込む際、当選率が「普通」区分の20倍に優遇されます。

■対象

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障がいがある方
- (2) 愛の手帳（療育手帳）又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方。児童相談所、知的障害者更生相談所又は精神科医等から、重度の知的障がい又はこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方

■窓口

UR都市機構 東日本賃貸住宅本部

住宅経営部 営業開発課

☎03-5323-3560

FAX 03-5323-3534

②高齢者等向け特別設備改善住宅（先着順による受付）

UR賃貸住宅のうち、高齢者及び障がい者の方向けに浴室の段差の緩和や設備を改善、そして緊急時にボタンひとつで通報できる連絡通報用装置の設置等を行った賃貸住宅です。

■窓口

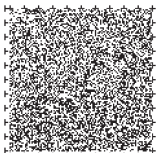
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部

☎03-3347-4375

定休日 なし（年末年始除く）

ホームページ

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>





住宅改造相談・助成

身体障害者手帳の交付を受けた重度障がい者（児）等の方に、住宅改造の相談及び助成をしています。

	種目	改修内容	助成限度額	対象者
原則、改修は1回のみ（含む介護保険）	小規模住宅改修	① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他上記の改修に付帯して必要となる改修	200,000 円	学齢児以上 65 歳未満で、 ① 下肢又は体幹に係る障がいの程度が 3 級以上の方ただし、特殊便器への取替えについては上肢障がい 2 級以上の方 ② 視覚に係る障がいの程度が 2 級以上の方 ③ 内部障がいを有する方で補装具として車いすの交付を受けている方（介護保険の車いすを貸与されている方を除く。） ④ 難病等患者で、下肢又は体幹機能に障がいがあり医師の意見書から区長が認める方
	中規模住宅改修	① 小規模住宅改修において助成の対象となる工事で、小規模住宅改修の助成を受けてなお費用が不足する工事 ② 小規模住宅改修による助成とならない改造工事	641,000 円	学齢児以上 65 歳未満で、 ① 下肢、体幹又は視覚に係る障がいの程度が 2 級以上の方 ② 内部障がいを有する方で補装具として車いすの交付を受けている方
	屋内移動設備※		機器本体及び付属機器 979,000 円 設置費 353,000 円	学齢児以上 65 歳未満で、 ① 上肢、下肢又は体幹機能のいずれかの障がいの程度が 1 級（階段昇降機については 1・2 級）の方で、かつ、歩行ができない状態の方 ② 内部障がいを有する方で補装具として車いすの交付を受けている方

（注 1）40 歳から 65 歳未満の方で、介護保険の同種のサービス（住宅改修費支給）が受けられる方は介護保険が優先されます。

（注 2）助成は一世帯あたり各種目一回とし、中規模住宅改修は小規模住宅改修と同時に申請が必要です。

（注 3）65 歳以上の方は、介護保険による住宅改修の対象となります。

※ 屋内移動設備によっては、助成にあたって、建築基準法による建築設備（昇降機）の確認申請書（副本）及び確認済証が必要になる場合があります。事前に確認申請が必要かどうかについてお問い合わせください。建築設備（昇降機）の確認申請についての問い合わせ先は、建築審査課設備審査担当（☎ 03 - 5744 - 1391）です。

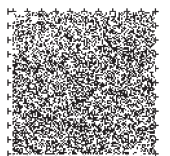
※※この制度を利用した場合に、住宅リフォーム助成の対象となることがあります。詳しくは建築調整課住宅・空家相談窓口（☎ 03 - 5744 - 1343）までお問い合わせください。

■費用 世帯の所得に応じて自己負担があります。

■窓口 改造を行う前に手帳を持って各地域庁舎の地域福祉課へ（表紙、P28）

（令和7年4月1日現在）

世帯階層区分				利用者負担額	備 考
A		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯		0円	
B		市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）非課税世帯		1,100円	① D18階層までは、利用者が世帯主又はその世帯における最多収入者であるときは、この表に掲げる利用者負担額の 2 分の 1。 ② 当該年度の特別区民税又は市町村民税が明らかでないときは、前年度分の特別区民税又は市町村民税によります。 ③ D階層に該当する世帯で、当該所得税の課税される年において特別減税が実施された場合には、減税前の税額をもって階層区分とします。
C 1	所得 税 課 税 世 帯	市町村民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）		2,250円	
C 2		市町村民税所得割課税世帯		2,900円	
D 1		前年分所得税 2,400円以下		3,450円	
D 2		// 2,401円以上 4,800円以下		3,800円	
D 3		// 4,801円以上 8,400円以下		4,250円	
D 4		// 8,401円以上 12,000円以下		4,700円	
D 5		// 12,001円以上 16,200円以下		5,500円	
D 6		// 16,201円以上 21,000円以下		6,250円	
D 7		// 21,001円以上 46,000円以下		8,100円	
D 8		// 46,001円以上 60,000円以下		9,350円	
D 9		// 60,001円以上 78,000円以下		11,550円	
D10		// 78,001円以上 100,500円以下		13,750円	
D11		// 100,501円以上 190,000円以下		17,850円	
D12		// 190,001円以上 299,500円以下		22,000円	
D13		// 299,501円以上 831,900円以下		26,150円	
D14		// 831,901円以上 1,467,000円以下		40,350円	
D15		// 1,467,001円以上 1,632,000円以下		42,500円	
D16		// 1,632,001円以上 2,302,900円以下		51,450円	
D17		// 2,302,901円以上 3,117,000円以下		61,250円	
D18		// 3,117,001円以上 4,173,000円以下		71,900円	
D19		// 4,173,001円以上		全 額	





木造住宅耐震改修工事助成への障がい者等加算制度

木造住宅耐震改修工事助成額（限度額150万円）に150万円（限度額）を加算し、助成します。

■対象

以下①～④のいずれかに該当する方が平成12年5月31日以前に建てられた木造住宅（2階以下）に居住していること。

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④介護保険の要介護・要支援認定を受けている方

■加算額

150万円（限度額）

■手続

工事契約前に申請が必要です。助成要件もありますので、事前にご相談ください。

■窓口

防災まちづくり課耐震改修担当

☎03-5744-1349

FAX03-5744-1526

住宅リフォーム助成

居住している住宅をリフォームする方に工事費用の一部を助成します。工事前に仮申請（事前申込）の手続きが必要です。ご注意ください。

■対象

- ①総工事費用10万円以上（税抜）であること。
- ②区内に本社がある中小事業者が施工すること。
- ③令和7年1月1日時点から工事対象住宅に継続して居住していること。（子育て世帯は例外あり。）

④次のいずれかに該当する方

- (1) 工事を行う個人住宅の所有者
- (2) 集合住宅の管理組合の理事長（共用部分のアスベスト除去工事及びマンションの宅配ボックスの場合のみ）
- (3) 工事を行う個人住宅の賃借人（住まいの質の向上工事の場合のみ）

⑤区が定める助成対象に該当する工事であること。

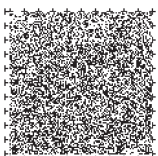
詳細は下記窓口へお問い合わせください。

■窓口

住宅・空家相談窓口

☎03-5744-1343

FAX 03-5744-1558





住宅確保支援事業

■対象

- ①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）のいる世帯であること。（ただし、右記事業のうち②～④の助成事業については、要件あり）
- ②区内に1年以上居住していること。
- ③前年の所得が以下の基準額の範囲内であること。（右記事業内容のうち②～④の助成事業のみ）

所得基準額

前年所得額	
扶養親族等0人のとき	1人増すごと
2,568,000 円以下	左欄の額に扶養親族等1人につき 380,000 円を加算した額

■内容

区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している世帯に対して、住宅探しを支援します。

- ①協力不動産店リストの提供
- ②賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成
- ③保証会社利用時に真に緊急連絡先がない場合、緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成
- ④緊急通報サービスの紹介及び利用料の一部助成

■窓口

住宅・空家相談窓口

☎03-5744-1343

FAX 03-5744-1558

転居一時金助成

■対象

- ①身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する者（障害者年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）のいる世帯であること。
- ②区内の民間賃貸住宅に3年以上居住していること（火災等の非常事態の場合は除く）
- ③区内の民間賃貸住宅へ転居すること。
- ④前年の所得が以下の基準額の範囲内であること。

所得基準額

前年所得額	
扶養親族等0人のとき	1人増すごと
2,568,000 円以下	左欄の額に扶養親族等1人につき 380,000 円を加算した額

■内容

区内の民間賃貸住宅に3年以上居住し、取壊し等のために転居を余儀なくされた世帯に対して、転居を伴う賃貸借契約時に要した費用の一部を助成します。事前申請が必要です。

①次のいずれかに該当すること

- ・現住居の取壊しにより、立退きを要求されている
- ・家主の都合による契約更新拒否で立退きを要求されている
- ・現住居の築年数がおおむね30年以上経過しており、かつ専用トイレ又は専用台所がない等の住宅に居住している
- ・現住居が火災等の非常事態のために、居住することが困難であると認められる
- ・高齢者世帯のうち、主たる生計維持者の死亡により、世帯の所得が著しく減少したことにより現住居より低額な家賃の民間住宅へ1年以内に転居する単身高齢者

②上記事由に該当する場合でも、家主等が転居のための費用を負担する場合は助成の対象となりません。

〔区からの助成〕

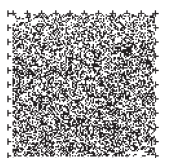
助成金の対象及び金額	限度額
礼金・仲介手数料・権利金の実費分	100,000 円

■窓口

住宅・空家相談窓口

☎03-5744-1343

FAX 03-5744-1558





税金の軽減

障害者控除（所得税・住民税）

■対象

本人又は同一生計配偶者、扶養親族（16歳未満の年少扶養親族も含む）が次のいずれかに該当する方

- ①愛の手帳の交付を受けている方（1・2度は特別障害者）
- ②身体障害者手帳の交付を受け、身体上の障がいがあるとして記載されている方（1・2級は特別障害者）
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級は特別障害者）
- ④成年被後見人など精神上の障害により物事を判断する能力を欠く常況にある方（特別障害者）
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症から第3項症までの方は特別障害者）
- ⑥原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者）
- ⑦年齢65歳以上の方で、上記②に準ずる者として各地域福祉課の認定を受けている方等。認定については、各地域福祉課の高齢者地域支援担当にお問い合わせください。

大森地域福祉課	高齢者地域支援担当 ☎03-5764-0658
調布地域福祉課	高齢者地域支援担当 ☎03-3726-6031
蒲田地域福祉課	高齢者地域支援担当 ☎03-5713-1508
梶谷・羽田地域福祉課	高齢者地域支援担当 ☎03-3741-6525

■所得控除額

区 分		所得税	住民税
本人	障害者	27万円	26万円
	特別障害者	40万円	30万円
扶養親族又は同一生計配偶者	障害者	27万円	26万円
	特別障害者	同居	75万円
		同居以外	53万円
		40万円	30万円

■窓口

①所得税

大森税務署
〒143-8565 中央7-4-18
☎03-3755-2111（代）
雪谷税務署
〒145-8506 雪谷大塚町4-12
☎03-3726-4521（代）
蒲田税務署
〒144-8556 蒲田本町2-1-22
☎03-3732-5151（代）

②住民税

大田区区民部課税課
大森地区 ☎03-5744-1194
調布地区 ☎03-5744-1195
蒲田地区 ☎03-5744-1196
FAX（共通）03-5744-1515

ストマ用装具に係る費用の医療費控除（所得税・住民税）

■対象

人工肛門のストマ（排泄孔）又は尿路変向（更）のストマをもつ方のストマ用装具について、医師が治療上必要不可欠であると認め「ストマ用装具使用証明書」の発行を受けた方

■手続

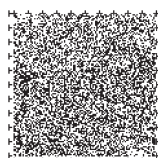
医師の発行した「ストマ用装具使用証明書」を取得し、①証明年月日②証明書の名称③証明者の名称を「医療費控除の明細書」の欄外等に記載する必要があります。

また、ストマ用装具代の「領収書」を基に作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

※医療費等の領収書等は、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

■窓口

上記「障害者控除」の窓口参照





おむつに係る費用の医療費控除（所得税・住民税）

■対象

次のいずれの条件も満たし、かつ医師が発行する「おむつ使用証明書」を受けた方

- ①傷病によりおおむね6か月以上にわたり、寝たきり状態にあると認められる方
- ②その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方

■手続

医師の発行した「おむつ使用証明書」を取得し、①証明年月日②証明書の名称③証明者の名称を「医療費控除の明細書」の欄外等に記載することが必要です。

また、使用したおむつ代の「領収書」（おむつであることが明記されたもの）を基に作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

※医療費等の領収書等は、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

■窓口

P140「障害者控除」の窓口参照

在宅医療に係る介護費用の医療費控除（所得税・住民税）

■対象

障害者総合支援法の規定により、医師と適切な連携を図り、在宅介護サービス又は訪問入浴サービス等を行う障害福祉サービス事業者などに支払った費用は、医療費控除の対象となります。

■手続

指定障害福祉サービス事業者等が発行する「障害福祉サービス等利用料領収証」及び医療機関の領収書を基に作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

※医療費等の領収書等は、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

■窓口

P140「障害者控除」の窓口参照

住民税の非課税

次のいずれかに該当する方で、前年の合計所得が135万円以下の方は、住民税が課税されません。

■対象

- ①愛の手帳の交付を受けている方
- ②身体障害者手帳の交付を受け、身体上の障がいがあると記載されている方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ④成年被後見人など精神上の障害により物事を判断する能力を欠く常況にある方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ⑥原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方

- ⑦年齢65歳以上の方で、左記①・②に準ずる者として各地域福祉課の認定を受けている方等

■窓口

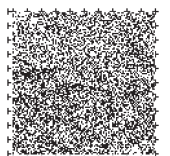
大田区民部課税課

大森地区 ☎03-5744-1194

調布地区 ☎03-5744-1195

蒲田地区 ☎03-5744-1196

FAX（共通）03-5744-1515





税金の軽減

贈与税の非課税

日本国内に住所を有する特定障害者が、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権を取得した場合には、「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所を経由して税務署長に提出することにより、信託財産の価額のうち6,000万円（特別障害者以外の特定障害者は3,000万円）までが非課税となります。なお、詳細は最寄の税務署にお問い合わせください。

■特定障害者

- ①愛の手帳1・2度（特別障害者）
- ②身体障害者手帳1・2級（特別障害者）
- ③精神障害者保健福祉手帳1級（特別障害者）
- ④戦傷病者手帳特別項症～第3項症（特別障害者）
- ⑤原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者）

- ⑥年齢65歳以上の方で、左記①・②に準ずる者として各地域福祉課の認定を受けている方など（特別障害者）
- ⑦精神上的の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方（特別障害者）
- ⑧その他の精神に障がいがある者として一定の要件に当てはまる方（特別障害者以外の特定障害者）

■窓口

大森税務署
〒143-8565 中央7-4-18
☎03-3755-2111（代）
雪谷税務署
〒145-8506 雪谷大塚町4-12
☎03-3726-4521（代）
蒲田税務署
〒144-8556 蒲田本町2-1-22
☎03-3732-5151（代）

相続税の軽減

相続又は遺贈により財産を取得した日本国内に住所を有する法定相続人（短期滞在の外国人を除く）のうちに障がい者がいる場合には、障がいの程度、年齢により、相続税が軽減されます。

■対象

- ①愛の手帳の交付を受けている方（1・2度は特別障害者）
- ②身体障害者手帳の交付を受け、身体上の障がいがあるとして記載されている方（1・2級は特別障害者）
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級は特別障害者）
- ④戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症～第3項症は特別障害者）
- ⑤原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者）
- ⑥常に就床を要し複雑な介護を要する方又は年齢65歳以上の方で、上記①・②に準ずる者として各地域福祉課の認定を受けている

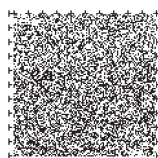
方等

■内容

区 分	軽減される税額
障 害 者	(85歳－相続開始時の年齢) × 10万円
特別障害者	(85歳－相続開始時の年齢) × 20万円

■窓口

上記窓口の各地域の税務署参照



バリアフリー改修工事等に係る所得税の税額控除

■対象

- ①50歳以上の方
 - ②介護保険法に規定する要介護認定を受けている方
 - ③介護保険法に規定する要支援認定を受けている方
 - ④所得税法に規定する障害者に該当する方
 - ⑤②から④のいずれかに該当する方又は年齢が65歳以上の親族と同居を常況としている方
- 上記の対象者が、その方の所有する家屋で、

自己の居住の用に供するものについて、一定のバリアフリー改修工事（高齢者等居住改修工事等）を含む増改築をした場合、一定の要件のもと次のいずれかの税額控除が適用されます。

ア 住宅借入金等特別控除（一定の要件の借入金がある場合）

イ 住宅特定改修特別税額控除

■窓口

P142窓口の各地域の税務署参照

バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分（賃貸部分を除く。）において、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事（改修工事に要した費用の額より、国又は地方自治体からの補助金を控除した額が1戸あたり50万円を超えている）を行った場合に、工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり100㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます。

■減額の対象となる住宅

- ①65歳以上の方、要介護認定又は要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住
 - ②新築された日から10年以上経過
 - ③居住部分の割合が2分の1以上
 - ④改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下
- ※減額を受けるためには、バリアフリー改修工事完了後3か月以内に申告が必要です。

■窓口

大田都税事務所 ☎03-3733-2411

〒144-8511 新蒲田1-18-22

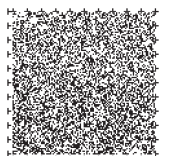
自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

■次の①～③に該当する心身障がい者、精神障がい者（以下「心身障がい者等」という。）又はその方と生計を同じくする方が所有し、心身障がい者等のために通院等に使用する自動車等についてのみ限定し、定められた期限までに申請することにより減免されます。

- ①身体障がい者及び戦傷病者（下・右表）
- ②愛の手帳総合判定、1～3度（他府県発行の療育手帳はお問い合わせください。）
- ③精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級（精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限る）

障がいの区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
肢体不自由	上肢不自由	1級・2級	該当する障がいの程度は、東京都自動車税コールセンターへお問い合わせください。
	下肢不自由	1級～6級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		
	上肢機能	1級・2級	
	移動機能	1級～6級	

障がいの区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障がい	1級～3級 4級の1	該当する障がいの程度は、東京都自動車税コールセンターへお問い合わせください。
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級・5級	
音声機能又は言語機能障がい	3級 (こう聴補出に係るものに限る)	
心臓機能障がい じん臓機能障がい 呼吸器機能障がい ぼうこう又は直腸機能障がい 小腸機能障がい	1級・3級・4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級 軽自動車税（種別割） 1級～3級 自動車税（環境性能割・種別割） 軽自動車税（環境性能割）	
肝臓機能障がい	1級～4級	





税金の軽減

■ご注意

- 自動車税種別割は年額45,000円（新規登録の場合は相当月割額）、自動車税環境性能割は課税標準額300万円相当分まで減免され、上限を超える場合には上限額との差額を納付していただきます。
- 自動車税環境性能割の減免は、特別な場合を除き年度内に一台しか受けられません。
- 減免を受けることができる自動車（軽自動車、オートバイ、原動機付自転車を含みます。）は障がい者の方1人につき1台に限られます。

■提出先等

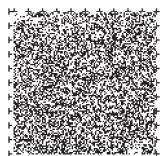
	自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割	軽自動車税種別割
提出(提示)書類等	減免申請書、手帳、運転免許証、…詳細は下記提出先にお問い合わせください。 ※減免申請書に通院先等の所在地・名称及び電話番号を記入していただきますので、ご準備ください。 (☆) ※	左記の書類と併せて、以下のものをお持ちください。 ・自動車検査証記録事項（車検対象車のみ） ・自立支援医療受給者証（該当の方のみ）
提出期限	・すでに自動車を所有している時、納税通知書に記載された納期限（6月2日）までに申請する。 ・新たに自動車・軽自動車（二輪車を除く）を登録（取得）した時、また、その日から1か月以内に申請する。	毎年納税通知書発行日（5月中旬）から納期限（6月2日）までに申請する。（郵送申請可。ただし期限厳守）
提出先	・都税総合事務センター自動車税課 〒176-8517 練馬区豊玉北6-13-10 （問合せ先）東京都自動車税コールセンター ☎03-3525-4066 ・大田都税事務所（他の都税事務所可） 〒144-8511 大田区新蒲田1-18-22 ☎03-3733-2411 ・品川自動車税事務所 〒140-0011 品川区東大井1-12-18 ☎03-3471-6670	大田区課税課課税担当 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ☎03-5744-1192 FAX 03-5744-1515

(☆) 障がい者本人が納税義務者、運転者に該当しない場合は、以下の書類が必要になります。詳細は提出先にお問い合わせください。

- 所有者（納税義務者）又は取得者の住所が確認できる公的証明書（運転免許証、住民票、健康保険証等）
運転者の運転免許証又はそのコピー（表裏両面）
- 生計を同じくする方が近隣（2km以内）にお住まいの親族の方は、「親族」関係が確認できる書類（戸籍謄本等）
- 生計を同じくする方が近隣（2km以内）にお住まいのパートナーシップ関係の相手の方は、「パートナーシップ」関係が確認できる書類（東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等）
- ※買い換えた場合は、申請期限内に既に減免を受けている自動車の抹消登録（廃車）又は、移転登録（名義変更）が済んでいる必要があります。

■心身障がい者等が利用できる構造をもった自動車について、申請により減免されます。

- ①心身障がい者等が利用するために構造上、車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた自動車について自動車税種別割、軽自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割が減免されます。（自動車検査証の車体の形状が身体障害者輸送車、車いす移動車、入浴車であるものに限る。）
- ②①と同じ装置を取り付けた自動車で、構造上心身障がい者等以外の方も利用できる自動車は、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の一部が減免されます。
- ③心身障がい者等が運転するための構造変更がされている自動車（営業用に限る）について、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の一部が減免されます。





マル優制度

次に該当する方はマル優制度等により預貯金等の利子が非課税扱いの適用が受けられる場合があります。

- 障害者手帳の交付を受けている方
- 遺族基礎年金を受けている妻
- 寡婦年金を受けている方
- 障害年金を受けている方
- 母子年金を受けている方

■窓口

対象となる金額や制度の内容については直接金融機関へお問い合わせください。

個人事業税の軽減

- ①前年中の合計所得が370万円以下であり、納税者又は扶養親族等が障がい者である場合は、減免（1人につき5,000円、特別障害者は1万円）されます。※合計所得=事業所得+事業所得以外の所得（青色申告特別控除額控除前のもの）
- ②あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他医業に類する事業を営む方が、視力障害者（両眼の視力0.06以下（屈折異常のある者については矯正視力））の場合は課税になりません。

■窓口

品川都税事務所 個人事業税班
〒140-8716 品川区広町2-1-36
☎03-3774-6666

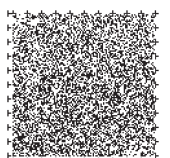
関税の免除

■対象物品

海外から輸入される①身体障がい者用に特に製作された器具、その他これに類する物品で政令で定めるもの②慈善又は救済のため寄贈された給与品及び社会福祉施設に寄贈された給与品以外のもののうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの（②は輸入の許可の日から2年以内に別の用途に供されないもの）

■問合先

東京税関 税関相談官室
〒135-8615 江東区青海2-7-11
☎03-3529-0700
税関ホームページ
<https://www.customs.go.jp/>





各種料金の減免

郵便料金の減免

■対象郵便物

●点字郵便物

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物

●特定録音物等郵便物

盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設など日本郵便株式会社の指定を受けた施設から差し出し、又は施設にあてて差し出されるもの。

上記の郵便物で開封のものは無料

●心身障がい者団体発行の第三種郵便物

心身障がい者団体が発行する第三種郵便物を差出承認されている郵便局へ差し出した場合の料金

- ①毎月3回以上発行の新聞紙50gまで8円、50gを超える1kg以内、50gごとに3円

増

- ②①以外のもの50gまで15円、50gを超える1kg以内、50gごとに5円増

●点字ゆうパック

●聴覚障がい者用ゆうパック

●心身障がい者用ゆうメール

図書館と身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と図書館との間で発受される冊子とした印刷物（図書）。通常ゆうメール（基本料金）の半額で重量は3kgまで

■窓口

最寄の郵便局又は日本郵便お客様サービス相談センター

☎0120-23-2886

郵便はがきの無料配布

■対象

重度の身体障がい者（1・2級）

重度の知的障がい者（療育手帳に『A』（又は1度・2度）と表記されている方）

■内容

お一人につき次の葉書の中からいずれか1種類を20枚配布

通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）

通常郵便葉書胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）

■申込方法

ご希望の方は、身体障害者手帳又は療育手帳をご持参の上、郵便局にてお申し込みください。

代理人のお申し込み、郵送でのお申し込みも可能です。

郵送の場合は手帳の種類、級別又は程度、希望する葉書種類、住所及び氏名をご記入の上、手帳の写しと共にお申し込みください。

■窓口

最寄の郵便局

4月上旬から2か月程度

プール使用料の割引

■対象

区内在住の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、及び介護が必要な場合に限り障がい者の方1人につき介護人の方2人まで

■内容

2回に1回無料（2回目）

公園プール…9月から6月（東調布プールのみ7月初旬）までの温水期

矢口区民センター温水プール…通年

■利用方法

プールの窓口到手帳を提示してください。

■窓口

平和島公園プール

☎03-3764-8424 FAX 03-3764-0311

東調布公園プール

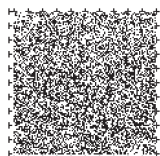
☎03-3728-7651 FAX 03-3728-2683

萩中公園プール

☎03-3741-2155 FAX 03-3742-2730

矢口区民センター

☎03-3758-2941 FAX 03-3759-1492





各種料金の減免

粗大ごみ処理手数料の免除

■対象世帯

- ①児童扶養手当（P52）を受給している方
- ②特別児童扶養手当（P51）を受給している方
- ③生活保護を受給している方 等

■粗大ごみ収集の申込先

大田区粗大ごみ受付センター

☎0570-037-530

申し込みの際に、上記の受給者であることを申し出てください。

※エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵・冷凍庫及びパソコン等は、回収できません。

■減免申請書提出先

申込後「手数料減免申請書」が送付されます。収集日の3日前まで（必着）に、証書の写し等を添付して、管轄の清掃事務所に提出してください。

大森清掃事務所

☎03-3774-3811 FAX03-3775-6028

蒲田清掃事務所

（調布地区）

☎03-6459-8201 FAX03-6459-8597

（蒲田地区）

☎03-6451-9535 FAX03-6451-9623

NHK受信料の減免

■対象

	対 象	適 用 条 件
全 額 免 除	身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税非課税の場合
	知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税非課税の場合
	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税非課税の場合
半 額 免 除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級又は2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者である場合
	重度の精神障がい者	精神障害者福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

■窓口

放送受信料免除申請書発行

障がい者…各地域庁舎の地域福祉課

（表紙、P28）

戦傷病者…東京都福祉局生活福祉部企画課

☎03-5320-4078

■送付先

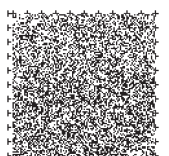
NHK東京中央オフィスに放送受信料免除申請書を提出

〒150-0041 渋谷区神南1-6-12

渋谷コロンバンビル2階

☎03-5456-2141

午前10時～午後5時（土・日・祝日を除く）





各種料金の減免

都立公園駐車場の無料利用

■対象

次の都立公園を、障がい者の方が利用する場合は、公園の有料駐車場を無料で使用できます。

■利用方法

駐車場利用時に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。また、団体利用の場合は使用料金免除申請書を提出してください。

■公園名

代々木公園、木場公園、砧公園、駒沢オリンピック公園、上野恩賜公園、水元公園、葛西臨海公園、東綾瀬公園、井の頭恩賜公園、神

代植物公園、小金井公園、石神井公園、光が丘公園、野川公園、府中の森公園、夢の島公園、潮風公園、舎人公園、篠崎公園、大泉中央公園、城北中央公園、武蔵野公園、大島小松川公園、武蔵野の森公園、武蔵国分寺公園、宇喜田公園、赤塚公園、浮間公園、和田堀公園、中川公園、汐入公園、蘆花恒春園、武蔵野中央公園、高井戸公園、六仙公園

■窓口

公益財団法人 東京都公園協会 公園事業部
営業課営業推進係

☎03-3232-3138

都立公園等の入場料の免除

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている方とその付添の方

次の公園等では、窓口到手帳を提示すれば無料で入場できます。また車いすの貸出しも行っています。（ ）内は車いすの台数

■施設名

恩賜上野動物園（30）、多摩動物公園（20）、

井の頭自然文化園（9）、葛西臨海水族園（20）、夢の島熱帯植物館（4）、神代植物公園（17）、浜離宮恩賜庭園（4）、旧芝離宮恩賜庭園（2）、清澄庭園（4）、小石川後楽園（3）、六義園（7）、向島百花園（3）、旧古河庭園（2）、殿ヶ谷戸庭園（2）、旧岩崎邸庭園（3）

■窓口

東京都建設局公園緑地部公園課

☎03-5320-5376

池上梅園入園料の無料

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方とその付添の方一人
入口受付で手帳を提示してください。

■内容

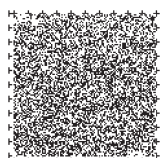
駐車場・和室・茶室は対象ではありません。

■窓口

池上梅園

〒146-0082 大田区池上2-2-13

☎03-3753-1658





各種料金の減免

電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）

視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、104番を利用の際に番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。利用には、事前に登録が必要です。

■対象

障害の種類	区 分	程 度
身体障害者手帳	視覚障がい	1～6級
	肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1、2級
	聴覚障がい	2級、3級、4級、6級（1級、5級はなし）
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級（1級、2級はなし）
戦傷病者手帳	視覚障がい	特別項症～第6項症
	肢体不自由（上肢）	特別項症～第2項症
	聴覚障がい	第2項症、第4項症
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症
愛の手帳	手帳をお持ちの方	
精神障害者保健福祉手帳		

■問合せ先

N T T東日本ふれあい案内事務局 フリーダイヤル 0120-104-174（午前9時～午後5時・土・日、祝日、年末年始を除く）までお問い合わせください。

なお、有料の番号案内（104番）は2026年3月31日をもって終了となりますが、上記「ふれあい案内」は継続いたします。

番号案内（104番）終了後のふれあい案内はご案内の時間帯等を見直し予定であり、具体的なご利用方法等については、ふれあい案内をご登録のお客様へ別途ご案内いたします。

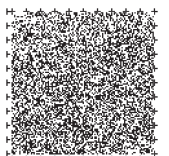
携帯電話の料金割引等

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費（指定難病）
受給者証のいずれかの交付を受けている方

■内容

詳細は各携帯電話会社にお問い合わせください。



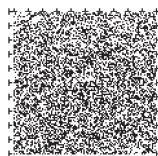


区内障害福祉サービス事業所一覧

令和7年4月1日現在 事業所番号順

事業所名	所在地	問合先 ☎電話・FAX FAX	主な対象者					
			特定 なし	身体	知的	精神	障害児	難病
生活介護								
大田区立大森東福祉園	大森東1－36－7	☎ 03-3766-5760 FAX 03-3766-5761			○			
大田区立大森東福祉園分場	大森本町2－2－3	☎ 03-6423-0544 FAX 03-6423-0545			○			
大田区立南六郷福祉園	南六郷3－23－8	☎ 03-3732-2940 FAX 03-3732-2994			○			
大田区立大田生活実習所	萩中2－10－11	☎ 03-3745-0878 FAX 03-3745-0945			○			
大田区立久が原福祉園	久が原1－2－5	☎ 03-5748-0251 FAX 03-5748-0253			○			
大田区立新井宿福祉園	中央2－13－2 (改修工事のため萩中2－10－11に一時移転)	☎ 03-3774-1371 FAX 03-3774-1385			○			
大田区立池上福祉園	池上6－40－3	☎ 03-5748-0055 FAX 03-5748-0067			○			
いずみえん	矢口3－1－5	☎ 03-3759-5550 FAX 03-3759-5634			○			
まごめ園	中馬込2－3－19	☎ 03-3773-0777 FAX 03-3773-0984			○			
アミークス東糀谷	東糀谷6－4－17	☎ 03-5735-8080 FAX 03-5735-8081		○				
大田区立はぎな公園	萩中2－12－23	☎ 03-5705-6531 FAX 03-5705-6534			○			
大田区立上池台障害者福祉会館	上池台5－5－1	☎ 03-3728-3111 FAX 03-3726-6677		○	○			
東京都立北療育医療センター城南分園	東雪谷4－5－10	☎ 03-3727-0521 FAX 03-3726-7816		○	○			
生活介護 まあーち蒲田	東京都大田区西蒲田8－3－6 橋本ビル4F	☎ 03-6428-7477 FAX 03-6428-7467			○	○		
生活介護事業所 あんだんて	西糀谷2－9－4 ウイングピア美園 101	☎ 03-6423-7560 FAX 03-6423-7560		○				
AI リハ南久が原Ⅱ	南久が原1－24－12 AI ビル 2F	☎ 03-6715-5883 FAX 03-6715-5884		○				○
ハウオリ西馬込	西馬込1－32－15 1F	☎ 03-6303-8777 FAX 03-6303-8777		○				
短期入所								
障害者支援施設 いずみえん	矢口3－1－5	☎ 03-3759-5550 FAX 03-3759-5634			○			
そらふね	下丸子2－24－24 千代田工具ビル1F	☎ 03-3759-5288 FAX 03-3759-8290		○	○		○	
アミークス東糀谷	東糀谷6－4－17	☎ 03-5735-8080 FAX 03-5735-8081		○				
城南地域生活支援センターカーサ久が原	久が原1－1－6	☎ 03-3752-4966 FAX 03-3752-4977			○			
大田区立障がい者総合サポートセンター 短期入所(重症心身障がい児(者))	中央4－30－11	☎ 03-6429-8523 FAX 03-6429-8545	○					
大田区立つばさホーム前の浦	大森南2－15－1 (3階)	☎ 03-5737-0771 FAX 03-5737-0773		○	○			
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立荏原病院	東雪谷4－5－10	☎ 03-5734-8000 FAX 03-5734-7025		○			○	
大田区立大田生活実習所短期入所	萩中2－10－11 (4階)	☎ 03-3745-0879 FAX 03-3745-0945		○	○			
施設入所支援								
いずみえん	矢口3－1－5	☎ 03-3759-5550 FAX 03-3759-5634			○			
アミークス東糀谷	東糀谷6－4－17	☎ 03-5735-8080 FAX 03-5735-8081		○				

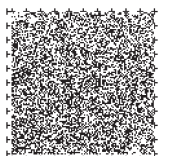
※グループホームはP157～160を参照。
※詳しくは、各事業所にお問い合わせください。





施設ガイド

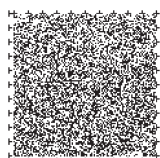
事業所名		所在地	問合先 ☎電話・FAX FAX	主な対象者					
				特定 なし	身体	知的	精神	障害児	難病
自立訓練（機能訓練）									
	大田区立志茂田福祉センター	西六郷 1－4－2 7	☎ 03-3734-0764 FAX 03-3734-0797		○				○
	大田区立障がい者総合サポートセンター	中央 4－3 0－1 1	☎ 03-5728-9435 FAX 03-5728-9438		○				○
自立訓練（生活訓練）									
	大田区立障がい者総合サポートセンター	中央 4－3 0－1 1	☎ 03-5728-9435 FAX 03-5728-9438	○					
	エンラボカレッジ 蒲田	蒲田 5－1 5－8 蒲田月村ビル 6 F	☎ 03-6715-7182 FAX 03-6715-7183			○	○		
	生活訓練 まあーち蒲田	西蒲田 8－3－6 橋本ビル 4 F	☎ 03-6428-7477 FAX 03-6428-7467				○		
宿泊型自立訓練									
	大田通勤寮	東六郷 1－1－1	☎ 03-6428-6676 FAX 03-6428-6686			○			
就労移行支援									
	LITALICO ワークス蒲田	蒲田 5－4 4－5 蒲田プライム 2 階	☎ 03-5714-0512 FAX 03-5714-0513		○	○	○		○
	さわやかワークセンター	西蒲田 3－1 9－4	☎ 03-5747-5670 FAX 03-5747-5680		○	○	○		
	社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場	大森西 2－2 2－2 6	☎ 03-3762-7611 FAX 03-5471-5768		○	○	○		
	E N T A S	西蒲田 4－4－1－2 階	☎ 03-3751-7650 FAX 03-3751-7649				○		
	スワン工舎羽田	羽田旭町 1 1－1	☎ 03-6756-7360 FAX 03-6756-7361			○	○		
	S A K U R A 蒲田センター	南蒲田 1－1－2 2 サテライト E ビル 2 階	☎ 03-5714-0392 FAX 03-5714-0393		○	○	○		○
	Spirit 大森センター	山王 3－2 7－6 大森ラルタビル 5 階	☎ 03-6429-2336 FAX 03-3773-4878		○	○	○		○
	でらいとわーく	蒲田 5－3 0－1 5 第 2 0 下川ビル 4 階	☎ 03-6428-6744 FAX 03-6428-6799		○	○	○		○
	大田区立障がい者総合サポートセンター	中央 4－3 0－1 1	☎ 03-5728-9436 FAX 03-5728-9439		○	○	○		○
	アクセルトライ おおた	大森北 2－2－1 0 AMT 大森ビル 5 階	☎ 03-6404-9991 FAX 03-6404-9992		○	○	○		○
	ワークイズ	蒲田 5－1 8－5 第 2 4 下川ビル 5 0 1	☎ 03-6715-9161 FAX 03-6715-9162		○	○	○		○
	ウェルビー蒲田センター	蒲田 5－4 9－1 2 蒲田 M&M 1 ビル 5 階－2	☎ 03-6715-8153 FAX 03-6715-8154		○	○	○		○
	レインボーワークス	西糀谷 4－3 1－1 6 2 階	☎ 03-6715-8163 FAX 03-6715-8165		○	○	○		
	就労移行支援事業所 Y A S S A S	仲池上 2－2 8－1 5 2 F	☎ 03-6410-5551 FAX 03-6410-5551			○	○		
就労継続支援（A 型）									
	社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場	大森西 2－2 2－2 6	☎ 03-3762-7611 FAX 03-5471-5768		○	○	○		
	明日楽	西蒲田 6－8－9	☎ 03-6428-7042 FAX 03-6428-7043		○	○	○		
	プレスト池上	池上 3－3 2－1 7 第 2 6 下川ビル A 館 3 0 1	☎ 03-5748-5188 FAX 03-5748-5189			○	○		
就労継続支援（B 型）									
	まごめ園	中馬込 2－3－1 9	☎ 03-3773-0777 FAX 03-3773-0984			○			
	のぞみ園	大森南 2－1 5－1	☎ 03-5737-0777 FAX 03-5737-0775			○			
	大田区立大田福祉作業所	大森西 3－3－9	☎ 03-3763-8739 FAX 03-3763-8741			○			
	大田区立大田福祉作業所 大森西分場	大森西 2－2 0－1 7	☎ 03-3765-3396 FAX 03-3765-3239			○			





施設ガイド

事業所名	所在地	問合先 ☎電話・FAX FAX	主な対象者					
			特定 なし	身体	知的	精神	障害児	難病
就労継続支援（B型）								
大田区立くすのき園	南六郷3－23－9 ※改修工事のため蒲田2－10－1に一時移転	☎ 03-3732-0141 FAX 03-3732-0148			○			
大田区立うめのき園	東糀谷5－17－14－101号	☎ 03-3743-3811 FAX 03-3743-3814			○			
大田区立うめのき園分場	大森南1－20－8	☎ 03-5705-3461 FAX 03-5705-3462			○			
大田区立しいのき園	西糀谷2－9－12	☎ 03-5705-0033 FAX 03-5705-0030			○			
大田区立志茂田福祉センター	西六郷1－4－27	☎ 03-6715-9375 FAX 03-3734-0797			○			
糀谷作業所	本羽田1－22－1	☎ 03-3742-3460 FAX 03-3742-3460				○		
糀谷作業所分室	本羽田1－18－21 日興ビル101、202、301号	☎ 03-5705-8971 FAX 03-5705-8971				○		
P. プロゼクト	大森北3－5－3	☎ 03-5493-2533 FAX 03-5493-2533				○		
さわやかワークセンター	西蒲田3－19－4	☎ 03-5747-5670 FAX 03-5747-5680		○	○	○		
大田区立はぎなな園	萩中2－12－23	☎ 03-5705-6531 FAX 03-5705-6534			○			
大田区立上池台障害者福祉会館	上池台5－5－1	☎ 03-3728-3111 FAX 03-3726-6677		○	○			
大田区立上池台障害者福祉会館 馬込分場	南馬込4－6－5 馬込区民センター内	☎ 03-3775-2729 FAX 03-3775-2749			○			
樹林館	西蒲田3－19－1	☎ 03-3752-5959 FAX 03-5755-3205				○		
沙らの木	東矢口3－15－23・24	☎ 03-3737-9190 FAX 03-3737-9190				○		
とちの実作業所	西蒲田1－19－19－102	☎ 03-6303-5393 FAX 03-5700-4533			○			
みどり作業所	東六郷1－26－13 ベルナル203	☎ 03-3730-9882 FAX 03-3730-9882			○	○		
サンアップ	仲六郷4－6－15	☎ 03-3737-0895 FAX 03-6424-4009			○			
ステップ夢	西蒲田6－24－5	☎ 03-3733-3490 FAX 03-6715-9666				○		
社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場	大森西2－22－26	☎ 03-3762-7611 FAX 03-5471-5768		○	○	○		
喫茶 色えんぴつ	新蒲田2－1－10－101	☎ 03-3734-3690 FAX 03-3734-3690				○		
ENTAS	西蒲田4－4－1－2階	☎ 03-3751-7650 FAX 03-3751-7649				○		
みどりの歩み	久が原2－14－9	☎ 03-6410-4530 FAX 03-6410-4530				○		
アルファ企画	西蒲田2－9－16	☎ 03-3752-2274 FAX 03-3752-2274				○		
はすの実作業所	池上5－28－1－108	☎ 03-3752-2150 FAX 03-3752-2150			○			
クッキングワーク街の駅	西蒲田3－18－9	☎ 03-6410-6400 FAX 03-6410-6450				○		
就労継続支援B型事業所 NEXT	山王3－27－6 大森ラルタビル8階	☎ 03-6429-2336 FAX 03-3773-4878				○		○
さぽーと・さら	東矢口3－12－18 ベルス馬場101・102	☎ 03-3737-9190 FAX 03-3737-9190				○		
おれんじルーム	中央4－20－3	☎ 03-6303-7150 FAX 03-6303-7150			○	○		
Be ステーション凜	下丸子4－6－16	☎ 03-6715-2675 FAX 03-6715-5812		○	○			





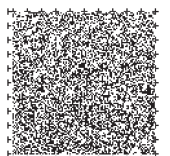
施設ガイド

事業所名	所在地	問合先 ☎電話・FAX FAX	主な対象者					
			特定 なし	身体	知的	精神	障害児	難病
就労継続支援（B型）								
レインボーワークス	西糀谷4－31－16 ビーソシアル2階	☎ 03-6715-8163 FAX 03-6715-8165		○	○	○		
就労継続支援B型事業所 みんなの大学校大田校	東海3－8－2 TSKビル4階	☎ 03-6822-8782 FAX 03-6303-6281		○	○	○		○
ドリーム トリップ	千鳥2－7－5 サンモールこじま1階	☎ 03-6451-9648 FAX 03-6451-9649		○	○	○		○
Beanstalk	大田区西蒲田7－43－6 カレントビル4F	☎ 03-4550-6150 FAX なし			○	○		
COPLUS STEP 昭和島 Base	昭和島1－2－8 6F	☎ 03-6271-6949 FAX 03-6271-6950			○	○		
「庵」	本羽田2－16－23	☎ 03-6423-7073 FAX 03-6423-7026		○		○		
でじるみ東京大田	千鳥2－3－20	☎ 03-6715-4307 FAX 03-6715-4308				○		
リハスワーク大森	山王2－3－13	☎ 03-6303-7966 FAX 03-6303-7967		○	○	○		○
就労定着支援								
大田区立障がい者総合サポート センター	中央4－30－11	☎ 03-5728-9436 FAX 03-5728-9439		○	○	○		○
でらいとわーく	蒲田5－30－15 第20下川ビル	☎ 03-6428-6744 FAX 03-6428-6799		○	○	○		○
さわやかワークセンター	西蒲田3－19－4	☎ 03-5747-5670 FAX 03-5747-5680				○		
spirit 大森センター	山王3－27－6 大森ラルタビル5F	☎ 03-6429-2336 FAX 03-3773-4878		○	○	○		○
スワン工舎羽田	羽田旭町11－1	☎ 03-6756-7360 FAX 03-6756-7361		○	○	○		
東京都大田福祉工場 就労定着支援室	大森西2－22－26	☎ 03-3762-7611 FAX 03-5471-5768		○	○	○		
LITALICOワークス蒲田	蒲田5－44－5 蒲田プライム2階	☎ 03-5714-0512 FAX 03-5714-0513		○	○	○		○
アクセルトライ おおた	大森北2－2－10 AMT大森北ビル5F	☎ 03-6404-9991 FAX 03-6404-9992		○	○	○		○
就労定着支援事業所 ウェルビー蒲田センター	蒲田5－49－12 蒲田M&M1ビル5階－2	☎ 03-6715-8153 FAX 03-6715-8154		○	○	○		○
SAKURA蒲田センター	南蒲田1－1－22 サテライトEビル2階	☎ 03-5714-0392 FAX 03-5714-0393		○	○	○		○
就労定着支援事業所 ワークイズ	蒲田5－18－5 第24下川ビル501	☎ 03-6715-9161 FAX 03-6715-9162		○	○	○		○
レインボーワークス	西糀谷4－31－16 2階	☎ 03-6715-8163 FAX 03-6715-8165		○	○	○		
就労定着支援事業所 YASSAS	仲池上2－28－15－2 F	☎ 03-6410-5551 FAX 03-6410-5551	○					

区内地域生活支援事業事業所 一覧

令和7年4月1日現在

事業所名	所在地	問合先 ☎電話・FAX FAX	知的	精神	障害児
地域活動支援センターⅠ型					
こうじや生活支援センター	東糀谷 1-14-14	☎ 03-5705-0744 FAX 03-3742-3648		○	
かまた生活支援センター	西蒲田 4-4-1	☎ 03-5700-6761 FAX 03-5700-6753		○	
地域活動支援センターⅡ型					
サポートネット久が原	久が原 3-32-12	☎ 03-6410-2502 FAX 03-6410-2502		○	
サポートネット糀谷	東六郷 2-8-19	☎ 03-6314-5097 FAX 03-6314-5097		○	
雪谷工房	石川町 2-8-2 田村ビル 301	☎ 03-3720-2878 FAX 03-3720-2878		○	
シーエス・アディ	南久が原 2-33-14	☎ 03-3757-7817 FAX 03-3757-7817		○	
地域活動支援センターⅢ型					
スペースC	大森北 1-12-10-102	☎ 03-3762-2213 FAX 03-3762-2213	○		
カフェパーチェ	大森北 1-29-15	☎ 03-3764-0858 FAX 03-3764-0858	○		
糀谷作業所	本羽田 1-18-21	☎ 03-6314-7596 FAX 03-6314-7596		○	
日中一時支援					
いずみえん	矢口 3-1-5	☎ 03-3759-5550 FAX 03-3759-5634	○		○



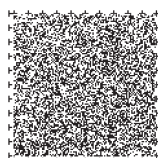


区内障害児通所支援事業所 一覧

令和7年4月1日現在

事業所番号順

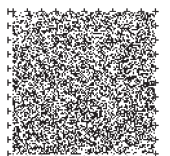
事業所名	所在地	問合先 ☎電話・FAX FAX
児童発達支援センター（児童発達支援）		
大田区立こども発達センター わかばの家	千鳥3-7-5	☎ 03-3757-7761 FAX 03-3757-7763
東京都立北療育医療センター 城南分園	東雪谷4-5-10	☎ 03-3727-0521 FAX 03-3726-7816
児童発達支援		
LITALICOジュニア蒲田教室	南蒲田1-1-17 3階	☎ 03-5714-5288 FAX 03-5714-5289
大田区立こども発達センター わかばの家 児童発達支援事業所	千鳥3-7-5	☎ 03-3757-7761 FAX 03-3757-7763
あかしきい発達支援るーむ	池上4-30-9 第4朝日ビル2階	☎ 03-6410-6701 FAX 03-6410-6702
ほしのご大森	大森南3-24-2	☎ 03-6423-9612 FAX 03-6423-9613
ほしのごキッズ	南蒲田1-1-17 川口ビル1階	☎ 03-6428-6203 FAX 03-6428-6204
児童デイパーチェ	大森東1-35 コーシャハイム大森東4-108	☎ 03-6404-8391 FAX 03-6404-8392
ほしのごジュニア	池上3-39-12 常盤ビル2階	☎ 03-6410-6172 FAX 03-6410-6173
発達支援トモノエが原教室	南久が原2-12-14 三立ビル202	☎ 03-6715-0308 FAX 03-6715-0406
リトルコールケア 2nd	南雪谷4-7-13-101	☎ 03-3728-8656 FAX 03-3720-9556
児童発達支援うさぎの学校	多摩川1-26-28 1階	☎ 03-6715-2152 FAX 03-6715-2228
スタジオそら大岡山	北千束3-17-14 2階	☎ 03-6425-8447 FAX 03-4333-7255
ほしのご中央	中央8-33-3 Land work レジデンス蒲田2階	☎ 03-5755-3341 FAX 03-5755-3342
コペルプラス 大森教室	大森北3-1-10-101	☎ 03-6450-0552 FAX 03-6450-0553
スタジオそら池上	池上3-32-13 ツインウッドスクエア201	☎ 03-5755-3539 FAX 03-6736-0380
ミリミリ大田	大森西3-26-3 シュメール稲美1階	☎ 03-6429-8717 FAX 03-6429-8717
こどもケアセンターほっと大田	田園調布5-45-10	☎ 03-6715-6240 FAX 03-6715-6249
発達支援センター アイリスが原教室	南久が原2-7-5 DAISYO2階	☎ 03-6459-8915 FAX 03-6459-8914
児童発達支援・放課後等デイサービス スマイリーハーツ	雪谷大塚町10-2 K2ビル2階	☎ 03-6421-9590 FAX 03-6421-9591
スターキッズ	大森中2-1-20 エステシオン大森1階	☎ 03-6404-6315 FAX 03-6404-6316
LIBO らぼ でんえんちょうふ	田園調布2-51-6 2階	☎ 03-5755-5394 FAX 03-5755-5395
こども発達支援教室「ココ塾」蒲田校	西蒲田8-3-6 橋本ビル2階	☎ 03-6424-4550 FAX 03-6424-4584
さくらのみち	池上8-3-5 NKビル2階	☎ 03-6410-4702 FAX 03-6410-4703
コペルプラス 大鳥居教室	西糀谷3-37-18	☎ 03-6423-7510 FAX 03-6423-7517
ハービー＆マックローリン・陽だまり 池上療育センター	池上1-24-11	☎ 03-5755-3971 FAX 03-5755-3970
児童発達支援事業所 にじのいえ	大森中1-14-2-101	☎ 03-3764-0223 FAX 03-3764-0224
グッデイ kids 石川台教室	東雪谷2-7-5 東興ビル2階	☎ 03-6425-7187 FAX 03-6425-7189
LIBO らぼ かまた園	東矢口1-11-11	☎ 03-5713-2080 FAX 03-5713-2081
サルーテ洗足池	上池台2-23-10	☎ 03-6425-6758 FAX 03-6425-6759
rubato	北千束1-69-1 ワカスギクリニックビル1階	☎ 03-5726-9624 FAX 03-5726-9624
クロッカ六郷	南六郷2-5-7	☎ 03-6424-7802 FAX 03-6424-7803
放課後等デイサービス ウィズ・ユー池上	西蒲田2-7-1 アクイール・セイザン101	☎ 03-6410-9778 FAX 03-6410-9748
リトルコールケア SUN	久が原3-37-8 1階	☎ 03-6451-7456 FAX 03-6451-7856
グッデイ kids 雪が谷大塚教室	南雪谷4-5-3 多田ビル2階	☎ 03-6425-7563 FAX 03-6421-9786
コペルプラス洗足池教室	上池台2-15-1 共立上池台ビル2階	☎ 03-6451-7864 FAX 03-6451-7259
ワールドキッズ大森教室	大森北1-27-3 大森北一ビル2階	☎ 03-6459-6124 FAX 03-6459-6193
ミリミリ西馬込	西馬込1-32-15 1階	☎ 03-6303-8777 FAX 03-6303-8777
放課後等デイサービス ウィズ・ユー西糀谷	西糀谷2-11-5 グランドステータス西糀谷202	☎ 03-6715-1829 FAX 03-6715-1829
スマリーハーツ・アルファ	雪谷大塚町14-19	☎ 03-6421-8568 FAX 03-6421-9792
カラーズ	蒲田2-26-3 コリンビル2階・3階	☎ 03-6428-7025 FAX 03-6428-7026
放課後等デイサービス ウィズ・ユー大森西	大森西1-15-3 エースビル1F	☎ 03-6271-6153 FAX 03-6271-6154





施設ガイド

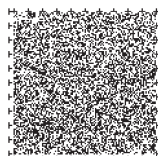
事業所名	所在地	問合先 ☎電話・FAX FAX
放課後等デイサービス		
くれよんくらぶ	大森北1-11-3 サカエビル5階 A号室	☎ 03-6410-8940 FAX 03-6410-8940
スキップランド南六郷	南六郷2-27-3	☎ 03-6753-7555 FAX 03-6677-6097
あかしろきいろ発達支援の一む	池上4-30-9 第4朝日ビル2階	☎ 03-6410-6701 FAX 03-6410-6702
発達支援トモノエ矢口渡教室	多摩川2-4-1 ラ・ベルヴィ1階	☎ 03-6715-4470 FAX 03-6715-4471
アインクラブ	池上3-4-9 1階	☎ 03-6410-4661 FAX 03-6410-4662
放課後等デイサービス ポジティブ	仲六郷2-39-7 鈴木ビル1階	☎ 03-6424-9501 FAX 03-6424-9502
スキップランド新蒲田	新蒲田1-13-7	☎ 03-6479-9952 FAX 03-6754-0070
リトルコールケア	南雪谷4-7-14 2階	☎ 03-3728-8656 FAX 03-3720-9556
発達支援トモノエ学校前教室	矢口1-23-25 2階	☎ 03-6421-8851 FAX 03-6421-8831
かたつむりクラブ	池上3-31-14 ファミリークボタ1階	☎ 03-3751-1661 FAX 03-3751-1661
テラコヤキッズゆめ気球教室	蒲田1-25-7 グレードワン・ヒラタ1階	☎ 03-5480-6676 FAX 03-3730-1133
アインクラブ大森	大森本町2-26-15 2階	☎ 03-6404-9898 FAX 03-6404-9313
ほしのご大森	大森南3-24-2	☎ 03-6423-9612 FAX 03-6423-9613
このこのリーフ池上	池上3-25-5 グリーンパレス1階	☎ 03-6410-4491 FAX 03-6410-4492
ファミリールーム りぼん	中央8-4-13 KTY中央101	☎ 03-6410-3286 FAX 03-6410-3267
テラス児童デイサービス西蒲田	西蒲田8-7-14 中野ビル1階	☎ 03-6428-7371 FAX 03-6428-7372
児童デイパーチェ	大森東1-35 コーシャハイム大森東4-108	☎ 03-6404-8391 FAX 03-6404-8392
放課後デイ レインボースター	南蒲田1-1-23 夫婦橋ビル2階	☎ 03-6424-8758 FAX 03-6424-8759
でらいとわーくジュニア かまたア フタースクール	蒲田5-30-15 第20下川ビル2階	☎ 03-6428-6030 FAX 03-6715-9005
Kid's Tech 蒲田	西蒲田7-18-6	☎ 03-6428-7839 FAX 03-6428-7829
ゆめクラブ2	下丸子1-19-23 CSソレイユ1階	☎ 03-6715-0508 FAX 03-6715-0508
このこのリーフ大森山王	山王1-31-2 石ビル2階	☎ 03-5728-9037 FAX 03-5037-9038
発達支援トモノエが原教室	南久が原2-12-14 三立ビル1階	☎ 03-6715-0405 FAX 03-6715-0406
はるはうす k i d s	東六郷2-9-16 阿部ビル1階	☎ 03-6715-7366 FAX 03-6715-7364
発達支援教室にじいろ Labo 池上	池上5-14-4 小宮ビル1階	☎ 03-6410-2911 FAX 03-6410-2912
このこのリーフ千鳥町駅前	千鳥1-19-5 フラット千鳥1階	☎ 03-6410-6307 FAX 03-6410-6308
重症心身障害児 放課後等デイサー ビスさくらんぼ	大森南1-21-11 建愛ビル1階	☎ 03-6423-6090 FAX 03-6423-6091
放課後等デイサービス こどもラボ 東雪谷	東雪谷2-12-15	☎ 03-6421-9772 FAX 03-6421-9779
ハーティーパーチが原	南久が原2-19-29	☎ 03-6459-8068 FAX 03-6459-8120
ほしのごアルファ	蒲田3-15-7 ネオ・アピース101	☎ 03-6424-4901 FAX 03-6424-4902
大田区立障がい者総合サポートセン ター 放課後等デイサービス	中央4-30-11	☎ 03-6429-8525 FAX 03-6429-8545
カラーズ	蒲田2-26-3 コリンビル2階	☎ 03-6428-7025 FAX 03-6428-7026
社楽	下丸子2-24-24	☎ 03-3759-5288 FAX 03-3759-8290
ほしのご中央	中央8-33-3 Land work レジデンス蒲田2階	☎ 03-5755-3341 FAX 03-5755-3342
スタジオそら池上	池上3-32-13 ツインウッドスクエア201	☎ 03-5755-3539 FAX 03-6736-0380
Genius Discovery 馬込教室	南馬込5-1-9	☎ 03-6417-1880 FAX 03-6417-1880
重症心身障害児 放課後等デイサー ビスれもん	蒲田1-3-5 STハイム1階	☎ 03-6424-8472 FAX 03-6424-8473
ミリミリ大田	大森西3-26-3 シュメール稲美1階	☎ 03-6429-8717 FAX 03-6429-8717
こどもケアセンターはっと大田	田園調布5-45-10	☎ 03-6715-6240 FAX 03-6715-6249
ほしのご池上	池上6-14-9 JSビル1階	☎ 03-6303-5668 FAX 03-6303-5669





施設ガイド

事業所名	所在地	問合先 ☎電話・FAX FAX	
このこのリーフ千鳥	千鳥1-15-11 ツインウッドスクエア102号	☎ 03-5755-3715	FAX 03-5755-3716
発達支援センター アイリス久が原教室	南久が原2-7-5 DAISYO2階	☎ 03-6459-8915	FAX 03-6459-8914
児童発達支援・放課後等デイサービス スマイリーハーツ	雪谷大塚町10-2 K2ビル2階	☎ 03-6421-9590	FAX 03-6421-9591
スターキッズ	大森中2-1-20 エステション大森1階	☎ 03-6404-6315	FAX 03-6404-6316
このこのリーフ京急蒲田	蒲田3-23-7 松本ビル1階	☎ 03-6715-9174	FAX 03-6715-9175
こども発達支援教室「ココ塾」蒲田校	西蒲田8-3-6 橋本ビル2階	☎ 03-6424-4550	FAX 03-6424-4584
ハービー & マックローリン・陽だまり 池上療育センター	池上1-24-11	☎ 03-5755-3971	FAX 03-5755-3970
Genius Discovery 御嶽山教室	東嶺町12-24 メゾン東嶺1階	☎ 03-5755-3665	FAX 03-5755-3665
スキップランド鶴の木	鶴の木3-13-14 アイコート1階	☎ 050-3637-4097	FAX 050-3538-3111
グッデイ kids 石川台教室	東雪谷2-7-5 東興ビル2階	☎ 03-6425-7187	FAX 03-6425-7189
LIBO らぼ たまがわ園	田園調布1-6-3 早川ビル2階	☎ 03-5755-5816	FAX 03-6715-6890
LIB 梅やしき園	大森西6-11-21 2階	☎ 03-5767-6166	FAX 03-5767-6176
LIB 矢口園	東矢口3-30-12 2階	☎ 03-6428-7058	FAX 03-6428-7059
サルーテ洗足池	上池台2-23-10	☎ 03-6425-6758	FAX 03-6425-6759
はるはうす kids 武蔵新田	矢口1-19-5 DR ホームズ武蔵新田1階	☎ 03-6428-6133	FAX 03-6428-6134
rubato	北千束1-69-1 ワカスギクリニックビル1階	☎ 03-5726-9624	FAX 03-5726-9624
放課後等デイサービス ウィズ・ユー池上	西蒲田2-7-1 アクイール・セイザン101	☎ 03-6410-9778	FAX 03-6410-9748
リトルコールケア SUN	久が原3-37-8 1階	☎ 03-6451-7456	FAX 03-6451-7856
このこのリーフ西蒲田	西蒲田6-35-13 マンショングローリー2階	☎ 03-6424-7614	FAX 03-6424-7615
ワールドキッズ大森教室	大森北1-27-3 大森北ビル2階	☎ 03-6459-6124	FAX 03-6459-6193
放課後デイサービス シーガル	北糀谷1-6-2 グリーンルーム北糀谷101号室	☎ 03-6423-9624	FAX 03-6423-9624
スターキッズ梅屋敷	大森西6-11-18 日昇堂レジデンス1階	☎ 03-6404-9545	FAX 03-6404-9546
放課後等デイサービス ウィズ・ユー西糀谷	西糀谷2-11-5 グランドステータス西糀谷202	☎ 03-6715-1829	FAX 03-6715-1829
カナガク自立支援放課後等学習センター 放課後デイ東京蒲田駅前	蒲田5-6-7 月村マンションNO.23 201号室	☎ 03-6715-7876	FAX 03-6715-7876
放課後等デイサービス ウィズ・ユー大森西	大森西1-15-3 エースビル1F	☎ 03-6271-6153	FAX 03-6271-6154
スターキッズ大島居	東糀谷1-1-10 ステラコート2F	☎ 03-6423-7116	FAX 03-6423-7117
保育所等訪問支援			
東京都立北療育医療センター 城南分園	東雪谷4-5-10	☎ 03-3727-0521	FAX 03-3726-7816
あいりすキッズ	西馬込1-32-15 共信ビル303	☎ 03-6429-7111	FAX 03-6850-9774
発達支援センター アイリス久が原教室	南久が原2-7-5 DAISYO2階	☎ 03-6459-8915	FAX 03-6459-8914
LIBO らぼ でんえんちょうふ	田園調布2-51-6 2階	☎ 03-5755-5394	FAX 03-5755-5395
こども発達支援教室「ココ塾」蒲田校	西蒲田8-3-6 橋本ビル2階	☎ 03-6424-4550	FAX 03-6424-4584
居宅訪問型児童発達支援			
あいりすキッズ	西馬込1-32-15 共信ビル303	☎ 03-6429-7111	FAX 03-6850-9774



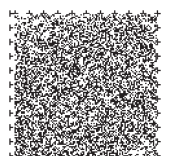


施設ガイド

区内にあるグループホーム (P82参照)

令和7年4月1日現在

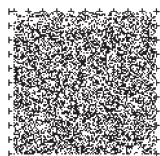
名 称		所 在 地		問合先
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会				
藤寮	〒 144-0056	西六郷 1-14-5	サンライトビル西六郷 201	03-6715-7710
たんぽぽ	〒 143-0012	大森東 2-27-6	コスモ 3 番館	
ドリームスター	〒 144-0045	南六郷 2-20-4	サンライトビル 301	
若葉荘	〒 144-0045	南六郷 2-20-4	サンライトビル 301	
大森ハウス	〒 143-0014	大森中 2-5-16	パークヒル大森 106.109.209	
あざみ寮	〒 143-0015	大森西 4-9-10	クレール大森 307	
スカイブルー	〒 143-0015	大森西 7-4-2	ベルメゾン 5 階・6 階	
みなづき寮	〒 146-0092	下丸子 3-17-13	K ハイム 2 階	
まごめ寮	〒 143-0027	中馬込 3-21-5		
大森南寮	〒 143-0013	大森南 2-20-18	プチエレガンスエフ 206・302	
高井寮	〒 144-0053	蒲田本町 2-2-17		
はうす池上	〒 146-0082	池上 7-15-6	アミコート池上 102	
池上なのはな	〒 146-0082	池上 7-15-6	アミコート池上 201	
さくらハウス	〒 143-0014	大森中 2-15-25	サンハイムカワマン 302	
さくらハウス 2	〒 143-0014	大森中 2-15-25	サンハイムカワマン 201	
ふづきの家	〒 146-0094	東矢口 3-30-12	1 階	
カーサ久が原	〒 146-0085	久が原 1-1-6		
連携型大田	〒 146-0094	東矢口 3-30-12		
社会福祉法人 大田幸陽会				
西六郷生活ホーム	〒 144-0056	西六郷 1-24-3		03-6423-6915
山王生活ホーム	〒 143-0023	山王 2-7-35		
第一幸陽ホーム	〒 144-0034	西糀谷 2-31-2		
第二幸陽ホーム	〒 144-0034	西糀谷 2-31-2		
西糀谷第三幸陽ホーム	〒 144-0034	西糀谷 2-28-14	1 階	
西糀谷第四幸陽ホーム	〒 144-0034	西糀谷 2-28-14	2 階	
大森西幸陽ホーム	〒 143-0015	大森西 2-17-22		
西蒲田幸陽ホーム	〒 144-0051	西蒲田 3-15-11		
NPO法人 A S K				
ケアホームアスク池上	〒 146-0082	池上 5-3-19		03-3752-5861
ケアホームアスク南馬込	〒 143-0025	南馬込 3-20-15		03-6429-8390
NPO法人 じゃんぶ				
V i v o	〒 143-0024	中央 8-27-7		03-6320-5782
ケアホームアリオーン	〒 146-0084	南久が原 2-10- 3		03-6715-4433
C i a o	〒 146-0084	南久が原 2-10- 3		03-6715-2224
NPO法人 大田桜の会				
梅の木寮はな	〒 144-0043	羽田 2-27-6		03-3744-3739
梅の木寮まる	〒 144-0033	東糀谷 1-20-5		03-5737-3770
株式会社 ぽえ夢				
グループホームぽえむ	〒 144-0045	南六郷 2-10-8	ライジング 1 階	03-3734-6530
NPO法人 インクルージョン推進機構				
西糀谷和の家	〒 144-0034	西糀谷 4-5-18		03-3745-5557
和の家ハイツ 201	〒 144-0034	西糀谷 4-5-2	ハイツアオキ 21 201 号室	
きのこ	〒 144-0035	南蒲田 3-6-2		03-6423-7887
きのこ 2	〒 144-0035	南蒲田 3-6-8	ハウスバンブー 307 号	
キャプテン萩中	〒 144-0047	萩中 2-1-15	ハートフルコラボ 202、301 号	080-3433-1605
和のいろ	〒 144-0045	南六郷 2-8-12		03-6424-8100
和のそら	〒 144-0045	南六郷 2-8-11		03-6424-8100
エース	〒 144-0033	東糀谷 1-20-11		03-6423-2331





施設ガイド

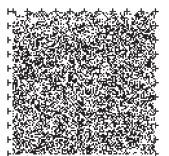
名 称		所 在 地		問合先
NPO法人 ありがとう				
	にっこり	〒 144-0043	羽田 5-24-2	070-5468-7199
	にっこり 2	〒 144-0033	東糀谷 3-4-14	
	にっこり 3	〒 144-0055	仲六郷 4-29-3 Kハウス 2 階	
	にっこり 4	〒 144-0045	南六郷 2-8-15	
一般社団法人 北斗みらい				
	北斗みらい	〒 144-0055	仲六郷 2-20-6 ウィンベルソロ仲六郷 101	090-9521-6281
	北斗みらい 2	〒 144-0055	仲六郷 2-22-2	
	北斗みらい 3	〒 144-0055	仲六郷 1-45-12	
	北斗みらい 4	〒 143-0015	大森西 1-18-5	
NPO法人 フットルース				
	楽し荘	〒 146-0093	矢口 1-5-4	03-6715-2640
一般社団法人 真陽				
	メルヴェイユ糀谷	〒 144-0035	南蒲田 3-14-15	03-6423-6486
	榆の木	〒 144-0055	仲六郷 4-9-11 サンワファミリア 203 号、403 号	090-4747-3396
	藤の花	〒 144-0056	西六郷 2-57-11	03-6423-6486
一般社団法人 HAL				
	グループホーム トネリコ	〒 146-0095	多摩川 1-35-13	090-3066-6499
	グループホーム トーチ	〒 143-0024	中央 7-4-5	
一般社団法人 大樹				
	メルヴェイユ大森南	〒 143-0013	大森南 3-30-18	03-6423-6923
社会福祉法人 同愛会				
	グループホーム かんらんしゃ	〒 145-0065	東雪谷 5-27-20	03-6451-7577
株式会社コンサルティング ZERO				
	グループホーム HARU 東馬込	〒 143-0025	東馬込 1-18-3	03-6429-8531
	グループホーム HARU 下丸子	〒 146-0092	下丸子 2-1-9	03-6715-4508
	グループホーム HARU 東矢口	〒 146-0094	東矢口 2-12-5	03-6459-8903
	グループホーム HARU 中央	〒 143-0024	中央 8-1-7 センターハイツ戸建	03-6410-5101
	グループホーム HARU 武蔵新田	〒 146-0092	下丸子 2-6-5	03-6459-8907
	グループホーム HARU 仲池上	〒 146-0081	仲池上 2-3-18	03-6410-9391
	グループホーム HARU 山王	〒 143-0023	山王 3-12-18 ラレーブ山王 201	03-6429-8907
	グループホーム HARU 大森西	〒 143-0015	大森西 2-13-2 ラ・フォーレタナカ 305	03-6271-6114
株式会社ビーテック				
	レインボーズアパートメント羽田	〒 144-0043	羽田 1-15-15 1 階、2 階	03-6423-6552
	レインボーズアパートメント仲池上	〒 146-0081	仲池上 2-19-18 1 階、2 階	03-6303-5420
	レインボーズアパートメント西糀谷	〒 144-0034	西糀谷 4-31-16 4 階、5 階	090-7212-6399
ミナノワ株式会社				
	クライスハイム大森東	〒 143-0012	大森東 4-8-15	03-6423-0558
一般社団法人 ミューチュアルアンドアソシエイツ				
	ミューチュアル久が原ハウス	〒 146-0085	久が原 4-5-25	080-3416-5413
	ミューチュアル北嶺町ハウス	〒 145-0073	北嶺町 17-3	
	ミューチュアル千鳥町ハウス	〒 146-0083	千鳥 3-2-23	
	ミューチュアル新蒲田ハウス	〒 144-0054	新蒲田 3-10-3	
有限会社 ワイ・エム				
	グループホームきずな	〒 145-0061	石川町 2-17-6	03-6425-8843
株式会社 和泉				
	グループホームいずみ	〒 146-0085	久が原 5-8-8	03-5700-7198
	グループホームいずみ大田中央	〒 143-0024	中央 1-7-14	
一般社団法人 コミュニティーサポート				
	グループホームランタナ仲六郷の家	〒 144-0055	仲六郷 2-2-4	090-4078-9589
	グループホームランタナ仲六郷の家 3	〒 144-0055	仲六郷 2-2-2	





施設ガイド

名 称		所 在 地		問合先
社会福祉法人 知恵の光会				
	ゴムまり	〒 144-0043	羽田 4-4-18	03-6715-1218
株式会社 桜花				
	グループホーム桜花	〒 146-0085	久が原 1-3-4	03-6313-6024
	グループホーム桜花 多摩川	〒 146-0095	多摩川 2-21-20	03-6899-1028
	グループホーム桜花 南蒲田	〒 144-0035	南蒲田 1-18-6	03-6887-9135
	グループホーム桜花 下丸子	〒 146-0092	下丸子 1-12-14	03-6424-7228
ハイジ合同会社				
	グループホームハイジの家	〒 144-0051	西蒲田 1-14-8	03-6410-5027
	グループホームハイジの家下丸子	〒 146-0092	下丸子 2-16-7-102	
	グループホームハイジの家 はすぬま	〒 144-0051	西蒲田 3-5-17	
	グループホームハイジの家 鶺鴒の木	〒 146-0091	鶺鴒の木 2-37-3	
	グループホームハイジの家 オリーブ	〒 144-0051	西蒲田 1-18-12	
合同会社親和				
	ウィズライフ	〒 146-0085	久が原 3-11-9	03-6410-5038
株式会社アルファクロス				
	コージネスホーム東矢口	〒 146-0094	東矢口 1-15-17	03-6428-7393
	コージネスホーム南六郷	〒 144-0045	南六郷 1-28-2	03-6424-4118
	コージネスホーム蒲田本町	〒 144-0053	蒲田本町 2-13-1	03-5711-7100
一般社団法人 La Famille				
	メゾン・ド・ファミーユ	〒 146-0082	池上 6-22-2	03-6410-5441
大田区				
	つばさホーム前の浦	〒 143-0013	大森南 2-15-1	03-5737-0771
一般社団法人 ステラ				
	グループホームステラ	〒 144-0047	萩中 1-10-21	090-6562-3638
	グループホームスペース	〒 144-0033	東糀谷 1-1-4	
社会福祉法人 陸月会				
	Pastel Living 鶺鴒の木	〒 146-0091	鶺鴒の木 3-22-16	03-6715-2895
一般社団法人 リフレーム				
	りふれーむ 一つばめー	〒 145-0065	東雪谷 5-38-2	03-4500-7200
	りふれーむ ーうぐいすー	〒 145-0065	東雪谷 3-22-9 2階	
	りふれーむ ーかなりあー	〒 145-0062	北千束 1-23-7	
布施保育事業株式会社				
	布施グループホーム東雪谷	〒 145-0065	東雪谷 2-8-3	044-589-6330
株式会社ボシエット				
	グループホーム ああす蒲田	〒 144-0034	西糀谷 2-19-4	090-4745-0537
	グループホーム ああす池上	〒 146-0082	池上 1-8-20	
	グループホーム ああす西馬込	〒 143-0026	西馬込 1-8-20	
合同会社あんじゅ				
	グループホームあんじゅ大森南	〒 143-0013	大森南 3-29-10	050-8887-7676
	グループホームあんじゅ大岡山①	〒 145-0063	南千束 3-3-14	070-5560-5550
	グループホームあんじゅ大岡山②			
ここ杜株式会社				
	グループホームここ杜「calme」	〒 143-0013	大森南 3-23-3	090-1936-3449
	グループホームここ杜「repos」	〒 143-0013	大森南 3-30-11	
	グループホームここ杜「consoler」	〒 144-0034	西糀谷 2-20-13	
株式会社エンパシー				
	グループホーム ひまわりの家	〒 143-0024	中央 7-12-16 2階	03-6679-8878
	グループホーム ひまわりの家雑色	〒 144-0055	仲六郷 3-3-4	090-5712-7514
株式会社風鈴草				
	みらいハーモニー	〒 144-0047	萩中 2-13-14 シャンテ糀谷 102 号室	03-4500-8917





施設ガイド

区内にある精神障がい者グループホーム (P82参照)

令和7年4月1日現在

名 称		問合先	通過型	滞在型
NPO法人 ライフサポート かたつむり				
あじさいホーム		03-6276-4410	○	
第2あじさいホーム		03-5737-2813		○
NPO法人 沙らの木				
ホーム・サラ		03-5747-5315	○	
社会福祉法人 プシケおおた ホームプシケ				
さくら草		03-5700-6352	○	
メゾンしろ			○	
ホーム蒲田F			○	
ホーム蒲田M			○	
ホームそら				○
ホームめい			○	
NPO法人 色えんぴつ				
Kハウス		03-3753-1945	○	
ベラミハウス		03-6410-3193	○	
S Yホーム		03-6715-0809		○
一般社団法人 日本代替医療食品研究会				
935 ファミリー・ワン 鵜の木ハウス		03-6715-0923		○
935 ファミリー・ワン 萩中ハウス		03-6423-8105		○
935 ファミリー・ワン 羽田ハウス		03-6715-1395		○
一般社団法人 コミュニティーサポート				
グループホームランタナ大森の家		090-4078-9589		○
グループホームランタナ久が原の家				○
グループホームランタナ中馬込の家				○
グループホームランタナ久が原の家 2				○
グループホームランタナ蒲田の家				○
グループホームランタナ靴谷の家				○
グループホームランタナ南久が原の家				○
グループホームランタナ仲六郷の家 2				○
グループホームランタナ鵜の木の家				○
株式会社レジデンストーキョー				
フローリッシュハウス大森町		03-6404-6561		○
フローリッシュハウス大森東		03-6404-6561		○
フローリッシュハウス大森西		03-6404-6561		○
一般社団法人 アプローチ				
アプローチ House 多摩川		03-6424-5561	○	
一般社団法人 ウエストコースト				
グループホーム ウエストハウス		03-6428-6412		○
一般社団法人 エビィグラッド				
グループホーム エビィグラッド		080-3154-2141		○
株式会社MARS				
アパルフェ蒲田		080-7301-7715		○
一般社団法人 Nesting				
大田マックハウス		03-6424-9808	○	

《施設・事業所等情報》 とうきょう福祉ナビゲーション (福ナビ)

高齢者・障がい者・子どもなどに対して、様々な福祉サービスを提供する事業所やそのサービス内容についての情報を紹介しています。

■ホームページアドレス

パソコン <https://www.fukunavi.or.jp>

スマホサイト <https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/sp/>

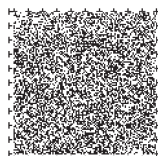
■実施機関

公益財団法人 東京都福祉保健財団

福祉情報部福祉情報室

☎03-3344-8631

FAX 03-3344-8594

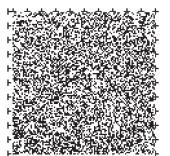




区内指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所一覧 (P18・P25・P85参照)

令和7年4月1日現在

事業所名	事業所所在地	事業所電話	障害福祉サービス					障害児通所支援 障害児
			身体	知的	精神	障害児	難病	
かまた生活支援センター	西蒲田4-4-1	03-5700-6761			○			
こうじや生活支援センター	東糀谷1-14-14	03-5705-0744			○			
糀谷作業所	本羽田1-18-21 日興ビル201	03-6319-7458			○			
指定障害者相談支援事業所 大田	萩中2-10-11	03-3745-0878	○	○				
おおた相談支援センター	蒲田4-29-11 高橋ビル3階	070-1188-8159			○	○		○
相談支援室 さんさん幸陽	西糀谷2-31-2大田幸陽会ラナハウス西糀谷101	03-3744-3354	○	○				
ケア・シーン プランニングセンター	南蒲田3-1-5	03-3744-2281	○	○			○	
特定相談支援事業所いずみえん	矢口3-1-5	03-3759-5550		○				
障がい者相談支援事業所 らっこ	蒲田本町2-12-1 松井ビル1階	03-6909-4480	○	○		○	○	○
大田区立上池台障害者福祉会館	上池台5-5-1	03-3728-3111	○	○				
大田区立志茂田福祉センター	西六郷1-4-27	03-6715-9376	○	○				
障害者相談支援事業所くすのき	南六郷3-23-9 ※改修工事のため蒲田2-10-1に一時移転	03-3732-0141	○	○				
障害者相談支援事業所南六郷	南六郷3-23-8	03-3732-2940	○	○				
障害者相談支援事業所うめのき	東糀谷5-17-14-101	03-3743-3811	○	○				
障害者相談支援事業所久が原	久が原1-2-5	03-5748-0251	○	○				
ENTAS	西蒲田4-4-1-2階	03-3751-7650			○			
大田区立こども発達センター わかばの家相談支援事業所	千鳥3-7-5	03-5741-9088				○		○
大田区立障がい者総合サポートセンター 相談支援事業所	中央4-30-11 A棟	03-5728-9433	○	○	○		○	
あかしろきいろ子ども発達相談るーむ	池上4-30-9-301	03-6410-6701				○		○
サポートネット久が原	久が原3-32-12	03-6410-9405			○			
麻布メンタルヘルス 指定相談支援事業所大田支局	中馬込3-27-7ジュネス馬込305	03-6410-9995			○	○	○	○
ビーマイセルフはぎなか	萩中2-12-23	03-5705-6531		○				
TOMOソーシャルサポートネット	蒲田1-24-17	03-5480-7391	○	○	○	○	○	○
特定相談支援事業所ワークスタッフ鶴の木	鶴の木2-17-3ライオンズマンション鶴の木1階	03-5741-8239	○	○	○	○	○	○
相談支援事業所 でらいとさぼーと	蒲田5-30-15 第20下川ビル	03-6715-9003	○	○	○	○	○	○
With	池上3-4-11 ケンズスクエア池上102	03-6410-6875	○	○	○	○	○	
リトルコールケア相談支援事業所	南雪谷4-13-17	03-3728-8656				○		○
大田地域生活相談室	大森西3-3-9	080-4195-4578	○	○	○	○	○	
あいりすキッズ	西馬込1-32-15 共信ビル303	03-6429-7111				○		○
相談支援事業所ここん	山王4-21-17-101	03-3777-7155	○	○	○	○	○	○
株式会社アーネストケア	新蒲田2-4-3 スポーツプラザビル5階	03-5744-4649	○	○	○		○	
大田区立障がい者総合サポートセンターB棟 障害児相談支援事業所	中央4-30-11	03-6429-8524				○		○
アイスクエア相談室	上池台3-33-7	03-6451-7400	○	○	○	○	○	○
ゆうりん大森	大森西5-9-14 島田ビル203号室	03-5763-5162	○	○	○	○	○	
カラーズ	大森西6-2-2 STビル1階	03-5767-5216	○	○	○	○	○	○
相談支援ぴっと東京	田園調布5-45-10	03-6715-6242	○	○	○	○	○	○
相談支援事業所タナ	中央3-26-5 フレンズハイツ103	03-6821-1940	○	○	○		○	
リンクスクエアマネジメント	新蒲田1-13-1	03-6161-6033	○	○	○	○	○	
ヘルプハート特定相談支援事業所	西蒲田8-13-7 HEARTビル1階	03-6822-5928	○	○	○	○	○	○
ケアズファクトリー蒲田	新蒲田2-1-3 7階	03-6424-8585	○	○	○	○	○	○
縁's在宅ケア相談室	大森西3-4-16	03-6436-8809	○	○	○	○	○	○
ガーベラ相談室	久が原2-14-9 (みどりの歩み内)	080-4688-2989			○			
サニーズぴあ	池上8-10-13-101	03-5755-3212	○	○	○	○	○	○
相談支援事業所Tao	北糀谷2-15-15	03-6876-2738	○	○	○	○	○	○
相談支援事業所コンテ	池上1-30-23I DEAREVE Ikegami 202	03-6410-4300			○			
相談支援事業所ミューチュアルワン	仲六郷1-51-16-401	03-6765-4321		○				
特定非営利活動法人たすけあい大田 はせさんずヘルパーステーション	池上4-28-3	03-5747-2816	○	○	○	○	○	
相談支援事業所 ヒマワリ	久が原2-25-12	03-6555-4793	○	○	○	○	○	○
ハピネスケア	中央4-3-1 中央4丁目ビル301	03-5728-9951	○	○	○		○	
えみくる	大田区大森西4-17-18ワンズホーム大森1階	03-6423-1480	○	○	○	○	○	○





休日・夜間診療

休日や夜間に病気や歯痛になったら、下記に連絡してください。

電話してから受診することが望ましいです。

受診の際は、マイナ保険証（健康保険証、資格確認書）、母子健康手帳、^{（障）}受給者証、^{（都）}医療券、^{（乳）}医療券、^{（親）}医療証、^{（青）}医療証などをお忘れなく。

○内科、小児科の急病

【日曜・祝日の午前9時～午後10時・土曜日の午後5時～午後10時】

（受付は午後9時30分まで）

大森医師会診療所（中央4-31-14）	☎ 03-3772-2402
田園調布医師会診療所（石川町2-7-1）※土曜日を除く	☎ 03-3728-6671
蒲田医師会診療所（蒲田4-24-12）	☎ 03-3732-0191

○小児科の急病 【月曜日～金曜日の午後8時～午後11時】（祝日を除く）（創立記念日6月10日は休診）

（受付は午後7時45分から午後10時45分まで）

大田区子ども平日夜間救急室 （大森西6-11-1 東邦大学医療センター大森病院3号館内）	☎ 03-3762-4151
---	----------------

※大森医師会・田園調布医師会・蒲田医師会・大田区薬剤師会・東邦大学医療センター大森病院が協同で運営しています。

○歯痛 【日曜・祝日の午前9時～午後5時】（受付は午後4時30分まで）

大森歯科医師会館（池上4-19-7）	☎ 03-3754-8648
蒲田歯科医師会館（新蒲田1-4-14）	☎ 03-3731-9282

○薬（処方箋調剤）【日曜・祝日の午前9時～午後10時・土曜日の午後5時～午後10時】

大森地区 大森会営薬局（中央3-1-3 アルカディア中央1階）	☎ 03-3774-7721
田園調布地区 ゆきがや薬局（東雪谷5-1-1）※土曜日を除く	☎ 03-3728-3231
蒲田地区 蒲田薬局（蒲田4-38-5）	☎ 03-3732-1291

○接骨（ほねつぎ）【日曜・祝日の午前9時～午後5時】

東京都柔道整復師会 大田支部	☎ 090-3542-3896
----------------	-----------------

○その他の医療機関案内 【24時間】

東京都医療機関案内サービス 『ひまわり』	☎ 03-5272-0303 (FAX 03-5285-8080)
----------------------	--------------------------------------

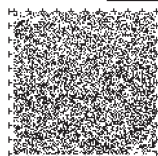
○救急車を呼んだほうがいいか迷ったら 【24時間】

東京消防庁救急相談サービス 『救急相談センター』	#7119 ☎ 03-3212-2323
--------------------------	-------------------------

○小児救急相談 【月曜日～金曜日の午後6時～翌朝8時】

【土・日・祝日・年末年始の午前8時～翌朝8時】

子供の健康相談室	#8000 ☎ 03-5285-8898
----------	-------------------------



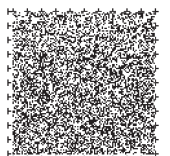


区内の救急医療機関

医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
大田病院	〒143-0012 大森東4-4-14	03-3762-8421
東京労災病院	〒143-0013 大森南4-13-21	03-3742-7301
東邦大学医療センター大森病院	〒143-8541 大森西6-11-1	03-3762-4151
大森赤十字病院	〒143-8527 中央4-30-1	03-3775-3111
大田池上病院	〒146-0082 池上2-7-10	03-3752-1111
池上総合病院	〒146-8531 池上6-1-19	03-3752-3151
田園調布中央病院	〒145-0071 田園調布1-54-9	03-3721-7121
荏原病院	〒145-0065 東雪谷4-5-10	03-5734-8000
東急病院	〒145-0062 北千束3-27-2	03-3718-3331
本多病院	〒146-0094 東矢口1-17-15	03-3732-2331
東京蒲田病院	〒144-0051 西蒲田7-10-1	03-3733-0525
牧田総合病院	〒144-8501 西蒲田8-20-1	03-6428-7500
東京蒲田医療センター	〒144-0035 南蒲田2-19-2	03-3738-8221

特別出張所

出 張 所 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
大 森 東	〒143-0013 大森南4-9-1	03-3741-8801	03-3741-8552
大 森 西	〒143-0015 大森西2-16-2 (区民活動支援施設大森(こらぼ大森)1階)	03-3764-6321	03-3764-6196
入 新 井	〒143-0016 大森北1-10-14 (Luz大森1階)	03-3761-5303	03-3763-4979
馬 込	〒143-0027 中馬込3-25-5	03-3774-3301	03-3774-4997
池 上	〒146-0082 池上1-29-6	03-3752-3441	03-3752-4759
新 井 宿	〒143-0024 中央1-21-6	03-3776-5391	03-3776-3368
嶺 町	〒145-0072 田園調布本町7-1	03-3722-3111	03-3721-1493
田 園 調 布	〒145-0071 田園調布1-30-1	03-3721-4261	03-3721-1386
鵜 の 木	〒146-0084 南久が原2-30-5	03-3750-4241	03-3750-2418
久 が 原	〒146-0085 久が原4-12-10	03-3752-4271	03-3752-4514
雪 谷	〒145-0065 東雪谷3-6-2	03-3729-5117	03-3729-1826
千 束	〒145-0062 北千束2-35-8	03-3726-4441	03-3726-3179
糀 谷	〒144-0034 西糀谷2-14-13	03-3742-4451	03-3742-4479
羽 田	〒144-0043 羽田1-18-13 (羽田地域力推進センター1階)	03-3742-1411	03-3742-1502
六 郷	〒144-0055 仲六郷2-44-11 (六郷地域力推進センター1階)	03-3732-4885	03-3735-6249
矢 口	〒146-0093 矢口2-21-14	03-3759-4686	03-3759-1492
蒲 田 西	〒144-0051 西蒲田7-12-2 1階	03-3732-4785	03-3735-4279
蒲 田 東	〒144-0053 蒲田本町2-1-1 (蒲田地域庁舎1階)	03-5713-2001	03-3735-3042

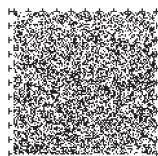




公共機関のダイヤル一覧

公共機関

区 分	機 関 名	所 在 地	電話番号
判 定・相 談	東京都心身障害者福祉センター (飯田橋庁舎)	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ)12~15階	03-3235-2946 FAX 03-3235-2968
	東京都品川児童相談所	〒140-0001 品川区北品川3-7-21	03-3474-5442 FAX 03-3474-5596
	東京都児童相談センター	〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター内	相談電話 03-3366-4152 FAX 03-3366-6036
社会福祉協議会	大田区社会福祉協議会	〒144-0051 西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター 内	03-3736-2021(代) FAX 03-3736-2030
	大田区社会福祉協議会 地域共生ボランティアセンター・ おおた成年後見センター	〒144-0051 西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター 5F	ボランティア 03-3736-5555 成年後見 03-3736-2022 FAX 03-3736-5590
税 金	大森税務署	〒143-8565 中央7-4-18	03-3755-2111(代)
	雪谷税務署	〒145-8506 雪谷大塚町4-12	03-3726-4521(代)
	蒲田税務署	〒144-8556 蒲田本町2-1-22	03-3732-5151(代)
	大田都税事務所	〒144-8511 新蒲田1-18-22	03-3733-2411
	品川自動車税事務所	〒140-0011 品川区東大井1-12-18	03-3471-6670
	都税総合事務センター 自動車税課	〒176-8517 練馬区豊玉北6-13-10	(問合先) 東京都自動車税 コールセンター 03-3525-4066
警 察	大森警察署	〒143-0014 大森中1-1-16	03-3762-0110
	田園調布警察署	〒145-0071 田園調布1-1-8	03-3722-0110
	蒲田警察署	〒144-0053 蒲田本町2-3-3	03-3731-0110
	池上警察署	〒146-0082 池上3-20-10	03-3755-0110
	東京空港警察署	〒144-0041 羽田空港3-4-1	03-5757-0110
消 防	大森消防署	〒143-0012 大森東1-32-8	03-3766-0119
	田園調布消防署	〒145-0067 雪谷大塚町13-22	03-3727-0119
	蒲田消防署	〒144-0053 蒲田本町2-28-1	03-3735-0119
	矢口消防署	〒146-0095 多摩川2-5-20	03-3758-0119
社 会 保 険	大田年金事務所	〒144-8530 南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階	03-3733-4141
労 働・職 業	大森公共職業安定所 (ハローワーク大森)	〒143-8588 大森北4-16-7	03-5493-8609
	大田労働基準監督署	〒144-8606 蒲田5-40-3 TT蒲田駅前ビル8・9F	03-3732-0174
住 宅	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター	〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F	03-3498-8894
	UR都市機構	〒163-1382 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー	03-3347-4330 0120-411-363





公共機関のダイヤル一覧

障がい者福祉機関

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
(福) 大田幸陽会	〒143-0013 大田区大森南2-15-1	03-3745-0808 FAX 03-3745-0923
東京都障害者福祉会館	〒108-0014 港区芝5-18-2	03-3455-6321 FAX 03-3453-6550
(公社) 東京都盲人福祉協会	〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23	03-3208-9001 FAX 03-3208-9005
(福) 日本点字図書館	〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4	03-3209-0241 FAX 03-3204-5641
(福) 日本視覚障害者団体連合 点字図書館	〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2 日本視覚障害者センター	03-3200-6160 FAX 03-3200-7755
(福) 東京ヘレン・ケラー協会	〒169-0072 新宿区大久保3-14-20	03-3200-0525 FAX 03-3200-0608
(公財) アイメイト協会	〒177-0051 練馬区関町北5-8-7	03-3920-6162
(福) 聴力障害者情報文化センター	〒153-0053 目黒区五本木1-8-3	03-6833-5004 FAX 03-6833-5005
東京手話通訳等派遣センター	〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階	03-3352-3335 FAX 03-3354-6868
(福) 東京都手をつなぐ育成会	〒160-0023 新宿区西新宿7-8-10 オークラヤビル2階	03-5389-2600 (代) FAX 03-5389-4090
東京都福祉人材センター 人材情報室	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 7階	03-5211-2860 FAX 03-5211-1494
(公社) 日本オストミー協会 東京支部	〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-45-5 新宿永谷ビル603号室	03-5272-3550 FAX 03-5272-3550
東京障害者職業センター 上野本所	〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階	03-6673-3938 FAX 03-6673-3948
東京都発達障害者支援センター (こどもトスカ) ※18歳未満	〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9	03-6413-0231 FAX 03-3706-7242
東京都発達障害者支援センター (おとなトスカ) ※18歳以上	〒162-0851 新宿区弁天町91番地	03-5579-8207
東京都立心身障害者口腔保健センター	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ8・9階	03-3267-6480 FAX 03-3269-1213
(公財) 日本チャリティ協会	〒160-0022 新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階	03-3341-0803 FAX 03-3359-7964
東京障害者職業能力開発校	〒187-0035 小平市小川西町2-34-1	042-341-1411 (代) FAX 042-341-1451
(公財) 東京しごと財団障害者就業支援課	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター	03-5211-2681
東京都立中部総合精神保健福祉センター	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7	03-3302-7711 FAX 03-3302-7839
東京聴覚障害者支援事業所	〒150-0011 渋谷区東1-23-3 東京聴覚障害者自立支援センター	03-5464-6058 FAX 03-5464-6059
東京都盲ろう者支援センター	〒162-0832 新宿区岩戸町4番地 87ビルディング岩戸町2階	03-6228-1282 FAX 03-6228-1283

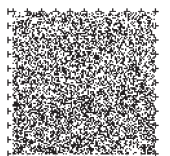
在宅医療についての相談

【大森地区 火曜日、第2・4金曜日 午前9時から正午まで】

【田園調布地区 月曜日、木曜日 午前9時から正午まで】

【蒲田地区 水曜日、第1・3・5金曜日 午前9時から正午まで】

大田区在宅医療相談窓口 ※土・日・祝日・年末年始を除く	03-5744-1632
-----------------------------	--------------





区内の主な障がい者団体

団 体 名	代 表 者	連絡先
大田区肢体不自由児者父母の会	橋本 朋子	070-8598-3099
大田区手をつなぐ育成会	閑製久美子	090-2403-7321
大田区重症心身障害児(者)を守る会	宮田千寿子	03-3763-1802
特定非営利活動法人 大身連	宮澤 勇	03-3736-0088
大田区肢体障害者福祉協会	宮澤 勇	03-3759-4921
大田区視覚障害者福祉協会	牧野 敏雄	03-3736-6677
大田区聴覚障害者協会	竹内千代江	FAX03-3743-9773
大田区精神障害者家族連絡会	川崎 洋子	03-5700-0045
大田区パーキンソン病友の会	中村 博	03-3742-6073
大田区中途失聴・難聴者の会	大江 千枝	FAX03-3748-3804
フォーラム大田高次脳	栗城 優子	FAX03-3730-6823

都内の主な重症心身障がい児（者）施設

施 設 名	所 在 地	電 話	FAX
東京都立北療育医療センター	北区十条台 1-2-3	03-3908-3001	03-3908-2984
東京都立東大和療育センター	東大和市桜が丘 3-44-10	042-567-0222	042-567-0224
東京都立府中療育センター	府中市武蔵台 2-9-2	042-323-5115	042-322-6207
東京都立東部療育センター	江東区新砂 3-3-25	03-5632-8070	03-5632-8071
国立精神・神経医療研究センター病院	小平市小川東町 4-1-1	042-341-2711	042-344-6745
心身障害児総合医療療育センター（むらさき愛育園）	板橋区小茂根 1-1-10	03-3974-2146	03-3554-6176
秋津療育園	東村山市青葉町 3-31-1	042-391-1377	042-392-5422
東京小児療育病院	武蔵村山市学園 4-10-1	042-561-2521	042-566-3753
緑成会整育園	小平市小川町 1-741-34	042-341-3013	042-341-3016
島田療育センター	多摩市中沢 1-31-1	042-374-2071	042-372-9363

福祉サービス第三者評価を活用しましょう

福祉サービス第三者評価とは、福祉サービスについて、第三者である評価機関が一定の基準に基づいて、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価するものです。

各事業者のサービスの特徴、質などについて情報を得られることで、自分にあったサービスを選択しやすくなります。

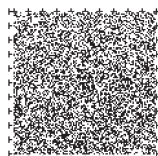
評価結果は公表され、ホームページ等で閲覧することができます。

■ホームページ

「とうきょう福祉ナビゲーションホームページ」

<https://www.fukunavi.or.jp>

※この制度によるサービス評価情報は、サービスを選択するための情報のひとつであることをふまえて活用されますようお願いいたします。



福祉のまちづくり

～高齢の方や障がいのある方等が施設等を利用しやすくするために～

大田区では、障がいのある方はもちろん、すべての区民の方が安全で快適に暮らせるまちをめざして、不特定かつ多数の方が利用する建築物、駅、空港等についてバリアフリー（利用、通行等に障壁のない状態）の観点から建設主等に対して指導をしています。

具体的には、次の3つの法令等を運用し、まちづくりを推進しています。

- ①大田区福祉のまちづくり整備要綱（平成2年11月施行）
- ②東京都福祉のまちづくり条例（平成8年9月施行）
- ③バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：平成18年12月施行）

（ア）要綱・条例においては、不特定かつ多数の方が利用する施設で一定規模のものを建設するときに、建設主等に対し整備内容の届出を義務付けています。
そして、整備の基準等を満たしていると判断される場合は、建設主等の請求により、国際シンボルマーク、整備基準適合

証、アクセスビル認定証を交付しています。

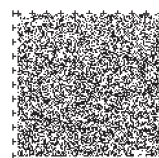
- （イ）バリアフリー法では、多数の方が利用する施設を建設するときに、その計画が高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするための基準に適合していれば、申請により認定を受けることができます。
- （ウ）対象建築物（例示）
医療等施設・福祉施設・集会施設・店舗等・宿泊施設・遊興施設・事務所・共同住宅等
- （エ）整備内容（例示）
出入口等の有効幅の確保、段差の解消、エレベーターの設置、誘導床材等の設置等

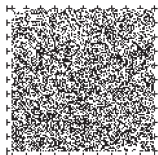
■問合先

建築審査課建築指導担当

☎03-5744-1387

FAX 03-5744-1557





各種手当の給付額と所得制限基準額

(※令和7年8月1日現在、単位:円)

手帳の種類	年齢・障害の程度		手当月額	障害者又は請求者本人の所得限度額(扶養人数)				配偶者又は扶養義務者の所得限度額(扶養人数)				備 考
				0人	1人	2人	3人以上1人増すごとに	0人	1人	2人	3人以上1人増すごとに	
大田区 心身障害者福祉手当 (区制度)	身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 脳性まひ・進行性筋萎縮症 (進行性筋ジストロフィー)	20歳以上	17,500									・20歳以上は、障がい者本人の所得 ・20歳未満は、受給者本人及びその障害者の生計を主として維持するものの所得
		20歳未満	4,500					3,661,000以下	4,041,000以下	4,421,000以下	380,000加算	
	特殊疾病(難病等)	20歳以上	12,000	3,661,000以下	4,041,000以下	4,421,000以下	380,000加算					
		20歳未満	4,500									
	精神障害者保健福祉手帳1級 身体障害者手帳3級 愛の手帳4度	0歳～	4,500					3,661,000以下	4,041,000以下	4,421,000以下	380,000加算	
東京都重度心身障害者手当 (都制度)	65歳未満		60,000	3,604,000以下	3,984,000以下	4,364,000以下	380,000加算	3,604,000以下	3,984,000以下	4,364,000以下	380,000加算	・20歳以上は障がい者本人の所得 ・20歳未満は扶養義務者の所得
特別障害者手当 (国制度)	20歳以上		29,590									
障害児福祉手当 (国制度)	20歳未満		16,100	3,661,000以下	4,041,000以下	4,421,000以下	380,000加算	6,287,000未満	6,536,000未満	6,749,000未満	213,000加算	障がい者本人又は配偶者・扶養義務者いずれかの所得が限度額を超えた場合は支給停止
経過措置の福祉手当 (国制度)	20歳以上、新規認定なし		16,100									
特別児童扶養手当 (国制度)	児童に障がいがあるとき	1級	56,800	4,596,000未満	4,976,000未満	5,356,000未満	380,000加算	6,287,000未満	6,536,000未満	6,749,000未満	213,000加算	P51を参照
		2級	37,830									
障害手当(児童育成手当) (区制度)	身体障害者手帳1～2級程度 愛の手帳1～3度程度		15,500	3,604,000未満	3,984,000未満	4,364,000未満	380,000加算					P52を参照
児童扶養手当 (国制度)	父又は母に障がい等があるとき	全部支給	46,690	690,000未満	1,070,000未満	1,450,000未満	380,000加算					P52を参照
		対象児童1人以上 対象児童2人以上 1人増すごとに	11,030加算									
	一部支給	対象児童1人	所得に応じて 11,010～ 46,680					2,360,000未満	2,740,000未満	3,120,000未満	380,000加算	
育成手当(児童育成手当) (区制度)	父又は母に障がい等があるとき	対象児童2人以上 1人増すごとに	所得に応じて 5,520～11,020 加算	2,080,000未満	2,460,000未満	2,840,000未満	380,000加算					P53を参照
		父又は母に障がい等があるとき	13,500	3,604,000未満	3,984,000未満	4,364,000未満	380,000加算					

※所得制限基準額は、手当の種類によって年度更新時期が異なりますので、変更になる場合があります。

あ

IT技術者在宅養成講座	125
IT利用相談支援事業	40
愛の手帳	44

い

育成医療（自立支援医療）	62
育成手当（児童育成手当・区制度）	53
池上梅園入園料の無料	148
意思疎通支援事業（聴）	96
移送サービス利用券（福祉タクシー・自動車燃料費）	92
移動支援	92

え

NHK受信料の減免	147
-----------	-----

お

「おおた区報」・「区議会だより」音声版の貸出し	118
大田区役所案内図	29
大田区役所（障害福祉課）	28
おおた地域共生ボランティアセンター	32
おむつに係る費用の医療費控除 （所得税・住民税）	141
音声認識文字変換 ソフトウェア（UDトーク）の導入（聴）	122
音訳者養成講座（初級・中級）	131

か

介護保険制度	26
介護（補償）給付	57
ガイドセンター（視）	95
家具転倒防止器具の支給取付	77
学齢期の発達支援	111
家庭委託	88

紙おむつ支給事業	73
感震ブレーカー支給取付事業	76
関税の免除	145

き

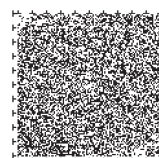
救急医療機関（区内）	163
休日・夜間診療	162
給付額（各種手当）	168
旧優生保護法による優生手術等を受けた方への補償金等	57
教育センター（教育相談・就学相談）	107
共同生活援助（グループホーム）	82・157
教養講座（視・聴）	124
居宅介護（ホームヘルプ）	80
居宅訪問型児童発達支援	86
緊急一時保護	88
緊急通報サービス紹介事業	76
救急代理通報システム	76
緊急ネット通報	78

く

区営住宅申込の優遇	136
区営住宅使用料の減額・減免	136
区議会傍聴者への 補聴援助システムの貸出し（聴）	121
区議会傍聴者への手話通訳者配置（聴）	121
区内指定特定相談・指定障害児相談支援事業所一覧	161
区報・区議会だより音声版の貸出し	118
グループホーム（共同生活援助）	82・157
車いすの貸出し	95

け

計画相談支援	85
経過措置の福祉手当（国制度）	51
携帯電話の料金割引等	149
原子爆弾被爆者見舞金	54



こ

「広報東京都」・「都議会だより」 ④	118
公共機関（ダイヤル一覧）	164
公共職業安定所（ハローワーク）	112
後期高齢者医療制度への加入申請	60
航空運賃の割引	102
高次脳機能障がい者相談	40
更生医療（自立支援医療）	61
交通運賃の割引	98
行動援護	81
高齢運転者等専用駐車区間制度	104
国立職業リハビリテーションセンター	115
個人事業税の軽減	145
個人番号（マイナンバー）提供のお願い	14
ごみの戸別訪問収集	73
雇用保険	113

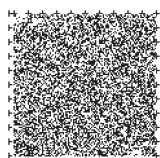
さ

在宅医療についての相談	165
在宅高齢者等訪問相談事業	63
在宅重症心身障害児（者）訪問看護（都制度）	90
在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業（都制度）	90
在宅難病患者一時入院事業	91
在宅医療に係る介護費用の医療費控除（所得税・住民税）	141
裁判員制度に関する助成	91
サポートルーム（特別支援教室）	110
産科医療補償制度	63

し

JR・私鉄運賃の割引	98
視覚障害者日常生活情報点訳等サービス	77
視覚障がい者のための講習会・訓練 ④	125
視覚障がい者のためのスマホ・パソコン教室 ④	125
視覚障がい者用図書・雑誌の製作・貸出し等 ④	119
視覚障がい者用図書レファレンスサービス ④	120
磁気ループの貸出し ④	120
施設入所支援	83

失業給付（雇用保険）	113
実践読話講習会 ④	126
指定障害児相談支援事業所	161
指定特定相談支援事業所	161
自転車等駐車場の定期利用	105
児童館	107
自動車運転免許取得費の助成	94
自動車改造費の助成	94
自動車事故による重度後遺障害者への介護料支給	54
自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免	143
自動車燃料費（移送サービス利用券）	92
児童発達支援	86
児童福祉法による通所サービス	24
児童扶養手当（国制度）	52
品川児童相談所	36
字幕入り手話入りビデオテープ・DVDの製作・貸出し ④	120
社会福祉協議会	32
社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険）	57
就学相談（教育センター）	107
重症心身障がい児（者）施設（都内）	166
大田区重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業	89
住宅改造相談・助成	137
住宅確保支援事業	139
住宅リフォーム助成	138
重度障害者等包括支援	80
重度障害者の大学等修学支援事業	87
重度身体障害者ガイドヘルパー派遣	95
重度脳性まひ者介護事業	90
重度訪問介護	80
住民税の非課税	141
就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・就労選択支援	84
16ミリ字幕付映画フィルムの貸出し ④	120
宿泊型自立訓練	83
出張理髪サービス	75
手話講習会（初級・中級・上級）	132
手話講習会 通訳養成課程	132
手話指導者養成クラス（中途失聴・難聴者向け手話指導）	129
手話通訳者選考試験	133



手話通訳者の派遣 (聴)	96
手話通訳者・奉仕員の派遣 (聴)	96
障害基礎年金－国民年金.....	55
障害厚生年金.....	56
障害児相談支援.....	85
障害児通所支援.....	85
障害児福祉手当 (国制度)	50
障害者休養ホーム.....	128
障害者控除 (所得税・住民税)	140
障害者虐待防止センター.....	31
障がい者差別に関する相談.....	31
障がい者 (児) 歯科相談・診療.....	64
障害者就労支援事業.....	112
障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ	27
障害者総合支援法による福祉サービスのしくみ	15
障がい者スポーツ教室.....	127
障がい者団体 (区内)	166
障がい者福祉機関.....	165
障がい者 (児) 福祉施設 (区内)	150
障害手当金－厚生年金.....	56
障害手当 (児童育成手当・区制度)	52
障害年金生活者支援給付金.....	55
障害年金の加算対象となる配偶者・子.....	56
障害福祉サービス.....	16
障害 (補償) 給付.....	57
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付.....	72
傷病 (補償) 年金.....	57
ショートステイ (短期入所)	82
所得制限基準額 (各種手当)	168
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	83
自立支援医療 (育成医療) －18歳未満－	62
自立支援医療 (更生医療) －18歳以上－	61
自立支援医療 (精神通院)	61
自立生活援助.....	84
寝具水洗い・乾燥.....	75
心身障害者 (児) 医療費の助成 (障受給者証).....	59
大田区心身障害者福祉手当 (区制度)	45
心身障害者扶養共済制度 (しょうがい共済)	58
身体障害者相談員.....	34
身体障害者手帳 (身体障害者障害程度等級表)	41

す

水道局からの点字又は音声コードでのお知らせ (視)	123
ストマ用装具に係る費用の医療費控除 (所得税・住民税)	140

せ

生活福祉資金の貸付.....	32・116
生活介護.....	81
精神障がい者家族等電話相談.....	38
精神障がい者グループホーム.....	160
精神障害者相談員.....	34
精神障がい者相談支援.....	39
精神障害者都営交通乗車証.....	100
精神障害者保健福祉手帳.....	45
精神通院 (自立支援医療)	61
製造たばこ小売販売業の許可の特例.....	116
成年後見制度.....	33
おおた成年後見センター.....	32
施術者講習会.....	116
選挙に関する障がい者サービス.....	122
専門対面リーディングサービス (視)	119

そ

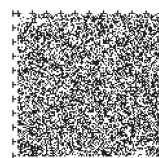
相続税の軽減.....	142
贈与税の非課税.....	142
粗大ごみ処理手数料の免除.....	147
粗大ごみの運び出し収集.....	73

た

タクシー運賃の割引.....	102
たすけてねカード (ヘルプカード)	78
短期入所 (ショートステイ)	82

ち

地域移行支援.....	84
地域活動支援センター.....	87
地域相談支援.....	16
地域庁舎案内図.....	29



地域庁舎の受け持ち区域（お住まいの地域）	30
地域庁舎（保健福祉窓口）	28
地域定着支援	85
地域福祉権利擁護事業 （日常生活自立支援事業）	33
知的障害者相談員	34
駐車禁止規制の除外	103
聴覚障がい関係図書等の貸出し・閲覧	121
中等度難聴児発達支援事業（補聴器の購入費補助）	72
中途失聴・難聴者のコミュニケーション講座 聴	128
中途失聴・難聴者のための講習会 聴	127
中途失聴・難聴者向け手話講習会 聴	127
聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出し 聴	97
聴力障害者情報文化センター 聴	37
聴覚障がい者理解啓発講座	131

て

デジ録音図書ダウンロードサービス 視	119
転居一時金助成	139
点字講習会 視	124
点字即時情報ネットワーク事業 視 （点字J.B.ニュース）	118
点字でのお知らせ（都税・水道局） 視	123
点字図書の給付 視	72
点字版・テープ版・デジ版 「広報東京都」・「都議会だより」 視	118
点字録音刊行物作成配布事業 視	118
点訳・音訳奉仕員指導者等養成	130
点訳者養成講座（初級・中級）	131
電話使用料の補助	75
電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）	149
電話リレーサービス	97
電話リレーサービスを介した119番通報	79

と

東京しごと財団	114
東京障害者職業センター	113
東京障害者職業能力開発校	114
東京聴覚障害者支援事業所 聴	37
東京都児童相談センター	36
東京都重度心身障害者手当（都制度）	49

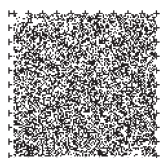
東京都手話通訳者等養成講習会	129
東京都障害者福祉会館（福祉相談）	37
東京都心身障害者福祉センター	35
東京都手をつなぐ育成会青年期相談室	36
東京都発達障害者支援センター（こどもトスカ）	38
東京都発達障害者支援センター（おとなトスカ）	38
東京都福祉人材センター人材情報室	133
東京都盲ろう者支援センター	39
東京都立中部総合精神保健福祉センター	36
とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ）	160
同行援護	80
同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）	133
都営交通の無料乗車券と割引	99
都営住宅・区営住宅使用料の減額・減免	136
都営住宅申込の優遇	134
特別介護人派遣	88
特別支援学級	110
特別支援学校	108
特別支援教室（サポートルーム）	110
特別児童扶養手当（国制度）	51
特別出張所	163
特別障害給付金—国民年金	56
特別障害者手当（国制度）	50
読話講習会 聴	126
図書館（区立）の障がい者サービス	117
都税に関する点字でのお知らせ 視	123
都立公園駐車場の無料利用	148
都立公園等の入場料の免除	148

な

難病患者在宅レスパイト事業	89
難聴者のための講習会 聴	127
難病医療費の助成	60

に

日中一時支援	87
日常生活用具の給付（障がい者（児））	66
日常生活用具の給付（小児慢性特定疾病児童）	72
日本視覚障害者職能開発センター 視	115
乳幼児の発達支援	111



は

パソコン教室（視覚障がい者のため） ^① …	125
バリアフリー改修工事等に係る所得税の税額控除	143
バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額	143
ハローワーク…	112

ひ

ひとり親家庭医療費助成…	62
避難行動要支援者名簿の登録…	77
119番ファクシミリ通報…	79

ふ

フェリー運賃の割引…	102
福祉オンブズマン制度…	29
福祉サービス第三者評価を活用しましょう	166
福祉タクシー（移送サービス利用券）…	92
福祉電話…	74
福祉電話機器…	74
福祉のまちづくり…	167
福祉法律相談…	33
福祉有償運送…	93
福ナビ（とうきょう福祉ナビゲーション）	160
プール使用料の割引…	146
ふれあい案内（電話番号案内の無料利用）	149
文化教養講座 ^② …	126

へ

ヘルプカード（たすけてねカード）…	78
-------------------	----

ほ

保育園…	107
保育所等訪問支援…	86
放課後等デイサービス…	86
訪問入浴サービス…	75
保健福祉窓口…	28
補助犬の給付…	98
補装具費の支給…	65
ホームヘルプ（居宅介護）…	80

ま

マイナンバー（個人番号）提供のお願い…	14
^③ （まるしょう）受給者証…	59
マル優制度…	145

み

民営バスの割引…	100
----------	-----

も

盲学校…	108
盲人ホーム ^④ …	116
盲ろう者向け通訳・介助者派遣 ^⑤ ^⑥ …	97
木造住宅耐震改修工事助成への障がい者等加算制度…	138

ゆ

UR都市機構の優遇制度等…	136
郵便等投票（郵便等による不在者投票）…	123
郵便はがきの無料配布…	146
郵便料金の減免…	146
有料道路通行料金の割引…	101

よ

要約筆記者の派遣…	96
要約筆記啓発講座…	130
要約筆記者の養成…	130
ヨメテル（文字表示電話サービス）…	97

り

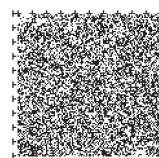
療養介護…	81
-------	----

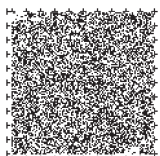
ろ

ろう学校…	108
-------	-----

わ

若草青年学級…	124
---------	-----





大田区避難行動要支援者名簿 登録申請書兼情報提供同意書

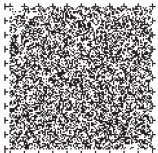
（宛先）大田区長

私は、避難行動要支援者として登録を希望するので、次のとおり申請します。
なお、申請に当たっては、次の事項について同意します。

- 1 災害対策での活用を目的として、消防署、警察署、自治会・町会、民生委員児童委員及び（※注）地域包括支援センターの避難支援等関係者に名簿を提供すること。
（※注）・・・65歳以上の方のみ
※「災害対策での活用」には、避難支援等関係者による訪問など、平常時の見守り活動も含まれます。
- 2 申請内容について公簿（住民基本台帳等）で確認すること及びその内容を名簿に記載すること。
- 3 裏面に記載された注意事項を確認し、内容を承知したうえで申請します。

申請日 年 月 日

名簿登録者（署名）	ふりがな			性別	男 ・ 女
	氏 名				
	住 所	大田区			
	連 絡 先	（ 電話番号 ・ FAX 番号 ）			
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日（ 歳）			
代理人		※本人が自署できない場合又は未成年の場合は、代理人が署名してください。 （続柄）			
あなたの状況 該当する番号 すべてに「○」を 付けてください。	1	視覚障がい1級、2級			同居 人 有 ・ 無
	2	下肢障がい又は体幹機能障がい1級、2級、3級			
	3	移動機能障がい1級、2級、3級、4級			
	4	聴覚障がい2級、3級			
	5	愛の手帳1度、2度、3度、4度			
	6	65歳以上で、要介護3、4、5の認定を受けている			
	7	65歳以上のひとり暮らしの方で、避難行動に支援が必要 ※ひとりで避難所まで行けない理由を具体的に記入してください。 〔 〕			
	8	その他 1から7以外で、避難行動に支援が必要 ※ひとりで避難所まで行けない理由を具体的に記入してください。 〔 〕			



◎裏面を必ずご確認ください

注 意 事 項

1 避難行動要支援者名簿の活用

（１）平常時の活用について

避難行動要支援関係者と情報を共有して、災害時に備えます。あなたの状況の確認や、見守り活動、防災のための情報提供、訓練の案内などをおして、地域での支えあいのしくみ作りを進めます。

（２）発災時の活用について

可能な限り、避難を行うための情報提供や避難状況の確認、避難支援など円滑に行われるように役立てています。

2 名簿へ登録される方へのお願い

（１）発災時の避難支援について

避難行動要支援者名簿に登録することで、災害時に必ず助けがくるということを、お約束や保証するものではありません。

災害の状況によっては、多くの方が被災者となり、避難支援関係者の方も例外ではありません。また、避難支援は、任意の協力によって行われるものであり、法的な責任や義務を負うものではないことをご理解ください。

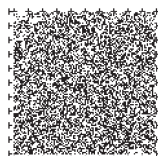
（２）名簿の登録者情報について

下記の条件に該当した場合は、名簿から登録者情報が抹消されます。

- ①登録者が死亡したとき。
- ②登録者が区外に転出したとき。
- ③登録者が入院、入所等により、居住の実態がなくなったとき。
（例：特別養護老人ホーム等の施設、障がい者のための施設等に入所の方）
- ④登録者が避難行動要支援者に該当しなくなったとき。

・本登録申請書にて提出していただいた登録者情報（電話番号・同居人の有無・施設への入所等）に変更が生じた場合は、変更・抹消届を提出していただく必要があります。

※大田区避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法に基づいて作成しています。



問合先 福祉部福祉管理課調整担当

TEL：03-5744-1721

FAX：03-5744-1520

福祉部障害福祉課障害者支援担当

TEL：03-5744-1251

FAX：03-5744-1555

～障がいがある方へ～

ヘルプカード（たすけてねカード）を つくりましょう。持ちましょう。

利用の手引き

ヘルプカード（たすけてねカード）を作り携帯することは、障がいのある方にとって災害時に自分の身を守る取り組み（自助）のひとつです。このカードは一人ひとりが伝えたいことを自由に書き込める形になっています。ご家族や仲間同士などで防災について話し合い、自分に最適なカードを作りましょう。

※大田区のホームページからダウンロードできます。

担当：大田区立障がい者総合サポートセンター相談支援部門 電話：03-5728-9433

つくりかた

日頃から携帯しましょう（ホルダーまたは手帳等）

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード

たすけてねカード 大田区
大田区自立支援協議会



困っているとき

中を見て助けてください！
安全な場所へ連れて行ってください。

自分達の避難所はどこでしょう？ 調べて書き込みましょう。
または家族との待ち合わせ場所を書き込みましょう。

避難所

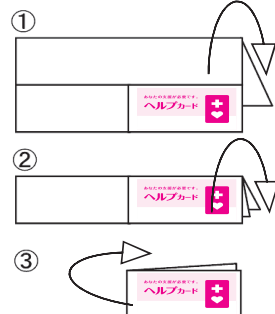
フリガナ 名前	自分の 写真 「本人」であることの 確認が必要です。	住所・電話・FAX 自助の一環として個人情報を入力することは必要です。 しかし、紛失してしまうとトラブルの元になることもあります。
生年月日		連絡先① ぜひ連絡を取ってもらいたいところを書いてください。 遠方の親戚が連絡の中継地点になったという実例もありました。
障がい 種別		連絡先② 電話番号だけでなくメールアドレスも記入しておくといでしょう。
血液型 A・B・O・AB	性別 男・女	かかりつけ医
服薬 あり・なし		
中を開いてみてください。手伝ってほしいことが書いてあります。		

心配なこと・手伝ってほしいこと・知っておいてほしいことなど自由に記入してください。

例えば以下のようなことを書いておくといでしょう。
(油性のペンなど、にじまないペンで書きましょう。)
調剤薬局でもらう薬の説明書の写しを同封しておくのもよいでしょう。

- ※ 私は耳がきこえませんので、手話が筆談をお願いします。
- ※ 私は、足が悪いので、私の前か横に来てから話しかけてください。
- ※ 私は目が見えないので、周りの状況を説明してください。
- ※ 私は知的障がいがあるので、簡単な言葉で話しかけてください。

カードの折り方



大田区自立支援協議会防災・あんしん部会では、「自助」「共助」「公助」をキーワードに、災害時における地域での支え合いについて、区と共同して検討を進めています。その一環として、障がいのある方の「自助」ツールとして「ヘルプカード（たすけてねカード）」を考案しました。

あなたの支援が必要です。
ヘルプカード③
お
ま
や

安全な場所へ連れて行ってください。

中を見て助けてください！

困っているとき

②
お
ま
や

フリガナ	自分の 写真	住所・電話・FAX
名前		
生年月日		連絡先①
障がい 種 別		連絡先②
性別	男・女	
血液型 A・B・O・AB	服薬 あり・なし	かかりつけ医
中を開いてみてください。手伝ってほしいことが書いてあります。		

①
お
ま
や

あてはまるところに○を付けましょう。

- ☐ コミュニケーション 【 手話通訳 ・ 筆談 ・ ガイドヘルパー ・ その他 】
- ☐ 補装具 【 車いす ・ 補聴器 ・ 義手 ・ 義足 ・ 白杖 ・ ストーマ ・ その他 】
- ☐ 生活介助 【 食事 ・ 着替え ・ 排泄 】
- ☐ 食事の形態 【 刻み食 ・ ペースト食 ・ その他 】
- ☐ アレルギー 【 】
- ☐ 医療 【 たん吸引 ・ 人工呼吸器 ・ 栄養注入 ・ 導尿 ・ 透析 ・ インシュリン注射 ・ その他 】
- ☐ 発作 【 対応方法： 】
- ☐ いつも飲んでいる薬
- ☐ その他、心配なこと、手伝ってほしいこと

【こんなときは届出・申請してください】

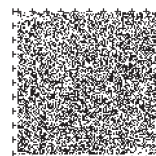
転入してきたとき

制度			手続き	制度の概要
障害者手帳 の住所変更	身体障害者手帳		住所を管轄する地域福祉課又は障害福祉課で住所変更の手続きをしてください。	P.41
	愛の手帳 (療育手帳)	都内 から	住所を管轄する地域福祉課で住所変更の手続きをしてください。	P.44
		都外 から	18歳未満は東京都品川児童相談所、18歳以上は東京都心身障害者福祉センターで愛の手帳の申請をしてください。	
	精神障害者 保健福祉手帳	都内 から	住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.45
		都外 から	住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	
心身障害者医療助成制度 (マル障)		都内 から	障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課へ申請してください。	P.59
		都外 から	障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課へ申請してください。	
難病医療費助成制度		都内 から	住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.60
		都外 から	住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	
自立支援医療（精神通院）			住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.61
大田区心身障害者福祉手当			障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.45
特別障害者手当・障害児福祉手当等			障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課で異動届を提出してください。	P.50
東京都重度心身障害者手当			障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.49
障害福祉サービス・地域相談支援			住所を管轄する地域福祉課で手続きをしてください。	P.16
障害基礎年金			国保年金課国民年金係で手続きをしてください。 (障害厚生年金については最寄りの年金事務所にお問い合わせください。)	P.55

転出するとき

制度		手続き	
障害者手帳 の住所変更	身体障害者手帳	転出先の区市町村で住所変更の手続きをしてください。	
	愛の手帳 (療育手帳)	都内 へ	転出先の区市町村で住所変更の手続きをしてください。
		都外 へ	転出先で療育手帳の発行手続きをしてください。
	精神障害者 保健福祉手帳	都内 へ	転出先の区市町村で手続きをしてください。
		都外 へ	転出先の区市町村で手続きをしてください。
心身障害者医療助成制度 (マル障)		都内 へ	障害福祉課にマル障受給者証を持参して、交付状況連絡票の交付を受け転出先の区市町村で手続きをしてください。
		都外 へ	マル障受給者証をお返しください。
難病医療費助成制度		都内 へ	転出先の区市町村で手続きをしてください。
		都外 へ	転出先の区市町村で手続きをしてください。
自立支援医療（精神通院）		転出先の区市町村で手続きをしてください。	
大田区心身障害者福祉手当		大田区から転出した日の属する月で資格が消滅します。	
特別障害者手当・障害児福祉手当等		転出先の区市町村で手続きをしてください。	
東京都重度心身障害者手当		障害福祉課又は住所を管轄する地域福祉課で異動届を提出してください。	
障害福祉サービス		住所を管轄する地域福祉課で区分認定証明書の交付を受け（区分認定を受けている場合）、転出先の区市町村で手続きをしてください。	
障害基礎年金		転出先の区市町村で手続きをしてください。（障害厚生年金については最寄りの年金事務所にお問い合わせください）	

- *障がいや年齢によって受けられる制度が異なります。対象については制度の概要のページをご覧ください。
- *各手続きの必要書類は、利用する方によって異なります。手続きのためにお出かけになる前に、あらかじめ手続き先の担当に電話して内容を確認してください。
- *住所の管轄の地域福祉課については表紙、P28をご覧ください。
- *マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーの提供をお願いする場合があります。（P14参照）



大田区 避難行動要支援者名簿への登録のすすめ

大田区では、地震などの災害が起きたときに、自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある方を対象に「避難行動要支援者名簿」の登録を進めています。この名簿は、災害時の安否確認や避難支援での活用はもちろん、普段からの備えや、地域の防災活動などに役立っています。登録を希望される場合は、最終ページの「大田区避難行動要支援者名簿登録申請書兼情報提供同意書」で申請してください。

●対象となる方（施設などに入所している方は、対象外となります。）

- (1) 視覚障がい1級、2級の方
- (2) 下肢障がい又は体幹機能障がい1級、2級、3級の方
- (3) 移動機能障がい1級、2級、3級、4級の方
- (4) 聴覚障がい2級、3級の方
- (5) 愛の手帳1度、2度、3度、4度の方
- (6) 要介護3、4、5の認定を受けている65歳以上の方
- (7) ひとり暮らしをしている65歳以上の方で、避難行動に支援が必要な方
- (8) その他（1）から（7）以外で、避難行動に支援が必要な状態にある方



問合先 障害福祉課 ☎：03-5744-1251 FAX：03-5744-1555 福祉管理課 ☎：03-5744-1721 FAX：03-5744-1520

障がい福祉に関するシンボルマーク

障がい福祉に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているものの他、各団体等が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法・配布方法等は、各団体等にお問い合わせください。

	障害者のための国際シンボルマーク 障がいのある方が利用しやすい建築物や施設であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のある全ての方のためのマークです。 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 ☎ 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523		ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店等）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 ☎ 03-5253-1111 FAX 03-3503-1237
	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行なった場合には、道路交通法違反となります。 各警察署		オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工ぼうこうを有する方）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 公益社団法人日本オストミー協会 ☎ 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障がいのあることを理由に、運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行なった場合には、道路交通法違反となります。 各警察署		ハート・プラスマーク 身体内部に障がいがある方を表しています。身体内部の障がいは、外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。 特定非営利活動法人ハート・プラスの会 https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等につけられている、世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物等に使用されています。 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 ☎ 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886		耳マーク 聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行等が、聴覚障がい者に援助をすることを示すマークとしても使用されます。 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎ 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方等、外見からは分からなくても援助が必要な方のためのマークです。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 東京都福祉局障害者施策推進部企画課 ☎ 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413 ヘルプカード（たすけてねカード） 障がいのある方が、災害時や日常の外出先での緊急時等の困ったときに、手助けを求めるものです。 ◆巻末付録から切り取ってカードを作成できます。		手話マーク 耳が聞こえない方が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗等、手話による対応ができることが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブス等に掲示することもできます。 耳が聞こえない方等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。 一般財団法人全日本ろうあ連盟 ☎ 03-6302-1430 FAX 03-6302-1449

令和7年8月

●編集・発行 大田区福祉部障害福祉課

☎ 03-5744-1253 FAX 03-5744-1555

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

●大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針により

東京都大田福祉工場にて印刷しました。

